

第百五十四回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第 十 六 号

平成十四年五月十七日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 坂本 剛二君
理事 中野 清君 理事 根本 匠君
理事 山口 俊一君 理事 山本 幸三君
理事 古川 元久君 理事 石井 啓一君
理事 中塚 一宏君
理事 岩倉 博文君 金子 一義君
金子 恭之君 倉田 雅年君
小泉 龍司君 七条 明君
砂田 圭佑君 竹下 亘君
竹本 直一君 中村正三郎君
林田 彪君 増原 義剛君
山本 明彦君 吉田 幸弘君
渡辺 喜美君 五十嵐文彦君
生方 幸夫君 江崎洋一郎君
小泉 俊明君 小林 憲司君
佐藤 観樹君 武正 公一君
永田 寿康君 長妻 昭君
長浜 博行君 上田 勇君
遠藤 和良君 高橋 嘉信君
藤島 正之君 佐々木憲昭君
吉井 英勝君 阿部 知子君
植田 至紀君

財務大臣 塩川正十郎君
国務大臣 (金融担当大臣) 柳澤 伯夫君
内閣府副大臣 村田 吉隆君
財務副大臣 尾辻 秀久君
財務大臣政務官 砂田 圭佑君
財務大臣政務官 吉田 幸弘君
政府参考人 黒澤 正和君
(警察庁生活安全局長)

第一類第五号

財務金融委員会議録第十六号

平成十四年五月十七日

政府参考人 (警察庁刑事局長) 吉村 博人君
政府参考人 (金融庁総務企画局長) 原口 恒和君
政府参考人 (金融庁証券取引等監視委員会事務局長) 渡辺 達郎君
政府参考人 (法務省民事局長) 房村 精一君
政府参考人 (財務省大臣官房総括審議官) 藤井 秀人君
政府参考人 (財務省大臣官房参事官) 大村 雅基君
政府参考人 (財務省理財局長) 寺澤 辰麿君
政府参考人 (財務省国際局長) 溝口善兵衛君
政府参考人 (国税庁次長) 福田 進君
政府参考人 (経済産業省大臣官房審議官) 桑田 始君
参考人 (日本銀行理事) 三谷 隆博君
財務金融委員会専門員 白須 光美君

委員の異動
五月十七日 辞任
中川 正春君 長浜 博行君
永田 寿康君 武正 公一君
藤島 正之君 高橋 嘉信君
同日 補欠選任
辞任 補欠選任
武正 公一君 永田 寿康君
長浜 博行君 中川 正春君
高橋 嘉信君 藤島 正之君

五月十六日

法人税法等の一部を改正する法律案(内閣提出 第九八号)
同月十三日
配偶者特別控除の廃止に関する請願(赤松広隆君紹介)(第二六九四号)
同(土井たか子君紹介)(第二六九五号)
同(水島広子君紹介)(第二六九六号)
同月十七日
配偶者特別控除の廃止に関する請願(土井たか子君紹介)(第二八一一号)
出資法の上限金利の引き下げ等に関する請願(海江田万里君紹介)(第二八八九号)
相続税法緊急改正に関する請願(西村眞悟君紹介)(第二八九〇号)
は本委員会に付託された。

五月十六日
税制の抜本的改革に関する陳情書外一件(大阪市中心区本町橋二の八田代和外一名)(第四〇号)
認定特定非常利活動法人の認定要件緩和及び申請手続の簡略化に関する陳情書(富山市新総曲輪一の七東保和雄外六名)(第四一號)
法人税における交際費の拡大に関する陳情書(愛知県岡崎市十王町二の九永田寛)(第四二号)
同月八日
沖縄県所在旧軍飛行場用地の早急な戦後処理に関する意見書(沖縄県与那城町議会)(第四八四六号)
中小企業の当面する金融上の困難を解決し、金融アセスメント法の早期制定に関する意見書(岡山県川上村議会)(第四八四七号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第六九号)

○坂本委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣柳澤伯夫君。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○柳澤国務大臣 ただいま議題となりました証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。
政府は、社債、国債等について、券面を必要としない新たな振替制度の整備、より効率的な清算を可能とする清算機関制度の整備を行う等、決済の迅速化、確実化を初めとする証券市場の整備のため、短期社債等の振替に関する法律等関係法律の整備等を行うこととし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
第一に、決済期間の短縮化等を図るため、統一的な証券決済法制の対象をコマーシャルペーパーから社債、国債等に拡大することとしております。

第一に、決済期間の短縮化等を図るため、統一的な証券決済法制の対象をコマーシャルペーパーから社債、国債等に拡大することとしております。

第二に、発展性のある証券決済システムを構築するため、一般投資家が振替を行うための口座を証券会社や銀行等に開設することが可能となるよう、多層構造の振替決済制度の創設を図ることとしております。

第三に、決済事務の標準化及び決済事務量の削減を図るため、安全かつ効率的な清算を可能とする清算機関に関する制度の整備を行うこととしております。

第四に、一般投資者保護のための仕組みとして振替制度に加入者保護信託制度を創設するほか、国債に關し、元本部分と利息部分を分離して振替を行うことができるいわゆるストリップス債や、譲渡性に制限を付した国債を導入する等、国債市場の整備のための措置を講じております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○坂本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○坂本委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事三谷隆博君の出席を求め、意見を聴取することとし、政府参考人として財務省大臣官房総括審議官藤井秀人君、財務省大臣官房参事官大村雅基君、財務省理財局長寺澤辰磨君、財務省国際局長溝口善兵衛君、国税庁次長福田進君、金融庁総務企画局長原口恒和君、金融庁証券取引等監視委員会事務局長渡辺達郎君、警察庁生活安全局長黒澤正和君、警察庁刑事局長吉村博人君、法務省民事局長長房村精一君及び経済産業省大臣官房審議官桑田始君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 おはようございます。民主党の五十嵐文彦でございます。

当法案を民主党でもヒアリングを受けたわけですが、当初、かなり実務的、技術的な法案であるというふうに向つておりました。説明もそのような状況でありましたけれども、しばらく待つてよ、これは必ずしもそうじゃないんじゃないかと、このことに気がつきまして、もっとその部分を詳しく話をしてくれと途中で説明を求めたという経緯があるんです。技術的な部分はいいんですけれども、国債の金利スワップという部分がどういうわけか紛れ込んでおりました。その説明が十分ではなかったというふうな理解をしております。

金利スワップ、ヨーロッパでもやっていると、うことなんです。十分な準備もなくこのようにな形で急遽入れてくるというのはかなり問題があるのではないかと。やはり重要な内容でありますから、本来二つの法案、別々の法案で出してくるべきであり、何々等法案というふうに別の法案に抱き合わせ販売してくるというのは正當なやり方ではない、私はこう思うわけでありまして、この二法案、本来二つで分けるべき法案を、どうして一本で出してきたのかということ伺いたしたいと思います。

○柳澤国務大臣 法案の提出に当たりまして、私も念頭にありましたのは、発行市場を含む社債市場、国債市場等、証券市場の整備を図る、こういう大きな理念のもとで今回法案の立案に当たった、こういうことではございません。

したがって、今委員御指摘のように、確かに証券の決済制度を抜本的に整備するということが一つの柱でございますが、同時に、今御指摘になられたような国債に関する諸措置についても、国債市場が我が国の主要な債券市場であるというふうなことから、先ほど申した理念に合致するという

ふうな考えまして、これを第二の柱として本法案を構成したものでございます。

委員の御指摘のような、ちよつと想定とは違ふ形になったというお気持ちになるのもわからないではないんですが、これは、政府には、御案内のように内閣法制局というのがあります。法律をどのような形式で整えるか、国会提出に当たつてどういう形にするかということについては、かなり厳格な原則に基づく審査が行われるわけでございますが、本件については何らの問題もないというところで、このような形式を整えさせていただいた次第でございます。

○五十嵐委員 内閣法制局は大体政府の意に沿つた判定をするものでありまして、特に、国債については個人の所有は二・五％しか日本ではないわけですね。ですから、急にこれをメーンの取引とすることは、確かに国債そのものの厚みは債券の中でありましても、国債の金利スワップについては特にここで急いでやる必要はないはずでありまして、もっと十分な準備が必要だと私は思うわけでありまして、この裏には何らかの意図があるであろうということなんです。

日本の国債の発行状況を考えますと、とにかく大量発行が続きました。残高がここまで厚くなつてまいりますと、さまざまなリスクが予想されるということ、日本の金融機関等も、残存期間の短いものにシフトしていこう、すぐ逃げられるようにしようというふうな状況が出てきておられるわけでありまして、長期国債の金利の上昇、国債価格の暴落というものが懸念をされる、そういう状態でありましますから、まず、今の超低金利の状況の中で短期国債を発行しておいて、固定金利払い、変動金利受けの金利スワップを後からやるという形で、見かけ上の長期国債の発行を抑えていくということがあるのではないかなというふうに思われるのですが、そうではないですか。

○寺澤政府参考人 お答え申し上げます。金利スワップ取引は、国債市場の状況や国債の負債構造等に応じまして、いろいろな形で活用で

きるものでございます。いろいろな取引をめぐつて、目的がこうではないかとかいうことは当然想像されるわけでございますが、私ども、国債管理政策の観点からこれを申し上げますと、私どもは、国債を確実に円滑に発行、消化すること、また、長期的な調達コストを抑制することを管理政策の目的としておりました。そのために、まず、市場の動向、ニーズに應じて国債の発行計画を策定していくことが必要だと考えております。

ただ、市場の動向、ニーズに應じて発行するという場合に、場合によっては、市場の環境から、長期国債が十分に発行できない場合が存在するだろう。その場合に、私どもは、発行計画は市場の動向、ニーズに応じて策定いたしますけれども、その発行の結果、国の債務構造、負債の構成、デュレーションと言っておりますが、それが、私どもが望ましいと考えている負債構造から離れた場合に、それを望ましい形に調整をする、変換をするための取引として、金利スワップ取引を考えているわけでございます。この国の負債のデュレーション管理につきましては、第一義的には発行計画で行う、それで、この金利スワップ取引はあくまでも補完的な手段というふうに位置づけているわけでございます。

なお、先ほど先生がおっしゃいましたような短期の国債を発行するということは、過度の短期化を行いますと借りかえリスクや金利変動リスクが生じますので、スワップ取引を導入したからといって、こういった、殊さらに短期国債を発行するということは考えておりません。

○五十嵐委員 考えていないというのですが、そうせざるを得ないような状況になっていくのじゃないか。

現実には、今、長期国債は人気なくなつてきています。残存期間のバランスを保つという名目のもとに発行をむしろ控え目にして、短期国債の方にシフトしているというのが現実で、それは市場の

需要とマッチをしているわけですね。いや応なくこれからは短期国債の発行がふえてくる。そして、いよいよ苦しくなってきたら短期国債でつないで、そして金利スワップでコストの低減を図るということに向かうのは目に見えているわけですね。ヨーロッパとは違うんですね。

ヨーロッパは、むしろ、国債残存期間の調整のために金利スワップを活用しているわけですが、でも、ヨーロッパは財政が急速に改善していますから国債発行残高が減少して、新規発行が少なくなっている。ところが、債券市場は一定の厚みを保たないとならんから、いわば市場のために発行しているという部分があるので、この金利スワップによって政府債務の短期化を図るということがあるわけで、日本とは事情が全く逆なんですね。

そういう意味からして、日本の状況は、これは、ねらいは、むしろ短期国債を発行しておいて長期化させるという逆の方向になるわけで、確かにメリットもあるんですね、何かあった場合に、それから、今のようない金利が超低金利の状況の中では、コストを安くできるというメリットはあるわけですが、このメリットの陰には、今、理財局長もおっしゃいましたけれども、リスクがあるわけですね。そのリスクを十分にコントロールできるのかという問題があるわけで、金利スワップというのは専門家がやっても難しいわけですよ。

ですから、十分な検討なしに、こういうツールが手に入ったということで飛びつくというのではなくて、例えば、失敗したときには一体だれがどういう責任を負うのかとか、どういうリスクヘッジの仕方があるのかというようなことも含めて十二分な検討が必要だと思ふのですが、それがなされたように思われない。どうやら、この法案の作成過程の中で突如飛び込んできた話ではないかなというところで、柳澤大臣に最初に御答弁いただいたのですが、最初からこの話はあった話なんですか。法案の途中から入ってきた、飛び込んで

きた話ではないのかという疑いもあるわけですが、いつからこれを準備されたのかということと、リスクをどのように考え、どのように責任をとるといふようなことを考えて仕組まれたのかということ、二点、伺いたい。

○寺澤政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、今回導入をお願いしております金利スワップ取引は、国の負債のデュレーションを調整するために、現実に発行されている国債の利子等につきまして金利の変換を行うというものでございまして、いわゆるスベキデュレーションといいますが、金利の負担軽減とかもうけようとかといったような趣旨で行う取引ではございません。

したがって、現在私どもが考えております金利スワップ取引によって変動金利を固定金利に変換した場合に、国にとつては、最初から固定の利付国債で資金調達をしたことと同様の効果が生ずるものでございまして、それ以上のリスクは発生しないというふうに考えております。

○五十嵐委員 半分答えてないのですが、いつごろからこの法案準備に入ったか、いつごろ、この法案に入ることになったか。

○寺澤政府参考人 失礼いたしました。

今回の法律は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律ということで、この法律の趣旨、目的が、我が国証券市場の効率化や国際競争力の向上を図るために、先ほど大臣が答弁されましたペーパーレスタ化による新たな振替決済制度等々、証券市場整備のためのいろいろな措置が盛り込まれるということでございます。

この趣旨に合うかどうかを検討いたしましたして、この金利スワップ取引の導入が、国債市場の需要の状況に応じて国債発行が市場が攪乱されずに行えるということ、国債市場の安定した形成に資するものだというふうに検討いたしましたして、お願いをしたものでございます。

○五十嵐委員 悪用の仕方によっては、あるい

は、法律というものはいつでもそんなんですが、当初の目的はこうだったからこういう基準で運用しますといつても、あなたがいつまでも理財局長の席にいらなければならぬわけですね。後の時代に新たな状況が起きたときにどのような使われ方をするのかというものが問題になってきて、そのような状況になつても悪用や誤用が起きないようにするというのが法律なわけでありまして。

大量発行はしないんだというふうにおっしゃいましたけれども、大量発行を余儀なくされる事態が来る可能性が高いと私も言っているわけですが、そのときに、これが大きな国の失敗につながるかそれがある、だから十分に考えておきなさいということをおっしゃるわけですね。

私も、これがいわゆる日銀の国債直接引き受けにだれだれのための一つの入り口、突破口になるのではないかと、短期国債の大量発行から始まって、これが日銀に短期国債を買い取らせるといふ話になり、短期国債の買い取りを契機に、まさしく長期国債まで含めた直接引き受けにつながるのではないかと懸念を持っているわけでありまして。

そういうことがないように、では、金利スワップにかけられる量について枠を設けているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○寺澤政府参考人 お答えいたします。

金利スワップ取引を行います場合には、国は一定の債務を負うということでございますから、憲法、財政法の規定に基づきまして、国は国会の議決に基づいて行わなければならないということになるわけでございます。

具体的に申し上げますと、その具体的な実施額につきましては国債発行計画においてあらかじめ公表するとともに、さらに、受け払いの所要額については予算に計上いたしまして、国会の議決により授權を得た範囲内で行うということにしていくものでございます。

○五十嵐委員 そうすると、あらかじめ国会に提出する国債発行計画の範囲内でしかやらないとい

うことですね。それは、歯どめはこの条項で決まっていますか。

○寺澤政府参考人 スワップでございますが、国は受けと払いがあるわけでございますが、国の払いの方は利払い費になりますので、国債整理基金特別会計の歳入の中でそれが計上されるということになるわけでございます。

○五十嵐委員 それでは、金利スワップの相手方はどこになるのでしょうか。

ヨーロッパの例を見ますと、最低格付の基準を設けておまして、相手方がシングルA以上でないといふ金利スワップの相手になれないというのがヨーロッパの例と聞いております。これを日本にそのまま例えは当てはめずと、邦銀の四大メガグループがあるわけですが、ここでシングルA以上というのは三菱東京だけなんです。そうすると、万が一、三菱東京がこれ以下に格付が下がった場合には相手がいなくなっちゃうんじゃないですか。

そのことは、要するに、二つのことを聞いていますが、最低格付の基準を設けるのかどうか、そして、その相手をどういふふうに想定しているのかということをお伺いします。

○寺澤政府参考人 お答えいたします。

相手方をどういふものにするかという点につきましては、基本的には、金利スワップ取引についての十分なノウハウや取引実績と十分な信用力のある金融機関等との取引を行うと考えております。その選定に当たりましては、相手方の格付についてどのように取り扱うかにつき、今後、市場参加者の御意見等も聞きながら検討してまいりたいと思ひます。

御指摘のように、金利スワップ取引には、カウンターパーティーリスクと言われる債務不履行に陥るリスクに対応するために、諸外国で一定の信用度のある相手方しか取引を行わないといった対応をしている、また必要に応じて担保を徴求するといった対応をしていると承知しております。

基本的に、相手方につきましては、十分なノウ

ハウ、取引実績と信用力のある金融機関と行うように、こういった海外の例も参考にしながら今後検討してまいりたいと考えております。

○五十嵐委員 この程度のことは基準を決めていなきやいけないんだと思うんですね、法律を出してくる以上は、それが、これから検討だということな、そして、一般論でしか答えられないということから見て、この法律が十分に考え抜かれてきたとは思えない。

それから、大量発行しないんだからリスクはそんなに大きくないんだということなんですけれども、少なくとも、リスクのある仕事であることに変わりないので、もし失敗した場合はどうするか、あるいはだれが責任をとるのかというように、これも、きちんといろいろなことを詰めた上で私は法律を出されてくるべきだというふうに思うので、出し直しをしていただくように求めたいと思います。

そこで、相手方がシングルA格以上でなきやいかぬという話があったんだけれども、国の方もどうも信用がないじゃないかという話になってきているわけですが、外国の格付機関に対して、三社に対してですか、財務省は財務官名の意見書というものを発出したようでありまされども、その意見書を送付した意図、そして相手方の反応を読んだ上でこういう行為を初めてしたわけですから、したのかどうかということをお伺いしたいと思ひます。

○尾辻副大臣 お話のとおり、財務官名で外国格付機関あての意見書を出しました。それに対しては、五月十六日現在では二社、すなわちフィッチとムーディーズから届いておるところでございます。三社にあてて出しまして、今、二社から回答が届いておりますので、三社の回答が出そろったところでこれらを精査して適切に対処してまいりたいと考えております。そのときに私どもの見解はまとめて申し上げたいと存じております。

今申し上げられますことは、基本的な認識の違

いといひますか、考え方の違いといひますか、それは、格付会社は財政のみを見て格付をいたしておる、それに対して私どもは、その国の持つている、国債に対する格付でありますから、やはり経済力というその一番基本の力とでもいひますか、そういうところをしっかりと見て、そして、それに基づいて国債も発行しておるわけでありまされども、一番その大もとの力をきっちり見て判断すべきであらう、こういうふうに見ておるわけでありまされども、このところがお互いの見解の違いだといふふうに認識をいたしておりまして、今後、これらの議論にならうかと思ひます。

いづれにいたしましても、申し上げましたように、三社の回答がそろったところでこの見解を私どもは申し上げたい、こういうふうに見ておるまされども、

○五十嵐委員 ムーディーズの反応は私は余り承知してないんですが、フィッチの方はもう報道されているんですが、これに対しても今の時点ではコメントしない、あるいはできないということですか。

○尾辻副大臣 申し上げましたように、三社そろってから精査をして見解を申し上げたい、このように考えております。

○五十嵐委員 ムーディーズは、三月に幹部が来られたときに、二ノツチ、ツノツチの格下げを予告していたと伺っております。それが、先日のイタリアの格上げによって、ツノツチではなくなりそうだと、それを好感してもう株価は反応しているわけでありまされども、このムーディーズの格上げをどう見るかということについてはどうですか。

○尾辻副大臣 お話のとおり、ムーディーズがイタリア国債の格上げをいたしました。それは承認をいたしておりますけれども、これは他国の格上げのごときでございますので、私どもからコメントする立場にはございません。したがって、コメントは差し控えていただきたいと思います。

○五十嵐委員 外国の格付会社、確かに認識の差、私どもともあるとは思ひますが、彼らは彼らなりにそういう需要があつて、すなわち、海外の投資家や日本国債を買つていられる人があるわけですね。海外は今五・〇％ですか、数は、総体の中では小さいけれども、その人たちが、今、各国、先進国は財政を急激によくしていますから、そのポートフォリオに従つて買おうとする日本国債の目ぼしいところは少ないということ、日本国債をでれば買おうという動きがある中で、本当にリスクはどうなんだという話が出てくるわけですから、そのために、海外の日本国債を買おうとする投資家のために、彼らは格付をしているという面が強いと思ひます。

そうすると、日本国債の将来というのは当然問題になつてくるわけでありまして、二〇〇六年以降、今バゼルでやつておりました、議論をさんざん金融庁長官ともいたしましたけれども、森金融庁長官が、いや、日本国債はローカルルールを適用して、そういうことがあつても、格付の低下があつてもリスクウエートはこれはゼロにするんだということ、先に早々と表明をされました。

しかし、ローカルルールを適用したとしても、日本の国内の投資家は、金融機関はそれで新たな不良債権が出るということはないのかもしれないけれども、海外の投資家はそういうわけにいかないんじゃないんですか。日本国債保有のリスクウエートが海外でゼロになるとは限らないわけ、そうすると、ある一定格付以下になると、リスクウエート二〇％ということになると思ひます。すね、二〇〇六年以降。そうすると、やはり厳密に財政状況を見なきやいけないということになるんだと思ひます。

だから、一方的にけしからぬ、けしからぬと言つても、それはある意味では、話のかみ合わない無理な注文ということになるのではないかなと思ひますが、いかがですか。

○尾辻副大臣 おっしゃつておられることはそのとおりだと思ひますが、私どもとしては、先ほ

ど来申し上げておる、すなわち、日本国の持つておる経済力、この基本的な経済力をちゃんと評価すべきだということを言ひ続けることになりまされども、

国債というのは、申し上げるまでもありませんけれども国が保証しておるわけでありまされども、国の信用力でちゃんとやるということに約束しておるわけでありまされども、その国の経済力が基本的にしっかりとつておる、このことを言ひ続けることにならうかと思ひます。

○五十嵐委員 しかし、今は日本の経済力はしっかりとつておるけれども、その債務の大きさから見て利払いが持続可能かどうかということが問題になつてくるわけで、ここまで大きくなつてきて、日本の国の政治の政策の方向がそちらの方に向いていないとなれば、不安を抱かれるのは、これは政治論になつてきますけれども当然なんです。

デフォルトが直ちに起きると思ひつていないですよ、それは。外国の報道機関もそうは言っていない。しかし、何らかの形で、巧妙な形でリスクジェールというのが余儀なくされる時点が来るんじゃないか、この調子で累積債務残高があえていけば、という疑いが濃く、こう言われているわけでありまして、それはある意味では事実なんだろうと思ひます。だって、プライマリーバランスが均衡するめどが今立つていないわけですから、言ひ切れないわけですよ。

この状態の中で、いわゆるストックはストックのまま残つてフローの赤字もたまりつづつあるというの、これはやがて限界が来るというの、もう簡単な算数ですからこれは目に見えた話で、この反論をするよりは、むしろ、政治の姿勢でもつて、プライマリーバランスを何年までに、必ず、どんなことをしてでも均衡させ、債務の圧縮に向かうんだという強い断固たる意思を、改革の意思を行動でもつて示さなければならぬということなんだろう。自分に返つてくる話なんです、これは。

そう思ひますが、これは局長に求める答弁で

はなくて大臣だと思ふんですが、どうですか。ただ格付機関に文句を言うのではなくて、むしろ行動で見せてくださいよというのが相手方の回答なんだろと思ふんですね、一言で言う。その点についてどう思われますか。

○尾辻副大臣 最後の部分は、もうそのとおりだと思います。したがって、私も、構造改革、これをきつちりと進めていかなきゃならない、そのように考えます。(発言する者あり)

○五十嵐委員 それは、ウォール街じゃないですよ、世界じゅうがそう思っているのですよ。日本人も大多数の国民がそう思っているのです。

そこで、もう一つ、それでは大臣、後でまとめてお答えをいただきたいと思うのですが、G7で公約をされてまいったというふうに報道されております。六月に減税を含め明確な戦略を示すんだという約束をとられてきた。

減税ということの特例を挙げて言われているわけですが、これは、与党税調、自民党税調と調整をされて、はっきりした方針のもとに発言をされたのか、それとも、この発言をしなければG7、これから来るサミットを乗り越えられないということ、政治的判断をとつたにされてやられたのか、お伺いしたいと思います。

○塩川国務大臣 減税の問題につきましては、実は、二月に「改革と展望」というのを、経済財政諮問会議で議論いたしました。用意いたしました。その際に、今後の経済の改革については、産業の活性化と同時に、税制あるいは規制緩和、そういうようなものが一体となって改革に協力していくということをやったわけでありまして、そういう意味から税制の改革も必要であるということを示し上げた次第です。

○五十嵐委員 前からの大きな構造改革の流れの中の一つだというのなら、今までいろいろな、骨太の方針があり、その後の計画もあるわけでありまして、ここでわざわざ六月に減税を含め戦略を示すと言われたことの意味が、ひとつわからな

い。景気回復のために何か手を打つということなのかというふうにも見られるわけですが、そうすると、大臣の念頭にある減税の項目というのは何ですか。

○塩川国務大臣 総理が六月を一つのめどにいたしましたのは、企業の三月決算が明確になってくるといことが大体六月ごろであらう、それを受けて議論をしたいということが、これが一点。

それから、まだ三月中は国会において予算の審議中でございますから、十四年度予算審議中であるのかかわらず十五年度以降の話をするということ、これは、これは議会を冒瀆するようなことではないから、議会で十四年度予算をしっかりと議論していただく間、我々はそれ以上の先行したものは提示すべきではないという、その節度を守つたということがございます。

そういうことと、さらには十五年度、つまり二〇〇三年度に向かひまして、OECDとかあるいはまたアメリカ経済等が先行きについての表示を出してゐるのが大体四月以降であらう、こういうことを見定めた上で総合的に六月に判断しよう、こういうことになったわけでありまして。

○五十嵐委員 全くお答えになっていないし、ちよつと今のお答え自身がよくわからないのですが、三月決算が出そろつてくるのが六月だ、だから六月中に減税を決めなさいかぬというのは、理屈になつていないですね、それは。

それから、今年度予算の審議中は遠慮をしていただく、それが成立したからもういいんだという話なんです、年度改正に含むべきものをやるのではありません。今言われているのは、相続税、贈与税の見直しと試験研究税制について。これは、今、国会に提出をされております連結納税の関係で、増加試験研究費の税制が空洞化する、いわゆる合算されてしまうと、研究部門を切り離しておいてそこでやらせるということができにくくなつてくるということで、逆に試験研究費が減つてしまふのではないかと懸念が生まれるものですから、そういう状況の中で、試験研究税制、

今のままでいいのかという問題が出てくるんだと思ひますね。

そういうことが当然予想されるんですが、これは年度改正に本来含まれるべきものであつて、ここで急に方向性を出すという話ではないんでないかなと思ふんですが、なぜ六月結論なのか、今言つたような相続税、贈与税あるいは試験研究税制といったものが大臣の念頭にあるのかどうか、もう一度お答えをいただきたい。

○塩川国務大臣 念頭にないと言へばうそでございますけれども、だからといってそれを主題にする、するということも言つておりません。

○五十嵐委員 いまだに、お答えを聞いても、これはどうも与党税調と、あるいは自民党そのものの税調と調整をされた上でこの発言をされたようには聞こえないわけでありまして、本当に全体の中で税制が論じられるんであらうかという心配があるわけでありまして。

私は、ことしの予算委員会等を通じて、今日本に欠けているのは、産業立地の国際競争が行われていて、その中で日本がおくれをとつていて、これをどう取り戻すかというところに一点集中して国の政策を組み立てなければならぬということ、これを主張してまいりました。

それは、日本の土地の地価、日本の土地もかつては日本だけのものではしたけれども、地価そのものが国際競争の中にさらされていくということ、国際商品になつたという言い方を私はいたしました。地価、人件費、電力、ガス、水道、通信費、あるいは高速道路、鉄道、航空、港湾の料金等の物流のコスト、あるいは税、金融も含めるわけですが、トータルな産業立地のコスト、これが最近台頭してきたあるいは例えれば中国と比べてどうなんだというような話を検討した上で、総合的に国の政策としてはこれらのコストを下げるような方向の政策を集中していく、そういう必要があるということ、これを言い続けてきたわけであり

ます。税というのは、そのほんの一部なんです、ほんの一部なんです。相対的に税の水準は、法人税も下がりましたから、日本は税水準としてはそんなに問題があるとは思へないわけでありまして、そこに税を頼つて景気をよくしようというような発想をするのであれば無理が生じてくるわけですね。税のあるべき論、相続税や贈与税のあるべき論から離れた、消費拡大のために役に立つものは何でもやるんだというだけの税制になつてしまふのではないかな、こう思われるわけです。

その辺の、構造改革に本当に資するかどうか、それとも今の、当面の景気浮揚のために、これは全部否定するわけではありませぬけれども、やるべきことをやるというのと、どういう考え方でやることになるのか。あるいは、今言つた、全体の中のほんの一部にすぎない、これに過大な期待をかけさせるとかえつて国際世論を間違つた方向に導き、あるいは失望を生んでさらに格付が下がるということになるんではありませぬかということ、これを申し上げているわけですが、その辺について本質的なもう少し議論をさせていただきたいんですが、大臣はどうお考えですか。

○塩川国務大臣 おっしゃるとおりであります。○五十嵐委員 どうも、おっしゃるとおりでありますと言われたいやうがないんでありますけれども、お答えをいただきたいのは、これはいつごろ結論、六月中に戦略を示すというんですが、例えば法案の形で出されるのはいつごろを念頭に置かれてゐるんですか。

○塩川国務大臣 法案を出すということは今考えておりませんが、税制の改正につきましては、大体、経済財政諮問会議あるいは政府税調で決まりまして、作業をいたしますのは夏ごろになる。正式の法案として出すのは、やはり予算審議が行われる直前になるであらうと思つております。

○五十嵐委員 そうでしょう。結局、年度改正に入れるということ、今大臣はおっしゃつてゐるんで、それだつたらその方針を六月に出すというの、はどうも拙速で、単なるサミット対策にしかすぎないということになるんじゃないでしょうか。私

は、どうも勝手に大臣が約束してきちゃったなという印象を持つわけでありましてけれども、もう少し、先ほど私が申し上げましたように、全体の論議を組み立ててから、その一部として税制があるという形で、本来の構造改革の流れに沿った改革を大胆にしていきたいと思います。

年度改正で、小手先、小手先でやっていく話でここでも持ち出されても困る。それでは大胆な改革はできないですね。大改革という方は、一遍に、大規模にやらないとならないんで、小さな改革を積み重ねて大改革が達成されるということとは私はほとんどないと思っているものですから、そういう考えを貫いていけるように御要望いたします。

そして、第一回目の質疑は、時間が参りましたので、終わりにいたします。

○坂本委員長 次に、小泉龍司君。

○小泉(龍)委員 自由民主党の小泉龍司でございます。

なかなか質問のチャンスがめぐってきませんので、きょうは両大臣にゆつくりお話を聞きたいと思つたんですけれども、十時から参議院の本会議が入るといふことで、質問の順番を変えまして、一問だけ塩川大臣にお話を伺いたいと思います。

この法案は、証券決済システムの整備に関する措置のほか、弾力的な国債管理政策に関する措置として、ストリップス債の導入、国債の買入れ消却の実施、金利スワップの導入、個人向け国債の発行、こういう措置が盛り込まれております。

マーケット自体がグローバル化の中で、国債市場についても発行あるいは流通市場の効率化を図る、あるいは諸外国が持っているような国債管理政策の手段、ツールを整備するということは大変重要な施策であり、不可欠な措置であると私は思いますけれども、国債の発行管理政策を考えると、やはり、今五十嵐委員からもお話がありましたように、国債の格付という問題、日本国債の格付の問題が大きな問題になってきていると思います。幸いまだ外国人投資家は、格付が小刻みに

下がってきても、シングルA手前まで来ても、それと大きくは為替も金利も反応していない、投資家も反応していない。しかし、だんだんこれが大きな問題になってきていると思います。

私もかねがね、一方的な格付、一方的にやられる格付について、どういう問題があるんだろうなという問題意識を持っております。デフォルトリスクを本来ならば評価するべきところを、ファンダメンタルズはいいと思うんですけども経済政策の端々まで評価をされる、あるいは国民負担率、租税負担率が諸外国に比べて低い、増税の余地があるという点は全く評価されていない。経済政策の評価ということになりますと客観的基準がないわけでございますので、やられたい放題、言われたい放題言われているわけでございます。

もっと早い時期にこの委員会でも御質問しようと思つておりましたら、幸いに四月二十六日に大臣の強いイニシアチブのもとで手紙を外国格付機関三社に出されたというふうに伺いました。大変思い切った措置であり、評価したいと思はれますが、目先の損得を考えますと、外国格付機関もやはりメンツがあるでしょう、いろいろな考え方がありますから、圧力に屈したという姿勢は見えない、むしろ下げる方向に動くリスクもあつたかと思ひますが、その辺をどういふふうにお考えになって、またどういう意を持ってこの書簡を送付されたのか、大臣のお言葉でお考えをぜひこの委員会でお伺いしたいと思つておられます。

○塩川国務大臣 ちよつと私見が入りまして恐縮ですけれども、格付はもつとやはり神聖なものである、私、本当はそう思つておつたんです。民間会社のものであるといふものの、もつと公正にして、そして定量的に、きちつと基礎のあつて、具体的な支持があつたもの、そう思つておつたんですけれども、最近の格付の状況を見ておられますと、一昨年の九月に一度格付を落としましたね。そしてまた落としている。

何かそこに、ファンダメンタルあるいは日本の国の状況が変わつたのかどうか、そこをどう認識

しているのかということ、私はそれを知りたかつたというのが本心なんです。ですから、民間会社とはいへ、やはり私たちはこの格付というものを慎重に見ておることは事実なんです。それだけに気になるものであるから問い合わせたんです。

ですから、私どもの方から、財務官が聞きましたの、その格付をこうして急に変えたが、これに対する具体的な説明はどういうぐあいにあるのか、それから、定量的に見てどこに欠陥があつたのかということ議論したい、こういうふうに言つたということなんです。

もちろん、これをするにつきて、むしろ彼らは感情的に反発してくるかも知れぬということとは、私たちもそんなことも思ひました。しかし、そうであるとするならば、その格付会社そのものが格付を落としてくることになる、私はそう思ひまして決断したということでありまして。

○小泉(龍)委員 おつしやる意味はよくわかりました。相対の論争になつていくと思ひますので。そこで、やはりマーケットのインフラですから、より広いマーケット参加者に説得力のある議論を、粘り強く、けんか腰にならないで冷静にやつていただくということも必要だろうと思ひます。現に外国人投資家が、格付が下がつても、為替も金利も少しは動きますけれども平常に戻るということとは、おつしやつた、格付というものを軽く見始めているという要素もある、兆しがあると思ひますので、ぜひ大臣は、真つすぐ行かれると思ひますけれども、市場というものを対象にお考えいただきたい。ありがとうございました。

この格付の問題に關しまして金融庁にも伺ひをしたいわけでございますけれども、指定格付機関制度というのがございまして、有価証券届け出書には指定格付機関の格付をとつて格付をする場合には提出しない、この指定を金融庁が行うわけでございます。

監督官庁は金融庁ということでもよろしいかと思ひますが、アメリカでも、最近、エンロンの破綻を契機としまして、議会で格付機関の問題点とい

うものが議論の対象になり始めました。三社の実質的な寡占であるということ、あるいは格付機関がグループ企業の中にコンサル会社を抱えておりました利益相反の問題が起る、この寡占と利益相反の問題、これで議会が大分騒いでいるようございまして、それに押される形でSECが市場関係者にサーベイを行うところまで来ています。

何年かに一度、こういう動きはあつたようございましてけれども、いよいよ我が国でも、財務省が手紙を出しましたので、所管官庁として、これは発行体ではないわけですから、どこのようにこの財務省の書簡をお考えになつておられるのか、あるいは、そのSECの動きに対して日本の監督官庁としてどういふ対応をされていくかと思ひます。

○村田副大臣 小泉委員には、大臣が参議院の方の本会議に出まして、私がかわつて答弁をさせていただきますと思ひます。

御指摘のように、財務省の方から格付会社に対して意見を求めたということは私も私も承知しているわけございまして、私も私も政府の一員といたしまして、日本政府が財政構造改革を初めといたしまして経済社会の構造改革に非常に熱心をやつておられる、こういう状況にありながら、日本の国債に対して格付を下げっていく、こういうケースが見られるということは、私も私もいたしましてまことに残念な状況にございまして。このことにつきましては、銀行監督委員会の国債の格付に対する将来の動きに絡みまして、私も、大臣からも長官からも、さまざま態度の表明がなされているところであります。

ただ、我々金融行政当局といたしましては、この格付というものをいろいろな行政のために利用している、活用している、こういう立場にありまして、そういう意味で、私も私も、その格付というのは、債券に対する元利等の償還の確実性に対する格付機関の意見の表明、そういう性格のもので

ある、こういうふうと考えておられまして、そういう考え方は市場でも広く受け入れられている、こういうことでございまして、今申しましたように、我々行政上も活用させていただいている、こういう状況にあるわけであります。

アメリカでも、今委員御指摘のように、エンロン問題を契機といたしまして、この格付のあり方につきまして、今おっしゃったように、参入の障害の問題といえますか、寡占になっている、こういう状況、あるいは利益相反のごときことが可能性があるんじゃないかという御指摘もなされているわけでございます。私どももいたしましては、米国のにおきますそうした議論の趨勢といえますか、行方というものを注意深く、幅広く見ていきたい、こういうふうなことを考えているわけであります。

○小泉龍委員 マイカルが破綻したときに柳澤大臣がこの委員会で何度もおっしゃいましたけれども、いや、いきなり四段階下げられたんだ、これが大きいんだということを言外に何度もおっしゃいました。

結局、マーケットのインフラでありながら、政策当局との対話が十分でない。そういう大きな問題を抱えておられますので、財務省は発行体として問題意識を持たざるを得ませんけれども、金融庁もぜひ正面から所管官庁だという認識を持っていただいて、また、財務省とは立場は違うと思いますが、この問題にSECの動きも含めて取り組んでいただきたい、このようにお願いを申し上げます。

法案の審議でありますけれども、先ほど申し上げたように、大臣がいられればマクロ経済政策の大枠について幾つか伺いをしたいと思いましたが、これは通告後変わられたので、予定どおり、財務省当局にマクロ政策の大枠について三問、四問質問をさせていただきたいと思えます。

一つは、構造改革政策の道筋でございます。小泉内閣ができてから、構造改革政策が一年がたちましたが、なかなか国民の理解が進まない。世論調査を見ても、雇用対策をやれ、景

気対策をやれということが上に来まして、構造改革については順位が非常に低い、要望が低い。理解が進まないんですけれども、進んだ点の一つありまして、それは、痛みを伴うんだ、痛みがあるんだ、これだけははっきりと国民の理解に達しているわけでございます。

問題は、その痛みがどういう形で最終的に自分たちの恩恵として返ってくるのか、経済が再生していくのかというところが、私も選挙区で説明をしていくのも自信が持てないところでございまして、この議論を第一歩に、出発点に戻しますと、GDPギャップ、需給ギャップの原因がどこにあるんだろうというところに出発点があると思えます。

この委員会でも、たしか社民党の植田先生が、いや、需要不足ですよと、大臣が、いや、それは供給過剰ですよと。そういうかみ合ったようなかみ合わないような議論がありました。供給が多いのか、需要が足りないのか。これまでの経済政策は、言うまでもなく需要不足論でありまして、財政支出拡大によって、実質平均一%の過去十年間の成長を財政によって支えてきた。しかし、つなぎにしかならない、財政破綻のリスクも限界まで来ているということで、構造改革に切りかわったわけでございます。供給サイドを調整しようというところでございます。潜在需要を掘り起こせない供給力を削って新しい供給力をつくる。

供給力を削ることは割合簡単にできるんですね。不良債権処理をしていくのも一つの大きな道筋だと思えます。しかし、削った後、新しい供給力がどこからどういうふうになされてくるのか。いや、それは歳出構造改革ですよ、規制緩和ですよという説明がありますが、明確な道筋というのが経済メカニズムとして見えてこないわけでございます。やはりそこは価格メカニズムしかない、それは実質賃金を下げるしかない。

アメリカは、八〇年代に失業率が一〇%を超えまして、労働コストがどおんと下がりました。時給三百円とか四百円の世界だと思います。そういう

安い労働コストというのが生まれて、ここで失業率が一〇%を超えて下がつて初めて経済がサービス化する、サービス経済という方向へ構造改革が進み、製造業も空洞化したしただけでも付加価値は高まる、高まった付加価値をサービス経済を通じて雇用につぎ込んで、こういう仕組みで経済が再生したわけでございます。

そういう道筋を考えていきますと、失業率の上昇、ワークシェアリングでそれを抑えるにしても、実質賃金の低下、そして安い労働力、安い労働力が成長産業における新規企業を起こす、この道筋しかないと思えます。そこがはっきりしないから、需要不足論、補正予算の問題、常にかみ合わない議論が繰り返されている、そのように私は思っています。

かなりはしりましたけれども、これは大臣にお答えいただくのがいいと思うんですけれども、しかし、財務省がある意味では小泉内閣の司令塔であるというふうな言われている向きもございまして、藤井総括審議官でしようか、お答えをいただければと思います。

○藤井政府参考人 お答えいたします。今先生の方からは、構造改革、あるいはそれに至る道筋という全体の御質問があったと思えます。

御案内のとおり、構造改革、これは、経済社会の変化に対応いたしまして、効率性の低い部門、これから効率性あるいは社会的ニーズの高い成長分野へ労働力あるいは資金の円滑な移動を図るということを通じて、新たな市場あるいは成長部門を生み出し、我が国経済の活性化を図るということに尽きると思えます。

こうした観点から、社会政策上の必要な配慮を一方では払いながら、今お話しございました規制改革あるいは経済財政の構造改革のための諸施策、こういうことを実施し、労働市場を含めまして、市場機能が十分に発揮されるような環境整備に努めてきたということでございます。そこで、今先生の方から賃金水準の問題がござ

いました。

確かに、対アメリカとの関係で申し上げても、我が国の賃金につきましては下方硬直性が八〇年代以降見られるということは、そのとおりでございます。私どももいたしましては、やはりこの賃金水準につきましては、要は生産性に見合った賃金水準、これに収められていくということが何よりも大事である、それによりまして、企業及び我が国全体の競争力の維持、そのためにそれが生かされるということが必要であろうというふうに考えております。

ただ、基本的に、各企業における賃金問題というのは、今後の経営戦略、そういうものを踏まえて決定されるということでございまして、政府の方でそのあたりのいわば方向性というものを見つけ出すというのは難しいわけですが、基本的には、先ほど申し上げましたように、生産性に見合った賃金水準ということを念頭に置いていく必要があるのかなというふうに思っております。

○小泉龍委員 いずれにしても、実質賃金の低下が構造改革にどうしても必要だということになりますと、現在のデフレもやはり構造改革の大きな阻害要因になると思えます。山本先生がよく御指摘になるように、デフレによって実質金利が上がるといふ問題もありますし、今申し上げたように、実質賃金が下がらない、こういう問題もデフレのもとでは起こってくるわけでございます。

政府は、ようやく一月になりましたデフレ解消の必要性というものを認めまして、経済財政諮問会議の経済財政中期展望におきまして、今後二三年程度の集中調整期間においてはデフレ克服が第一番目の課題だということをはっきり言いました。デフレ対策もまとまりました。しかし、実際は、このデフレ対策というのは三月危機対策であって、その後、政府の中では追加的なデフレ対策に関する関心あるいは認識がしりすばみになっていくように思えます。

その背景は、政府が、各省庁の幹部が集まって

一月にまとめました「デフレ問題についての論点整理」、これが政府のデフレ問題に対する認識の基本的なあり方だと私は受けとめておりますけれども、これを読みますと、一言で言うところ、よいデフレ論というのにはまだ引きずられている部分があると思うんですね。

確かに、実態から見ると、安い輸入品が入るあるいは技術革新が進む、日銀が言うように、よいデフレ論、実際の实体经济がリアル経済が構造調整していく過程でデフレが生じているという面もあると思いますけれども、もう一方で、実質金利あるいは実質金利を圧縮することによって、先ほど申し上げた、成長分野の企業の成長を促進するという部分が大きく阻害されていく、その部分の問題意識がまだ十分ではないというふうには感じているわけでございまして、この点についても手短かに財務省からお答えをいただければと思います。

○藤井政府参考人 今、よいデフレあるいは悪いデフレというような話がございました。私どももいたしましては、一般的な物価水準、これと相対価格、言いかえますと、一般物価と相対価格、これは区別して考える必要があるというように思っております。

高コストは正のための業者間の競争等を通じて相対価格の変化、これは当然あるわけでございまして、マクロ経済の視点から考えますと、一般物価水準、これが全体として下落するということになりまして、それは、御案内と思えますけれども、例えば企業等の実質債務、これが増加する、あるいは実質金利の高まり、さらには実質賃金の上昇を生みまして企業収益を圧迫するというようなことを通じまして、企業の投資など民間需要が抑制されるという経済にさまざまな悪影響を与えているということが考えられるわけでありまして。

そういうことからいまして、今おっしゃいましたように、本年の一月の「構造改革と経済財政の中期展望」におきましても、デフレの阻止は民

間需要主導の持続的成長を実現するため政府と日銀が緊密な連絡のもとに取り組むべき最重要課題であるというふうな位置づけをされているわけでございまして、本年六月、税制の抜本的見直し、あるいは経済の活性化方策、基本的な方針が取りまとめられるわけでございまして。

○小泉龍委員 ありがとうございます。デフレの問題を議論するときに、為替レートの問題も避けて通れない問題だと思います。この委員会でもなかなか為替レートの問題が正面から議論されることが少ないので、とりあえずきょうは二点だけまとめて御質問申し上げまして、お答えいただきたいと思います。

私は、今日のデフレというもののベースは、いや、確かに直接の原因はバブル崩壊による資産デフレ、デフレのスパイラルだと思っておりますけれども、ベースは八五年のプラザ合意以降の円高基調というふうな思っております。あのときに為替レートが切り下がった国の成長率はどこも高くなって、切り上がった日本だけが沈んでいった。これははっきりした事実であります。また、統計的に見ても、輸入物価あるいは卸売物価はバブル期を除いて八六年から趨勢的にはマイナス基調にもう既に入っていたわけでございまして、その上に資産デフレが起って、その相乗効果、それが折り重なって今日のデフレを招いたというふうに私は認識をしております。

そうであれば、自然な気持ちとして、円を円安に振りたいなどだれしも思うわけでございまして、それが、それは簡単にいえないわけでございまして、財務省も、為替レートは経済のファンダメンタルズによって決まるんですよ。これは抵抗ができないお答えではあります。

しかし、落ちついてもう一歩考えてみると、例えば、昨年末からことしに入ってから円安局面においては、財務官は頻りに、いや、これは昨年八月以降の行き過ぎた円高の是正過程だ、調整じゃない、是正過程だということコメントとして出されました。その為替当局の認識と発言が円安を推

し進めたという部分は、これは否定ができませんというふうな思われるわけでございまして、マーケットに対して何にも当局が言わないのであれば、はい、ファンダメンタルズで結構ですということでは、理解はできるんですけども、その都度おっしゃる。最近の円高局面でも、日本のファンダメンタルズから見て、円高に振れる必然性はないという発言をされる。

ファンダメンタルズというのを表現する、映し出した適正な為替レートというのはどこにあるんだというところは、実体はだれもわからないわけですから、為替当局において、例えば購買力平価、生産者物価でこれを見ますと、百三十六円という数字が、試算があるようでございましてけれども、発言の背景には、当然適正なレートというものが念頭にあるんだらう、こういうふうなマーケットの一部では受けとめられております。その点をどういうふうにお考えになるのか。

時間がなくなってきました。もう一つは、元の切り上げの問題です。

日本の労働力コストを中国と比べますと二十倍、中国は二十分の一でございまして。今は、クーラーあるいはオートバイ、パソコンの部品が競合していますけれども、今後二十年しますと、二十分の一の労働コストと日本の全産業が正面から競合いたします。

調整手段は三つございまして。一つは付加価値を高めること、一つは実質賃金を下げることで、三番目が為替レートの調整だと思っております。

これは、ドルにリンクしてありますから、国際的な通貨体制の問題ですから大変難しい問題ですけども、昨年の九月に、私はあるほかの閣僚から伺いましたが、塩川大臣が初めてG7の場で元の切り上げ問題に言及された、こういうふうな話を伺いました。

適正な円レートの水準、元の切り上げ問題、手短かにまとめて溝口局長からお願いします。

○溝口政府参考人 御指摘のように、為替相場は、G7の間では、経済のファンダメンタルズを

反映して動くことが望ましいといういわばコンセンサスのようなものはあるわけでございまして。特に主要三通貨につきましては、経済がそれぞれ大きいものでございまして、そういうファンダメンタルズを離れて動くということはいろいろな混乱を生ずるので適当でないということで、G7があるたびにコミュニケーションを出しますが、そのコミュニケーションではそうした文言が必ず入っているわけでございます。

問題は、さつき御指摘がありましたように、ではそのファンダメンタルズがどういうふうに変化しているのかということはあるわけでございまして。それは状況によって変化はするわけでございまして。

先ほど財務官の発言もございました。昨年の夏にやや円高が進みました。それは米国経済がどうも弱いのではないかと見通しが市場にありまして、それで円高が進んだわけでございまして、私どもとしては、日本経済の状況を見ると、やはり総体的なファンダメンタルズというのは米国のほうが強いという見方をしているわけでございまして、したがって、いわば行き過ぎた円高に対しては、九月でございましたか、介入もいたしましたわけでございまして。

その後、テロ事件の後、米国経済の停滞がさほどない、やはり米国経済は強いんだという見方が年末にかけて生じてきたわけでございまして。それが年々変わってきているわけでございまして、それが年々変わってきているわけでございまして、そこを、調整過程といたしまして、あるいは是正という言い方で言ったわけでございまして、私どもとしては、そういうファンダメンタルズを反映して動くことが望ましいということを繰り返しているわけでございまして、私どもの立場は、そういう意味では変わっていないわけでございまして。

ただ、いつも、コメントを我々が積極的にやっているわけじゃないんですけど、今の通信社、プレスの方々はいまや我々も廊下あるいはいろいろなところで聞くわけでございまして、全く

コメントしないというやり方もあるのでございますが、コメントしないとまたそれを容認したとか、こういうふうになるわけで、それは大変難しいわけでございます。

ただ、言えますことは、非常に短い変動につきましてはそういう発言を材料にするということはあるのでございますけれども、その材料はその時々材料になっていくだけではないまして、長い動きを規定するというにはならないというふうに思っています。やはり長い動きは経済のファンダメンタルズを反映して動くんだろうというところであります。

それから、中国の元の問題でございますが、中国の元はドルに対してベッグをしているわけでございます。

先ほど来お話がございましたが、円はプラザの後ほとんど強くなってきました、九五年ぐらいにピークになりました、そのときはドル八十円を割るような動きになったわけでございますが、その後、基本的には、その行き過ぎた円高の調整が進んでいるわけでございますね。八十円でありましたのが今は百三十円ぐらいに戻っているわけでございます。元も同様でございますまして、八五年ぐらいには一元が大体十円ぐらいまでの円高になっておりましたが、今は一元が十六円ぐらいでございます、六〇％ぐらいの調整が進んでいるというところでございます。

したがって、元も変動しているわけでございますけれども、もう少し実態に合わせて変動すべきではないかという議論がいろいろあるわけでございます。これは日本に限りませんで、米国内でもあるわけでございます。

ただ、為替の制度といえますのは、各国で、自分の国の予算をどうする、社会保障制度をどうする、あるいは金融政策をどうするかという、ある意味で主権に属する部分がございます。したがって、先進国間ではG7というような場を通じまして、大蔵大臣たちが年に数回集まって経済政策あるいは経済状況について議論をし、そういう中

で、各国の考え方を酌み取ってそれを国内の政策に反映するということを長年かけてやっているわけでございます。

中国についても、これはグローバルな問題であり、それからASEAN諸国も関心を持っているわけでございます。地域的な問題でもございまして、当然日本の問題でもございまして、ということと、いろいろな場を通じて政策の対話を強化していかないと通じて、こういう問題に我々としては対処していかたいというふうに考えているところでございます。

○小泉龍委員 もうぎりぎりですけれども、法案の質問を最後に一問だけさせていただきます。申しわけありません。

今回の法案は、証券決済制度の仕組みにつきましてさまざまな措置がございまして、グローバルスタンダードから大きくおこなれているわけですね。そしてアジア諸国からもおこなれている。逆に、アメリカもどんどん先へ進んでいく、いわゆるTPプラス一ですか、ヨーロッパも統合が進む。おこなれているものがどんどん広がっていく。

マーケット自体の競争力が問われる今日、ここまでこの決済システムをおこなってきたことは是非、本当にそれによって証券市場の発達に阻害されなかったのか、これまでの対応を含めて、その点をお伺いしたいと思います。

○村田副大臣 委員が、我が国の証券決済システムの整備がおこなれているんじゃないか、こういうふうにおっしゃいましたけれども、必ずしもそういう事態ではないわけでありまして、証券の決済期間の短縮化でございますが、我が国におきましては、大体一九九〇年代の半ばから始まった。そのもととは、一九八九年に出された証券決済制度に関するG30の勧告がこのスタート、契機になっている、こういうわけでありまして。

第一に、国債につきましては、九六年に五十日決済からTPプラス7の各営業日決済へとというふうに進みました。翌年にTPプラス7からTPプラス3の今の状況に進んだと。社債につきましては、九

八年にTPプラス7からTPプラス5決済へ、九九年にTPプラス5からTPプラス3決済へと。そういうことで、我々もこの証券決済の決済期間の短縮化について努力をしてきた、こういうことであります。

しかし、今委員が御指摘のように、我が国証券市場の国際競争力の強化、あるいは決済に伴うリスクの回避ということから一層進めなきゃいけない、こういうことでございまして、諸外国の動き、それからコンピュータを初めとする技術革新も進んでまいりましたので、そういう意味では、我々としては、前回もCPについてお願いしたわけでございますが、今回、証券決済システムを抜本的に見直しましてより安全で効率的なものに改めていきたいということで、本法案の御審議をお願いしているわけでありまして。

そういう意味で、各国の比較を見ましても、着々と進んでいるという流れに我々は競争力の観点からもおこなれないように、できるだけ早くこの措置をしたい。

ただ、決済システムについて、インフラを今度法律を改正することによって整備していくわけでありまして、これに伴って民間レベルでの商慣行の整備とか、そういう民間での対応のいろいろな措置の整備ということもあわせて行なわなければTPプラス一に向けていかないということでありまして、我々は、まずインフラを整備した上で、民間での商慣行の、TPプラス一に向けた改めといいますかそれに向けての努力を促したい、こういうふうにお考えになっているわけでありまして。

○小泉龍委員 わかりました。終わります。ありがとうございます。

○坂本委員長 午前十四時四十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十四時二十分休憩

午前十四時四十六分開議

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます

質疑を続行いたします。五十嵐文彦君。

○五十嵐委員 それでは、本日二回目の質問に入らせていただきます。

まず、報道によりますと、政府は、不良債権の問題を早期に打開するため、整理回収機構、RCCに対して、金融機関の不良債権の買い取り価格を二倍に引き上げるように要請をするんだ、そして、それによってRCCの方は損失を抱える可能性があるわけですが、その穴埋めに備えて、公的資金枠のうち金融再生勘定を活用して対応をし、足りないれば来年度予算で増枠をするんだというように報道がなされておりますが、これはどうも、記事の内容からすると、報道の内容からすると財務大臣のお話かなと受け取れるんですが、政府としてそのような方針を決められたのか、財務大臣がどこかで提案をされたことがあるのか、伺いたいと思います。

（委員長退席、中野（清）委員長代理着席）

○塩川国務大臣 私は、そんなこと言うたこと全然記憶にないんですがね。恐らく、おっしゃっているのはこれじゃないかというふうに想像するんですが、五月の十三日経で「買い取り価格上げ要請 従来の二倍メド」、これじゃないかと思うんですが、これに関係しているんですか。

私は、こんなこと言うたこと全然ございませんで、私の言ったのは、同じ二です、二次ロスはずっと積極的にRCCで買い取ってくれぬだろうかとという希望を言ったことはありますけれども、しかし、それを二倍、三倍とか、そんなこと言うたことは全然ございませんので、それは誤解であると思っております。

○五十嵐委員 このことは直ちに金融庁でも問題になりまして、森昭治金融庁長官が十三日に記者会見を夕方されていまして、この記事について話をされているわけですね。それによりますと、政府がこのような検討をしているという事実はないということが一点と、金融再生法の改正によりまして時価で買い取れるということになったわけ

すが、その買い取り後の実績も進んでいて、買い取り価格も約一・九倍に上昇しているということなんです。

改正したばかりでさらにまたこのような、時価以上に買い取るというのはとんでもない話だと私は思うんですが、そういうことを検討するつもりもないというような御答弁ができるのかどうか、金融担当大臣に伺いたいと思います。

○柳澤国務大臣 私どもは、不良債権の直接処理を進めてもらいたい、従来三年と言っておりましたけれども、さらに、一年目で五割ぐらいいはいつてもらいたい、二年目にはその大宗を処理してもらいたい、ただ、一応二年までで八割をめどにということをお願いしたいです、こういうようなことを先般、四月の十二日でございます、申させていたいただいているわけでございます。

そういうことを進めるためには、もちろんローン・トレーディングのマーケットを利用していただくということが考えられるわけですが、それと同時にRCCの活用を大いにしたい、いただきたいということを当然念頭に置いていただいております。

そういうことでございますけれども、あくまでも私どもは、現在の法律にのっとった、先般改正をしていただいた、時価でもってその買い取りをしていただくということでございまして、それ以外のことを考えているという事実は全くございません。

○五十嵐委員 時価ということはある意味では当然と思うわけでありまして、それを二倍にというむちゃくちゃな話が政府の内部から出てくる、少なくとも経済専門の大新聞に載っているという事は、それを誤解を生むような発言があったということなんだろうと思いますね。慎重に発言をしていただきたいということを改めて申し述べておきたいと思えます。

次に、みずほ銀行の統合に伴うシステム障害の問題でありますけれども、前にみずほはから聞いた話が間違っていた、うそだったというようなこと

が、金融庁にはそのようなことがあったように聞いていますけれども、最終的な報告というのは届いていないんじゃないか、原因は究明されたんじゃないか、伺いたいと思います。

○柳澤国務大臣 みずほのものからのいわゆる報告というものは既にあったわけでございます。四月の七日に、いわば補遺というか補完というようなことで提出がございました。

それによりますと、システム障害の発生原因というものは、ATMの障害については、対外接続用ホスト・グローバル・プロセッサというものにおけるプログラム不良等であると。また他方、口座振替に伴った遅延等のふぐあいににつきまして、これは口座振替処理に係るシステムのふぐあ、受け付け事務のおくれ等ということにされております。

そういうものを受けまして、私ども八日から、かねて予告をしておりました立入検査に入っているところでございまして、私どもとしては、この検査によってこれらの報告を確認すると同時に、いろいろ独自の観点からも十分な検査をさせていただいて、そして結論を出したい、このように考えているという段階でございます。

○五十嵐委員 私どもも今大臣がおっしゃられたとおりのことをかねて聞いていたわけですが、それと、どうも情報によりまして、例えば、ATMの障害につきまして、いわゆるBANCS等の、外部システムとの接続するための対外接続用システム、今グローバル・プロセッサとおっしゃいましたけれども、そのプログラムのふぐあいというだけではなくて、みずほ銀行間の、勘定系のホスト・コンピュータ間の接続もどうも悪かったんじゃないかということのようですね。

そうなりますと、これからも、今大臣はたしか地銀の統合促進というような政策をお考えだというふうな漏れ伝わっているわけですが、同じようなことがやはり起きかねないという、構造的な問題として認識をしなければいけない部分があると思うんですね、これは後でまた伺いますけれども。

けれども、口座振替の方も、口座振替システムそれから、口座振替の混乱というのをお話して、あと受け付け事務処理の混乱というのをお話したくなったわけですが、それ以前に、根本的にクライアントとの接触、その姿勢、情報のやりとりというのにもどうも抜かりがあったんじゃないかと思えないんですね。すなわち、銀行としての姿勢、基本的な姿勢、クライアントを大事にするという、あるいは一般の、企業ではなくて個人のお客様に対する姿勢というものに問題があったのではないかと、いふふうに思えてならないんですが、今検査中だとおっしゃるんですが、今私が指摘したことについてどうお考えになるか、もう一度伺いたいと思います。

○柳澤国務大臣 ちよつと先に、御答弁の先に訂正をさせていただきますが、私、先ほど報告及び立入検査開始日について四月というようなことを述べてしまいましたが、これは月が間違っていました、五月でございます。

その上で申し上げさせていただきますが、私も、今回の事案についてはすぐに報告徴求をかけた報告を徴していたわけですが、やはり報告を聞くだけではこの件については適切でない、このように判断をして、システムの問題に限った調査、検査をしようということを決断して、現在検査中であることは先ほど申し上げたとおりです。

今委員の御指摘になられたようなことも、大変一つの情報というか、あるいは評価というか、そういうことでありますので、それらを含めて私どもの検査にまた参考にさせていただきたい、そのように考えます。

○五十嵐委員 それで、今ちよつと触れましたけれども、地銀の合併促進策というのを考えると聞いておりますが、そうすると、みずほと同じようなシステムというものをみんな持っているから、そのシステム統合障害というものがまた起きる可能性があるというふうな思いますが、このみ

ずほの問題を糧として、新たな地銀間の合併を促進するに当たってこれを防止するようなことをお考えかどうかということをお伺いしたいと思います。

○柳澤国務大臣 私ども、漏れ承るというお言葉で先ほど委員御指摘になられましたけれども、これも先般、特別検査の結果を公表させていただきに当たりました、さらにこの上に考えたい新しい施策ということに三つにわたって発表させていただきまして、その中に、一点として、地域金融機関を中心に考えるけれども合併等の促進ということとを新しい施策として考えたい、こういうことを明らかにいたしましたところでございます。

そういう中で、昨今の銀行の統合ということの中には、勘定系、あるいは場合によっては情報系のコンピュータシステムの統合というものが当然伴うわけでありまして、その際には、今回のみずほの事案というものが他山の石として考えられなければならないのではないかと、こういう御指摘でございますが、私どももそのとおりに考えております。ただ、今、委員がどういってお言葉でございまして、我々の方で何か施策を考えているかということについては、ちよつとその点までは今念頭にありまして、この投資が非常にかさむということについては何か助成をする、そういう財政面というか、財政というものはすぐに、直ちに塩川大臣の方に響くことのみではないと思うのですが、いずれにしても、そういう財政面からの支援を一つの施策として考えていきたいという、金銭上のことで考えているということでございます。

○五十嵐委員 合併を半ば促進するという形でやるのであれば、それにメリットを感じないところにメリットを感じてもらうためには、ある程度の代償措置が必要だというのはわからないでもありません。しかし、商法改正等いろいろな合併や分社化については柔軟にできるような仕組みを今整えてきたわけですから、金融会社に限って過分

な恩典を与えるというのはいかなるものかという話が出てくると思うんですね。

持ち株会社化の促進ということになるんだらう、帰着していくんだらうと思うんですが、どのような合併促進策をお考えなのか。現行法では何が不足しているのか、金融機関に限ってやらなければいけないものがあるのかどうか、お考えの大筋をお知らせいただけないかと思ひます。

○柳澤国務大臣 これにつきましては、今申ししたこと、つまり、コンピュータシステムの統合にかかる費用について何か考えられないかといったようなことを、たまたま御質問がありましたので漠として頭にあったことを申し上げたわけですが、これ以外に何が考えられるかというようなことについては、私も今まさに幅広く検討しているところでございますので、ちよつとこの段階で、どんなことを大筋として考えているかということについては、お答えするにちよつとまだ時期尚早ということでございますので、御理解を賜りたいと思ひます。

○五十嵐委員 そうすると、まだ法案になるとかそういう段階にまでいっていないというふうに解釈をさせていただきますかと思ひます。

必要なのは必要だと私も思ひます。地域金融を守る上で、もう少しオーバーバンキングを整理して体力のある金融機関を地域につくっていくというのは、必要なことだと思うわけでありまして、けれども、そのときに全銀システムとの連結等が障害にならないようにというのは十分わかるわけでありまして、金融持ち株会社等の促進を図るに当たって、例えば税制上の優遇とか、一般事業会社と違って過剰な恩典が与えられるということでも、また理解は得られないのかなと思ひますので、慎重な検討をしていただきたいというふうに思ひます。

次に、つい最近でありますけれども、近畿財務局の八幡さんという方が逮捕されていると思ひます。四月の下旬でありますけれども、八幡匡紀さんという方が、上席金融証券検査官であります。

けれども、大阪府警に逮捕をされております。この件につきまして、事実、そして地検への送検についてどうなっているか、事実関係を警察庁に確認したいと思ひます。

○吉村政府参考人 お答えを申し上げます。

四月二十三日、大阪府警におきまして、今お尋ねの近畿財務局職員一人、それと関西興銀の元理事長ら三人、計四人を贈収賄罪で逮捕しております。

逮捕事実は、近畿財務局が平成十一年十一月中旬実施の信用組合関西興銀に対する検査に関し、近畿財務局の上席金融証券検査官が興銀側に検査体制、検査内容等の検査情報あるいは対応策を教示したことへの謝礼等として、十一年八月下旬ごろ同興銀理事長から現金二十万円のわいろを受受したというものであります。その後の捜査によつて、同検査官がタクシースチケットあるいは商品券の供与、また、飲食接待を受けたという事実がございましたので、総額二十数万円相当になりますが、これを追送致をしております。これらを含めて五月十四日に起訴をされております。

○五十嵐委員 この近畿財務局というのは非常に問題が多いところであります。かつて接待問題というのがありました。この接待問題の大きな舞台にもなったところであるわけでありまして、本格的にメスを入れなさいいけない。要するに、接待問題で大処分が行われたわけでありまして、けれども、それ以降も接待が行われたというこの証拠になるんじゃないかと、今回の事件が、タクシースチケット、飲食接待、そして現金の授受、こういうことが行われるというのは、いわゆる接待漬けがその後もひそかに継続されていたということになりはしないかという疑いが出てくるわけでございます。

それから、それに関連して、この近畿財務局管内ではさまざまな疑惑事件が発生をいたしているわけ、それとの関連も私は追及されなければならぬと思ひます。

今起訴されました八幡容疑者というよりも被告です。これは、一九七五年四月に近畿財務局に採用されました、一九九〇年以降、検査官を務めており、九九年七月からは審査業務課配属でありまして、関西興銀の件で今回、情報を漏えいした、そしてその見返りに現金を受け取ったということ逮捕、起訴されたわけでありまして、実際にこの八幡被告が関西興銀の問題や大和都市管財の検査に、あるいは審査に直接かかわっていたのではないかというふうにも疑われるわけですが、この点の事実関係は確認できますか。

○村田副大臣 近畿財務局におきましては、理財部の検査総括課が検査の時期とか体制等の計画を立案する、それで情報を管理する、こういう建前になっております。立入検査は、同部の金融証券検査官が実施することになっておりまして、八幡検査官は上席の金融証券検査官ということでございます。

立入検査後の審査、すなわち立入検査で得た資料等を精査しまして結果を取りまとめていくということは同部の審査業務課が行っております。必要に応じて金融庁のチェックを受ける、こういうことで、検査の結果は財務局長名で通知している、こういうことでございます。

それで、本人は同部の審査業務課というところ、関西興銀につきましては審査業務に關与しておつた、大和都市管財につきましては検査官として立入検査をしている、こういうことのようにございまして。

○五十嵐委員 やはりかわつてはいるわけですが、そうすると、単に情報を提供しただけではなくて、審査の過程で手心を加えた可能性が出てくるじゃないですか。その辺の確認はしていますか。

要するに、関西興銀の審査がこれによってゆがめられたという事実はなかったんですか。

○村田副大臣 先ほどの警察庁の方の御答弁にありましたが、まことに遺憾ながら八幡検査官が起訴されたわけでありまして、委員の御質問の

ことも含めまして、事件の詳細につきましては、今後、捜査の結果を踏まえまして司法の場において明らかにされる、こういうふうにご考えておりますので、御答弁は差し控えていただきたいと思います。

○五十嵐委員 いや、司法の手といつても、一人はこれは決着しちゃっているんですから、それは司法の問題じゃなくて金融庁として、監督当局としても、検査そのものがゆがめられたのかどうか、そして、こういうことが再発される可能性があるのかどうかということを厳しくチェックする必要があるんじゃないですか。どうですか。

○村田副大臣 今御答弁申し上げたとおりでございますけれども、審査の過程、審理の過程でもつて、八幡検査官が一人ですとていく、こういうわけではありませんが、同僚の検査官あるいは上司とも協力しながら結果をまとめていく、こういうこととさせていただきますので、私どもとしてはそういうことがなかつたものと考えておりますが、いずれにしても、捜査の結果を見ながら我々としては対処していきたい、こういうふうにご考えております。

○五十嵐委員 今村田副大臣は、一人でやつたんじゃないから大丈夫なんだという御答弁でありましたけれども、そんなことは言えないと思ひます。

九八年に、いわゆる大蔵省の接待スキャンダルというのが問題になりました。四名が逮捕されて百十二名が処分を受けているわけですね。特に近畿財務局は問題なわけですが、その後も、近畿財務局では幹部職員が接待を受けていたという報道があるんですね。だから、その延長上にこの話があるんであつて、一人だけ特殊な方が八幡さんだったというより、そういう風土が残っていたというところではないんですか。

だから、この八幡容疑者が逮捕されたことで一件落着というのではなくて、改めて近畿財務局全体について、業者との癒着がなかったかどうか、このような接待の慣行が残っていたかどうか、そ

れがいろいろな疑惑事件との絡みで不正な手心が加えられたのかどうかということ、これはきちんとして見る、チェックする必要があるんじゃないですか、どうですか。

〔中野(清)委員長代理退席、委員長着席〕

○村田副大臣 いずれにしても、関西興銀につきましても、最終的には管理を命ずる処分ということで、破綻を来しているわけでございまして、大和都市管財につきましても、近畿財務局からの請求でもって清算をする、こういうふうになったわけでございます。

私どもとしては、近畿財務局において、先生がおっしゃるような事実があつて、不適切な金融行政が行われたということは考えておりませんけれども、今後とも金融行政の遂行に当たりまして綱紀の肅正に努めてまいりたい、こういうふうに考えております。

○五十嵐委員 どうもそれは臭い物にふたをするような話でありまして、どうしてチェックをしないのかというのは不思議でならないですね。このようなことが行われたとは思えませんが、このように話は、チェックしてみてもいいとわかんないはずですね。大体、上席の検査官が逮捕されるという自体、日本の金融検査の信頼性を揺るがせるような事態が起きたわけでありますけれども、この逮捕の監督責任というものはどうなっているんですか。

○村田副大臣 私ども、先生の御指摘のように、職員が収賄の容疑で逮捕されたということはまことに遺憾でございます。そうした意味で、私どもの金融行政について信頼を損なう行為であつた、こういうふうには認識をしております。

しかしながら、私どもは、その一件のみをもちまして我々全般の金融行政が曲がって行われた、こういうことはないと信じておりまして、今後ともなお一層職員の綱紀肅正に努めてまいりたい、こういうふうには考えておるわけでございます。

○五十嵐委員 監督責任についても述べないし、近畿財務局の体質に疑わしいところがあるから

チェックするということもおっしゃらない。これはゼロ回答でありまして、とても答弁になっていないですね。

それでは、観点を改めて、八幡さんだけかという話をさせていただきたいと思ひますよ。

一九九八年六月に破綻をいたしました大阪商銀の受け皿となつた京都シティ信用組合、名前が今変わつております。近畿産業信用組合というふうな名前を変えましたけれども、預金量が大阪商銀の十分の一しかなかった京都市内の小さな信用組合が、十倍の大阪商銀の受け皿となつたわけでありまして。これが、今八幡さんの事件があつた関西興銀、これは最も大きな民族系の信用組合だつたわけですが、この関西興銀と京都商銀をも譲り受けるという形になつたわけですね。関西興銀と京都商銀を合わせた預金量は、実に近畿産業信用組合の五十倍ですね。十倍のものをのみ込んで、さらに五十倍のものをのみ込んだという極めて異常な受け皿のバトンタッチが行われたわけですね。

これでは、二次破綻の可能性は極めて高いと言わざるを得ないと思ひますが、この不自然な受け皿選定に際して、私の方で調べたところでは、近畿財務局の理財部長であつた大森泰人氏、今金融庁の総務企画局企画課の調査室長でありまして、この大森さんが、近畿産業信用組合が受け皿になれるよう指導したというふうには言われておりまして、そういう情報を入手いたしました。これは大変重大な問題だと思ひわけであります。

大森氏は、九九年十一月には関西興銀、二〇〇〇年十月には大和都市管財の検査をも指導しておりました。これは八幡さんとセットで動いていたと思はれるわけですが、大森氏についても同様に厳重に調査をする必要があるのではないかと、このように私は思ひますが、どうですか。

○村田副大臣 私も、先生からの御指摘を受けまして、青木社長の雑誌の対談といひますが、その部分を読みました。あと、その時点時点の経緯

を考えたときに、一部不正確であるところもこの青木発言にはあるな、こういうふうには私自身感じるところであります。

すなわち、大森が近畿財務局におりましたのは十三年七月まででございまして、その後異動をして今金融庁におられるわけでございますが、そういう意味で、関西興銀については彼がかかりようがないというところにもかかわらず、青木さんの中では、関西興銀について、あたかも何か引き受けを慫慂したような発言がございまして、そこは必ずしも正確ではないな、こういうふうには私自身感じるところでございます。

いずれにしても、韓国系の破綻四商銀につきましましては、私どもとしては民族系のもとまりがあるということを期待してまいりましたけれども、そういう意味ではまとも切りせずに、最終的には、透明、公正なプロセス、すなわち入札によつて受け皿が選定された。その経緯につきましては、譲渡先の選定権限を有します金融整理管財人においてもその経緯が詳しく述べられておるわけでありまして、そういう意味では、大森が今先生の御指摘なさるような不明朗なことにかかわつていたというふうには私どもは考えてはおりないわけでございます。

○五十嵐委員 大森さんと、私が名前を出してないにもかかわらず今言われた、京都シティ信用組合のもととオーナーであり、近畿産業信用組合の今でも実質的なオーナーであります青木定雄氏との深い関係があつたということは指摘をされているわけでありまして、そして、この大森さんという方自身は、九八年のいわゆる大蔵省接待スキャンダルの際に処分を受けている人です。この訓告処分を受けていると思ひますが、訓告処分というのはかなり重い方の処分だと思ひますが、これは事実関係、確認できますか。なぜそのまゝこの近畿財務局に置いておいたのか、問題がある近畿財務局でこのような仕事をさせたのか。

私は不思議でならないのですが、この人物はいろいろな疑惑を持たれている。今おっしゃつた受け皿の選定について、よく調べたけれども問題になるようなところはないとおっしゃつたけれども、当初十二月初旬と予定されていた結果通知が一カ月近く延びたという事実もありまして、大森さんが、近畿産業信用組合に増資を果たして受け皿となるように時間稼ぎをしたという疑惑も持たれているわけですが、全く調べもせずに、何の問題もないのだと言ひ切れるんですか。

○村田副大臣 私ども、破綻した四商銀の譲渡先の選定手続につきましましては、先ほど御答弁申し上げましたように、金融整理管財人がその選定権限を持つておりますので、その管財人のインシニアチブによりまして、一つは費用最小化原則、あるいは引き受け譲渡後の信用組合の経営の健全性を確保する、こういう観点から、選定を公明な、透明性のあるプロセスで行つた、こういうわけでございまして、大森当時部長がその選定を無理に曲げた、そういう可能性は全く介在し得ない、こういうふうには考えております。

○五十嵐委員 それはおかしいですね。極めて密接で、また、その指導をしていた、そして別の情報では、近畿産業信用組合の余裕資金を利用して不適切な増資まで誘導しているという話が、大森氏にはそういう疑惑の情報も流れているわけなんです。

もともと、今言われた金融機関の会長さんは、前科十犯なんじゃないですか。そういう方が雪だるま式に膨れ上がつていく金融機関の会長職を務める、事実上支配できるというのは、私は大変問題だと思ひます。その人と癒着関係にある人がいろいろ動いて、何にもありませんでした、一点の曇りもありませんんという話は、世間では通用しないです。

しかも、ドラゴン銀行というライバルがあつて争つたわけですが、当初ドラゴンに傾いていた金融当局の考えが、急速にある時点からこの近畿産業信用組の方に転換をしていった。とても不自然なんですね。公的負担の最小化原則というのが突然持ち出されたりして、この受け皿選定の経緯

緯が極めて不自然に動いてきている。

こういうことから考えて、大森さんが何の関係もないという今の答弁は到底納得できるものではないと思います。ちゃんとこの方やってきたことについて、今でも金融庁の幹部になっているわけですから、そして過去に接待をされていた、そして訓戒処分を受けたという事実もあるわけですから、この人のこの経緯、そして八幡さんとの関係、飲食やタクシーチケット等の接待を受けていなかったかどうか、改めて調べる必要があると思いますが、きちんと答弁してください。

○村田副大臣 大森前部長につきましては、大都市管財の登録更新拒否に関しましては、私どもかねてその経緯を調べたことがございますが、むしろ私どもとしては、大森部長が登録更新拒否をした、こういうふうな聞いておまして、そういう意味では、彼は適切な行政処分を行ったというふうに私どもは考えている次第であります。

それから、破綻四商銀の系統につきましては、先ほど申しましたように、金融整理管財人が譲渡先の決定についての詳しい資料を公表しているわけでございます。その中で書いてありますようなそういうポイント、そういうメルクマールに基づきまして入札まで行いまして、それはなぜかという、一つにまとまれ切れなくて、手を挙げたその受け皿が幾つかあったということの中で入札を実施した、こういうわけでございまして、突然入札を提案した、こういうわけではなくて、そういう選定の仕方として、幾つかの受け皿候補がある場合に入札を実施しまして、費用の最小化原則とかそういうものを見ながら受け皿の優先順位を決めていった。こういう過程はまことに透明で公正なプロセスであったと私どもは考えている次第であります。

○五十嵐委員 だめですよ、そんなにためなごまかし方をしたんじゃない。大和都市管財にしたって、登録拒否は確かにしましたよ。だけれども、それは遅過ぎたんですよ。なぜあそこまで引張ったのかということの方が問題なんですから、

そんなものは公正な決定をしたという理由にならないですよ。

それから、この京都産業信組についてはめちゃくちゃな事実をつかんでいますよ。このエム・ケイ・タクシーの青木定雄氏が大阪商銀を引き受けた際には出資を募ったわけですが、出資を募った先の一人である堺市在住の松原さんという方がいるんですが、出資金の払い込みは青木氏の関連企業の小切手でしている。それで、そのわずか五カ月後の九月に、総代会の承認がないまま全額返還した。これは見せ金増資ですよ。こういうことをずっと繰り返してきて、小が大をのむというのをやってきたわけですから、到底まともな手段でこれが認められたとは思えないというわけでありまして。

この問題は引き続き追及しますけれども、大森さんのチェック、ちゃんとしておいてくださいな。それだけは言っておきます。

それから最後に、時間がなくなりましたから、もう一つ、国税庁をお呼びしていますので最後に御質問をさせていただきます。

ことし四月十日の報道によりますと、大手広告代理店東急エージェンシーが東京国税局の税務調査を受け、二〇〇一年三月期までの五年間に約十億三千万円の申告漏れを指摘され、一部に悪質な所得隠しがあつた模様で、重加算税を含め八億四千万円を追徴されているというふう聞いています。事実関係、あつたのかどうか。

東急エージェンシーはかなり政治的な会社でありまして、意図的な裏金づくりが行われたのではないかと。かつて三つのプロダクションを使つて同じような裏金づくりも行われていて、これも問題になったわけでありまして、この東急エージェンシーの脱税といえますか申告漏れについてどのような調査をしたのか、国税庁に伺います。

○福田政府参考人 お答え申し上げます。五十嵐議員御指摘のような報道があつたことは承知しておりますが、調査の実施状況を含めまして、個別の調査の内容等に係る事項につきまして

は、守秘義務が課されている関係上、従来から答弁は差し控えておりましたので、何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

なお、一般論として申し上げますと、私も国税当局といったしましては、あらゆる機会を通じて課税上有効な資料情報の収集等に努めまして、課税上問題があると認められる場合には、必要に応じて実地調査を行い、事実関係等を精査した上で、税法等に基づき厳正、的確な対応に努めているところでございます。

○五十嵐委員 私どもは今の答弁は不満です。告発義務を課せられるような事実をつかんでいながら、していないかつたという疑いがあります。重大な犯罪に結びついている脱税事件ではないかという疑いがありますので、引き続き調査をさせていただきます。私の時間が来ましたので、終わります。

○坂本委員長 次に、江崎洋一郎君。

○江崎委員 民主党の江崎洋一郎でございます。早速でございますが、質問を始めさせていただきます。

まず、法案全体の評価をさせていただきます。今提出されましたいわゆる証券決済システム改革法案は、昨年成立しました短期社債等の振替に関する法律の改正のほかに、証券法や金融先物取引法の改正、さらには国債に関連する法律の改正などをセットにしたパッケージになっているわけでございます。先ほど五十嵐議員より柳澤大臣にお伺いをいたしました、大臣から、パッケージについては法律的には問題ないという評価がございましたが、今度は塩川大臣に、ぜひその意義についてお伺いをしたいと思います。

このパッケージについてなんですが、証券決済システム改革にとつて、証券の決済や清算に関する法律を整備する必要があるということとはよくわかります。しかしながら、国債証券買入売却法の改正であるとか国債整理基金特別会計法の改正といった法手当てが、証券決済システムの改革であ

るいは証券市場の整備という目的から行えるものと言えるかどうかというのには、私は疑問が残るところであると思います。

本法案、証券決済システム改革法案になぜ国債管理政策に係る手段が加えられたのか。もう少し詳しく申し上げます、我が国財政にとって重要な資金調達手段であります国債について、証券市場のインフラ整備と同じ土俵で一緒に片づけてしまつてよろしいものなのかどうか、その理由について塩川大臣にお伺いしたいと思います。

○塩川国務大臣 非常に難しい質問で、私もこんなのは弱いんですけれどもね。

この法案が証券決済システム改革法案と言われておりますけれども、正式の名前は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律なんです。あつちこつちに等、等が出ますので、まあ何でもできるようなしてあるんだらうと思うんですけども。

この中で、いわば何で国債がこういうふうになら然登場してきたのかということでございますけれども、国債が今までシンジケートを中心にして消化しておりました。これからは個人にうんとこれを消化してもらえようというふうな、そういうところのねらいがあることが一つ。

それからもう一つは、国債の発行も、国債も証券もいろいろなものを多様化していかなくやならぬ。例えば、一つはストリップ債というのを今度発行する、こういうことをやっておるんですが、こういうような商品が、いろいろなものができてきたということ等が、これをやはり証券市場に乗せていかなきゃいかぬ。と、国債市場だけと独立さすわけにもいかなから、社債と一緒にあわせてそういうことをやっていったんだと思うんです。

それからもう一つは、国債整理基金の扱いというのもの、これによりますところの金融のスイッチ取引の導入というの、これもやはり国債市場の需要に合わせてやっていかなくやならぬ。そういうようなものがある重なる、こう

いうことに新しく発展をさせていく道を講じたんだと思っております。

○江崎委員 今、この法律の正式名称は違うんだ、等が入っているからこういって国債管理政策も附属したんだというお答えではございましたが、しかし、これらの国債関係の法律改正というのは、その目的が、やはり発行残高が増大する国債の管理を行いやすくするものだということ自体はもう明白なんだと思うんです。そこで、証券市場のインフラ整備と同じ土俵で扱っていいものなのかどうかというのは、やはり疑問だと言わざるを得ません。

私は、国債管理政策そのものについては、整備をしていくことは重要だと思っております。そういうことでは、もちろん大臣のおっしゃる意味はわかるんですが、しかし、同じ法律であつた方がよかつたかどうかという点については、やはり別々に議論すべきではなかつたかというふうに考えておる次第でございます。

そこで、国債の管理政策の手段について少しお伺いをしたいわけなんです。今回手当てをされようとしております国債の買入れ消却やあるいは国債の金利スワップ、これがなぜ必要なのかとか、これらを具体的にどのように活用しますよという議論が今回欠けていたように思うんですね。まだ、そこら辺の十分な議論が行われていたのか、あるいは検証というものが十分あつたのかどうか、よくわからない状況にあります。

例えば金利スワップについても、素人目に見ましても、政府が金利スワップの取引自体を大規模に取り組んだ場合に、市場にやはり大きな影響というものが出てくるんじゃないか、そういう心配もござります。また、その金利スワップ自体を政府が組んだことによつて本当に効果が上がったのかということについても、やはり十分検証をしていくという必要があるんじゃないかと思うんですが、こうした点について検討はどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○尾辻副大臣 まず、国債の買入れ消却のお話

ございましたので、このことからお答え申し上げます。

この実施要件の緩和は、国債の償還年限の平準化による残存年限のバランスのとれた国債市場の形成や、発行残高が減少して流動性の劣った銘柄の消却を通じて流動性の高い国債市場の形成に資するものでございます。

それから、金利スワップのお話がございました。このことは、基本的にまず御理解いただきたいと思ひます。今法案をお願いいたしておりますけれども、この法案をお認めいただいたといたしましても、この金利スワップの取引につきまして、直ちにやろうといたしておるものでもございせん。また、積極的にこれをやろうといたしておるつもりもございません。ただ、言いますとまさかには備えるといひますか、備えあれば憂いなしということでお願いをしておる法案の中身、一部、こういうふうにご理解をいただきたいわけでございます。

そこで、十分な議論があつたのかどうかというお話も先ほど来でございます。そうなりますと、十分準備して法案を出しする、ある程度の準備は当然いたしておりますけれども法案を出して、その後で十分な準備をするのか、これは御議論のあらうところと思ひますけれども、私どもは、法案をお認めいただいて、そして準備させていたいただいた方が、その準備に対するコスト等もござりますので、その方がやりやすいといひます。十分なる準備ができる、こういうふうにご考えましたので、今ここで御審議をお願い申し上げておるところでございます。

○江崎委員 今、国債の買入れ消却そのものについては十分理解はできるわけですが、金利スワップ、この取引自体は大変リスクが伴う取引なわけでありまして。私も銀行におりましたころに、ちょうどデリバティブが隆盛期というか、非常に活発に取引が行われるようになった時期でございまして、実はその当時、大蔵省の勉強会というの

がございました、榊原元財務官のもとに御講義に伺うというようなことも私させていただいてたわけでございますが、このオフバランスという取引自体、やはり、信用創造によりまして取引相手の資産以上の取引も可能であるわけですね。とりわけ金利スワップというのは金利のみが動くということで、想定元本は決済されないわけですね。そういう意味で、非常に取引そのものが膨張していくという可能性もあるわけでございます。

それに加えて、今は民間の金融機関同士がかなり、この事例にあるような単体のスワップ取引ではなく、スワップ取引にさらにスワップを付けていくというような、非常に複雑化した取引を行つておるわけでありまして。その中で、実際に民間の金融機関も事故が起きているという事例もあつたので、このスワップ市場に参入するに際しては、十分に議論を重ね、さらに慎重に対応をいただきたいというふうに思つておる次第でございます。その点だけは十分お願いを申し上げたいと思ひます。このスワップのリスクによつて日本国経済が吹っ飛んでしまうというようなこともあり得ないわけじゃないわけでございますので、十分検討をしていただきたいと思ひます。

そこで、早速それでは短期社債振替法の中身ににつきましての議論に移らせていただきたいと思ひます。

まず、この振替法について、昨年、通常国会におきまして、短期社債等の振替に関する法律案、この審議が行われ、同法案は可決されたわけでございますが、附帯決議が三つほどついておりまして、この附帯決議に照らして、この新しい今回の法案を評価させていただきたいというふうに思つております。

まず一点目でございますが、前回の法案審議の際には、証券の投資や保有が現実には銀行や証券会社を仲介機関とする重層構造あるいは複層構造で行われることにかんがみて、法律上、こうした重層構造を可能にする必要があるということが附帯決議で指摘されたわけでございます。今回の法

案では、この点については、何層にもわたります重層構造が採用可能となつておるわけでございますので、この点は評価をしたいというふうに思つております。

次に、前回の短期社債等振替法は、その対象がCP、コマーシャルペーパーのみが対象となつていたわけでございますが、今回の法案ではそれが広がつて、通常の社債や地方債、国債、ひいては投資信託受益証券等も取り込んでおるということで、対象証券が拡大されたという方向性について、一定の評価はできると思ひます。しかし、なお抜けている部分もありますので、これは後ほど質問をさせていただきたいと思ひます。

三点目の附帯決議としては、決済機関の競争性、競争可能性確保や、いわゆる天下りの問題について指摘がございました。これらについては引き続き注視していく必要があるかなというふうに思つております。

手元の資料によりますと、平成十四年、ことしの四月一日に株式会社化されました証券保管振替機構におきましては、従前の財団法人でありましたときの理事長竹内さん、常務理事村井さんがそのまま横滑りをされて、それぞれこの新株式会社の代表取締役社長と常務取締役役に就任をされておられます。

そういった意味で、これは設立当初から引き継ぎも兼ねた人事だということなのかもしれませんが、しかし、附帯決議におきましては官庁からの天下り要請の禁止徹底、あるいは、保振機構の役員に引き続き旧大蔵省出身者が占められないように十分検討するという約束事がございます。本件、四月一日付においては引き継ぎというふうに見るとしても、今後の方針についてどのような考えをお持ちなのか、お伺いしたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 御指摘のように、前回のコマーシャルペーパーの振替に関する法律案、それから保管振替に関する法律の一部を改正する法律案、この二案につきまして、御決をいただく際に附

帯決議が付されて、その第三項に、いわゆる天下りということについての御決議をいただいているわけでございます。それによりまして、「行政当局からの退職職員の再就職の要請を厳に慎むなど、公務員制度改革の趣旨を十分に踏まえること」ということがございます。

本件について私の考え方を申し上げますと、前の財団法人のときの役員が横滑りをしたわけでございますけれども、一つには、形式論的なこととすけれども、これは決して新たに何か要請をしてというようなことが伴ったものではございませんで、いわゆる新設の会社でございますので、その発起人がみずから決定をした役員人事であったということがございます。

それから、あえて私、実質的な理由を申し上げますと、この役員さんについては、私も一、二度、仕事絡みで会ったことがございますけれども、物すごく勉強をされていて、特に、この保管振替についての国際的な各マーケットの動き等についても極めて多くの知見を有しておられて、みずからの抱負も語られるというようなことの中で、私は、非常に専門的な知識を備えた人になっているということを感じました。

私は、これからの金融行政あるいは金融行政の相手であるいろいろな機関については、かなりの専門的な知見を持った人が即戦力であるということが非常に必要だと思っております。そういう意味でも、彼の場合は、あるいは彼らの場合には、私は、これは発起人たちが選任するだけの理由があつたんだろう、こういうふうに思っています。そういう意味で、余り関係もないようなところから持ってきて、そこへ充て職的にやるというようなことでは、私自身も余り、余りというか賛成しないつもりでありますけれども、本件についてはそういうことではないということも、またあわせて御理解を賜っておきたい、このように思っています。

○江崎委員 専門性ということでございましたが、竹内さんも、昭和十七年生まれということ

で、そろそろ六十歳になられるんでしょうかね。そういった意味も含めて、今後、専門性の高い人材を育てていただきまして、また後継に、この附帯決議にあるようなことを侵していないということとを、誤解がないような人事をお願いしたいというふうに思っております。

さて、この法案の検討の出発点となりました件についてちょっと伺いをしたいわけなんです。金融審議会の報告書では、今回の法案、統一的な決済法制の整備ということがうたわれているわけでございます。

しかし、今回の法案では、先ほどちょっと附帯決議のところでも申し上げましたが、株が対象となっていないわけですね。このままでは、債券の振替決済が異なる法律によって規律されることになって、株と債券と、二つの制度が併存することになってしまわないかという心配をしております。統一的な証券決済法制が実現しないこととなってしまうと、やはりいろいろな点で問題が出てくるのではないかな。また、株と債券の中間に位置するような転換社債等の商品の存在も考えれば、やはり統一すべきだなというふうに考える次第でございます。

そこで伺いますが、なぜ今回、この法律に株を対象にされなかったのか、また、何か問題がその議論の過程であつたということでございます。また、おっしゃっていただければと思います。まず、金融大臣からお願いいたします。

○柳澤国務大臣 これは、一つには、法務省の係でございますけれども、券面主義というのか、株式のそういうことの全廃ということについて、検討はされているわけですが、なおまだ結論に至っていないということもございまして、

それからもう一つは、振替口座簿に過大記載が行われて善意取得があつた場合の処理なんですから、一部がこうした口座に乗っかっているというようなことで、それは振替機構の責任において、他から現物を調達して、それでみずからの責任を

果たすというようなことができませんけれども、今回のように、全面的なペーパーレス化が前提になって、すべてが口座の帳簿で処理されるという場合に、もし過大記載があつたときにはどうやって責任をとれるんだということが非常に問題になります。

特に、経済的な問題だけでしたらいろいろな解決の方法もあり得るわけですが、株主権とどういうような議決権、こういうようなものが絡んできるといふようなことがありまして、そういうこととて、なおこのあたりのことについては時間をとって結論を出さなければいけない、こういうことになっていくということだというふうに承知をいたしております。

○江崎委員 同様な質問で、法務省の方から何か意見はございますか。

○房村政府参考人 お答え申し上げます。ただいまの金融大臣の御説明にもありましたように、株式の場合には株主権が付きまゝであります。株主総会での議決権であるとかあるいは少数株主権あるいは単独株主権、こういったものがございまして、振替制度に乗せた場合に、株主を的確に把握する仕組みをつくっておかないといけません。そこが社債、国債等の金銭債券と大分違う問題でございます。

特に、善意取得で振替の過大記載を賄うということにした場合に議決権等をどうするか、これは非常に難しい問題でございます。そこを今検討しているところでございます。何とか適切な方策を見出して振替を実現したいということで検討を進めているところでございますが、まだ現段階でその結論が出ておりませんので、もう少し時間をいただきたいと思います。このように思います。

○江崎委員 株については、このようにいろいろな問題があるということは十分わかりました。不発行制度の問題あるいは議決権の問題が検討されているということであることは理解できたんですが、やはりいろいろ考えてみますと、これは個人

的な私見でございますが、株券が不足する、あるいはこれに相当するようなケースの処理についても、すべての証券が振替制度に入っていれば、結局のところ、今回の法案と同じような形で、最終的には金銭的に補てんするという手段しかないのかなというふうに感じています。

しかし、この議決権という問題も別途ございまして、十分議論を尽くしていただきたいと思いますが、いずれにせよ、統一的な証券決済法制の整備ということがうたわれている中でございまして、その中で、やはり株というのは非常に全体の基礎に置かれるものであると思います。

そういった意味で、我が国の証券決済制度改革に迅速に取り組んで、株等のエクイティー関連商品を一日も早く今回制定する法律の対象としていただきたいというふうに私は願っております。一人ではございますが、今後どのような取り組みをお考えなのか、また、スケジュール等も明確化できるのであれば、ぜひお答えいただきたいと思っております。

○柳澤国務大臣 これはむしろ、実体的な判断は法務省の側にゆだねられているということ、今の答弁の状況からいっても御理解いただけたと思います。

私ももとしましては、もうこれは本当にできるだけ早くやりたい、こういうようなことでございます。今後とも法務省さんに、そうした我々の意欲というのか、そういうものを伝えて、できるだけ早期に結論を出していただくようお願いをさせていただきます。このように考えております。

○江崎委員 今、柳澤金融大臣からも早急に取り組みたいというお話でございました。私も市場関係者からお話を聞かされて、やはりせつかくこういう制度をつくる以上は一日も早く株券も認めたいという意見が、声を大にする方が多々ございます。

そういった意味で、やはり今法務省の中で法制度を整備されているとは思いますが、今後の方向性及びスケジュールについて、同じようをお願いいたします。

○房村政府参考人 この株券のペーパーレス化につきましては、既に法務大臣から法制審議会に諮問をいたしまして、検討を開始しているところでございます。

金融庁とも協力をいたしまして、できるだけ早く実現をしたいと考えているところでございますが、いろいろたくさん法律があるものですから、現在のところ、できれば平成十五年度中には何とか改正法案を国会に提出したいということで、鋭意努力をしているところでございます。

○江崎委員 本日に一日も早くこの法体系を整えていただきたいというふうに願うわけでございます。

次の質問に移させていただきます。

昨年、短期社債等振替法を成立させたわけでございますが、この成果について伺いをしたいと思います。

コーポレートペーパーについては特に法整備を急ぐ必要があるというのが昨年の法案審議の際の政府答弁であったかと思うんですが、実際にこの証券決済システム改革を早急に進めていくという観点から、まず、この四月から施行されました短期社債等振替法に基づいて、電子CPの決済システムの構築を急ぐ必要があったのではないかと思います。

その実際の作業状況及び金融関係者の対応状況というのはいかがになつておられるのでしょうか。金融大臣、お願いいたします。

○原口政府参考人 電子CP、短期社債の実用化につきましては、昨年の法律の成立を受けまして、まず、政府部内におきまして政省令の策定作業を行いました。それと並行いたしました。実務界におきまして、今年度中の稼働を目標として具体的なスキームについて検討作業が進められているところでございます。

実務界におきましては、証券保管振替機構を中心に、電子CPの振替制度の基本要綱の取りまとめを終了いたしました。現在、コンピュータシステムの基本設計に向けたシステム概要の取り

まとめを行っている段階であるというふうに承知しております。

いずれにいたしましても、当局としても、この円滑な実用化が図られるよう、実務界と緊密な連携、調整に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○江崎委員 これは、具体的にはあれでしょうか。金融機関にとつては、昨年の法律を受けて一時的に単層構造の準備をしました。しかしながら、長期展望としていずれ複層構造が法律として認められるのではないかとということで、二段階ロケットのような形でシステムがある程度設計されて、いつでも受け入れ態勢は整っているという趣旨として考えてよろしいということでございますか。

○原口政府参考人 御指摘のように、実務界の方でも全体のスケジュール観といいますか、流れの中で準備をしているということで、御指摘のとおりというふうに承知しております。

○江崎委員 金融機関にとつても、恐らくこのシステム対応というのは大変な金銭的負担を負うものだと思うんですね。銀行の経営が大変厳しい環境下の中でこういったシステム負担というのは、法律改正に伴つてのシステム負担というのは、ひいてはこれは自分たちの業績向上にもつながることになるでしょうか。現状、歓迎しているという認識でよろしいんでしょうか。金融機関側がこのシステムについてもう既に予算取りもあつて、十分対応できる、先般のみずほのようなことがないという認識でよろしいんでしょうか。

○原口政府参考人 もちろん金融機関にとつて負担を伴うことではございますが、これはもう、このグローバル化の中で市場間の競争という問題もございまして、また円滑で安定した決済を確立していくというふうな共通目標はもう金融機関も共有しているというふうに認識しておりますので、そういう気持ちで積極的に取り組んでいただいているというふうに認識しております。

○江崎委員 民間金融機関が十分な準備をしているということであれば安心なんでしょうが、とにかくみずほの例があつたわけでございますので、今後金融庁さんとされても、十分CPのこういった決済が円滑に進むよう、またこのシステムのチェックというものが十分に行つていただきたというふうに思うわけでございます。

続きまして、資金決済に伴つて、今度は日銀さんによつて御質問をしたいと思います。今回の電子CPの決済システムでは、ペーパーレス化だけではなく、デリバリー・パス・ペイメントという、いわゆるDVPのシステムも同時に実現する予定だと伺っております。このDVPについては当然、金融機関同士の決済ということでもございまして日銀さんの協力も不可欠かと思われまが、日銀さんとしてどういう対応になつてくるのか、お答えいただければと思います。

○三谷参考人 お答え申し上げます。

CPにつきましては、先生御指摘のとおり、既に関係者の中で新しい法制度のもとでどういった決済システムをつくっていくのかという基本的なコンセンサスができておつておまして、その中で、日本銀行に対しては、CPの振替とその代金決済とが同時に行えるような仕組み、今御指摘のDVPシステムの実現に協力するように要請が来ております。

私もとしまして、こういったDVPの実現というのは、単に金融機関の間におきます証券の決済リスクの削減ということだけにとどまらず、証券決済に伴う代金、つまりその資金決済の安全性向上にとつても極めて重要な仕組みであるというふうに理解しております。これに積極的に協力してまいりたいと考えていますと同時に、現在既に関係者との間でシステム開発の中身等について鋭意検討を進めておるところでございます。

すべく努力してまいる所存でございます。

○江崎委員 今、国債で既にDVPというのは実現されているのだと思いますが、システムの意味では、もう完全にCPにおきましても同じような仕組みで対応が十分できるという考えでよろしいんでしょうか。

○三谷参考人 お答え申し上げます。

国債は、実は日本銀行の中で全部扱つておりますので、多少仕組みは異なります。ただ、既に現在、登録社債等につきまして、四年ぐらい前からございましてけれども、日本銀行の資金決済と、それからJBNネットといったと思ひますけれども、そこでの登録社債等の決済等をDVPでやはり実現するようなシステムはつくつておりますので、そういった意味ではそのシステムにかなり近いものになるというふうに理解しております。

○江崎委員 ぜひ、日銀さんとしても、この証券決済システム改革にはしっかり御協力をいただきたいというふうに思つておるわけでございます。もしお時間がございましたら、どうぞ御退席ください。

さて、CPというものを振り返つて考えてみますと、企業にとりましては短期の資金調達手段としてこれから最も期待される一つの手法というふうに言えるかと思いますが、今回のCPの電子化の議論におきまして、CPを電子化、ペーパーレス化することによつて、その発行をより機動的に、具体的には、資金需要がありました、金利情勢によつては即日でも発行できる、そういう事業法人等の願いというのが非常に込められて、昨年もこのCPについては先行してスタートしたという経緯があつたわけでございます。

今回の法案につきましては、発行体のニーズを十分満たすような仕組みになっているのか、その法的手当てというのがなされているのかにつきまして、金融大臣に伺いたいと思ひます。

○原口政府参考人 段階的に行つておるわけでございますが、今回の法案につきましても、発行体等のニーズも十分聴取した上で、その要望にこた

え得る内容になっているというふうに考えております。

○江崎委員 昨年の法律におきましてはCPというものが対象であったわけですが、今回はCP以外の対象も広げられたということでございます。そういった意味においては、社債等その他の商品につきましても、即日発行、即日決済ができるというような仕組み、法律体系になっているという理解でよろしいのでしょうか。

○原口政府参考人 御指摘のように、法律上は対応できることになっております。ただ、実際にそういうことができるかというのは、もとより当然のことですが、そういう法的なインフラの整備をした上で、各参加者の事務フローですとかシステム、またあるいは取引慣行といったようなものをそれに合わせて、民間の面であるいは実務の面でそれに対応して整理をしていく、あるいは改めていくということは当然必要になるということでございます。

○江崎委員 そうですね。今おっしゃるように、商品によっては決済期日、いわゆるTプラスアルファと、アルファの日が違うわけですので、当然慣行によるものかとは思いますが、いずれにせよ、やはり発行体としましては、とりわけCPについては即日発行、決済というのが望まれているわけでございますので、そういった意味で、この法律体系で十分確保されたという認識に立ったということでございますので、安心しておる次第でございます。

続きまして、それでは、受け皿として、先ほどの日銀、あるいは金融機関のシステム、あるいは法的体系がなされたということでございますが、逆に発行体となります企業や産業界が、電子CPへの対応というのはどのようになっているか。この点につきまして、経済産業省さんの方からお答えをいただきたいと思っております。

○桑田政府参考人 お答え申し上げます。

CPを初めとした証券決済システムの整備につきましては、先生が御指摘のとおり、資金調

達のコストそれからリスクの低減という観点から、産業界としては非常に重要な課題であるというところで早期の実現を求めています。

法律制度に向けては政府の動きにあわせまして、二〇〇〇年の五月にはCPの主要ユーザーが中心となりまして日本CP協議会を設けて、CPのペーパーレス化を具体的にどのような仕組みで導入するかについて検討してきたところでございます。

また、昨年の通常国会におきまして、CPについてのペーパーレス化を可能とする短期社債法を成立させていただき、また今回、現在御審議いただいております法案によりまして社債等のペーパーレス化が進むこととございますけれども、産業界といたしまして、この法案の早期成立を期待していると認識しております。

また、産業界は、これらの動きを受けまして、さらに実務面で使い勝手のよい決済システムを目指すべく、昨年十一月に「電子CP等の決済システム・ブランドデザイン」を提言いたしました。本年三月には、CP協議会を改組いたしました。社債等を含めました日本資本市場協議会を設立して、その具体化に向けた検討を進めております。

当省といたしまして、企業の資金調達の円滑化のためにも、実務的に使い勝手のよい証券決済システムの整備に向けて、産業界、関係省庁と連携を深めながら、一刻も早く具体的な施行が可能となるように、引き続き努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○江崎委員 産業界の方も、みずから望んでいたことでありますので、当然準備は怠りないという認識であると思いますが、また逆に、発行体の方からの準備が十分でないといった結果として、何かシステム障害を起こして決済リスク、信用リスクを伴うということも考えられないわけではないわけですね。

そういった意味で、発行体サイドにおかれても、実際にこのシステムがスタートしていく前に、きちっとしたシステム設計がなされているの

か、また十分な運用ができるのか、そういった面につきましても経済産業省さんの方でやはりきちっと管理監督をしていただければというふうに思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

もしあれでしたら、法務省さん、経済産業省さん、どうぞ御退席ください。

続きまして、決済期間の短縮化につきましてお伺いをしたいと思っております。

今議論のありましたCPの即日発行といった観点でございますが、より広く一般化して言えば、証券売買等の取引をしてからその決済までの時間をいかに短くするかということであろうかと思っております。この、いわゆる短くする、証券決済システムの改革のメニューの中でも決済期間の短縮、俗に言うTプラス1とか2とか、いわゆる決済日何日間になるか、こういうことに今、これからは議論は移っていくのかなというふうに考える次第でございます。

このTプラスアルファというのが非常に重要な課題であることはもちろんでございますが、果たして本当に、国際競争力の上では重要かもしれないませんが、取引当事者にとって重要なことかどうかというのは、もうちょっと議論の余地はあるんじゃないかなというふうに考えているわけでございます。

取引から決済までの時間が長いと、その間に決済の滞りがない取引が積み上がって、万一その間に取引相手が倒産してしまったり、市場価格が大きく変動した場合、当然リスクが大きくなるというところは明らかであるわけです。しかし、じゃ逆に、取引をしてから決済までの期間をただ短くすること自体がどのぐらい有益なのかということについては、もうちょっと議論の余地があるんじゃないかなという意味でございます。逆に、リスクやコストをふやすことはいないのかということ、を、ちょっと私も考えてみました。

例えば、決済までの期間をとにかく短くすることだけを決めた場合、仮に取引を処理するための

システムや事務処理体制が整っていないければ、実際には決済の当日に証券やお金をきちんと用意できない金融機関や投資家多数出てくるおそれというものが考えられると思えます。これは当たり前前の話ですが、これではかえって市場を混乱させるということになりまして、本末転倒になりかねないと思うわけです。

アメリカにおいても、早くから目標となる時期を掲げて、Tプラス1、これを早めよ、早めよという動きがずっとあったわけでございます。しかし、欧州ではそうした話というのは意外と聞かれていないのかなというふうにも思えます。また、アメリカにおいても、当初Tプラス1というのは二〇〇二年からスタートしようという目標があったわけですが、現在では、二〇〇五年までずらして慎重に対応していこうということが検討されているというふうに聞いております。こういったことで、やはり現実を踏まえて拙速を避ける動きが必要だという意見もアメリカの中でも出てきているという解説者もおる次第でございます。

そういった点を考えますと、我が国においても、確かにその国際競争力、市場としての優位性を保つために、一日も早くTプラス1を実現するという意見は十分、わからなくはございません。しかし、それに伴うリスクとコストというのがあることも十分認識をした上で検討をしなければいけないんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、質問なんですけれども、この決済期間の短縮に伴って、その市場の関係者が十分前提条件が整っていますというようにことが見えわめられた上で実施されるべきだと私は考えておりますが、現在、決済期間短縮に向けた金融機関の取り組みの現状というのはどのようになっているのか。また加えて、政府としてはどのように今後進めていこうとお考えなのか、その方向性についてお答えをいただきたいと思っております。

〔委員長退席、中野清委員長代理着席〕
○村田副大臣 委員御指摘のとおり、決済期間の

短縮を進めていくわけでございますけれども、一方において市場参加者におきますシステム面での整備というものが伴わなくては行けない。あるいは、市場慣行の変更が必要でありますので、そういうものもついていかないと行けない。こういうことでありまして、そういうことがあわせて車の両輪として実現されていかなければ、委員が今御指摘のように、オペレーションミス誘発する、こういうことになりかねないということであり、そういう意味では、私ども、インフラを整備する一方で、市場関係者の十分な準備とか習熟も必要であらう、こういうふうにご考えています。

現在、市場関係者サイドにおきましても、日本証券業協会を中心といたしまして、決済期間の短縮を含めた証券決済改革に向けた検討が精力的に進められておりまして、私どもとしても、このような市場関係者の御努力と十分な連携をとりまして、決済期間の短縮の円滑な実現に努めてまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、根本的には決済期間の短縮は証券決済におきます決済リスクを削減するために極めて重要なことでございまして、私どもといたしましては、投資家の利益にもなるということであるだけに早期に実現をしたい、こういうふうにご考えているわけでありまして、

○江崎委員 これは、商品によってもTプラスアルファというのがある方が違ってくるのかなとも思えるんです。確かに、C/Pについては即日性というものが重要かと思えますので、Tプラス1ないしTプラスゼロに近く、今回の場合はTプラスゼロということですが、そういうことが重要かと思えますが、株式においても、あるいはその他の商品につきましても、本当に一律にTプラス1にそろえていく必要があるのか。

また、今村田副大臣からございましたが、今後努力をされるという動きにつきましても、商品ごとに積み上げていくことをお考えになつておられるのか、あるいは市場慣行として一遍に整備をしていくという思い切った施策をお考えなのか、

その辺について、ちょっと伺いたいと思ひます。

○原口政府参考人 御指摘のように、Tプラス1なり、そういう短縮化というのはいろいろなリスクを伴う、また、商品によってその性格が違うという面はあると思ひますが、一方で、やはり決済リスクを削減するというところに果たす決済期間の短縮というものは各商品に共通であり、また投資家の利益に資するというところから考えると、統一的去るというものは自然だろうと思ひます。

また、国際的にも、ISSA、いわゆる国際証券サービス協会の勧告におきましてもTプラス1の採用が望ましいというところで、そういう意味では、商品ごとというよりはやはり全体的に考えていくということが妥当ではないかというふうに考えております。

○江崎委員 こちらに国際比較の表をいただいておりますが、これは金融庁さんの資料かと思ひますが、この中でアジア市場を見渡してみますと、シンガポールはTプラス3ですが、今、韓国、台湾、香港はTプラス2という決済期日を持つてゐるわけでございます。

仮に、日本が早期にこのTプラス1を実現した場合に、アジアの市場においてもかなり影響を持つ、やはり、かなり日本にいわゆる市場取引も引き寄せられるのではないかというお考えをお持ちでしょうか。その点につきまして、ちょっと御意見をいただきたいと思います。

○原口政府参考人 もとより、市場間競争といひますか、市場にどういふ顧客が集まってくるかというの、単純に決済期間だけではなくて、いろいろな各種のサービス、インフラですとかあるいはその市場の活性の状況とか、いろいろなことが複合すると思ひますが、その中で、やはり決済期間というの、一つの重要なファクターであるというふうにご考えますので、逆に、これがおくれるということは相当なマイナスになるというふうにご考えられると思ひます。

○江崎委員 Tプラスアルファというその決済期

日につきまして、今いろいろ御議論いただきました、状況については十分わかりました。

しかし、この決済期間の短縮につきましては、やはりその進め方については十分留意が必要なんではないかというふうにご考えております。特に、今、商品ごとというよりは一律にという御議論もありましたが、取引や商品の種類あるいは取引当事者の性質等によつて決済期間短縮の必要性や有益さの度合いというのはかなり異なってくるんじゃないかな。単純に市場が統一化されればいいということ、この議論というのは少し異なるような気がいたします。

そういった意味で、十分議論を重ねていただきたいと思ひますが、例えば、金融機関同士が資金を融通し合う取引の中で証券を担保としてやりとりするケースを考えると、証券の受け渡しも資金の決済と同じように取引当日に決済可能である必要が高いわけで、逆に、取引当日の決済が可能であれば当事者にとつて大変有益だろうと考えられるわけでございます。他方、証券を満期まで保有するだけの投資家にとりましては、例えば、取引相手が多信用できる金融機関であれば、証券の受け取りが取引の翌日であるか三日後であるかというのは余り重要な問題ではないんじゃないかと思ひます。

そういった意味で、取引の中身によつても、このTプラスアルファというの、個別、個別に対応を考へていくので十分じゃないかなというふうにご個人的には思つております。

意見は以上しまして、証券決済システム改革といひても、これをやるに当たつては、いろいろな面で今議論がありましたような細かな対応といひものが必要だと感じております。そういった意味で、この改革については民間の市場関係者等のインシアチブがまず重要だと考えるわけですが、

他方で、証券決済システムという金融インフラの整備が、我が国証券市場、金融市場の国際競争力の一つの重要なファクターになるというふうにご考えております。こうした改革を通じて、円

建て証券や金融商品の魅力が高まることであれば、これがひいては円の国際化あるいは円の持つ魅力の向上につながるということで、政府としても改革のための環境整備等に役割を果たしていくことは不可欠ではないかと思つてゐるわけでございます。

そこで、この法案について最後の質問になりますが、証券決済システム改革への今後の政府の取り組みについて、大筋こんな方向で考えているんだということにつきまして、まず柳澤金融大臣から伺ひたいと思ひます。

○柳澤国務大臣 大変広い、また高い視点からのいろいろな御議論、まことにありがとうございます。

今後、私ども、法律の枠組みをつくるということとは、これはもうできるだけ早くやつておかなければならない、こう考えておりますけれども、この実施に当たつては、やはり何といたしても市場参加者の認識であるとか、あるいはなれであるとかということが非常に大事だ。それからまた、場合によつては、今委員がおっしゃられたような商品ごとの必要性の度合いといったようなものについても目を配つていくということが必要だといふうにも考えますので、今後、いろいろな意味で参考にさせていただきます、このように考えております。

将来方向ということでございますけれども、これはもう既に御議論がずつと出ているわけでございますが、私ども、証券の市場につきまして、これまで以上に、もっともつと活性化をしていかなきゃいけないと基本的に考へておるわけでございます。

それで、もちろん本場に駆け足でございましたけれども、私、この連休に実は香港の市場とシンガポールの市場に行つて、全くの感じだけをつかまえに行つたということでございます。この二つがそもそもライバルであるということが基本にあるんでしようけれども、ほかの、他方の動きに対してびりびりした反応をしているというのが実情

で、これはもう委員もつとに御承知のことかと思
うんです。

例えば、私、一番驚いたのは、シンガポールと
香港とは物理的にいえば一時間の時差があるんで
すけれども、それを、全く同じ時間帯に属するん
だというようなことで、大げさに言えば日付変更
線のようなものを金融の、経済行為のために改め
てしまおうというぐらゐの迫力を持って、自分たち
の市場の魅力を何とか高めよう、相手との比較に
おいて優位に立とう、こういうようなことをやっ
ているわけでありまして、その競争心というか、
そういうものは本心に、私ちよつとのぞいただけ
ですが、ひしひしと感じたというところでござい
ます。

もちろん、これらに市場は非常に頑張つては
おるんですけども、まだまだ我々の市場が大きい
わけでございすけれども、やはり、人材をイン
ターナショナルに、国際的な目配りの中から引き
連れてくるとか、あるいは背後地の人口が、例え
ばシンガポールであればインドネシアというよう
なところを持つていたりとか、あるいは香港であ
れば、上海との競争はあるものの、やはり中国大陸
のあの巨大な人口を持つていたりとかというよう
なことを考えますと、日本としても、うかうかはし
ていられないというように感じておるわけでござ
いまして、私どもとしては、この決済システムの
インフラを含めて、これからそういったことにも
目配りをして、日本の市場の活性化に努めてい
かなければならない、このように考えている次第
であります。

非常に刺激的な言葉ですが、決済を制する者が
市場を制するなどというような言葉も専門家の間
にはあるようでございますので、そういう中でも
この決済システムの整備というのは非常に大事な
ファクターである、こういうように考えている
次第であります。

○江崎委員 今ちょうど香港、シンガポールのお
話もございましたので、アジア市場におきまして
も、やはり大変なライバルというか、競争意識が

激しいわけですね。

バブル崩壊以降、日本も非常に、株式市場を初
め、いわゆるインターナショナルなという意味で
の国際的な市場というものが、非常にちよつと、
やや海外の目から冷めてきてしまつていゝかな
と。外国為替取引のボリュウムも減つていゝとい
うことでもあります。非常にそういう意味
で、日本の経済が活性化してないからお金が来
ないのか、あるいは取引の慣行なりインフラが
整つてないゆゑにお金がなかなか呼び込まれて
こないのか、非常に懸念されることであるわけ
でございす。

そういう意味で、今、柳澤金融大臣から、や
はり真剣に、積極的にさらに取り組んでいゝかな
ければいけないというお話もいただきましたので、
これから海外の投資家が自由に入つてくれるよう
な間口の広い市場整備に努めていただきたいと思
います。

また、C/Pを初め社債市場においても、今、フ
ランスが非常に決済システムの構築ということに
つきましては熱心に行つていゝようございまし
て、とりわけEU市場の中で、ヨーロッパとい
うと、どちらかというとドイツが金融取引という
のは強いというイメージでありましたけれども、む
しろ決済システムを非常に精緻なものにし、さら
に高度化することによつてお金を呼び込むんだと
いう意識で、フランスも積極的に、政府が、また
中央銀行が後押ししながら、決済システムの整備
というものを積極化してゐると聞いております。

また、それに伴つて、やはり投資というものも
徐々にヨーロッパ大陸の中でふえつつあるとも聞
いておるわけでございす。

こういった意味で、何も国内取引のメンバーを
対象とした改革だけでなく、外にも目を向けて、
ぜひとも国際化、市場の整備というものを図つて
いただきたいと思ひます。

それでは、最後に塩川大臣に、円の国際化への
展望も含めた証券市場の整備というものにつつま
して御意見を承りたいと思ひます。

○塩川国務大臣 私は、最近、国債とか社債とか
そういう、要するに間接金融に余り重点を置かれ
過ぎてしまつて、直接金融の面がおろそかになつ
てきたような傾向があると思つております。した
がつて、国債はどうも戦争中の国債のイメージに
つながらうな弱点もございすけれども、やはり
国債を持つということが、日本の経済にもある
いは国のあり方にも関心を持つ大きな動機にもな
ると思ひますので、国債の保有について一層の努
力をしてみたいと思つております。

ちよつと調べてみましたら、英米、イギリスは
国債の保有に随分と税制上の優遇もしております
ね。日本はちよつと、国債の優遇を余りしてい
ないやうに、三百万円ですか、金利をちよつとや
つていゝすな、ちよつとこのやつ。あんな程度のこ
とで、もう少し国債になじんでもらう方法はない
だらうかという感じがして、勉強してみたいと
思つております。

○江崎委員 ぜひとも、やはりまだまだドルな
り、今、ユーロという通貨に比べて円というもの
は非常にまだまだ国際化が、一時は大分熱心に行
われた時期もございましたけれども、八〇年代初
め。しかし、ここに来て、景気の悪さに伴つて、
この国際化というのは非常におくれているんでは
ないかというふうな思つてゐる次第でございま
す。そういう意味で、今後、インターナシヨナ
リゼーションという意味における国際化もどん
どん進めていただければなというふうに思ふ次第
でございす。

以上で、この証券決済システム改革法案につ
きましては質問を終わらせていただきますが、一応
また午後若干の時間をいただいておりますので、
こちらで不良債権の問題につきまして議論を続け
させていただきますと思ひますので、よろしくお
願い申し上げます。

では、以上、午前中は終わらせていただきま
す。

○中野(清)委員長代理 この際、暫時休憩いたし
ます。

午後零時三十九分休憩

午後一時四十一分開議

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

質疑を続行いたします。江崎洋一郎君。

○江崎委員 それでは、午前中に引き続きまして
午後の質問を再開させていただきます。

午前中は証券決済システムの法案につきまして
御質問をさせていただきましたが、午後は二十分
というところでございすので、不良債権問題につ
きまして絞りました。柳澤金融大臣に御質問をさ
せていただきたいと思ひます。

まず、その前に私から、前回二月二十七日の当
委員会におきまして御提案させていただきました
内容につきまして、もう少し詳しく付言をさせて
いただきます。御提案させていただきます。

最近では外からも、オニール米財務長官が不良債
権の早期切り離しを提言したというニュースが流
れました。あるいは金融庁が、先ほど五十嵐議
員からの御質問にもありましたやうに、RCCの
不良債権買い取りの時価の引き上げを検討とか、
そういったニュースも流れておるわけでございま
す。そういった意味で、RCCの機能強化とい
う問題につきましては再び議論が活発化してきて
いるんではないかというふうに認識してございま
す。

私も、RCCの不良債権処理における活用とい
うことにつきましては高い関心を持つておりま
す。先ほど申しましたやうに、前回の質疑でも提
言をさせていただいた次第でございす。不良債
権問題という大きな氷山を一気に崩すことはでき
ないまでも、一角でも着実に崩していくといふこ
とが今本当に大事な時期に來てゐるんではないか
なというふうに思つております。また、不良債権
問題というのは、むしろ企業再生の促進という観
点からもつと注目されなければいけないのではな
い。

いかな。何も金融機関を助けるということが目的ではなく、むしろ、不良債権を切り離すことによつて企業が再生していくという観点からのもつともつと議論を尽くしていかなければならないんではないかというふうに考えておる次第でございます。

この年初には、与党三幹事長共同で、RCCによりまず不良債権の実質簿価買い取り案というのが提案されました。同提案には、実質簿価買い取りに伴う二次ロス負担など幾つかの未解決問題があつて、議論は煮詰まらなかつたわけでございませう。宙に浮いたままになっているわけでございませうが、我が国が直面する不良債権問題に対する一つの意見としては、十分、その当時議論された問題だけではないか、また今の一つの参考とされる意見ではないかというふうに思っております。もちろん、二次ロスを国民負担にするということは現下の情勢では許されるわけではないわけですが、しかし、方法を多様化することによって、この辺の問題は解決できないかなというふうに私は考えている次第でございます。

また、不良債権問題の本質というのは、先ほど触れましたが、銀行の過少資本の問題だけではなく、企業の過剰債務問題としてとらえていくべきじゃないかという観点も考えております。構造調整を進めて日本経済を立て直すためにも、過剰債務に苦しむ企業の再建を急いでいくべきじゃないかというふうに考えております。そのためにも、不良債権処理の方法の選択肢を広げて、金融機関が自主的に不良債権処理をできる環境を整備するのが政府の役割ではないかと考えておる次第でございます。

例えば、金融機関がみずからの力では再建できないと判断した企業につきましては、早期に資本力と経営ノウハウのある企業再建ファンド等のスポンサーに売却をすべきではないかというふうに思っております。

しかし現実には、金融機関は、売却損によつて収益が悪化したり資本が毀損してしまうというこ

とを恐れて、不良債権の売却については極めて消極的だというのが現状の状況じゃないかと思ひます。それに加えて、この超低金利のもとでは金融市場に資本がじゃぶじゃぶとあふれているわけですので、不良債権を抱えていたままでも金利負担がほとんどないというふうな状況で、わざわざ自己資本を食いつぶしてまで不良債権処理を進める必要はない、まあないとは言い切れないでしようけれども、意欲がわかないというのが現状の環境じゃないかと思ひます。

さらに加えてもつと悪いことに、貸出先との株式の持ち合いといった持ちつ持たれつの構造というものも重ね合わせて、金融機関が企業向け貸し出しを処理することをちゅうちよするということにもなっているんじゃないかと思ひます。だからこそ、特別検査によりまして強制的に不良債権処理を行つて、その結果過少資本になった先に対しては公的資本注入を行うべきだということを私も再三申し上げてきたわけでございませう。

不良債権問題を金融機関に対する公的資本投入の問題ということで取り上げるだけではなく、やはり企業再生の観点に立つべきであり、例えば、特別検査がある意味で厳しいという意味においては北風政策だ、しかし金融機関が自主的に不良債権処理に取り組んでいく意欲がわくような、そういうような太陽政策とか温かい政策も現段階ではもうしていないかと、何も進まないまま時間だけ浪費してしまうという危険はないのか、私は大変心配をしているわけでございませう。

そこで、金融機関が資本不足に陥らずに不良債権を処理できる枠組みというのが用意できないかというところで、一つ御提案をさせていただきたいと思ひます。

例えば、金融機関が実質簿価などの言い値で一人RCCに不良債権を買取つてもらひます。その後RCCはこれを速やかに時価で市場に売却するということで、ここで当然二次ロスが発生するわけですが、この二次ロスが、今までは国民負担だからだめだという議論になっておつたわけで

すが、例えばこの二次ロスにつきまして、十年、二十年といった長年に案分して金融機関がみずからの期間収益の範囲内で計画的に弁済していくというそういう方法が考えられるんじゃないでしょうか。例えば、二次ロスを直ちに資本の食いつぶしとしてとらえてしまふだけではなく、個人の住宅ローンのように長期借りかえに置きかえて、いわゆるキャッシュフローの問題としてとらえて、そして時間をかけて金融機関自身がこの二次ロスを負担していくという考え方はないかというところでございませう。

RCCの買い取り価格が大幅に弾力化できることになると思ひますし、また時間的猶予を与えられた金融機関の売却意欲も、背景では高まつてくるんじゃないかというふうに思つております。加えて、RCCにもメリットがあるんじゃないかと思つておるんです。例えば複数の金融機関が同一企業に対する債権を共同でRCCに売却するということになれば、大口債権者となつたRCCは、今度は一括して、バルクセールのような形で市場に売却できる。そこによつてまたメリットも出てくる。あるいは、企業再生ファンドもついてくるということも考えられようかと思ひます。そういう意味で、有利な価格で市場でRCCが売却できるというチャンスを生む手法にもなるかなというふうに思つておる次第でございます。

あくまで誤解していただきたくないのは、不良債権の先送りを提案しているというわけではございませうで、むしろ不良債権の切り離しを急いで、金融機関の二次ロスを急いである意味で確定していくということが大事なんじゃないかと思つております。この二次ロスさえ確定すれば、金融機関も将来の経営戦略というものが立てやすいんじゃないかというふうに考えておるわけでございませう。

また、RCCが不良債権を買取取る資金を手当てする必要というものが出てくるわけでございませうが、金融機関に長期分割で弁済させれば、二次ロスを税金で埋めるという発想もなくなるわけですが、

すので、一石二鳥ではないかというふうに思つてゐるわけでございませう。

この中で一つ解決しなければならぬ問題というのは、二次ロスを自己資本の欠損とならないように長期に案分するということになりまして、会計原則の問題が出てようかと思ひます。この問題、今のところ会計原則上は、いわゆる損失が発生する可能性が出てきたときに直ちに引き当てる積まなければいけないという会計原則がございませうので、この部分の緩和をしなければ、この案というものは単なる案に終わつてしまふわけでございませうが、そういう意味での解決策の一つの糸口として、会計原則に対しても特例を設けていくということも、この場においては必要な時期に來ているのではないかとこのように考えるわけでございませう。

そこで、質問に入らせていただきますが、まず、柳澤金融大臣に御質問申し上げます。

この不良債権処理につきまして、今非常に引き当て水準というものに注目し過ぎていないかということを私は感じております。引き当てということについては、査定ということが加わるわけでございまして、かなり主観的な要因というものも大きくありますし、また、いざだめだったという意味で、ロスが拡大する危険があるんじゃないか。むしろ市場に売却することでロスを確定したり、あるいは、不稼働資産を減らすということが今銀行にとつては大事なことなんだと思ひますけれども、引き当てに今非常に注目をされているのかと思つておるんですが、いかがお考えでございませうか。柳澤大臣、お願いいたします。

○柳澤国務大臣 江崎先生のような、ある意味で、実務を御存じだし、またいろいろ物をよくお考えになられる委員の先生が、いろいろな方面から現在日本の金融機関が直面している不良債権の問題についてお知恵を出していただけたということとは大変ありがたい、このように思つております。

それはそういう前提でお話をさせていただきま

すが、本当にこれは恐縮なんです、私が一昨年の十二月にこの仕事を仰せつかりまして真つ先に打ち出したのが、実は、不良債権の処理は間接処理ではなくて直接処理をしなければだめだ、それが非常に大きなラインでございました。それは、いろいろなことからそういうことを申させていたのだいたいでございますけれども、要するに引き当てというのは、ある意味で、今委員も御指摘になられたように、評価の問題なのでございます。そういうことだと、いつもその評価が正しいとか正しくないとかという話にもなる、こういうことでございまして、私はやはり、そういうことではなくて、直接処理をすることによって評価の要素がそこから払拭される、こういうことの方がずっといいということも実は念頭にございまして。

そういうことだし、また、もちろん当時言われていたことでもございますけれども、とにかく構造改革が必要だということになりますと、引き当てだけ行内の会計処理としてやっているんでは、債務者企業に対して何も動きかけが行われないわけでございます。債務者企業も銀行もじんわりとそこに、片方は引き当てをし、片方は業況の不振をかこつてスタンドステイルの状態になる、こういうことでは日本の経済の活路が見出していけないのではないかと。やはりそこは、直接処理というような形で債務者企業に働きかけて、双方のいろいろな話し合いのもとで再生の計画を立てて、それを実行していくというようにことが構造改革そのものを意味するということもあるんじゃないか。

こういうようなことをいろいろと考えまして、私は実は、自分の今回の任期の一番早いころに直接処理ということをお願いして、間接処理では物事は動かないと。まあ金融機関の健全性ということだけを仮に考えれば、これも実は債権を抱えている限りその劣化が起りますから必ずしも健全性の面でも間接処理がいいということはないんですが、少なくともある時点をとつてみますと、それは健全性ということについては問題がないとい

うことも言い得るかもしれせんけれども、私は、やはりそれで物事は動かない、直接処理をやつていかなきゃいけないということで、随分そのことを言わせていただいたわけでございます。ちよつと委員の認識と私のとつてきた政策の方針というのが食い違つて、やはり御理解いただけていないという感じが、残念な気持ちもあります。専門家でいらつしやいますから、その上に立つていろいろとまた御意見を提起していただければ大変ありがたい、このように思つております。

○江崎委員 先ほど、五十嵐議員から時価が二倍の質問をさせていただいたわけですが、これについては、政府としては現段階で考えていないということですが、いづれにせよ、こういったRCCの活用という手法の一つであるわけでありまして、その中で、市場原理をゆがめるような形で決着というのは、物の本質の解決には至らないのではないかとはいふに認識しております。そういった意味では、これから大臣の御方針を進めるに当たつても十分御留意をいただきたいというふうに考えておる次第でございます。そこで、先ほどちよつと私の質問の中でも触れさせていただいたわけですが、私の提案の中で最大のハードルというのは、二次ロスを直ちに資本計上しないで期間損失としてとらえるということでございます。今の会計原則からは大変きついのがあるわけでございますが、この辺につきまして御検討の余地があるものかどうかにつきまして、御答弁をお願いしたいと思います。

○柳澤国務大臣 これは、結論を言いますと、かなり難しいということのようでございます。別にまだ正式に委員の御提案を公認会計士の方に聞いたとかということではありませんけれども、感触だけお聞きしたところでも、それは非常に難しい、計上の仕方からして極めて大きな困難を伴うというような感触が伝えられておりまして、何回言つても同じ言葉になるんですが、極めて困難なようなことであります。

○江崎委員 今までの会計原則に沿つてお考えいただく大変厳しいという御見解かとも存じますが、やはり我が国を取り巻く環境というのは、今大変厳しい目で、この不良債権処理がどれだけ進んでいるのか、これがさらに景気回復を導く一つの扉になるのではないかと、冒頭申し上げましたようにアメリカも非常に注視しております。また最近では、IMFも日本の不良債権処理がどの程度進んでいるかについて非常に関心を持っているということも私は聞いております。そういった意味で、この金融危機の大変なさなかにおいては、こういった会計原則、原則は原則であつて特例も認め得るというような前向きな御検討をぜひこれからもお願いを申し上げて、私からの質問は以上で終了させていただきます。

○坂本委員長 次に、中塚一宏君。

○中塚委員 冒頭、景気のお話をちよつとさせていただこうというふうに思います。

大底を打つたというふうな意見もそろそろ聞かれるようになってきていて、最近発表されるインデックスなんかを見ても、確かにインデックス自体はよくなつてきているものもあります。鉱工業生産なんかは大分上昇基調で来ているわけです。そういうことで、また、今度の月例経済報告で、政府がどういふふうな判断をするのかということも非常に注目が集まつているわけなんです。ただ、そういう生産は底打ちということなのかもしれないんですが、雇用とか賃金というのは引き続きそんなによくなつていないわけではなくて、生産が底打ちしても、時間外労働がふえているんだらうなということ、別に雇用がふえているというわけでもないように思ふわけです。

そこで、ちよつとまず塩川財務大臣に、今の景気の認識ということについて伺いたいと思ひます。

○塩川国務大臣 きょう、月例報告があるんですが、五時からなされて、その中身をまだ正式発表されておられません、聞きますと。まあ、景気

の降下傾向が下がりだまりになつたということは表現されるところでございます。

こんな数字が実はございまして、国内卸売物価指数が大体先月と今月横ばい、それで、消費者支出の方は三月、上向いてきておる。それから、輸出もよくなつてきておる。鉱工業生産もよくなつてきておる。完全失業率は少しましに直つてきておる。そういう数字がございまして、いづれも微増でございまして、そういうのを総合すると、少しはやはり明るくなりつつあるのかなという感じがいたしますが、しかし、これは構造的に作用して経済が自力でよくなつてきたというんじやなしに、ずっと積み重ねてきた在庫調整とかそういうふうなものが偶然ここに集中してきてよくなつてきたんだらうと思つております。

○中塚委員 今大臣がおつしやいましたように、私も、循環論的な景気の問題と、あともう一つは構造的な問題というのは、やはり分けて考える必要があるんだらうなと思ふんですね。そういう意味では、循環論的な景気の現状というのは、まあ、底ばいというか、一息というふうなお考えということではよろしいんじゃないか。

○塩川国務大臣 まあ、大体そういう傾向にあるかと思ひます。

○中塚委員 循環論的な景気の問題ということになりますと、短期と中長期ということに分けると、循環論的な話はやはり短期のカテゴリーに入つて、構造改革というのは中長期の課題に入るんだらうというふうな思ふわけですが、もう、そういう短期の課題について、一息、底ばいになつた。やはり、外需なんかが一番大きく効いているようです。限られた財政状況の中では、大変にラッキーだったんだらうなというふうな思ふわけです。

この今審議されている法律につきましても、証券の決済ということですが、やはり、国債管理政策という側面もたくさん含まれておりますし、そういう国債の発行ということにナールパスにならな

きやいけないような財政状況の中にあつて、そういう意味では大変にラッキーなんだろうなというふうに思います。

今、先ほどおっしゃいましたまさにそれをちよつとお伺いしたかったのですが、卸売物価等が下がりつつある、下げどまったということがあるわけですが、そういうことをもってデフレが終わったんではないかというふうな論調もちらほらとあるように聞いているわけですが、それについて、大臣の御見解いかがでしょう。

○塩川国務大臣 私は、デフレが下げどまったとは思っておりません。まだ相当リスク条件が周辺にあると思っておりますが、しかし、最近の企業活動をみてまいりますと、株価にも象徴されておりますように、本格的に企業の再生を図ろうという意欲が、具体的な設備の増設であるとか在庫調整であるとかあるいはまた生産体系の見直しとかいう方に出回ってきたというふうな感じがいたしますので、デフレはとまったとは思えないけれども、しかし、悪い方に進行していくという気配はないように思っております。

○中塚委員 デフレ云々ということについては、やはり構造問題があるわけでしょうし、午前中の質疑の中でも、需要管理なのかあるいは供給面の改革なのかというお話もありました。ただ、わかりやすいのは大事なことです、余りどっちか片方というふうな物事単純化しても、結構ミスリードな場合が多いんだらうなと私自身は思っています。そういう意味で、では、今物価は下げどまりつつあるというのは、これはデフレというものが終わったというよりは、やはり循環論的な景気回復といえますか、そういうことの影響によって物価の下げどまりということが起こっている、そういうことでよろしいですか。

○塩川国務大臣 私も大体そんな感じで思っています。

○中塚委員 それで、ということになりますと、やはり大臣も構造改革ということの必要性についてはまだまだあるというふうにお考えなんだろう

と思うわけですね、今までの御答弁からしまして。そしてまた、政府の方としても、一カ月以内にデフレ対策ですかをおまとめになるということのようですね。

一番の懸念というのは、やはり、循環論的に景気がよくなつていく、そこには政府としても政策を総動員してそれを下支えするというところで、ね。その需要管理という面も含めて政府として一生懸命におやりになったことも効いて、循環論的には景気はだんだんと下げどまりつつあるということなんです、そのことをもって、では構造改革はもう要らないんだとか、あるいは、では、よくなつてきたんだから今度は増税に転じようとか、そういうことになつてしまうと、やはり今までの努力というのがみんなバアになつてしまふわけですね。

前、橋本内閣のときの経済財政政策ということについてお話をしたときもありました。大臣もお答えいただいたわけですが、今までの御答弁でいきますと、そういう構造改革、いわゆる潜在成長率というのをこれから上げていく、日本の経済、財政の仕組みを変えていくという、その構造改革ということについては今後も継続しなきゃいかぬし、手を緩めることがあつてはいかぬというお考えだと思ふんですけれども。

そこで、税制改革のお話をちよつと伺いたいわけですが、けさはど記者会見で減税財源のお話にお触れになったように報道なんかでは聞いているんです。前もお話をしたときに、減税という以上は財源をどこから持つてこなきゃいけないんです、例えばスクラップ・アンド・ビルドということになりますと、あるものを増税してあるものを減税するというふうな考え方が成り立つし、あるいは後年度以降新たに財源になるようなものを見つけて、それをもつて議論ができれば年度内に減税をするというふうな答えをいただいたと思うんですが、新たに足つくる財源というもののうち、歳出削減というのはどういうふうにお考えでしようか。

○塩川国務大臣 かなり思い切った歳出削減をやはり十五年度以降においても行わなければならな

いと思っております。

その削減について、削減の仕方があると思うんですね。要するに、一つは、財政コストを見直してそのコストに合った削減をしていくということの一つ。それから、不急不要の状態を定めて、それでいわゆる張りをつけていく過程において削減していくという方法。それからもう一つは、国と地方との関係の見直しの中で、ある程度、いわゆるシビルニミマムとナショナルニミマムとの総合性を勘案して整理をしていく、そういう方法での削減。いろいろあると思いますが、多様に削減を考えていきたいと思っております。

○中塚委員 例えば来年度の予算の編成というもので、これから概算要求基準を決めたり、概算要求をしつたりということが起こっていくわけですね。そういった来年度予算の編成過程の中で、例えばこういったものは、今のお話のとおり、ばさつと削れるというふうなことが明らかになつた場合、そのばさつと削れるものを今年度から行う減税の財源として使おうというふうなことは大臣のお考えの中にはおありですか。

○塩川国務大臣 まだそこまできつちりと定めたものじゃございませんけれども、歳出削減したものは、減税対象というよりも、やはり、優先的に国債発行の抑制の方にまず考えていくべきであらうと思っております。

○中塚委員 優先的に財政赤字の削減という国債発行の抑制というものに回していくということですが、全部回してしまつと、減税ということについて年度内の実行というのとはなかなか難しくなつてくるわけですし、あともう一つは、どこから財源を見つけてきて単年度でやるような減税というのは、私は、これは意味がないんだらうと思つてしまつて、やはり、やるんだつたら制度的なものにしていかないと構造改革にもつながつていかないだらうと思ふんですね。

税制改革は、まさに、そういう意味で、制度、

仕組みを変える、社会とか経済の仕組みも変えることになりまして、また、ある意味で需要追加的な要素も持っているわけですので、そういう点では最優先で取り組まなきゃいかぬ課題だということに思ふんですけれども、優先的に国債を減らすというものに充てるにしても、やはり選択肢としては、どうなんですか、そういうことも、そういつたことというのは来年度以降の歳出削減を前倒しで持つてきて、年度内から、制度減税というものを年度中に行つていくふうなことはあり得るということなんですか。

○塩川国務大臣 ある程度そういうことも入れないと減税の財源は出てまいりませんし、また、減税そのものも、実は、歳出削減した分そのみ減税の財源に充てるということにも、少し、ちよつと懸念があるように思ひました。まず、で、財政規模をどうするかということを決めなければ、減税の問題にも具体的な数字に入つていけないと思つておまして、したがつて、減税問題につきましては、目下、経済財政諮問会議において基本的な問題の決定をしていただいて、その上で財政との見合いにおいて考えていきたい、こう思っております。

○中塚委員 当然、具体的なことが、今、まだ決まっていないうふうな思ふんですが、ただ、考え方ということですね。財源がなければ減税できないということになりますと、やはり、それはどこから持つてこなきゃいかぬわけですし、また、それは私だって、財源なしに減税をばさつとやれなんというところはそれは言えるわけでもないと思つてます。そういう意味で、考え方として、財政の規模というお話もありましたが、デフレ対策を先に出すということを決めている以上は、そしてまた、その中に税制改革ということがある以上は、そういつたことが前提にならなきゃおかしいんじゃないでしょうかというお尋ねなわけですね。

というのも、循環論的な景気というものが底入れをしたということになつても、その一番の牽引

要因であるアメリカ経済というの、なかなか、アメリカ経済の見通しというの弱含みになっていきますし、そういうことを考えると、輸出なんかも年央には鈍化していくだろうというふうにも思うわけですね。ですから、ここでそういう景気の一時的な回復というか下げどまりということにとられる余り構造改革というものがなおざりになつては、本当に、せつかく今までやってきた努力もみんなバアになつてしまふだろうということがあつてお尋ねをいたしました。

次に、国債管理政策の話が入っている今回の法案の改正なわけですが、格付会社三社に対しして意見書を送付されたということですが、その送付された意見書の内容というのを御披露いただけますでしょうか。

○尾辻副大臣 私どもが財務官名で格付会社三社に送りまして意見書についてのお尋ねでございます。

そこで、まず、なぜ今意見書を送つたかということからお答え申し上げたいと存じます。

ムーディーズ、S&Pがさらに国債の格下げをいたしますと、シングルAになります。これはいかにもひどいじゃないかという思いがありますし、また、けさ、午前中にも御議論ありましたように、新BIS規制案が論議されておりますが、この案が今の案のとおりにまともなやり方ですと、影響が、そうしたことが出てくるというようになつてまいります。それから、国債が格下げになりますと、当然、民間がそれに連動いたします。これは大変迷惑な話でございます。そういうことがございますので、今意見書を出した、こういうことであります。

その概要は、日本国債の格付は日本経済のファンダメンタルズを反映しておらず不当に低い、よつて、格付の具体的、定量的な判断根拠を求めたい、これが概要でございます。

そして、それをもとにいたしまして、具体的な質問事項としては、主なものを申し上げますと、まず、日本国債のデフォルトとはいかなる事態を

想定しておるのか、あるいはまた、日本経済のファンダメンタルズをどのように評価しておるのか。言つておりますことは、日本は世界最大の貯蓄超過国であります。また世界最大の債権国でもございますし、外貨準備も世界最高でございます。一体こうしたものをどういうふうにかに評価して格付をしておるのか、こういうことでござい

それから、各国間の格付の整合性に疑問があるではないか。これはまたどういふことかといふますと、例えばポンド危機直後の英国の外債、あるいはまた財政赤字、経常赤字の持続性が疑問視された一九八〇年代半ばの米国債は、それでもトリプルAでございました。一体そういうことと今の日本の状態、そして日本の格付と整合性があるんだらうかどうだらうかといったようなことを質問したところでございます。

質問の内容についての御質問でございましたので、以上お答え申し上げます。

○中塚委員 非常にやはり憤りを持って意見書を送られたんだなということがよくわかりましたけれども。

それで、返事があつたように聞いておりますけれども、三社送られたということなんですが、そのうち何社から返事があつて、あと、返事の中身についてお知らせをいただけますでしょうか。

○尾辻副大臣 申し上げますように、三社について意見書を出しました。そして、二社から回答がございました。けさもお答え申し上げたんですが、三社の回答が出そろつたところで、私どももよくその答えを精査して、そして私どもの見解をまとめたと思つております。

しかし、せつかくのお尋ねでございますから、今答えでもらつていふところでもう一度だけ申し上げますと、私どもが今、その答えについて申し上げると、申し上げたように、デフォルトの実態といふのは一体どんなものを想定しているのかと聞いているわけですが、その答えが、例えば債務のリスケジュールといふようなことがあるんじや

ないのといふような言い方をするわけですが、それは、債務のリスケジュールですから十年国債を十年で返さずに十二年で返しますといふようなことを言ひ出すんじゃないの、言うならばそんなことを心配するよと言つていふんですが、幾ら何でも、国債、そんなことを私ども言うつもりもありませんし、そんな事態でも全くありませんから、おかしいんじゃないのといふようなことがございます。

ちよつと申し上げると、そんな答えが来ているので、今から精査しても一回見解を出したいと思つておる、こういうことでございます。

○中塚委員 精査して発表される、発表されるんですね。精査して発表されるということなんです。今の段階で、その返事といふのはその格付をするに足る理由ではないということばかりだといふことでよろしいんでしょうか。

○尾辻副大臣 一言で申し上げますと、私どもはそう思つております。私どもには納得のできない回答が来ておる。

ただ、もつと申し上げますと、けさお申し上げたんですが、何となく基本的な認識が少し違ふかなと思つておられますのは、向こうは、向こうはといふのは格付会社は、財政的なことだけでほとんど判断をしていふと言つていふ。私どもは、先ほど御説明申し上げたように、反論の中で盛んに言つておられますように、日本経済のファンダメンタルズをどう見るんだ、全体で見るといふことを言つておられますので、ややそこにちよつとした基本的なところでの意見の違いはあるかなと思ひますが、そういうことで、私どもがこれなら納得できるなといふ答えは、一言で申し上げますと来ていない、このように御理解いただいて結構でございます。

○中塚委員 次に、質問を変えて、シ団制度のことについて伺ひますが、シ団制度といふのを廃止しようといふふうな意見もあるということなんです。けれども、今の格付会社のお話もありました。特に廃止論といふのは外資系の証券会社なん

かがやはり多いわけですね。不透明じゃないか、あるいは国債市場をゆがめているんじゃないかといふふうな意見があるということなわけですが、このシ団制度の将来について、どのようにされるおつもりなのか。いかがでしょうか。

○尾辻副大臣 このシ団制度といふのは、これまでの国債の円滑な消化には大きな役割を果たしてきたところであります。

ただ、今お話しのように、いろいろな御意見がございまして。そして、私どもも競争入札の比率を段階的に引き上げなきゃいけない、これはその方向でやつていかなきゃいけない、こういうふうに入札にお任せする部分を七五％、こまですております。ということとは、引いて二五％をシ団にお願いしておる、こういうことでございます。引受手数料につきましても、五月債より額面百円当たり三十九銭に引き下げておるところでございます。

そこまで来ておりますが、今後ということになりますと、やはり、完全に廃止しますと、それにかわる安定消化のスキームを構築する必要があると思つておられますので、現時点では、今こまですてございまして、そして、将来廃止の方向で考えたいと思つておりますが、それ以上の具体的なスケジュールは持ち合わせておりません。二〇〇三年廃止といふ新聞報道もございましたが、私どもには、今そのことが念頭にあるわけではございません。

○中塚委員 それで、その二〇〇三年ということに關連して柳澤大臣の方にお伺ひしたいんですけれども、二〇〇三年といふと、ペイオフ解禁との関連で何うんですが、やはり昨年度末まではペイオフといふものが解禁されていなかった。そういう意味では、預貯金といふのは全部国家保証がついていたようなものなわけですね。それが、今年度、来年度とペイオフといふものが解禁されていく、そうすると預貯金といふものに保証がなくなる。その一方で、では今度金融機関もリスクフ

リーの資産を優先的に買う権利というものがあらかじめ認められているということについて、やはりおかしいんじゃないかなという気がしてくるわけなんですけれども、そのことについていかがでしょうか。

○柳澤国務大臣 元本保証、しかもその発行体も破綻ということが考えられない、そういうものとしては、国債というのは確かに預金者というか今まで預金をしてきた人たちにとって一つの魅力のある商品だということだろうと思うのです。

ただ、そのこととシ団の制度とはちよつと直接には結びついていないように思います。というのは、財務省も結局、先ほど尾辻副大臣のお話ですと七五%もう入札方式でやっているとということですし、その中で恐らくまたいろいろと個人消化の商品も考えていくということでございますので、個人消化の商品を考えていくときには、ぜひ二五%をつぶさないといふことができないんだということではないように理解をしているわけですが。

○中塚委員 最後に、買い入れ消却について伺いますが、二〇〇八年に十年債の大量償還があるということ、それを平準化するということが、二〇〇八年の償還を迎える十年債というのが四十兆円、四十兆二千億弱あるようですね。それで、市中発行されている部分がそのときで十五兆七千億ぐらいなのかな。それで、その後日本銀行が買い切りをしているものですか、今市中には十四兆円ぐらいあるというふう聞いておりますけれども、その十四兆円の十年債について、これを五兆円ほど買い入れるという御計画のようなんですけれども、なかなか難しいだろうなというふうに思うのです。

というの、今二〇〇二年であと六年かけて五兆円を買うということになるんでしょうが、償還までの年限が短くなればなるほどやはり買うというのは難しくなっていくというふうに思うわけです。ということは、市中からだけではなくて、その他、例えば運用部とか貯金とかが持っている、そういったものから買い戻しをするということもあるというふうに思うのですが、どうなんでしょう。

○尾辻副大臣 お話しになりました数字は、私どももそのように思っております。

すなわち二〇〇八年に満期を迎える十年債の市中分というのは十三兆から十四兆円と考えます。そのうちの五兆円をということになるとかなり難しいんじゃないかというお話であります。私どもは市中のみから買い入れるとしても不可能ではないというふうには思っております。しかし、公的主体からの買い入れも可能性としては検討をいたしております、その可能性はある、今後の検討、こういうことでございます。

○中塚委員 終わります。

○坂本委員長 次に、佐々木憲昭君。

○佐々木憲昭委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

提案された証券決済法案は、決済期間を短くしたり、リスクを減らすために統一的な証券決済法制を整備しようとするものであります。既に、CPについては、ペーパーレス化あるいは振替決済の法整備が行われております。今度の法案では、社債あるいは国債についても対象とされる、しかも、国債を、リスクの大きなデリバティブ取引の一種であります金利スワップ取引の対象にする、これ自体、大変大きな、重大な問題だと私どもは思っております。

そこで、柳澤大臣に基本的なことについてお聞きをしたいんですが、この法案では株式は除かれております。今後、株式も対象とした統一的なシステムを目指していくという考えなのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○柳澤国務大臣 私どもは、この決済制度、決済の迅速化ということを考えますときに、ぜひ、このコンピュータシステムを使って、ペーパーレス化した統一した証券決済制度というものをつくりたいと強く願っているところでございまして、今回はその準備が整わなかったことで株式を除外した法制になっておりますけれども、できるだけ早く、株式も取り組んだところの、先ほど来申し上げている統一的な証券決済制度というものを構築したい、このように考えている次第でございます。

○佐々木憲昭委員 そこで問題となりますのは、この統一的な証券決済システムの導入が、中小あるいは中堅証券会社はどういう影響が与えられるかという点でございます。

金融審議会の第一部会ワーキンググループの報告、「証券決済システムの改革及びこれに伴う投資家保護策について」という二月十五日の報告書があります。この中では、中小、中堅証券に対する分析が全くないうであります。

私たちが中堅証券会社の方からお聞きをいたしますと、新しいシステムに移行するためにはコンピュータシステムなど約数百億円かかるのではないかと、そうなりますとこれを負担できるのは大手だけではないかと言われているわけでありまして、中小証券にとつては、この負担というのは到底不可能で、そうなりますと、大手の金融機関に口座を開設してもらつて新しいシステムに加わるということになる。そうすると、今度は銀行に口座を維持してもらつたために当然手数料がかかりまして、あるいは、翌日決済のような短期間の決済のために一定金額を預託する必要がある。この負担も大変だということ、大変な経営圧迫要因になるのではないかと、思っています。

そこで、お配りした資料の一枚目を見ていただきます。この間の証券会社というものが随分破綻をしております、大変な数に上っております。しかも中小証券に集中していると思うんです、数の上から言います。

柳澤大臣にお聞きしますけれども、この法案というの、今でも大変厳しい経営環境に置かれております中小証券を一層不利な状況に追い込むことになるのではないかと、中小証券への影響を大臣はどのようにお考えか、この点をお聞きしたいと思います。

○柳澤国務大臣 佐々木委員は、ある制度をつくるときにそのマイナス面を指摘されるということが大体いつものことでございますが、それはそれで、我々にとつてもいろいろな問題を考えておかなきゃならないという意味で私は積極的に考えております。

ただ、この件について、中小証券、なるほど数が多いけれども、例えば三洋、山一、これを見れば、我々は記憶に非常に鮮やかなところで、そういう大手も余り適切な経営をしなければ破綻をするというのはいくらもいたし方ない、こういうことでございます。

さて、今回の証券決済システムの導入に伴う費用ですけれども、それはそれなりに、コンピュータの新しいシステムを入れることになれば相当な経費がかかるということは事実でございますけれども、しかし他面、このことによつて日本の証券市場全体が活性化していくという大前提がありますし、また逆に、このシステムを入れることによって、今までかかっていた費用が削減されるということもございまして。

先ほど来申し上げておりますように、まだ商法が発券停止というかそういうことを認めておりません。有価証券の無券面化というふうなものも株式については一部にとどまっておりますけれども、それは受け渡しというふうなものにはそれなり、恐らく人件費的な形をとると思っておりますけれども、コストがかかっているわけございまして、そういうものが削減されるという面もあるわけございまして。そういうメリットの方もございまして、私どもとしてはこれを進めてまいりたい、このように考えております。

なお、委員、つとに御指摘もいただいたわけですが、みずからそのコンピュータのシステムをつくれないうふうなところの場合には、一時的にそのシステムの導入になった証券会社等に口座を開設することによって、みずからの顧客との関係というものの処理をそこに委託するというようなこともこの制度では許容されております。

早く、株式も取り組んだところの、先ほど来申し上げている統一的な証券決済制度というものを構築したい、このように考えている次第でございます。

○佐々木憲昭委員 そこで問題となりますのは、この統一的な証券決済システムの導入が、中小あるいは中堅証券会社はどういう影響が与えられるかという点でございます。

金融審議会の第一部会ワーキンググループの報告、「証券決済システムの改革及びこれに伴う投資家保護策について」という二月十五日の報告書があります。この中では、中小、中堅証券に対する分析が全くないうであります。

私たちが中堅証券会社の方からお聞きをいたしますと、新しいシステムに移行するためにはコンピュータシステムなど約数百億円かかるのではないかと、そうなりますとこれを負担できるのは大手だけではないかと言われているわけでありまして、中小証券にとつては、この負担というのは到底不可能で、そうなりますと、大手の金融機関に口座を開設してもらつて新しいシステムに加わるということになる。そうすると、今度は銀行に口座を維持してもらつたために当然手数料がかかりまして、あるいは、翌日決済のような短期間の決済のために一定金額を預託する必要がある。この負担も大変だということ、大変な経営圧迫要因になるのではないかと、思っています。

そこで、お配りした資料の一枚目を見ていただきます。この間の証券会社というものが随分破綻をしております、大変な数に上っております。しかも中小証券に集中していると思うんです、数の上から言います。

柳澤大臣にお聞きしますけれども、この法案というの、今でも大変厳しい経営環境に置かれております中小証券を一層不利な状況に追い込むことになるのではないかと、中小証券への影響を大臣はどのようにお考えか、この点をお聞きしたいと思います。

○柳澤国務大臣 佐々木委員は、ある制度をつくるときにそのマイナス面を指摘されるということが大体いつものことでございますが、それはそれで、我々にとつてもいろいろな問題を考えておかなきゃならないという意味で私は積極的に考えております。

ただ、この件について、中小証券、なるほど数が多いけれども、例えば三洋、山一、これを見れば、我々は記憶に非常に鮮やかなところで、そういう大手も余り適切な経営をしなければ破綻をするというのはいくらもいたし方ない、こういうことでございます。

さて、今回の証券決済システムの導入に伴う費用ですけれども、それはそれなりに、コンピュータの新しいシステムを入れることになれば相当な経費がかかるということは事実でございますけれども、しかし他面、このことによつて日本の証券市場全体が活性化していくという大前提がありますし、また逆に、このシステムを入れることによって、今までかかっていた費用が削減されるということもございまして。

先ほど来申し上げておりますように、まだ商法が発券停止というかそういうことを認めておりません。有価証券の無券面化というふうなものも株式については一部にとどまっておりますけれども、それは受け渡しというふうなものにはそれなり、恐らく人件費的な形をとると思っておりますけれども、コストがかかっているわけございまして、そういうものが削減されるという面もあるわけございまして。そういうメリットの方もございまして、私どもとしてはこれを進めてまいりたい、このように考えております。

なお、委員、つとに御指摘もいただいたわけですが、みずからそのコンピュータのシステムをつくれないうふうなところの場合には、一時的にそのシステムの導入になった証券会社等に口座を開設することによって、みずからの顧客との関係というものの処理をそこに委託するというようなこともこの制度では許容されております。

早く、株式も取り組んだところの、先ほど来申し上げている統一的な証券決済制度というものを構築したい、このように考えている次第でございます。

○佐々木憲昭委員 そこで問題となりますのは、この統一的な証券決済システムの導入が、中小あるいは中堅証券会社はどういう影響が与えられるかという点でございます。

金融審議会の第一部会ワーキンググループの報告、「証券決済システムの改革及びこれに伴う投資家保護策について」という二月十五日の報告書があります。この中では、中小、中堅証券に対する分析が全くないうであります。

私たちが中堅証券会社の方からお聞きをいたしますと、新しいシステムに移行するためにはコンピュータシステムなど約数百億円かかるのではないかと、そうなりますとこれを負担できるのは大手だけではないかと言われているわけでありまして、中小証券にとつては、この負担というのは到底不可能で、そうなりますと、大手の金融機関に口座を開設してもらつて新しいシステムに加わるということになる。そうすると、今度は銀行に口座を維持してもらつたために当然手数料がかかりまして、あるいは、翌日決済のような短期間の決済のために一定金額を預託する必要がある。この負担も大変だということ、大変な経営圧迫要因になるのではないかと、思っています。

そこで、お配りした資料の一枚目を見ていただきます。この間の証券会社というものが随分破綻をしております、大変な数に上っております。しかも中小証券に集中していると思うんです、数の上から言います。

柳澤大臣にお聞きしますけれども、この法案というの、今でも大変厳しい経営環境に置かれております中小証券を一層不利な状況に追い込むことになるのではないかと、中小証券への影響を大臣はどのようにお考えか、この点をお聞きしたいと思います。

○柳澤国務大臣 佐々木委員は、ある制度をつくるときにそのマイナス面を指摘されるということが大体いつものことでございますが、それはそれで、我々にとつてもいろいろな問題を考えておかなきゃならないという意味で私は積極的に考えております。

ので、そういうことでコストの削減も図れるように配慮がなされているというところでございます。

○佐々木(憲)委員 費用が削減される面もある、しかし他面、費用負担に耐えられないところは、特に中小の場合にはさまざまな面でデメリットが発生する、したがって大手と中小の間の格差というのはやはり拡大するのではないかと、そういう点での配慮はどうしても私は必要だと思えます。残念ながら、今回のこの法案には、その配慮が見当たらないということであります。

そこで、この証券会社の改革という場合に欠かすことができないのは、やはり、証券市場の不正あるいは不正取引、こういうものを一掃するということであります。こうしてこそ、証券市場に対する国民、投資家の信頼を確保することができると思ふんです。

具体的な事例として、既に当委員会でも何度も取り上げられてきた大阪証券取引所、大証をめぐると不正取引事件についてお聞きをしたいと思います。

まず確認をしたいのですが、証券取引法第百五十九条では相場操縦の禁止というのが規定されており、これを違反した場合にどのような罰則があるのでしょうか。

○原口政府参考人 お答えをいたします。

証券取引法上、相場操縦につきましては第百五十九条において禁止されており、この規定に違反した者に対する罰則としては、五年以下の懲役もしくは五百万円以下の罰金、またはこれを併科することとされております。また、財産上の利益を得る目的で行った者は、五年以下の懲役及び三千万円以下の罰金を科することとされております。

なお、法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人または人の業務または財産に関して違反した場合は、その行為者を罰するほか、その法人に対して五億円以下の罰金を科することとされております。

○佐々木(憲)委員 まさに、その違法性が問われるような疑惑が大阪証券取引所で発生しておりま

す。

既に一昨年六月に大証がまとめた調査報告書というのがあります。その中で、野口元副理事長が理事会の承認なしに関係会社を設立したこと、あるいは、関係会社の一つでありますロイトファックスと日本電子証券との間で行われた、電子取引市場、インターネットで、取引をめぐり不正支出を行ったこと、こういうものが確認されております。

ロイトファックスとはどんな会社か。この会社は、一九九六年以降大証が設立をした十一の関連会社の一つであります。

資料の二と資料の三を見ていただきたいのですが、資料の二と資料の三を見ても、「関連会社資金取引状況」というものでありますが、これだけたくさん大証関連の関連会社がございます。大証システムサービスというのが最初にありまして、その後にはたくさん大証の関連会社がございます。ロイトファックスもその一つとして、そこにあるように、存在をしておいたわけであります。

そこで、この調査報告書の中でも、このロイトファックスは、その事業活動の状況からして、公的性格の強い大証の関連会社としては不適切と思われる会社と指摘をされているわけであります。さらに、実体がなく、大証及び関連会社間の取引のつけかえをしているペーパーカンパニーに近い存在である、こういうふうにかかれていたわけであります。

金融庁も、昨年の四月二日の参議院の金融経済特別委員会でも乾局長が、「金融庁といたしましては、ロイトファックスの設立は大証の公共性、設立手続等の観点から見まして適切ではなかったと考えております」という答弁をされているわけですね。

この点、間違いないか確認をしたいと思います。

○原口政府参考人 御指摘のとおりでございます。

○佐々木(憲)委員 では、このロイトファックスがどういふことをやっていたのか、具体的ににお聞きをしたいと思ひます。

一九九七年七月十八日から個別株オプション取引が東京と大阪の証券取引所で開始されました。焦点となったのは、両取引所の共通銘柄だったソニーや日本興業銀行であります。これを東京がとるかあるいは大阪の証券取引所がとるかという点で、大変激しい競争が行われていたわけでありました。そこで、大阪証券取引所は、東証との

売買高競争に勝つために、大阪での売買が商盛である、大変売買が数多く行われているということを利用してロイトファックスを利用した。

ここに、資料の中に資料四というのがありまして、出た取引報告書であります。日付は八月一日。この取引を整理しましたのが資料五であります。資料五を見ていただきますと、全体の数が、統計が整理されております。

そこで、取引報告書に出てくる光世とロイトファックスの間でのソニーの取引は、ロイトファックスの売りが二百七十一単位、一単位は千株でありますけれども売りが二百七十一単位、買いが三百三十一単位となっております。ところが、光世証券の市場での売買記録には、この上の段ですね、光世証券の売りが六百三十九単位、買いが六百六十九単位となっております。

注目したいのは、光世証券の市場での売買数量がロイトファックスとの売買数量の約二倍になっていることとあります。これは、ロイトファックスの売買注文に対して、光世証券が市場で、いわば自己商いで、売り注文に対しては買い向かい、買い注文に対しては売り向かいという疑い、これが極めて濃厚だということを示しているわけでありました。

ちなみに、この日の大証で取引されたソニー株のうち、一八％に当たる部分が光世証券によるものであります。極めて大きいんです。これは、大証で株券オプション取引の売買が繁盛しているかのように見せかけるものであります。これは双方が通じ合った不正売買の疑いがあると思ひますけれども、この点、いかがでしょうか。

○渡辺政府参考人 お答えいたします。

今の先生の御質問に直接お答えするという形にはなかなかないんですけれども、私どもも、御承知と思ひますけれども、大証に検査に入っておりまして、四月の十八日に検査の実施を予告いたしました。五月の九日から検査をしているという状況でございます。

この検査におきましては、御承知のように大証が株式会社化されたということを受けて、今までやっていただいていた自主規制機能というものがさらに重要性の高まりが見られますので、それをちゃんと継続的にやっていただけるのか、その他、金融庁検査局とも合同で財務の状況等についてもチェックをする、こういう趣旨で入っております。

そういう中で、私ども、いろいろな観点から、それだけにとどまらず、証券取引等監視委員会といたしまして、私どもの任務の範囲内ではいろいろと関連する取引等の公正性というものをチェックするということもいたしております。先生の御指摘のような取引というのが、実際に私が検査に行っているわけじゃありませんけれども、もし見つかって、仮に、それが証券取引法に違反するということであるとすれば、当然のことながら、法の定めに従って厳正に対処していくということになろうかと思ひます。

○佐々木(憲)委員 この八月一日の取引をめぐって、もう一つ疑惑があるわけですね。光世証券の取引記録である売買手口によりますと、八月一日の取引に、興銀の売り買いのそれぞれが、その表にありまうように、実に千五百の単位となっております。

千五百単位という取引は、これは専門家に言わせると、とてもないものだ。当日の当該銘柄の取引千五百十四単位の出来高の九九％以上を占めている。これは、現物株式の取引に置きかえますと百五十万株の売買に相当する、約二十五億円の取引金額となる。これは極めて大規模なもの

の運営ということが確保されるように我々監督当局としては努めてまいりたい、このように考えております。

○佐々木(憲)委員 終わります。

○中野(清)委員長代理 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。

先ほど塩川財務大臣、お話しされておられました件ですが、先日、閣議後の記者会見で、景気がそこそこ底を打ったとおっしゃっておられましたが、その認識に立った理由をまず冒頭聞こうと、きのうの質問のレクでも言うていたんですが、大体の話、先ほどの話でなされてしまったので、そこは飛ばします。

私自身、例えば内閣府の景気ウォッチャー調査を見ても、現状の判断指数が四六・七ということ、三カ月前に比べて景気がええと見てはる人の割合はふえている。また、判断指数も、ここ最近三カ月で一五ポイント近く上昇幅があるということ、こういう数値を見る限りでは、やや消費者心理も改善しているのかなと思わないでもないわけですが、また、実際、遅々たる歩みだろうと思えますが、外需主導で景気が徐々に回復していく、そういう可能性もないわけではないと思うわけです。

ただ、一つやはり注意しなければならぬのが、大企業と中小企業の景況感の格差が広がっておるといふことにあるんじゃないかと思えます。特に、中小企業における生産回復のおくれ、雇用過剰感が高まっている。また、販売価格におけるデフレ圧力また資金調達環境の悪化、これは中小企業を今取り巻くさまざまな悪環境だと思えます。実際に、日銀の短観の業況判断を見ても、企業規模別に見れば、大企業と中小企業との間でかなり乖離が広がっているというふうに思われます。

あくまでも循環の中での景気回復というお話でございましたけれども、やはり心配なのは、これは経団連の会長も、今年度下半期、後半以降、景

気の順調な回復に至るのじゃないかということ、それなりの厳しい条件も指摘しながらおっしゃっているんですが、大企業と回復の波にまだ乗っていない中小企業との間に二極分解が進んでいる、ここがやはり現状の一つの大きな問題点ではないかと思えますが、かかる認識については、まず塩川財務大臣、どのようにお考えですか。

〔中野(清)委員長代理退席、委員長着席〕

○塩川国務大臣 まず、景気全体のことをちょっと申し上げますと、個人消費は横ばいで推移する中で、一部で底固めが見られるということ、生産や国内卸売物価は下げてきてきております。また、三月の景気動向指数、DIでございしますが、この速報値のうち、一致指数は十五カ月ぶりに五〇%を上回ってきておる、大体五六・三%となつてきております。

そのほかに、個々の指数でございますけれども、消費支出あるいは輸出、鉱工業生産、国内卸売物価、消費者物価指数あるいは失業率、こういうようなものを個々に検討いたしましたも、少しは安定してきたという状況が見られておる、そういうところから底入れ感ということを申し上げたのでございします。これは大体固まってきているのではないかと考えておまして、夏にかけてこの調子が続いてくれれば幸甚だと思っております。

ところで、お尋ねの大企業と中小企業の二極化でございしますが、ここは非常に激しく格差が開いてきておるように私は思っています。それは何かといいましたら、大企業は、いわば構造改善をとり得る力とそれからそういう環境が整うてきておりますけれども、中小企業の場合は、そういう構造改革に伴って大企業が、親企業が転換したに伴って、それに附属する中小企業の転換がうまくできておるといふことは事実だと思っております。

しかしながら、一方において、最近の鉱工業生産の実態を見ますと、大企業による大量生産より

は、中小企業による手作業によるところの特別な別注作業というものがあえてきておるように、私は現地で、東大阪でございしますが、そういうところでは見ております。そうしますと、中小企業は、非常に落ち込んでおりますけれども、これからの対応によって、また新しい中小企業の任務と展開が行われるのではないかと私は思っております。待を込めておるところでございしますが、いずれにしても、中小企業に対するこれからの施策というものを一段と強化していく必要があると思っております。

○植田委員 丁寧ありがとうございます。

大企業と中小企業の二極分解の話についての御答弁の、特に前段の話は全くそのとおりだと私も思います。全く首肯できる見解だと思えます。

後段の話、東大阪の話でございましたが、確かに中小企業の中でも、それは、別注もふえておると言いますけれども、ちよつと私も今すぐにデータがないので何とも言えないんですが、確かにいわゆる差別化戦略の波に乗るようなそういう技術力なり固有の特性を持っているというところ、は、製造業の部門でも、中小企業、非常に強いだろうと思えますけれども、東大阪を越えて、二上山を越えた私の選挙区の奈良あたりで、例えば靴下なんていう、こんな靴下なんてこれは差別化でやっていますね。やはり追いまわられていて現状があるわけなんです。

だから、そこは、今の話を聞いていると、靴下はもう淘汰されてもええけれども、やはりそういう差別化戦略に乗る中小企業があるから期待が持てる。これも、構造改革というのが恐らくそういうものなんだらうと私は理解しているからいつも反駁するわけです。

いずれにいたしましても、地域の経済を支えている普遍的な産業、中小企業、さまざまな企業が今しんどい状況にあるわけですね。いわゆるそうした固有の地場産業でも非常に厳しい条件にあることは確かに事実でございします。例えばそれは、固有の技術を持つておつても、奈良のことは

かり言つて済みませんが、例えば皮革産業やヘッブサンダル、スキー靴、グローブ、こうした産業も、それこそ一子相伝で手作業の技術があるわけですね。でも、やはり追いまわられる中で、そういう企業はほとんど地域で減つていつているような現状があるわけです。

ですから、やはりそこにも光を当てて、後段の話も私すべて否定しません。そういう中小企業の持っている可能性にしっかりと光を当てた対策も必要ですが、今私が申し上げたところも念頭に置いてほしいなということを、一応念頭に置いていただけたらと思います。ただ、いずれにしても、現状、やはり実体経済が消費者心理に追いつかない限り、仮に本場に――景気回復の波が本格回復に至るまでに息切れする可能性がある。やはり今の中小企業と大企業との言つてみれば二極分解というものは、やはりその意味では足を引っ張る要素になるのではないかとすることは認識されていると思ひますので、やはりその大企業と中小企業との間で広がりつつある、乖離ができてくる、景況感の乖離、これをもう一度埋め戻していく、復元していくための具体的な政策なり支援策なり、そうしたものが肝心だろうと思っております。

思いつくままでも別に結構ですし、具体的なことを検討を始めていられるのであればそれでも結構ですが、具体的にどんな施策、これから求められるとお考えでしょうか、財務大臣。

○塩川国務大臣 私は、今内閣府でやっておりますところの経済財政諮問会議において、産業の活性化の要件をずっと検討されております。まず、先端的産業分野を決めるとか、あるいは中小企業対策をどうするか、それに対する金融、税制、いろいろありますけれども、私は、非常に強く主張しておりますのは、中小企業対策においては技術の移転だと思っております。

現に中小企業の中でも、先ほど言いましたように、非常に特化して、特異な技術を持つておるところがございまして、そういうところは、大企業

が果たし得ない少量生産の特殊な製品をつくつて、そのかわりに、非常に高コストで付加価値が高いものでございますから、非常によくもうけておるといふようなことがございます。また、一般の、従来からの産業、植田さんの足元でございます繊維であるとかあるいは皮革品あるいはかことかというようなものにつきましても、デザイン等において特異なものを發揮して目立っておる企業もある。要するに、中小企業の対策の中で非常に大きく抜けておるのは、技術をどうして中小企業に広く深く与えていくかという、この点だろうと思っております。

幸いにして、今、各府県におきまして、産業技術指導所みたいな、研究所みたいなのがございますので、私は、ここをもっと充実させたものにして、その活用を通じて、中小企業に技術を移転し、伝播していくことが必要かと思つたりしております。それによつて中小企業が新しい活路を見出すならば、融資もそちらの方に連動して実行していくことができる、そういう一体感を考えて、政策の中に盛り込んでいくべきだということを主張しておるところであります。

○植田委員 わかりました。技術の移転という、それとあわせて融資の話もされましたので、そこは一つの御見解というか、お伺いしておきます。本来ここは、差しかえて、経済産業委員会でも行つて細かい話は聞くべきところだろうと思ひますので、そうした問題意識を持つて財務大臣が御主張されているということについて、ここでは受けとめておきたいと思ひます。どうもありがとうございます。

そこで、一応法案に即して、今回の難しい法律、私はよくわからへんで、御教示をいただきたいわけでございます。調査室に聞いても、室長がいなかったらわからへんという代物でして失礼いたしました。本当にこれは、私、相場はやつたことがないので、勉強しながら、いろいろと教えてほしいのです。

する信頼というものが確保されて初めて、一般投資家というのは取引に参加するものだろうと思ひます。その意味で、今回の改正もその一環であると思ひます。その意味で、証券決済システムを安全でより効率性の高いものにしていくというのは喫緊の課題だろうと思ひます。

いろいろ引つ張つてきますと、何か、国際標準として、G 30、一九八九年の勧告であるとかISA修正勧告等がこの証券決済制度に関してあるわけですが、また、各国もその標準にあわせて、目標に向けて努力をされているようですが、現状では、やはり、すべて今回の法改正でも達成しているというわけではないわけですが、その点について改めて、おさらいの意味も込めまして、我が国の標準に対しての達成状況、そしてまた、その標準と、うちの法制度であつて残されている課題は何なのか、一応、かいつまんで教えていただきたいと思います。

○村田副大臣 証券決済にかかわります国際標準といたしましては、今委員が御指摘のように、G 30の勧告がありますし、その後にはISAが修正して、その国際標準を採用している、採択している、こういうことであります。

我が国の現状でございますけれども、Tプラス3でのローリング決済をもう実行している、そういう国際標準を達成しているものもありますけれども、証券決済機関が有価証券の種類ごとにそれぞれ別々に存在して、それぞれ異なるルール、手続で決済を行う、こういった分野もあるわけでありまして、そういう意味では、国際標準がまだ未達成のものがあるわけでありまして、

そういう意味で、前回はCPについての改正、ペーパーレス化の法案を御審議、成立をさせていただきましたが、引き続き、今回は、さらに進める意味で、国債あるいは社債等につきまして、決済を速める、短縮化をするという意味で御審議をお願いしているわけでございます。

この法案が成立した晩に残るものとしては、株式会社等の問題がこれからの課題として残る、こういうことだと考えております。

○植田委員 まず大きくのりところをお伺いしまして、若干、個々に及んでお伺いしたいわけですが、若干、既に指摘されていますように、証券決済というものは、有価証券の種類ごとに異なる法制に基づいて行われているという点については、これは統一に規律するルールが存在しない、証券決済制度の分立というべき状況にあるということ、この制度改革の第一には、当然ながら、統一的な証券決済法制の整備があるということは言うまでもないわけでございます。

また、実際、こうした現状にあるということ、利用者のニーズに十分にこたえられていない、サービスが提供できないという状況も生んでいるんじゃないかと思ひますが、今申し上げたような問題点も含めて、今後の決済システムの、当然ながら、今もお伺いしました、かぶるところもありますけれども、今後改善していくべき点というの、どういふ問題意識を持つておられるのか、幾つか、その点のところが問題点、課題というものを挙げていただければと思ひます。

○村田副大臣 今お答えしましたように、今回の法律案につきましては、社債、国債等を対象といたしまして法整備を行っている、こういうことであります。しかし、今後でございますけれども、統一的な証券決済方法の完成に向けて、株式について早急に法整備を行つていきたい、こういうことでございます。

それからもう一つは、クロスボーダー取引におきます決済を円滑に行うために、内外の証券集中保管機構との連携を図る場合などに備へまして、内外の法律について、法制度の整合性の確保について検討する必要があるか、こういうふうにご考えております。

○植田委員 最後の答弁のところはまた後でもう一度簡単に伺ひますが、CPについては去年の国会で電子化が進んだわけですが、全般的に言うとう、今おっしゃつておられるように、有価証券の流通段階におけるペーパーレス化が十分進んでいないということ、

ないということ、さまざまリスクが存在する。そこで、特に現物証券の取り扱いに係る問題、これを解決していくために、決済振替制度また登録制度というものが採用されていると聞いておりますが、例えば、株券の保管振替機関への預託率も、諸外国に比べるとかなり低い水準にあるそうですね。また、株券の不所持化についても余り芳しくないようですが、こうした預託率や不所持化の現状というものは実際どうなっているんでしょうか。

○原口政府参考人 株式につきましては、現段階では、株券等の保管及び振替に関する法律によりまして、口座振替に基づく権利の流通が行われているわけですが、この法律に規定する保管振替機関であります振替機構に対しては、平成十四年末におきましては千九百十五億株の株式が預託されておりますが、これは発行済み株式の五割強というふうな数字になっております。

○植田委員 あともう一つ、いわゆる振替決済制度、登録制度が必ずしも評判がよろしくないというか不評だというふうに思ひますけれども、不評じゃない、十分使われているということであればいいのですが、私のような認識が間違つていれば間違つていゝと指摘していただければええし、こうした制度の問題点があるがゆゑにどうも活用がされていないんじゃないかということであれば、原因がどこにあるのか教えてください。

○原口政府参考人 この制度につきましては、機関投資家を中心にそれなりに活用されているというふうにご認識しておりますけれども、さらに一般的な、普遍的なペーパーレス化というものが今後必要だろう、こういう考えでございます。

○植田委員 あと、問題点で、日本でも海外の証券を譲渡したりまたそれに担保を設定する取引が増加してくれば、当然ながらその取引に関する法的紛争が日本の裁判所に持ち込まれてくる可能性も出てくるわけですね。

その場合、我が国の判例に従つて準拠法を決めておく必要が出てくる、そういう問題意識は持つて

ておられるということでしょうが、特に、外国法を準拠法とする証券も視野に入れながら国際私法上の立法的手当てを当然しなければならぬのですが、この辺については当然検討課題になっていると思いますが、現状は、かかる検討状況はどういうふうになっておりますでしょうか。

○原口政府参考人 海外との証券決済に係るいろいろな事例に対してどういう法制を適用していくか、いわゆる国際私法の問題につきましては、振替決済制度におきましては、まだ国際的に統一された明確なルールが存在していないという問題がございます。

この問題につきましては、現在ヘーグにおきまして、間接保有による証券決済の準拠法に関する条約案の検討作業が我が国も参加をして進められているところでございますが、まだ現在継続的に検討が進められているという段階でございます。

○植田委員 わかりました。

次に、特に、インターネット等の電子証券取引等への対応にかかわって、私はインターネットが証券取引に与えたメリットというのは当然ばかり知れないものがあると思うのですけれども、注意しなければならぬのが、事前に聞いたところによるとそういう事例がないというところなんです。インターネット証券取引による詐欺被害がこれから増加するのではないか、出てくるのではないかという危惧があるわけです。

実際に、東京証券取引所では、同サイトの「証券入門」の中ではさまざまな注意点、「オンライントレードを行う方へ」という項目の中で、証券取引にインターネットを利用する際の注意点として典型例とか摘発例というものを挙げてかなり詳しく注意を促しているわけですが、日本ではまだそうした実情が、実際のところはそんなに摘発例というのではないように聞いているんですけれども、少なくともアメリカでは現実にはこういうオンライントレードをめぐる詐欺行為の事例というのがかなり見られるわけですね。詐欺による

被害総額が大体一萬八千ドルから、中には十億ドルを超えるものまである。

だから、これは当然ながら我々の国の中では刑法に抵触するわけですが、違反者には刑事罰が科されるわけですが、巧妙な詐欺というのは、インターネット、オンライントレード、こうしたものをめぐってはなかなか見つけにくい、そういう可能性も聞くわけですから、実際、こうしたインターネットの特性を使われる証券取引における詐欺等々、我が国の実情がどういう状況になっているのかという点の一つ。

それと、それぞれ民間で注意を喚起してはいますが、投資家等が自己責任を自覚しながらやることも当然ですが、やはりこうした新たな詐欺行為等々にかかわる体制というものをしっかり整備しておく必要があるのではないかと、いうふうに思うわけですが、その点、警察庁さんにお願ひしておりますので、御説明お願いできますでしょうか。

○黒澤政府参考人 ただいま御指摘の御懸念の点でございますけれども、インターネットを利用した証券取引については、詐欺罪として、詐欺被害者として警察としては認知したものはございませ

ん。IT社会の進展に伴いまして、ハイテク犯罪の検挙件数はネットワーク利用犯罪を中心に増加傾向にございまして、警察に寄せられる相談件数も急増いたしております。ネットワークを利用した詐欺事件の検挙、証券取引ではない詐欺事件の検挙も増加をいたしております。

ハイテク犯罪をめぐる情勢というのは大変厳しいものと認識をいたしております。警察庁及び都道府県警察におきましては、ハイテク犯罪対策を重要課題と位置づけまして、各種施策を推進いたしております。

都道府県警察におきましては、専門の体制としてハイテク犯罪対策プロジェクトを設置するほか、専門知識、技術を有する者のハイテク犯罪捜査官としての採用など、捜査体制の充実を図って

おります。また、警察庁及び都道府県警察におきましては、ハイテク犯罪の予防に必要な知識等に関する積極的な広報啓発活動の実施、相談窓口の整備、国民からの相談に的確に対応するための専門の職員として情報セキュリティアドバイザーの設置、活用等を行うなど、ハイテク犯罪の未然防止対策も講じておるところでございます。

今後とも、インターネット利用者の増加が見込まれる中、安全なネットワーク社会を実現していくため、所要のハイテク犯罪対策を積極的に推進してまいります。

○植田委員 ありがとうございます。いづれにいたしましても、詐欺にかかわらず不正な取引、証券取引が発生してしまう危険性というものは当然あるわけでございますので、もう質問はいたしません。当然ながらそうした問題についての啓発というものをそれぞれ監督当局でやはりきちっとやっていただきたい。それは、警察庁としては警察のつかさ、また金融担当の方としてはそれはそれでつかさでやるべき啓発等々しっかりとやっていただきたいと思います。

最後、一点だけ伺いたいわけですが、これも、この間のずつと不況の中で、消費支出はみんな抑えているんだけれども、情報通信の支出だけは常に増加傾向にあるわけでございます。

特に、このオンライントレードの分野というのは、最近では口座数も数百万に上るといのが予想されていると聞いておりますが、特にインターネットを利用した金融サービスのひとつともいうこの証券取引のオンライン化、オンライントレードを健全に発展させていくための基盤整備がやはりこれから必要であると思うわけですが、特に、金融審議会とか金融ビジョン懇話会等であろうとしたオンライントレードを進展させるという観点で具体的な議論がどんな形でなされているのか。それ自体をテーマにして議論をされているのか。そして、議論の中でこのことについてはどんな問題意識が披露されているのか。その点、最後、御教示いただきたいと思います。

○柳澤国務大臣 ITというものについては、これは恐らく二つに分けることができると思うのです。つまり、今まで何らかの方法でやっていたものをIT化していく、こういうものと、今まで、ITがなければ存在しないような、そういう場をどうやってつくっていくか、こういう二つの面があります。

例えば、前者についてはディスクロージャーというものをIT化しないということ、あるいは届け出書等についても電子化していくといううなことも実際もう我々金融審議会等で審議をして、それをもう実現しているという状況にあります。それから、ITというか、インターネットなりなんなりがなければ存在しないような、そういうものについても、これは私的取引所と言っているのかどうか、そういうようなものの取引ももう可能になっています。今、先ほど来先生がお触れになられているようなインターネットの上でのオンライントレードも行われているということでございます。

こういうようなことで、割と金融の面あるいは証券取引の面というのは、商品が金額であらわされて、質はそうすぐ問題になるというものでないものですから、インフォメーションテクノロジーに非常になじみやすいというふうに我々考えております。今後ともこれを、間違いを起さないような、先ほど詐欺のお話もありましたけれども、そういう方向でこういうものがある意味で先進的に展開していくという心がけが必要なのではないか、このように考えている次第でございます。

○植田委員 以上で終わります。

○坂本委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○坂本委員長 この際、本案に対し、古川元久君から、民主党・無所属クラブ提案による修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。古川元久君。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○古川委員 民主党・無所属クラブの古川元久です。

ただいま議題となりました証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案について、提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

初めに、鈴木宗男議員について、公設秘書の逮捕に続き、極めて近い特別な関係にあった外務省職員も逮捕され、疑惑が限りなくクロに近づいているにもかかわらず、相変わらず鈴木議員をかばい続ける自由民主党及び保守党に対し、強く抗議を申し上げます。

鈴木議員に代表される利権政治家が税金を私物化し、ばらまき財政を続けた結果、六百七十五兆円という途方もない額の借金山が築かれることになりました。国債残高も、今年度中の早い段階で四百兆円を突破することが確実です。

しかしながら、財政破綻が目前に迫っているにもかかわらず、小泉総理は財政健全化への道筋を示すどころか、会計操作や粉飾に手を染め、財政規律崩壊にますます拍車をかけています。最近、欧米の有力格付機関が相次いで日本国債の格付を引き下げておりますが、小泉総理のこうした姿勢こそが最大の原因であることは、火を見るより明らかです。

政府原案には、これまでの国債大量発行の失政を取り繕うため、国債管理に関する幾つかの施策が盛り込まれています。しかし、そもそも、証券決済システム改革法案という性格の異なる法案にこのような施策を自立的にこっそりと盛り込むこと自体、こそこそ手法だと言わざるを得

ません。

とりわけ、金利スワップ取引の導入については、非常に多くの問題があります。まず、現在の財務省が、国民に無用な損失を与えないようなりスク管理体制を整えているとは思われません。また、この取引を悪用すれば、見かけ上国債の利払いを減らすという会計操作さえできます。財政規律を捨て去り、会計操作や粉飾に手を染めた小泉内閣に、このような法改正を認めるわけにはまいりません。

以上のような考えに基づき、修正案では、政府原案の第十一条に定める金利スワップ取引を削除することといたしました。

議員各位の賛同をお願いして、私の説明を終わります。(拍手)

○坂本委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○坂本委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました政府提出のいわゆる証券決済システム改革法案に反対の討論を行います。

本法案は、決済期間の短縮や決済リスクの低減を目的とした証券決済システム改革のために、統一的な証券決済法制の整備を図るものであります。

反対する理由の第一は、この決済システム改革は、国際競争力強化などを旨とする大手金融機関によって一方的に進められようとしており、巨額のシステム開発費用等を捻出できない中小証券会社等が新しいシステムから取り残されるおそれがある点です。その結果、現在でも経営の厳しい地域の中小証券会社や地方銀行の廃業や大企業への吸収合併が加速されかねず、地域金融の一翼を担う中小金融機関の経営を脅かすような法案には反対せざるを得ません。

第二に、金利スワップ取引はデリバティブ取引の一種であり、相手先の信用リスクを抱える取引に国債整理基金特別会計が参加することは認められません。

今日、証券会社や銀行では、激しいリストラ、人減らしが行われており、本法案による証券決済システム改革は、労働者に対する一層の首切りや強引な配置転換などの問題を引き起こすおそれがあり、改革法案については反対します。

なお、民主党提出の修正案は、さき問題指摘した金利スワップ取引を認めないとする内容であり、賛成いたします。

以上で私の討論を終わります。(拍手)

○坂本委員長 これにて討論は終局いたしました。

○坂本委員長 これより採決に入ります。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、古川元久君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

○坂本委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

○坂本委員長 起立多数。よって、本法案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○坂本委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時三十六分散会

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案
証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律
(短期社債等の振替に関する法律の一部改正)

第一条 短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
社債等の振替に関する法律

目次を次のように改める。

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 振替機関等
第一節 通則(第三条・第七条)
第二節 業務(第八条・第十四条)
第三節 監督(第十五条・第二十四条)
合併、分割及び営業の譲渡(第二十五条・第三十二条)

第五章 加入者集会(第三十三条・第三十九条)
第六章 解散等(第四十条・第四十三条)
第七章 口座管理機関(第四十四条・第四十六条)

第八章 日本銀行が振替業を営む場合の特例(第四十七条・第五十条)

第三章 加入者保護信託
第一節 加入者保護信託契約(第五十一条・第五十七条)
第二節 受益者への支払等(第五十八条・第六十一条)
第三節 負担金(第六十二条・第六十四条)

第四節 雜則(第六十五條)	第一章 社債の振替
第一節 通則(第六十六條・第六十七條)	第二節 振替口座簿(第六十八條・第七十二條)
第三節 振替の効果等(第七十三條・第八十二條)	第四節 商法の特例(第八十三條・第八十六條)
第五節 雜則(第八十七條)	第五章 國債の振替
第一節 通則(第八十八條・第九十條)	第二節 振替口座簿(第九十一條・第九十七條)
第三節 振替の効果等(第九十八條・第一百十一條)	第四節 雜則(第一百十二條)
第六章 その他の社債等の振替	第一節 地方債の振替(第一百十三條・第一百四十四條)
第二節 投資法人債の振替(第一百五條・第一百十六條)	第三節 相互会社の社債の振替(第一百七十七條)
第四節 特定社債の振替(第一百十八條・第一百十九條)	第五節 特別法人債の振替(第二十條)
第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替(第二十一條・第二十二條)	第七節 貸付信託の受益権の振替(第二百一十三條・第二百一十四條)
第八節 特定目的信託の受益権の振替(第二百二十五條・第二百二十六條)	第九節 外債の振替(第二百二十七條)
第七章 雜則(第二百二十八條・第二百三十六條)	第八章 罰則(第二百三十七條・第二百四十六條)
附則	第一章 第一條及び第二條を次のように改める。

(目的)	第一条 この法律は、社債等の振替を行う振替機関及び口座管理機関、社債権者等の保護を図るための加入者保護信託並びに社債等の振替に關し必要な事項を定めることにより、社債等の流通の円滑化を図ることを目的とする。
(定義)	第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第一号、第四号から第七号まで及び第十一号に掲げるものにあつては、株券等(株券等の保管及び振替に關する法律(昭和五十九年法律第三十号。以下「保管振替法」という。))第二條第一項に規定する株券等をいう。第二條第一項に規定する株券等をいう。をもつて償還されるものを除き、第八号から第十号までに掲げるものにあつては、契約において分割の定めがあるものその他の政令で定めるものを除く。
一 社債(新株予約権付社債を除く。以下同じ。)	二 國債
三 地方債	四 投資信託及び投資法人に關する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資法人債
五 保険業法(平成七年法律第五十五号)に規定する相互会社の社債	六 資産の流動化に關する法律(平成十年法律第五十五号)に規定する特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を除き、特定目的会社による特定資産の流動化に關する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に關する法律(平成十年法律第五十五号。附則第三條及び第四條を除き、以下「旧資産流動化法」という。))に規定する特定社債を含む。
七 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利(第一号及び第四号から前号までに掲げるものを除く。以下同じ。)	八 投資信託及び投資法人に關する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権
九 貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)に規定する貸付信託の受益権	十 資産の流動化に關する法律に規定する特定目的信託の受益権
十一 外国又は外国法人の発行する債券(新株予約権付社債の性質を有するものを除く。以下同じ。))に表示されるべき権利	十二 この法律において「振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。
十三 この法律において「加入者」とは、振替機関等が第十二條第一項又は第四十四條第一項若しくは第二項の規定により社債等の振替を行うための口座を開設した者をいう。	十四 この法律において「口座管理機関」とは、第四十四條第一項の規定による口座の開設を行った者及び同条第二項に規定する場合における振替機関をいう。
十五 この法律において「振替機関等」とは、振替機関及び口座管理機関をいう。	十六 この法律において「直近上位機関」とは、加入者にとつてその口座が開設されている振替機関等をいう。
十七 この法律において「上位機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。	一 直近上位機関
二 直近上位機関の直近上位機関	三 前号又はこの号の規定により上位機関に該当するものの直近上位機関
十八 この法律において「直近下位機関」とは、振替機関等が第十二條第一項又は第四十四條第一項若しくは第二項の規定により口座を開	九 設した口座管理機関をいう。
	十 この法律において「下位機関」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
	一 直近下位機関
	二 直近下位機関の直近下位機関
	三 前号又はこの号の規定により下位機関に該当するものの直近下位機関
	十 この法律において「共通直近上位機関」とは、複数の加入者に共通する上位機関であつて、その下位機関のうちに当該各加入者に共通する上位機関がないものをいう。
	十一 この法律において「加入者保護信託」とは、この法律の定めるところにより設定された信託であつて、第六十條の規定による支払を行うことにより加入者の保護を図り、社債等の振替に対する信頼を維持することを目的とするものをいう。
	「第二章 振替機関」を「第二章 振替機関等」に改める。
	第三條第一項第二号中「株券等の保管及び振替に關する法律(昭和五十九年法律第三十号。以下この項及び第八條において「保管振替法」という。))」を「保管振替法」に改め、同項第四号中「及び振替業」の下に「(第四十四條第二項に規定する場合を除く。))」を加える。
	第八條第一項中「この法律」の下に「及び業務規程」を加え、「短期社債等」を「社債等」に改める。
	第十一條第一号中「短期社債等」を「社債等」に改め、同条第四号中「第五十六條第一項(第六十二條において準用する場合を含む。第十九條において同じ。))に規定する場合」を「取り扱う社債等に応じた第七十八條第一項(第一百十三條、第一百十五條、第一百十七條、第一百十八條、第一百二十條、第二百一十一條、第二百二十三條、第二百二十五條及び第二百二十七條において準用する場合を含む。)、第二百三條第一項又は第二百七條第一項に規定する場合の振替機関」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号

の次に次の二号を加える。

五 加入者が口座管理機関である場合における次に掲げる事項

イ 口座管理機関とその加入者との契約に関する事項

ロ 取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)、第百四條第一項又は第百八條第一項に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

ハ 口座管理機関が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は業務規程に違反した場合の措置に関する事項

ニ 口座管理機関において第十九條に規定する事故が生じた場合の報告に関する事項

六 第三十三條に規定する加入者集会に関する事項

第十一條に次の一項を加える。

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関(第四十四條第一項第十五号に掲げる者を除く。)(が、その加入者(同号に掲げる者、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。))に対して、当該加入者の上位機関(保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。))が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十條第二項若しくは第八十一條第二項(これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)、第百五條第二項、第百六條第二

項、第百九條第三項又は第百十條第三項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。

第十二條第一項中「短期社債等」を「社債等」に改め、同條第二項中「第五十六條第一項及び第二項(これらの規定を第六十二條において準用する場合を含む。)」を「第七十八條第一項及び第三項(これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)、第百三條第一項及び第三項又は第百七條第一項及び第四項」に、「短期社債等」を「社債等」に改める。

第十三條中「短期社債等」を「社債等」に改める。

第十九條中「第五十六條第一項に規定する場合その他の主務省令で定める事故が生じたとき」を「第七十八條第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)、第百三條第一項若しくは第百七條第一項の場合その他の主務省令で定める事故が生じた場合又はその口座管理機関において第七十九條第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)、第百四條第一項若しくは第百八條第一項の場合その他の主務省令で定める事故が生じた場合に」に改める。

第二十三條中、「振替業」の下に「(第四十四條第二項に規定する場合を除く。以下第四十二條までにおいて同じ。)」を加える。

第二十六條、第二十八條、第三十條及び第三十二條中「加入者」を「その加入者」に改める。

第三十四條第二項中「に、加入者に対して」を「までに、各加入者に対して、書面をもって」

に改め、同條第三項中「前項」を「前二項」に改め、「記載し」の下に「又は記録し」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 振替機関は、前項に規定する書面をもってする通知の发出に代えて、主務省令で定めるところにより、加入者の承諾を得て、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下同じ。))により通知を発することができ、この場合においては、同項の規定による通知を発したものとみなす。

第三十六條を次のように改める。

(電磁的方法による議決権の行使)

第三十六條 加入者集会に出席しない加入者は、業務規程の定めに基づき電磁的方法により議決権を行使することができる。

2 振替機関は、第三十四條第二項に定める通知に際しては、電磁的方法による議決権の行使について参考となるべき事項として主務省令で定めるものを記載した書類を交付しなければならない。

3 振替機関は、第三十四條第三項の承諾をした加入者に対し同項に定める電磁的方法による通知をするときは、前項の書類に記載すべき情報をその通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、加入者の請求があるときは、同項の書類をその加入者に交付しなければならない。

4 商法第二百三十九條ノ第三項から第七項までの規定は、加入者集会に係る第一項の電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同條第三項中「第一項ノ定メタル会社」とあるのは「振替機関」と、「第二百三十二條第二項」とあるのは「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第三十四條第三項」と、「前條第四項ノ書面ノ内容タル事項」とあるのは

「加入者ノ議決権ノ行使ノ為必要ナル事項トシテ主務省令ヲ以テ定ムル事項」と、同條第四項中「第二百三十二條第二項」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四條第三項」と、同項及び同條第五項中「政令」とあるのは「主務省令」と、同項中「前條第四項ノ書面ノ内容タル事項」とあるのは「第三項ニ定ムル事項」と、同條第七項中「第七項第二号」とあるのは「第七項(第一号ヲ除ク)」と、同項において準用する同法第二百三十九條第七項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替へるものとする。

第三十八條第二項中「記載し」の下に「又は記録し」を加える。

第三十九條中「及び第四項」を「から第四項まで」に、「並びに第三百三十九條第二項、第三項、第五項及び第六項(第二号を除く。)」を「及び第三百三十九條第二項から第六項まで」に改め、「会社」とあるのは「振替機関」との下に「同條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ第五第三項中「政令」とあるのは「主務省令」と、「会社」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百四十四條ノ第二第三項中「第二百三十二條第二項」とあるのは「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第三十四條第三項」と、「株主總會ノ会日ノ属スル營業年度ノ決算期ニ關スル定時總會」とあるのは「加入者集会」とを加え、「短期社債等の振替に関する法律第三十四條第二項」を「社債等の振替に関する法律第三十四條第二項乃至第四項」に、「第二百三十九條第二項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同條第三項中「議事録ガ書面ヲ以テ作ラレタルトキハ」とあるのは「議事録ニハ」と、「第三百三十九條第三項中」に、「同條第五項」を「同條第四項において準用する同法第三十三條ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第二百三十九條第五項」に、「同條第

六項(第二号を除く。を「同条第六項」に、「議事録が書面ヲ以テ作ラレタルトキハ其ノ書面」とあるのは「議事録」とを「法務省令」とあるのは「主務省令」と、「会社ノ」とあるのは「振替機関」とに改める。
第三章の章名及び同章第二節の節名を削り、第四十四条を次のように改める。
(口座管理機関の口座の開設)
第四十四条 次に掲げる者は、この法律及び振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができ、この場合において、あらかじめ当該振替機関又は当該振替機関に係る他の口座管理機関(主務省令で定める者を除く。)から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。
一 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社
二 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社
三 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行(同法第四十七条第一項の規定により同法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた支店又は代理店を含む。)
四 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二条に規定する長期信用銀行
五 信託会社
六 農林中央金庫
七 商工組合中央金庫
八 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会
九 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号

合会並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
十 信用協同組合及び中小企業等協同組合(昭和二十四年法律第八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会
十一 信用金庫及び信用金庫連合会
十二 労働金庫及び労働金庫連合会
十三 郵政事業庁長官
十四 前各号に掲げる者以外の者であつて我が国の法令により業として他人の社債等の管理を行うことが認められるもののうち、主務省令で定める者
十五 外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であつて、主務大臣が指定する者
二 振替機関が、他の振替機関の業務規程の定めるところにより、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設する場合には、あらかじめ当該他の振替機関又は当該他の振替機関に係る口座管理機関(主務省令で定める者を除く。)から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。
第四十四条の前に次の節名を付する。
第七節 口座管理機関
第四十五条 次のように改める。
(口座管理機関の業務)
第四十五条 口座管理機関は、この法律及び上位機関である振替機関の業務規程の定めるところにより、口座管理機関として振替業を行うものとする。
二 口座管理機関は、振替口座簿を備えなければならない。

平成十四年五月十七日

「第二節 振替口座簿」を削り、第四十六条及び第四十七条を次のように改める。
(準用)
第四十六条 第十四条の規定は、口座管理機関について準用する。
(日本銀行が国債の振替に関する業務を営む場合の特例)
第四十七条 主務大臣は、日本銀行が次に掲げる要件を備えるときは、第三条第一項の規定にかかわらず、日本銀行を、その申請により、この法律の定めるところにより振替業(国債に係るものに限る。以下第五十条までにおいて同じ。)を営む者として、指定することができる。
一 一次条において読み替えて適用する第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消されたときは、その取り消された日から五年を経過していること。
二 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったときは、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過していること。
三 業務規程が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。
四 その人的構成に照らして、振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有すると認められること。

2 主務大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
3 第四条第一項(第二号、第四号及び第五号を除く。)及び第二項(第二号、第五号及び第六号を除く。)の規定は、第一項の指定を受けようとする日本銀行について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「商号」とあるのは「名称」と、同条第二項第一号中「前条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第四十七條第一項第二号」と、同項第三号中「会社登記簿」とあるのは「登記簿」と読み替えるものとする。
第四十七條の前に次の節名を付する。
第八節 日本銀行が振替業を営む場合の特例
第四十八條から第五十条までを次のように改める。
第四十八條 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定(第五條から第七條まで、第八條第二項及び第三項、第九條、第二十條第二項及び第三項、第二十三條第三号及び第四号、第二十四条から第三十條まで、第四十條、第四十一條第一項第二号、第四十三條、次条、第五十條、第四十條並びに第六章並びに附則第一條から第十條まで、第十二條から第十八條まで及び第二十七條から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。
業務(国債に係るものに限る。)を
自己

[illegible]

		第九十二条第三項	規定		又は掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)における前項第二号の加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録
		第九十三条第一項	場合	規定第一号の二の規定を除く。 場合又は第四十八条の規定による読替後の第九十三条第八項の規定により元利分離を行う旨を決定した場合	又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)における前項第二号の加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録 一の二 当該振替機関が当該振替国債を取得したものである場合には、その機関口座の第四十八条の規定による読替後の前条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における前項第四号の金額の増額の記載又は記録
	従い			従い、又は第四十八条の規定による読替後の第九十三条第八項の規定により、その決定したところに従い	
第九十三条第七項	7 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。			7 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。 8 振替機関が、その機関口座の第四十八条の規定による読替後の第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄に記載又は記録がされている特定の銘柄の分離適格振替国債について、特定の金額につき元利分離を行う旨を決定した場合には、当該振替機関は、直ちに、同号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄に記載又は記録する特定の金額についての減額の記載又は記録、当該分離適格振替国債の元本部分である振替国債に係る当該金額と同額についての増額の記載又は記録	

		第九十四条第一項	場合		は記録及び当該分離適格振替国債の各利息部分である振替国債に係る当該分離適格振替国債の各利息の金額と同額についての増額の記載又は記録を行わなければならない。
	従い			従い、又は第四十八条の規定による読替後の第九十四条第八項の規定により、その決定したところに従い	
	7 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。			7 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。 8 振替機関が、その機関口座の第四十八条の規定による読替後の第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄に記載又は記録がされている特定の分離元本振替国債及び分離利息振替国債について、特定の金額につき統合を行う旨を決定した場合には、当該振替機関は、直ちに、同号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄に記載又は記録がされている当該銘柄の分離元本振替国債及び各分離利息振替国債に係る当該金額についての減額の記載又は記録並びに当該分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債に係る当該分離元本振替国債の減額の金額と同額についての増額の記載又は記録を行わなければならない。この場合において、当該決定に係る各分離利息振替国債の利息支払期日及び金額は、当該決定に係る分離元本振替国債の金額と同	

第九十五条第一項	場合	額であつて当該決定に係る分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の各利息部分の利息支払期日及び金額と同一でなければならぬ。
第九十五条第三項第四号	従い	場合又は第四十八条の規定による読替後の第九十五条第九項の規定により振替を行う旨を決定した場合
第九十五条第三項第四号	振替先口座(機関口座を除く。)	従い、又は第四十八条の規定による読替後の第九十五条第九項から第十一項までの規定により、その決定したところに従い
第九十五条第三項第四号	保有欄	振替先口座
第九十五条第三項第四号	質権欄	保有欄(機関口座にあつては、第四十八条の規定による読替後の第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「機関保有欄」という。))
第九十五条第八項	8 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。	質権欄(機関口座にあつては、第四十八条の規定による読替後の第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「機関質権欄」という。))
第九十五条第八項	9 振替機関が、その機関口座の機関保有欄又は機関質権欄に記載又は記録がされている特定の銘柄の振替国債について、特定の金額につき加入者の口座への振替を行う旨を決定した場合には、振替機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。	8 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
10 前項第三号の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。 一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の当該通知に係る欄における前項第一号の金額についての増額の記載又は記録 二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における前項第一号の金額についての増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第三号の規定により通 一 機関口座の当該決定に係る欄における銘柄の振替国債の金額についての減額の記載又は記録 二 当該振替機関が当該決定に係る振替先口座を開設したものである場合には、当該口座の保有欄又は質権欄における前号の金額についての増額の記載又は記録 三 当該振替機関が当該決定に係る振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における第一号の金額についての増額の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する当該振替における増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額、振替先口座並びに当該口座において増額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別についての通知		

第九十六條第一項	場合	11 知を受けた事項の通知 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
第九十六條第七項	従い	7 国は、振替国債の債権者又は質権者（分利利息振替国債にあっては、利息の支払）をするのと引換えにその口座における当該振替国債の銘柄についての当該振替に係る振替国債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。
第九十八條	申請	8 振替機関が、その機関口座の機関保有欄又は機関質権欄に記載又は記録がされている特定の銘柄の振替国債について、特定の金額につき抹消を行う旨を決定した場合には、当該振替機関は、直ちに、当該決定に係る欄における当該決定に係る銘柄の金額についての減額の記載又は記録をしなければならない。
第九十九條	申請 第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄	申請又は第四十八條の規定による読替え後の第九十五條第九項の決定

質権欄	質権欄（機関口座にあっては、機関質権欄）
第百一条	加入者及び振替機関
第百二條	申請又は第四十八條の規定による読替え後の第九十五條第九項の決定
第百三條第一項第一号及び第百七條第一項第一号	加入者の口座及び機関口座
第百二十九條第一項	又は第九十五條第一項の振替の申請
第百三十一條	第四十七條第一項
第百三十二條第一項第一号	第五十條において読み替えて準用する第三十一條第六項
第百三十二條第一項第二号	第四十七條第一項
附則第十九條	第四十八條の規定による読替え後の第九十五條第九項及び第十項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第九十五條第一項、第九十六條第一項、第九十七條、第九十八條第五項、第百四條第五項若しくは
附則第二十二條第七項	7 国は、第五項第一号の通知を受けたときは、直ちに、第三項に規定する除却の請求に係る登録を除却しなければならない。

9 振替機関は、前項の規定により振替受入簿に記載し、又は記録したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例国債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
一 国に対する振替受入簿に記載し、又は記録した旨の通知
二 機関口座の第四十八条の規定による読替え後の第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該特例国債の金額の増額の記載又は記録

(業務移転命令の特例)

第四十九条 主務大臣は、振替機関が第二十三条各号のいずれかに該当するときは、振替業を第四十七条第一項の指定を受けた日本銀行に移転することを命ずることができる。
(営業譲渡の認可の準用)

第五十条 第三十一条の規定は、振替機関が日本銀行に行う振替業の全部又は一部の譲渡について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「第四条第一項各号」とあるのは「第四十七条第三項において読み替えて準用する第四条第一項第一号及び第三号」と、同条第五項第一号中「第三条第一項各号」とあるのは「第四十七条第一項各号」と、同条第六項中「振替機関が譲受会社である」とあるのは「日本銀行が第四十七条第一項の指定を受けている」と、「第三条第一項」とあるのは「第四十七条第一項」と読み替えるものとする。

「第三節 振替の効果等」を削り、第五十一条を次のように改める。
(加入者保護信託契約の締結)
第五十一条 振替機関は、第三条第一項の指定を受けた後、遅滞なく、委託者として加入者保護信託契約を締結しなければならない。ただし、当該指定を受けた場合において、既に

他の振替機関によって加入者保護信託契約が締結されているときは、この限りでない。
2 前項ただし書の規定により加入者保護信託契約を締結することを要しなくなった振替機関は、委託者として同項ただし書に規定する加入者保護信託契約を締結したものとみなす。
3 振替機関は、第一項本文の規定により加入者保護信託契約を締結したとき(前項の規定により加入者保護信託契約を締結したものとみなされる場合を含む)は、遅滞なく、業務規程において加入者保護信託に関する事項を定めなければならない。
第五十一条の前に次の章名及び節名を付する。

第三章 加入者保護信託

第一節 加入者保護信託契約

第五十二条から第五十八条までを次のように改める。
(受託者)
第五十二条 加入者保護信託契約は、信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関(以下「信託会社等」という。)を受託者とするものでなければ締結してはならない。

第五十三条 加入者保護信託の受益者は、加入者であつて、第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する者とする。
(信託管理人の指定)
第五十四条 加入者保護信託契約においては、信託管理人を指定しなければならない。
(運営委員会の設置)
第五十五条 加入者保護信託契約においては、運営委員会を置く旨の規定を定めなければならない。

2 運営委員会の委員は、加入者保護信託の適正な運営に必要な実務経験又は学識経験を有する者のうちから、主務大臣の認可を受けて受託者が任免する。
(加入者保護信託契約)
第五十六条 加入者保護信託契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 加入者保護信託である旨
 - 二 信託管理人に関する事項
 - 三 運営委員会に関する事項
 - 四 信託財産の管理及び運用に関する事項
 - 五 信託報酬の計算方法及びその支払の方法及び時期に関する事項
 - 六 信託財産の処分に関する事項
 - 七 公告の方法
 - 八 その他主務省令で定める事項
- (認可)
第五十七条 振替機関は、加入者保護信託契約を締結しようとする場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ主務大臣の認可を受けなければならない。
(受託者への通知等)
第五十八条 振替機関等が第六十九条第二項(同条第三項において準用する場合を含む)第七十条第一項、第七十一条第一項、第七十二条、第七十八条第五項若しくは第七十九条第五項(これらの規定を第百十三条、第百十

五条、第百十七条、第百十八条、第百二十五条、第百二十六条、第百二十七条、第百二十八条及び第百二十九条において準用する場合を含む)、第九十二条第二項(同条第三項において準用する場合を含む)、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第百三十五条第五項、第百四十五条第五項、第百七条第六項若しくは第百八条第五項の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと(第六十条第一項において「誤記載等」という。))によって加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であつた者であつて、破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定(以下この条において「破産手続等開始決定」という。)を受けたもの(以下この節において「破産直近上位機関等」という)は、直ちに、破産手続等開始決定がなされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。
第五十八条の前に次の節名を付する。

第二節 受益者への支払等

「第四節 短期社債の発行等に関する商法の特例」を削り、第五十九条を次のように改める。
(公告)
第五十九条 受託者は、前条の通知を受けたときは、運営委員会の意見を聴いて次条第一項に規定する補償対象債権の届出期間、届出場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

2 受託者は、前項の規定により公告した後、破産直近上位機関等について破産法(大正十一年法律第七十一号)第二百六十条の規定による公告その他の政令で定める事由が生

じたときは、同項の規定により公告した届出期間を変更することができる。

3 受託者は、前項の規定により届出期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告しなければならない。

4 受託者は、第一項に規定する事項を定めた場合又は第二項の規定により届出期間を変更した場合においては、直ちに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

「第五節 雑則」を削り、第六十条及び第六十一条を次のように改める。

第六十条 受託者は、加入者の請求に基づいて、当該加入者が振替機関等の誤記載等によって受けた損害に係る債権（第六項において「誤記載等債権」という。）であつて、破産手続等開始時において現に当該加入者が破産直近上位機関等に対して有する債権（第六項及び次条において「補償対象債権」という。）に相当する金額につき、主務省令で定めるところにより支払を行うものとする。

2 前項の請求は、前条第一項又は第三項の規定により公告した届出期間内で行なければ、することができない。ただし、その届出期間内に請求しなかつたことにつき、災害その他やむを得ない事情があると受託者が認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により災害その他やむを得ない事情があると受託者が認めるときは、あらかじめ運営委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定により支払をすべき金額が政令で定める金額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該政令で定める金額の支払を行うものとする。

5 第一項又は前項の規定により各加入者に支払を行うべき金額の合計額が加入者保護信託の信託財産を超えるときは、第一項又は前項の規定にかかわらず、第一項又は前項の規定

により各加入者に支払を行うべき金額の割合に応じて支払を行うものとする。

6 受託者は、第一項又は前二項の規定により支払を行ったときは、その支払を行った金額に応じ、当該支払に係る補償対象債権当該支払に係る補償対象債権が破産直近上位機関等の保証債務に係る債権である場合にあっては、当該保証債務に係る主たる債務者に対する誤記載等債権を取得する。

（運営委員会の指図）
第六十一条 受託者は、前条第一項、第四項又は第五項の規定により補償対象債権に係る支払を行うときは、運営委員会に対してその支払の指図を求めなければならない。この場合において、運営委員会は、速やかに、補償対象債権の確認を行い、指図を行わなければならない。

「第四章 その他の短期社債等の振替」を削り、第六十二条を次のように改める。
（振替機関等の加入者保護信託への負担金の支払）
第六十二条 振替機関等（第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。第六十四条第一項において同じ。）は、主務省令で定めるところにより、加入者保護信託の信託財産とするための金銭（以下この節において「負担金」という。）を、受託者に対して支払わなければならない。

2 第五十一条第一項本文の規定により加入者保護信託契約を締結した振替機関が当該加入者保護信託契約締結時に加入者保護信託の信託財産として信託した金銭は、負担金とみなす。

第六十二条の前に次の節名を付する。
第三節 負担金
「第五章 雑則」を削り、第六十三条から第六十五条までを次のように改める。
（負担金の額）
第六十三条 負担金の額は、主務省令で定める

基準に従い、振替機関の業務規程において定める算定方法により算定される額とする。

2 主務大臣は、負担金が公平に負担され、かつ、加入者保護信託の信託財産が十分に確保されるよう適切な監督を行わなければならない。

（延滞金）

第六十四条 振替機関等は、負担金を振替機関の業務規程の定める支払期限までに支払わない場合には、加入者保護信託の信託財産として受託者に対し、延滞金を支払わなければならない。

2 前項の延滞金の額は、未払の負担金の額に支払期限の翌日からその支払の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。
（信託法の準用）
第六十五条 信託法（大正十一年法律第六十二号）第六十九条第二項から第七十三条までの規定は、加入者保護信託について準用する。

第六十五条の前に次の節名を付する。
第四節 雑則
第六十六条を次のように改める。
（権利の帰属）
第六十六条 次に掲げる社債（以下「振替社債」という。）についての権利（第七十三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一 次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条及び第八十四条において「短期社債」という。）
イ 契約により社債の総額が引き受けられるものであること。
ロ 各社債の金額が一億円を下回らないこと。
ハ 元本の償還について、社債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする

確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

二 利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

ホ 担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定により担保が付されるものでないこと。

二 当該社債の発行の決議において、当該決議に基づき発行する社債の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債
第六十六条の前に次の章名及び節名を付する。
第四章 社債の振替
第一節 通則
第六十七条及び第六十八条を次のように改める。

（社債券の不発行）
第六十七条 振替社債については、社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。次項において同じ。）を発行することができない。

2 振替社債の社債権者は、当該振替社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三十一条第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しない場合には、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、社債券の発行を請求することができる。

（振替口座簿の記載又は記録事項）
第六十八条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。
一 当該口座管理機関が振替社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。） 3 振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。	（新規記載又は記録手続） 第六十九条 特定の銘柄の振替社債について、商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた場合には、当該振替社債の発行者は、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。 一 当該払込みに係る振替社債の銘柄 二 前号の払込みを行った加入者の氏名又は名称 三 前号の加入者についての第八十四条第三項に規定する口座 四 加入者ごとの第一号の払込みに係る振替社債の金額 五 当該振替社債の総額その他の主務省令で定める事項	第七十条 特定の銘柄の振替社債について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額若しくは増額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。 2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。 3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。	規定により示された事項の通知 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄（以下この条において「振替先欄」という。）における振替金額についての増額の記載又は記録 四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替金額についての増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号
一 加入者の氏名又は名称及び住所 二 発行者の商号、振替社債の種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項（以下この章において「銘柄」という。） 三 銘柄ごとの金額（次号に掲げるものを除く。） 四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替社債の銘柄ごとの金額 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の金額のうち信託財産であるものの金額 六 その他政令で定める事項 4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項 二 銘柄ごとの金額 三 その他政令で定める事項 5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 一 銘柄 二 銘柄ごとの金額 三 その他政令で定める事項 6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。 第六十八条の前に次の節名を付する。 第二節 振替口座簿 「第六章 罰則」を削り、第六十九条から第七十三条までを次のように改める。	2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。 一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録 二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知 3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。 （振替手続）	一 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替社債の銘柄及び金額 二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第六十八條第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別 三 増額の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この条において「振替先口座」という。） 四 振替先口座（機関口座を除く。）において増額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）についての減額の記載又は記録 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の	五 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替金額についての減額の記載又は記録 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替金額についての増額の記載又は記録 四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替金額についての増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号

の規定により通知を受けた事項の通知
6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替金額についての増額の記載又は記録

二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近上位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替金額についての増額の記載又は記録及び当該直近上位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
(抹消手続)
第七十一条 特定の銘柄の振替社債について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従ひ、その備える振替口座簿における減額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口座を除く。)において減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。
3 第一項の申請をする加入者(以下この条に

において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
一 当該抹消において減額の記載又は記録がされるべき振替社債の銘柄及び金額

二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知
5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。
一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の金額についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。
7 発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社(次項において「社債管理会社」という。)に対して振替社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替社債の銘柄についての当該償還に係る振替社債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に対し

て申請することを請求することができる。
8 前項の規定は、社債権者又は質権者のために振替社債の償還を受けた社債管理会社等が当該社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。
(記載又は記録の変更手続)
第七十二条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第六十八条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

(振替社債の譲渡)
第七十三条 振替社債(差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。次条から第七十七条までにおいて同じ。)の譲渡は、第七十条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあつては、第六十八条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければならない。その効力を生じない。
第七十三条の前に次の節名を付する。

第三節 振替の効果等
第七十四条から第七十八条までを次のように改める。
(振替社債の質入れ)
第七十四条 振替社債の質入れは、第七十条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替社債の信託の對抗要件)
第七十五条 振替社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第六十八条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。
(加入者の権利推定)

第七十六条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替社債についての権利を適法に有するものと推定する。
(善意取得)
第七十七条 第七十条第一項の振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替社債についての増額の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替社債についての当該増額の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(振替機関の消却義務)
第七十八条 前条の規定による振替社債の取得によりすべての社債権者の有する同条に規定する銘柄の振替社債の総額が当該銘柄の振替社債の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第一号の額が第二号の額を超えるときは、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替社債を取得しなければならない。
一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替社債の金額の合計額

二 当該銘柄の振替社債の発行総額(償還済みの額を除く。)
2 前項第一号に掲げる額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る金額の振替社債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかつたとした場合の額とする。
3 振替機関は、第一項の規定により振替社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、

当該振替社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならぬ。

4 前項に規定する振替社債についての権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替社債について第三項の規定により免除の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替社債について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

第七十八条の次に次の四條及び二節並びに四章を加える。

(口座管理機関の消却義務)

第七十九条 前条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の振替社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならぬ。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替社債の金額の合計額

二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替社債の金額

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる額

二 前項第二号に規定する顧客口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる金額

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の振替社債を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする

前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替社債を取得しなければならぬ。

4 口座管理機関は、第一項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該免除の意思表示をした旨

二 当該免除の意思表示に係る振替社債の銘柄及び金額

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替社債について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる金額の減額の記載又は記録

二 前項の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる金額の増額の記載又は記録

(振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第八十条 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、各社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わぬ。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該社債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。)について次条第一項の規

定により算出された額を控除した額)

二 すべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

2 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、発行者に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第七十八条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第八十一条 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、社債権者(当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。)の有する当該銘柄の振替社債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わぬ。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額(当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思

表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該社債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。)についてこの項の規定により算出された額を控除した額)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額(当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

2 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、発行者に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、第七十九条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(発行者が誤つて償還等をした場合における取扱い)

第八十二条 発行者が第八十条第一項又は前条第一項の規定により義務を負わぬとされた金額について元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替社債に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返

3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第八十条第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 商法の特例

(短期社債の発行等に関する商法の特例)

第八十三条 株式会社は、商法第二百九十六条の規定にかかわらず、取締役会の決議をもって、短期社債の発行を、特定の取締役に委任することができる。この場合において、当該取締役会においては、次に掲げる事項も併せて決議しなければならない。

一 当該決議に基づいて短期社債を発行することができる期間

二 前号の期間中において当該株式会社が発行した短期社債のうち償還されていないものの総額の限度額

2 短期社債については、社債原簿を作成することを要しない。

3 短期社債については、商法第二百九十七条から第二百九十九条まで、第三百九条から第三百四十一条まで及び第三百七十六條第三項(同法第三百七十四條ノ四第二項、第三百七十四條ノ二十第二項及び第四百十六條第二項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(振替社債の発行に関する商法の特例)

第八十四条 振替社債についての社債申込証の用紙には、当該振替社債についての法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。ただし、短期社債については、この限りでない。

2 振替社債についての社債原簿には、当該振替社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。ただし、短期社債については、この限りでない。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号

い。

3 振替社債の募集に応じようとする者は、自己のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座を社債申込証の用紙に記載し、又は商法第三百二条に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替社債の発行者に示さなければならない。

(消却義務の不履行の場合における社債権者の議決権等)

第八十五条 第八十条第一項又は第八十一条第一項の場合においては、各社債権者は、商法第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、その有する社債の金額(第八十条第一項又は第八十一条第一項の規定により算出された額を除く。)に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

2 商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項並びに担保附社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第八十条第一項又は第八十一条第一項の社債権者は、当該各項の規定により算出された額については、社債を有しないものとみなす。

(証明書の供託)

第八十六条 振替社債の社債権者が次に掲げる行為をするには、第五項の規定により書面の交付を受けた上、当該書面を供託しなければならない。

一 商法第三百二十条第三項の規定による社債権者集会の招集の請求

二 商法第三百二十条第五項において準用する同法第二百三十七條第三項の規定による社債権者集会の招集

三 社債権者集会における議決権の行使

四 担保附社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査

2 振替社債の社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、会日の一週間前までに前項の規定による供託をしなければならない。

平成十四年五月十七日

3 第一項の規定による供託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに供託する方法により行わなければならない。

一 社債管理会社がある場合 当該社債管理会社

二 担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合 当該受託会社

三 前三号に掲げる場合以外の場合 供託所(供託法明治三十二年法律第十五号)第一条に規定する供託所をいう。次項及び第二百九条において同じ。又は同法第五条第一項に規定する倉庫業者若しくは銀行

4 供託法第一条ノ二から第二条までの規定は、前項第三号の規定により供託所に第一項の規定による供託をする場合について準用する。

5 振替社債の社債権者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替社債についての第六十八條第三項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であつて、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

6 前項本文の規定により書面の交付を受けた社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となつた振替社債について、第七十条第一項の振替の申請又は第七十一条第一項の抹消の申請をすることができない。

第五節 雑則

(振替社債の内容の公示)
第八十七条 第六十九條第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第五号に掲げる事項を知ることができるようにしなければならない。

2 前項の措置に関する費用は、同項の振替社債の発行者の負担とする。

第五章 国債の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第八十八条 この法律の規定の適用を受けるものとして財務大臣が指定した国債(以下「振替国債」という。)についての権利(第九十八条に規定する利息の請求権を除く。)の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

(国債証券の不発行)

第八十九条 振替国債については、国債証券を発行することができない。

2 振替国債の債権者は、当該振替国債を取り扱う振替機関が第二十二條第一項の規定により第三條第一項の指定を取り消された場合又は第四十一條第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しない場合には、前項の規定にかかわらず、国に対し、国債証券の発行を請求することができる。

(定義)

第九十条 この章において「分離適格振替国債」とは、第九十三條第一項の規定により元本部分と利息部分に分離すること(以下「元利分離」という。)の申請ができる振替国債として財務大臣が指定するものをいう。

2 この章において「分離元本振替国債」とは、第九十三條の規定により元利分離が行われた分離適格振替国債の元本部分であつた振替国債をいう。

3 この章において「分離利息振替国債」とは、第九十三條の規定により元利分離が行われた分離適格振替国債の利息部分であつた振替国債をいう。

替国債をいう。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第九十一条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一 当該口座管理機関が振替国債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「自己口座」という。)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替国債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座(以下この章において「顧客口座」という。)

3 振替口座簿中の各口座(顧客口座を除く)には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所
二 次に掲げる国債の区分に応じ、それぞれ次に定める事項(以下この章において「銘柄」という。)

イ 分離適格振替国債 分離適格振替国債である旨、名称及び記号並びに利率及び利息支払期日を特定するに足りる事項

ロ 分離元本振替国債 分離元本振替国債である旨並びに元利分離前の振替国債の名称及び記号

ハ 分離利息振替国債 分離利息振替国債である旨及び利息支払期日を特定するに足りる事項

ニ その他の振替国債 名称及び記号

三 銘柄ごとの金額(次号に掲げるものを除く。)

四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替国債の銘柄ごとの金額

五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の金額のうち信託財産であ

るものの金額

六 その他政令で定める事項

4 振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 銘柄ごとの金額

5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一 銘柄
二 銘柄ごとの金額
三 その他政令で定める事項

6 振替口座簿は、電磁的記録(主務省令で定めるものに限る。)で作成することができる。(新規記載又は記録手続)

第九十二条 特定の銘柄の振替国債について、起債した場合には、国は、第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該起債に係る振替国債の銘柄
二 前号の振替国債を取得した加入者の氏名又は名称
三 前号の加入者についての第百十二条に規定する口座

四 加入者ごとの取得した振替国債の金額
五 当該振替国債の総額その他の主務省令で定める事項

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替国債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものの増額の記載又は記録

したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知

したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知

第九十三条 特定の銘柄の分離適格振替国債について、元利分離の申請があつた場合には、振替機関等は、第五項から第七項までの規定により、当該申請において第四項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額及び増額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、加入者がその口座(顧客口座を除く。)の保有欄に記載又は記録がされている分離適格振替国債(差押えを受けたものを除く。)についてその直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請は、財務大臣が定める要件に該当する者でなければ行うことができない。

4 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、減額の記載又は記録がされるべき分離適格振替国債の銘柄及び金額を示さなければならない。

5 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座における前項の分離適格振替国債に係る同項の金額についての減額の記載又は記録、当該分離適格振替国債の元本部分である振替国債に係る当該金額と同額についての増額の記載又は記録及び当該

分離適格振替国債の各利息部分である振替国債に係る当該分離適格振替国債の各利息の金額と同額についての増額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前号の減額及び増額の記載又は記録に係る銘柄及び金額の通知

6 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第四項の分離適格振替国債に係る同項の金額についての減額の記載又は記録、当該分離適格振替国債の元本部分である振替国債に係る当該金額と同額についての増額の記載又は記録及び当該分離適格振替国債の各利息部分である振替国債に係る当該分離適格振替国債の各利息の金額と同額についての増額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前号の減額及び増額の記載又は記録に係る銘柄及び金額の通知

7 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

(元利統合手続)

第九十四条 特定の銘柄の分離元本振替国債及び分離利息振替国債について、統合の申請があつた場合には、振替機関等は、第五項から第七項までの規定により、当該申請において第四項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額及び増額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、加入者がその口座(顧客口座を除く。)の保有欄に記載又は記録がされている分離元本振替国債及び分離利息振替国債

(差押えを受けたものを除く)についてその直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請は、前条第三項に規定する要件に該当する者でなければ行うことができない。

4 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という)は、当該申請において、減額の記載又は記録がされるべき分離元本振替国債及び各分離利息振替国債の銘柄及び金額を示さなければならない。この場合において、当該申請に係る各分離利息振替国債の利息支払期日及び金額は、当該申請に係る分離元本振替国債の金額と同額であつて当該分離元本振替国債の名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の各利息部分の利息支払期日及び金額と同一でなければならない。

5 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座における前項前段の分離元本振替国債及び各分離利息振替国債に係る同項前段の金額についての減額の記載又は記録並びに当該分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債に係る当該分離元本振替国債の減額の金額と同額についての増額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前号の減額及び増額の記載又は記録に係る銘柄及び金額の通知

6 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第四項前段の分離元本振替国債及び各分離利息振替国債に係る同項前段の金額についての減額の記載又は記録並びに当該分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債に係る当該

分離元本振替国債の減額の金額と同額についての増額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

7 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

(振替手続)

第九十五条 特定の銘柄の振替国債について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額若しくは増額の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座(顧客口座を除く)において減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減額及び増額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額

二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第九十一条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「質権欄」という)かの別

三 増額の記載又は記録がされるべき口座(顧客口座を除く。以下この条において「振替先口座」という。)

四 振替先口座(機関口座を除く)において増額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額(以下この条において「振替金額」という)についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄(以下この条において「振替先欄」という)における振替金額についての増額の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替金額についての増額の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替金額についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開

設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替金額についての増額の記載又は記録

四 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替金額についての増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第四項第四号又は第五項第四号(前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ)の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替金額についての増額の記載又は記録

二 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替金額についての増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(抹消手続)

第九十六条 特定の銘柄の振替国債について、抹消の申請があつた場合には、振替機関等

は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減額の記載若しくは記録又は通知をしななければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座(顧客口座を除く。)において減額の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(以下この条において「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消において減額の記載又は記録がされるべき振替国債の銘柄及び金額

二 当該申請人の口座において減額の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の金額についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の金額についての減額の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等につい

て準用する。

7 国は、振替国債の債権者又は質権者に対し、振替国債の償還(分離利息振替国債にあつては、利息の支払)をするのと引換えにその口座における当該振替国債の銘柄についての当該償還に係る振替国債の金額と同額の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

(記載又は記録の変更手続)

第九十七条 振替機関等は、その備える振替口座簿について、第九十一条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節 振替の効果等

(振替国債の譲渡)

第九十八条 振替国債(差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権(分離利息振替国債を除く。))を除く。次条から第九十五条までにおいて同じ。の譲渡は、第九十五条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄(機関口座にあつては、第九十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄)に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替国債の質入れ)

第九十九条 振替国債の質入れは、第九十五条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

(振替国債の信託の對抗要件)

第一百条 振替国債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第九十一条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に對抗することができない。

(加入者の権利推定)

第一百一条 加入者は、その口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)における記載又は記録がされた振替国債についての権利を適法に有するものと推定する。

(善意取得)

第一百二条 第九十五条第一項の振替の申請によりその口座(口座管理機関の口座にあつては、自己口座に限る。)において特定の銘柄の振替国債についての増額の記載又は記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む。)は、当該銘柄の振替国債についての当該増額の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(振替機関の消却義務)

第一百三十三条 前条の規定による振替国債(分離適格振替国債、分離元本振替国債及び分離利息振替国債を除く。以下第六十六条までにおいて同じ。)の取得によりすべての債権者の有する前条に規定する銘柄の振替国債の総額が当該銘柄の振替国債の発行総額(償還済みの額を除く。)を超えることとなる場合において、第一号の額が第二号の額を超えるときは、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替国債を取得しなければならない。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替国債の金額の合計額

二 当該銘柄の振替国債の発行総額(償還済みの額を除く。)

2 前項第一号に掲げる額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る金額の振替国債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録

がなかつたとした場合の額とする。

3 振替機関は、第一項の規定により振替国債を取得したときは、直ちに、国に対し、当該振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

4 前項に規定する振替国債についての権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。

5 振替機関は、振替国債について第三項の規定により免除の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替国債について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(口座管理機関の消却義務)

第一百四十四条 前条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、国に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替国債の金額の合計額

二 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替国債の金額

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる額

二 前項第二号に規定する顧客口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる金額

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の振替国債を有していないとき

は、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の振替国債を取得しなければならない。

4 口座管理機関は、第一項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該免除の意思表示をした旨
二 当該免除の意思表示に係る振替国債の銘柄及び金額

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替国債について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる金額の減額の記載又は記録
二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる金額の増額の記載又は記録
(振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第一百五条 第二百三十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乗じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過額に關して、当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額(当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額))

入者に限る。について次条第一項の規定により算出された額を控除した額)
二 すべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号 平成十四年五月十七日

入者に限る。について次条第一項の規定により算出された額を控除した額)
二 すべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

二百三十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務
二 前号に掲げるもののほか、第二百三十三条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務
(口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第二百六条 第二百四十四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者(当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。)の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乗じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百四十四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過額に關して、当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額(当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額))

振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過額に關して、当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額(当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号 平成十四年五月十七日

振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過額に關して、当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。)の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乗じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額(当該口座管理機関の下位機関であつて第二百四十四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過額に關して、当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額(当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額))

第二百四十四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、国に代わつて元本の償還及び利息の支払をする義務
二 前号に掲げるもののほか、第二百四十四条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務
(分離適格振替国債等に係る振替機関の消却義務)

第二百七条 第二百二条の規定による分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債(以下第二百十条までにおいて「分離適格振替国債等」という。)の取得により、すべての分離適格振替国債等の債権者の有する分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利分離の手続が行われたとみなして計算した場合にすべての分離適格振替国債等の債権者の有することとなる分離元本振替国債及び

分利息振替国債の各銘柄ごとの総額が、すべての分離適格振替国債についてその発行総額(償還済みの額を除く。)につき同条の規定により元利分離の手続が行われたとみなして計算した場合の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額を超えることとなるものがある場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債があるときは、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得しなければならない。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号 平成十四年五月十七日

分利息振替国債の各銘柄ごとの総額が、すべての分離適格振替国債についてその発行総額(償還済みの額を除く。)につき同条の規定により元利分離の手続が行われたとみなして計算した場合の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額を超えることとなるものがある場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債があるときは、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得しなければならない。

一 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録されたすべての分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利分離の手続が行われたものとみなして計算した場合に振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録されることとなる分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額

二 すべての分離適格振替国債についてその発行総額(償還済みの額を除く。)につき第九十三条の規定により元利分離の手続が行われたものとみなして計算した場合の分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額

前項第一号に掲げる額は、同号に規定する口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合において、第二百二条の規定により当該記載又は記録に係る金額の分離適格振替国債等を取扱った者がないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の額とする。

3 第一項の規定の適用については、第二百二条の規定により取得された分離適格振替国債等につき第十三条第一項の同意を受けた各振替

四七

機関ごとにその取り扱う分離適格振替国債等について計算を行うものとする。

4 振替機関は、第一項の規定により分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得したときは、直ちに、国に対し、当該分離元本振替国債又は分離利息振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

5 前項に規定する分離元本振替国債又は分離利息振替国債についての権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。

6 振替機関は、分離元本振替国債又は分離利息振替国債について第四項の規定により免除の意思表示を行ったときは、直ちに、当該分離元本振替国債又は分離利息振替国債について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

(分離適格振替国債等に係る口座管理機関の消却義務)

第八八条 前条第一項に規定する場合において、第一号の額が第二号の額を超えることとなる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債がある口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、国に対し、当該超過額に相当する額の当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

一 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録されたすべての分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利分離の手続が行われたものとみなして計算した場合に当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録されることとなる分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額

二 当該口座管理機関の直近上位機関の備え

る振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録されたすべての分離適格振替国債について第九十三条の規定により元利分離の手続が行われたものとみなして計算した場合に当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録されることとなる分離元本振替国債及び分離利息振替国債の各銘柄ごとの総額

2 前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一 前項第一号に掲げる額

二 前項第二号に規定する顧客口座における増額又は減額の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる額

3 第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過額に相当する額の同項に規定する銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過額に達するまで、当該銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債を取得しなければならない。

4 口座管理機関は、第一項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 当該免除の意思表示をした旨

二 当該免除の意思表示に係る分離元本振替国債又は分離利息振替国債の銘柄及び金額

5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の分離元本振替国債又は分離利息振替国債について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一 前項の口座管理機関の口座の自己口座に

おける同項第一号に掲げる金額の減額の記載又は記録

二 前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる金額の増額の記載又は記録

(分離適格振替国債等に係る振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第九九条 第七十七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が分離元本振替国債について同項及び同条第四項の義務を負ったときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額に関する部分について、元本の償還をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の金額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過額に關して、当該債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る)について次条第一項の規定により算出された額を控除した額)

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過額

に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

2 第七十七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が分離利息振替国債について同項及び同条第四項の義務を負ったときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債(当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。)及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債(当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の利息のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額に関する部分について、利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過額に關して、当該債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る)について次条第二項の規定により算出された額を控除した額)

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額(当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について

債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関について同項に規定する超過額

て債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第二項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

3 第七十七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 第一項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、同項の規定により算出された額に關する部分について、国に代わって元本の償還をする義務

二 前項の場合において、各債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、同項の規定により算出された額に關する部分について、国に代わって利息の支払をする義務

三 前二号に掲げるもののほか、第七十七条第一項又は第四項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(分離適格振替国債等に係る口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第一百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離元本振替国債について同項及び同条第三項の義務を負つたときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者(当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。)の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額、同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額に關する部分について、元本の償還をする義務を負わなければならない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の金額(当該口座管理機関の下位機関であつて第八十八条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関に關して、当該債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。)についてこの項の規定により算出された額を控除した額)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額(当該口座管理機関の下位機関であつて第八十八条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関に關して、当該債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。)についてこの項の規定により算出された額を控除した額)

2 第八十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離利息振替国債について同項及び同条第三項の義務を負つたときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者(当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。)の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額

(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乘じた額に關する部分について、利息の支払をする義務を負わなければならない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額(当該口座管理機関の下位機関であつて第八十八条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関に關して、当該債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。)についてこの項の規定により算出された額を控除した額)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額(当該口座管理機関の下位機関であつて第八十八条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関に關して、当該債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

3 第八十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前二項に規定する債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 第一項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、同項の規定により算出された額に關する部分について、国に代わって元本の償還をする義務

二 前項の場合において、同項に規定する債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、同項の規定により算出された額に關する部分について、国に代わって利息の支払をする義務

三 前二号に掲げるもののほか、第八十八条第一項又は第三項の義務の不履行によつて生じた損害の賠償をする義務

(国が誤つて償還等をした場合における取扱ひ)

第一百一十一条 国が第一百五十一条、第一百六条第一項、第一百九条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により義務を負わなければならない銘柄に係る当該義務を負わなければならない金額についてした元本の償還又は利息の支払は、国が善意の場合であつても、当該銘柄の他の振替国債に係る国の債務を消滅させる効力を有しない。

2 振替国債の債権者は、国に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わなければならない。

3 国は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第一百五十二条第一号、第一百六条第二項第一号、第一百九条第三項第一号若しくは第二号又は前条第三項第一号若しくは第二号の規定による振替国債の債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節 雑則

(申込みの際の振替口座の提示)

第一百二十二条 振替国債の募集に應じようとする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該振替国債の振替を行うための口座を国に示さなければならない。

第六章 その他の社債等の振替

第一節 地方債の振替

(地方債に関する社債に係る規定の準用)
第百十三条 第四章の規定(第六十六条第一号及び第四節の規定を除く。)は、地方債について準用する。この場合において、次の表の上

欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第二号	決議	決定
第六十七条第一項	社債券(商法第三百六条第一項に規定する債券)	証券(地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の五第一項に規定する証券)
第六十七条第二項	社債券	証券
第六十八条第三項第二号	商号、種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項	名称及び種類
第六十九条第一項	商法第三百六条第一項に規定する	全額の
第六十九条第一項第三号	第八十四条第三項	第百十四条第二項
第七十一条第七項	社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社	地方財政法第五条の六において読み替えて準用する商法第三百九条第一項に規定する地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会社
	社債管理会社等	募集等受託会社
第七十一条第八項	社債管理会社等	募集等受託会社

(法律の適用の明示等)

第百十四条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債の発行者は、募集に応じようとする者に対し、当該地方債についてこの法律の規定の適用がある旨を明示しなければならない。ただし、契約により当該地方債の総額を引き受け

る者がある場合には、この限りでない。
2 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債の募集に応じようとする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該地方債の振替を行うための口座を当該地方債の発行者に示さなければならない。

第二節 投資法人債の振替

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)
第百十五条 第四章の規定(第六十六条第一号、第八十三条並びに第八十四条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定を除く。)は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投

資法人債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第二号	決議	決定
第六十七条第一項	社債券(商法第三百六条第一項に規定する債券)	投資法人債券(投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の六第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する投資法人債券)
第六十七条第二項	社債券	投資法人債券
第七十一条第七項	社債管理会社又は	投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の三に規定する投資法人債管理会社(第百十五条において読み替えて準用する第八十六条第三項第一号において単に「投資法人債管理会社」という。)又は
	社債管理会社等	投資法人債管理会社等
第七十一条第八項	社債管理会社等	投資法人債管理会社等
第八十四条第一項本文	社債申込証	投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の四第一項に規定する投資法人債申込証(第百十五条において読み替えて準用する第八十四条第三項において単に「投資法人債申込証」という。)
第八十四条第二項本文	社債原簿	投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条において読み替えて準用する商法第二百六十三条第一項第二号に規定する投資法人債原簿
第八十四条第三項	社債申込証	投資法人債申込証
第八十五条第一項	社債権者集会	投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の五第四項に規定する投資法人債権者集会(第百十五条において読み替えて準用する第八十六条第一項

第八十六条第一項及び第二項	社債権者集会	及び第二項において単に「投資法人債権者集会」という。）
第八十六条第三項第一号	社債管理会社	投資法人債権者集会
		投資法人債管理会社

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第百十六条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債に関する同法第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条並びに第百十九条の規定の適用については、当該投資法人債は、同法に規定する投資法人債券とみなす。

第三節 相互会社の社債の振替
（相互会社の社債に関する社債に係る規定の準用）

第百十七条 第四章の規定（第六十六条第一号イからホまで及び第八十三条の規定を除く。）は、保険業法に規定する相互会社の社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第一号	次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条及び第八十四条において	保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債（第百十七条において準用する第八十四条第一項及び第二項において単に
第六十七条第一項	商法第三百六条第一項	保険業法第六十一条第二項において準用する商法第三百六条第一項
第六十八条第三項第二号	商号	名称

第四節 特定社債の振替
（特定社債に関する社債に係る規定の準用）

第百十八条 第四章の規定（第六十六条第一号イからホまで及び第八十三条の規定を除く。）は、資産の流動化に関する法律に規定する特

定社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条第一号	次に掲げる要件のすべてに該当する社債（第八十三条及び第八十四条において	資産の流動化に関する法律第二十条第八項に規定する特定短期社債（旧資産流動化法第二十条第六項に規定する特定短
----------	-------------------------------------	---

第六十六条第二号	発行の決議	「短期社債」	期社債を含む。第百十八条において読み替えて準用する第八十四条第一項及び第二項において単に「特定短期社債
第六十七条第一項	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券	社債券	発行の決定（資産の流動化に関する法律第百八条の決定（旧資産流動化法第百八条の決定を含む。）をいう。）
第六十七条第二項	社債券	社債券	当該決定
第七十一条第七項	社債管理会社又は	社債管理会社等	特定社債券（資産の流動化に関する法律第百九条に規定する特定社債管理会社（旧資産流動化法第百九条に規定する特定社債管理会社を含む。第百十八条において読み替えて準用する第八十六条第三項第一号において単に「特定社債管理会社」という。）又は
第七十一条第八項	社債管理会社等	社債管理会社等	特定社債管理会社等
第八十四条第一項	社債申込証	社債申込証	資産の流動化に関する法律第百十條第一項に規定する特定社債申込証（旧資産流動化法第百十條第一項に規定する特定社債申込証を含む。第百十八条において読み替えて準用する第八十四条第三項において単に「特定社債申込証」という。）
第八十四条第二項	短期社債	特定短期社債	特定短期社債
	社債原簿		資産の流動化に関する法律第七十条第一項第二号に規定する特定社債原簿（旧資産流動化法第七十条第一項第二号に規定する特定社債原簿を含む。）

第八十四条第三項		短期社債	特定短期社債
第八十五条第一項		社債権者集会	特定社債申込証
第八十六条第一項及び第二項		社債権者集会	資産の流動化に関する法律第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会旧資産流動化法第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会を含む。第百十八條において読み替えて準用する第八十六條第一項及び第二項において単に「特定社債権者集会」という。）
第八十六条第三項第一号		社債管理会社	特定社債権者集会
第八十六条第三項第二号		特定社債管理会社	特定社債権者集会

(その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定社債に関する資産の流動化に関する法律等の特例)

第百十九條 其の権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる資産の流動化に関する法律に規定する特定社債に関する同法の規定の適用については当該特定社債は同法に規定する特定社債とみなし、旧資産流動化法の規定の適用については当該特定社債は旧資産流動化法に規定する特定社債とみなす。

第五節 特別法人債の振替

第六十六條第一号

次に掲げる要件のすべてに該当する社債(第八十三條及び第八十四條において「短期社債」という。)

第六十六條第二号

決議

決定

次掲げる要件のすべてに該当する社債(第八十三條及び第八十四條において「短期社債」という。)

商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四號)第三十三條ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八號)第五十四條の三の二第一項に規定する短期債券又は農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三號)第六十二條の二第一項に規定する短期農林債券に表示されるべき権利

(特別法人債に関する社債等に係る規定の準用)

第百二十條 第四章の規定(第六十六條第一号イからホまで及び第四節の規定を除く。)及び第百十四條の規定は、特別法人債(特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六十七條第一項	社債券(商法第三百六條第一項に規定する債券をいう。次項において同じ。)	債券
第六十七條第二項	社債券	債券
第六十八條第三項第二号	商号、種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項	名称及び種類
第六十九條第一項	商法第三百六條第一項に規定する	全額の
第六十九條第一項第三号	第八十四條第三項	第百二十條において準用する第百十四條第二項
第七十一條第七項	社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社	特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利の管理の委託を受けた会社
第七十一條第八項	社債管理会社等	特別法人債管理会社
第七十一條第八項	社債管理会社等	特別法人債管理会社

第六節 投資信託又は外国投資信託の受益権の振替

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第百二十一條 第四章の規定(第六十六條第一号、第七十一條第八項及び第四節の規定を除く。)及び第百十四條第二項の規定は、投資信託受益権(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権をいう。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第六十六條	利息	収益の分配金
第六十六條	発行の決議	投資信託約款
第六十七條第一項	社債券(商法第三百六條第一項に規定する債券をいう)	受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律第五條第一項及び第四十九條の五第一項に規定する受益証券をいう。)

第六十七條第二項	社債券	これに類する外国投資信託の受益証券を含む
第六十八條第三項第二号	商号、種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項	商号及び種類
第六十八條第三項第三号から第五号まで、第四項第二号及び第五項第二号	金額	口数
第六十九條第一項	商法第三百六条第一項に規定する払込みがあった	信託が設定された
第六十九條第一項第一号	払込み	信託
第六十九條第一項第二号	払込みを行った	信託に係る受益者となるべき
第六十九條第一項第三号	第八十四條第三項	第二百一十一條において準用する第一百二十四條第二項
第六十九條第一項第四号	払込み	信託
第六十九條第一項第五号	総額	総口数
第六十九條第二項	金額の増額	口数の増加
第七十條第一項	減額若しくは増額	口数の減少若しくは増加
第七十條第二項	減額	口数の減少
第七十條第三項第一号	減額及び増額	口数の減少及び増加
第七十條第三項第二号	金額	口数
第七十條第三項第二号	減額	口数の減少

第七十條第三項第三号及び第四号	増額	口数の増加
第七十條第四項第一号	の金額	の口数
第七十條第四項第三号及び第四号	振替金額	振替口数
第七十條第四項第三号	減額	減少
第七十條第五項第一号	振替金額	振替口数
第七十條第五項第一号	振替金額	振替口数
第七十條第五項第三号及び第四号並びに第七項	振替金額	振替口数
第七十條第五項及び第七項	増額	増加
第七十條第三項第一号	減額	口数の減少
第七十條第三項第二号	減額	口数の減少
第七十條第三項第三号	減額	口数の減少
第七十條第四項第一号及び第五項第一号	金額	口数
第七十條第七項	減額	減少
第七十條第七項	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保附社債信託法第二條第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか償還をするのと	発行者は償還又は解約をするのと
第七十條第七項	当該償還	当該償還又は解約
第七十條第七項	金額と同額	口数と同口数

第七十三条	利息	収益の分配金
第七十四条	金額の増額	口数の増加
第七十四条	金額の増額	口数の増加
第七十七条	増額の記載又は記録を 当該増額 総額が	口数の増加の記載又は記録を 当該増加 総口数が
第七十八条第一項	発行総額(償還済みの額) 額が第二号の額 超過口数 金額の合計額	総発行口数(解約済みの口数) 口数が第二号の口数 超過口数 口数の合計口数
第七十八条第二項	額は 増額又は減額 金額	口数は 口数の増加又は減少 口数
第七十九条第一項	の額 超過口数 の口数	口数 口数の増加又は減少 口数
第七十九条第二項第一号	合計額 金額 する額	合計口数 口数 口数
第七十九条第二項第二号	増額又は減額 金額	口数の増加又は減少 口数
第七十九条第三項	超過口数 額の	超過口数 口数の
第七十九条第四項第二号	金額	口数
第七十九条第五項第一号	金額の減額	口数の減少
第七十九条第五項第二号	金額の増額	口数の増加

(その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託又は外国投資信託の受益権に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例)
第二百二十二条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資

第八十条第一項	の額 超過口数 額を控除した額(に乗じた口数) 元本の償還及び利息 金額 算出された額を控除した額 総額 額の合計額を控除した額	の口数 超過口数 口数を控除した口数(に乗じた口数) 償還及び収益の分配金 口数 算出された口数を控除した口数 総口数 口数の合計口数を控除した口数
第八十一条第二項第一号	元本の償還及び利息 金額 算出された額を控除した額 総額 額の合計額を控除した額	償還及び収益の分配金 口数 算出された口数を控除した口数 総口数 口数の合計口数を控除した口数
第八十二条	元本の償還又は利息 金額 元本の償還及び利息 金額 算出された額を控除した額 総額 額の合計額を控除した額	償還又は収益の分配金 口数 償還及び収益の分配金 口数 算出された口数を控除した口数 総口数 口数の合計口数を控除した口数

信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権に関する同法の規定の適用については、当該投資信託の受益権は同法に規定する投資信託の受益証券と、当該外国投資信託の受益権は同法に規定する外国投資信託の受益証券と、それぞれ

なす。
第七節 貸付信託の受益権の振替
(貸付信託の受益権に関する社債等に係る規定の準用)
第二百三十三条 第四章の規定(第六十六条第一号、第七十一条第八項及び第四節の規定を除く。)及び第二百三十四条第二項の規定は、貸付信託

託受益権(貸付信託法に規定する貸付信託の受益権をいう。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条	利息	収益の分配金
	発行の決議 当該決議に基づき発行する	信託約款 当該
第六十七条第一項	社債券(商法第三百六十六条第一項に規定する債券)	受益証券(貸付信託法第八条第一項に規定する受益証券)
第六十七条第二項	社債券	受益証券
第六十八條第三項第二号	商号、種類及び担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項	商号及び種類
第六十九條第一項	商法第三百六十六条第一項に規定する払込みがあつた	信託が設定された
第六十九條第一項第一号	払込み	信託
第六十九條第一項第二号	払込みを行った	信託に係る受益者となるべき
第六十九條第一項第三号	第八十四条第三項	第二百三十三条において準用する第二百三十四条第二項
第六十九條第一項第四号	払込み	信託
第七十一条第七項	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契	発行者は

第七十三條	約の受託会社(次項において「社債管理会社等」という。)に対して振替社債の償還をする場合を除くほか償還をするのと	元本の償還又は消却をするのと
第七十八條第一項	利息	当該償還又は消却
第八十條から第八十二条まで	償還済み 利息	収益の分配金 消却済み 収益の分配金

(その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託の受益権に関する貸付信託法の特例)
第二百三十四條 信託会社等は、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約を締結しようとするときは、同法第七十一条各号に掲げる事項のほか、当該貸付信託の受益権についてこの法律の規定の適用がある旨を公告しなければならない。
2 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に関する同法の規定の適用については、当該貸付信託の受益権

は、同法に規定する受益証券とみなす。
第八節 特定目的信託の受益権の振替
(特定目的信託の受益権に関する社債等に係る規定の準用)
第二百三十五條 第四章の規定(第六十六条第一号、第七十一条第八項、第八十三条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十六条の規定を除く。)及び第二百三十四條第二項の規定は、特定目的信託受益権(資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権をいう。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六條	利息	利益
第六十七條第一項	発行の決議 当該決議に基づき発行する	特定目的信託契約 当該
第六十七條第二項	社債券(商法第三百六十六条第一項に規定する債券)	受益証券(資産の流動化に関する法律第二百三十三條第一項に規定する受益証券)
第六十八條第三項第二号	商号、社債券	名称及び受益証券

二号	種類及び担保付社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項	種類
第六十八条第三項第三号	金額	資産の流動化に関する法律第六十五条第一項第三号に規定する元本持分（元本持分を有しない銘柄にあつては、同号に規定する利益持分）の数（以下「持分の数」という。）
第六十八条第三項第四号及び第五号、第四項第二号並びに第五項第二号	金額	持分の数
第六十九条第一項	商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた	信託が設定された
第六十九条第一項第一号	払込み	信託
第六十九条第一項第二号	払込みを行つた	信託に係る権利者となるべき
第六十九条第一項第三号	第八十四条第三項	第二百二十五条において準用する第一百二十四条第二項
第六十九条第一項第四号	払込み	信託
第六十九条第一項第五号	総額	持分の総数
第六十九条第二項	金額の増額	持分の数の増加
第七十条第一項	減額若しくは増額	持分の数の減少若しくは増加
第七十条第二項	減額	持分の数の減少
第七十条第三項第一号	減額及び増額	持分の数の減少及び増加
第七十条第三項第二号	金額	持分の数
第七十条第三項第三号	減額	持分の数の減少

第七十条第三項第三号及び第四号	増額	持分の数の増加
第七十条第四項第一号	の金額	の持分の数
第七十条第四項第二号	振替金額	振替持分の数
第七十条第四項第三号及び第四号	減額	減少
第七十条第五項第一号	振替金額	振替持分の数
第七十条第五項第二号	増額	増加
第七十条第五項第三号及び第四号並びに第七項	振替金額	振替持分の数
第七十一条第一項及び第二項	増額	増加
第七十一条第三項第一号	減額	持分の数の減少
第七十一条第三項第二号	減額	持分の数の減少
第七十一条第四項第一号及び第五項第一号	金額	持分の数
第七十一条第七項	減額	減少
第七十三条	金額の増額	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保付社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか
	同額	持分の数
	利息	同数の持分の数
	金額の増額	持分の数の増加

[illegible]

[illegible]

み替えるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、振替仕債等の供託に関する事項は、主務省令で定める。

(最高裁判所規則への委任)

第百三十条 振替仕債等に関する強制執行、仮差押え及び仮処分執行、競売並びに没収保全に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(財務大臣への協議)

第百三十一条 主務大臣は、振替機関に対し第二十二條第一項の規定による第三條第一項の指定の取消しをすることが有価証券の流通に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、有価証券の流通の円滑を図るために必要な措置に關し、財務大臣に協議しなければならない。

(財務大臣への通知)

第百三十二条 主務大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

一 第三條第一項の規定による指定第二十五條第六項、第二十七條第六項、第二十九條第六項又は第三十一條第六項の規定により指定を受けたものとみなされる場合を含む。

二 第二十二條第一項の規定による第三條第一項の指定の取消し

2 主務大臣は、第四十一條第二項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

(財務大臣への資料の提出)

第百三十三条 財務大臣は、その所掌に係る金融破綻処理制度及び金融危機管理に關し、仕債等の振替に係る制度の企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(主務省令への委任)

第百三十四条 この法律に定めるもののほか、

第一類第五号 財務金融委員會議録第十六号

この法律の実施のために必要な事項は、主務省令で定める。

(主務大臣及び主務省令)

第百三十五条 第二條第二項、第三條、第四條第一項、第六條、第九條、第十條第一項、第十六條第一項、第十七條(加入者保護信託に關する事項を除く)、第十八條、第十九條、第二十條第一項、第二十一條から第二十三條まで、第二十五條第一項、第二項及び第五項、第二十七條第一項、第二項及び第五項、第二十九條第一項、第二項及び第五項、第三十一條第一項、第二項及び第五項、第四十條、第四十一條第二項及び第三項、第四十三條、第四十一條並びに第百三十二條における主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とする。ただし、国債を取り扱う振替機関に關する事項については、内閣総理大臣、財務大臣及び財務大臣とする。

2 第十七條(加入者保護信託に關する事項に限る)、第四十四條第一項第十五号、第四十七條第一項及び第二項、同條第三項において準用する第四條第一項、第四十九條、第五十條において準用する第三十一條第一項、第二項及び第五項、第五十五條第二項、第五十七條、第五十八條、第五十九條第四項並びに第六十三條第二項における主務大臣は、内閣総理大臣、財務大臣及び財務大臣とする。

3 第四條第二項第七号及び第三項、第六條、第九條、第十條第一項、第十一條第一項第七号及び第二項、第十五條、第十六條第二項、第十八條第一項、第十九條、第二十五條第三項及び第四項(第二十七條第四項において準用する場合を含む)、第二十七條第三項、第二十九條第三項、第三十一條第三項、第三十四條第三項、第三十六條第二項、同條第四項において読み替えて準用する商法第二百三十九條ノ三第三項から第五項まで、第三十六條第四項において読み替えて準用する同法第二百

三十九條ノ三第七項において準用する同法第二百三十九條第七項第二号、第三十九條において読み替えて準用する同法第二百三十九條第三項において準用する同法第二百二十二條ノ五第三項、第三十九條において読み替えて準用する同法第二百三十九條第四項において準用する同法第二百三十三條ノ二第一項及び第二項、第三十九條において読み替えて準用する同法第二百三十九條第六項並びに第四十一條第二項における主務省令は、内閣府令・財務省令とする。ただし、国債を取り扱う振替機関に關する事項については、内閣府令・財務省令・財務省令とする。

平成十四年五月十七日

金融庁長官に委任する。

第八章 罰則

第百三十七條 加入者集会における発言若しくは議決権の行使に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

3 第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百三十八條 次の各号のいずれかに該當する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四十八條の規定により読み替えて適用する第九十二條第二項(同條第三項において準用する場合を含む)、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項又は第九十六條第一項の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかった者

二 第六十九條第二項(同條第三項において準用する場合を含む)、第七十條第一項、第七十一條第一項、第七十二條、第七十八條第五項又は第七十九條第五項(これらの規定を第百三十三條、第百三十五條、第百三十七條、第百三十八條、第百三十九條、第百四十一條、第百四十三條、第百四十五條及び第百四十七條において準用する場合を含む)の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかった者

三 第九十二條第二項(同條第三項において準用する場合を含む)、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項、第九十六條第一項、第九十七條、第百

三条第五項、第四百四条第五項、第四百七条第六項又は第四百八条第五項の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかった者

四 振替口座簿に虚偽の記載又は記録をした者

第三百三十九条 第二十二條第一項(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。の)の規定による業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四百十條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條第一項(第四十七條第三項において準用する場合を含む。)、第二十五條第二項、第二十七條第二項、第二十九條第二項若しくは第三十一條第二項の申請書又は第四百四條第二項(第四十七條第三項において準用する場合を含む。)、第二十五條第三項、第二十七條第三項、第二十九條第三項若しくは第三十一條第三項の添付書類に虚偽の記載をし、又は当該添付書類に代えて電磁的記録を添付すべき場合における当該電磁的記録に虚偽の記録をして提出した者

二 第十五條の規定による記録の作成若しくは保存せず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第十六條第一項(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。の)の規定による報告書の提出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

四 第二十條第一項(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。の)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第四十三條第三項において準用する第二十條第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第四百四十一條 第七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百四十二條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項の規定による認可を受けないうで資本の額を減少し、又は虚偽の申請をして同項の認可を受けた者

二 第十八條第一項(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。の)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十八條(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。の)の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

五 第五十九條第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四百四十三條 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

一 第三百三十八條又は第三百三十九條 三億円以下の罰金刑

二 第四百四十條(第五号を除く。)、二億円以下の罰金刑

三 第四百四十條第五号又は前条 各本条の罰金刑

第四百四十四條 振替機関又は口座管理機関の役員又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第六條第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十一條又は第二十三條(これらの規定を第四百八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。の)の規定による命令に違反したとき。

三 第三十四條第二項又は第四項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は不正の通知をしたとき。

四 第三十六條第二項の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

五 第三十六條第二項の規定に違反して、加入者集会の招集の通知に際し、書類を交付しなかったとき。

六 正当な理由がないのに第三十六條第三項ただし書の規定による請求を拒んだとき。

七 第三十六條第四項において準用する商法第二百三十九條ノ三第七項において準用する同法第二百三十九條第六項又は第三十九條において準用する同法第二百三十九條第五項の規定に違反して、電磁的記録又は議事録を備え置かなかったとき。

八 正当な理由がないのに第三十六條第四項において準用する商法第二百三十九條ノ三第七項において準用する同法第二百三十九條第七項又は第三十九條において準用する同法第二百三十九條第六項又は第三十九條において準用する同法第二百三十九條第五項の規定による書面又は議事録(当該書面又は議事録が電磁的記録をもって作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したもの)の閲覧又は謄写を拒んだとき。

九 業務規程に定めた地以外の地において、又は第三十九條において準用する商法第二百三十三條の規定に違反して、加入者集会を招集したとき。

十 正当な理由がないのに加入者集会において加入者の求めた事項について説明をしなかったとき。

十一 加入者集会に対し、虚偽の申立てをし、又は事実を隠蔽したとき。

十二 第三十九條において準用する商法第二百二十八條の規定に違反して、加入者集会の決議の認可に関する公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

十三 第三十九條において準用する商法第二百三十九條第二項の規定に違反して、議事録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

十四 第六十九條第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。の)、第七十條第一項、第七十一條第一項若しくは第七十九條第四項(これらの規定を第二百三十三條、第二百三十五條、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百四十條、第二百四十一條、第二百四十二條、第二百四十五條及び第二百四十七條において準用する場合を含む。の)、第九十二條第二項第二号(同条第三項において準用する場合を含む。の)、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。の)、第九十六條第一項、第四百四十四條又は第四百八條第四項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

十五 正当な理由がないのに第八十六條第五項(第九十五條、第九十七條及び第九十八條において準用する場合を含む。の)又は第二百二十八條の規定による請求を拒み、又は虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第四百四十五條 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第十三條第二項の規定に違反して他の振

替機関に同意をしたとき。

二 第六十七條第一項(第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき(第六十七條第二項(第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。))の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。

三 正当な理由がないのに第六十七條第二項(第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。))の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九條第一項(第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。))の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七條第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

第六十六條 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、三十万円以下の過料に処する。

一 第四十一條第二項(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定に違反して届出を怠ったとき。

第五十八條

若しくは第七十九條第五項、(これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、

二 第五十八條(第四十八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

附則第二條から附則第二十八條までを削り、附則第二十九條を附則第二條とし、附則第三十條を附則第三條とし、附則第三十一條を附則第四條とし、附則第三十二條から附則第四十三條までを削り、附則第四十四條を附則第五條とし、附則第四十五條から附則第四十八條までを三十九條ずつ繰り上げ、附則に次の三十一條を加える。

(振替社債の特例)

第十條 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第 号)附則第一條第一号に規定する政令で定める日(以下「受入終了日」という。)までに発行の決議がされた社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの(以下附則第十八條までにおいて「特例社債」という。))のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替社債とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第六十六條第一号及び第二号、第六十九條、第八十三條、第八十四條第一項、第二項ただし書及び第三項、第八十七條、第五章並びに第六章並びに附則第一條から前条まで及び第九十九條から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第七十條第三項第二号	第七十八條第一項	第七十八條第二項	第七十九條第二項第二号	第八十二條第一項	第八十五條第一項	第一百四十五條第二号
第二百十八條、第二百二十條、第二百二十一條、第二百二十三條、第二百二十五條及び第二百二十七條	の発行総額	発生、移転又は消滅	より当該	振替社債	おいては、	の規定により
第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。))	に於いて振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。))	より当該口座における当該	附則第十條に規定する特例社債	おいては、附則第十條に規定する特例社債の	及び附則第十六條第四項の規定により

(振替受入簿の備付け)

第十一條 振替機関は、振替受入簿を備えなければならない。

(特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録事項)

第十二條 振替受入簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 一 特例社債の銘柄(第六十八條第三項第二号に規定する銘柄をいう。附則第十四條及び第十七條において同じ。))及び金額
- 二 特例社債の社債券(商法第三百六條第一

- 項に規定する債券をいう。附則第十四條から第十六條までにおいて同じ。))の番号
- 三 その他主務省令で定める事項
- 2 第六十八條第六項の規定は、振替受入簿について準用する。

(特例社債に係る振替受入簿の閲覧等)

- 第十三條 特例社債の社債権者及び発行者は、次に掲げる請求をすることができる。
- 一 振替受入簿が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 振替受入簿が電磁的記録で作成されている

るときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

(特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録手続)

第十四条 特例社債の社債権者は、その有する特例社債について、振替受入簿の記載又は記録を申請することができる。

2 前項の申請をする特例社債の社債権者(以下この条において「申請人」という。)は、当該特例社債の発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、当該特例社債の社債券(弁済期が到来していない利が欠けていないものに限る。)を添えて、申請人のために開設された当該特例社債の振替を行うための口座を示さなければならない。ただし、当該特例社債が社債券等登録法(昭和十七年法律第十一号)第三条第一項の規定により登録されているもの(処分の制限に係る登録、質権(転質の場合を含む。)の設定の登録又は担保権の登録がされているものを除く。以下「登録債」という。)である場合には、当該特例社債に係る次項の証明をもって、社債券の提出に代えることができる。

3 特例社債(登録債である場合に限る。)の社債権者は、当該特例社債について、登録機関(社債券等登録法第二条に規定する登録機関をいう。以下この条において同じ。)に対し、次に掲げる事項の証明を請求することができる。この場合においては、当該特例社債の登録の抹消の請求と同時にしなければならない。

- 一 特例社債の銘柄及び金額
- 二 特例社債の社債券の番号
- 三 証明の請求をした者が特例社債の登録名義人であること。
- 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、直ちに、当該申請に係る特例社債について、振替受入簿に附則第十

二条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 振替機関は、前項の規定により振替受入簿に記載し、又は記録したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 当該特例社債の発行者(登録債にあつては、発行者及び登録機関)に対する振替受入簿に記載し、又は記録した旨の通知
- 二 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものである場合には、当該口座の第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該特例社債の金額の増額の記載又は記録
- 三 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて申請人の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該特例社債の金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する次に掲げる事項の通知

イ 当該特例社債の銘柄及び金額

ロ 申請人の氏名又は名称

ハ 第二項の規定により示された口座
前項(第一号を除く。)の規定は、同項第三号(この項において準用する場合を含む。)の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

7 登録機関は、第五項第一号の通知を受けたときは、直ちに、第三項に規定する抹消の請求に係る登録を抹消しなければならない。

(社債券の無効)

第十五条 前条第二項本文の規定により振替機関に提出された社債券は、同条第四項の規定により振替受入簿に記載され、又は記録された時において、無効とする。

(社債券の発行の特例)

第十六条 特例社債について、附則第十四条第

一項の申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿の記載又は記録がされた場合であつて、当該特例社債について第七十一条第一項の抹消の申請が行われているときは、当該特例社債の社債権者は、振替機関に対し、当該特例社債に係る振替受入簿の記載又は記録の抹消の申請をすることができる。

2 振替機関は、前項の規定による抹消の申請を受けたときは、直ちに、当該申請に係る特例社債について、振替受入簿の記載又は記録を抹消しなければならない。

3 振替機関は、前項の規定により振替受入簿の記載又は記録を抹消したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例社債の発行者に対し、その旨を通知しなければならない。

4 第二項の規定により振替受入簿の記載又は記録が抹消されたときは、当該記載又は記録に係る特例社債の社債権者は、第六十七条第一項の規定にかかわらず、当該特例社債の発行者に対し、社債券の発行を請求することができる。

(特例社債の内容の公示)

第十七条 発行者は、特例社債について第十三条第一項の同意を振替機関に対し与えた場合には、直ちに、当該振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該同意に係る特例社債の銘柄
- 二 当該特例社債の総額その他の主務省令で定める事項

2 第十八条の規定は、前項の通知があつた場合について準用する。この場合において、

同条第二項中「同項第五号」とあるのは、「附則第十七条第一項各号」と読み替えるものとする。

(特例社債に係る発行者の同意に関する公告)
第十八条 振替機関は、特例社債について第十三条第一項の発行者の同意を得た場合には、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(振替国債の特例)

第十九条 証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条に規定する施行日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までに起債がされた国債であつて、その起債後に財務大臣がこの法律の規定の適用を受けるものとして指定したもの(以下附則第二十六條までにおいて「特例国債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替国債とみなして、この法律の規定(第四章、第九十條、第九十二条から第九十四條まで、第九十七條から第一百零一條まで、第一百二十二條及び第六章並びに附則第一条から第十條まで、第十二條から前条まで及び第二十七條から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十八條	第六十九條第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第七十條第一項、第七十一條第一項、第七十二条、第七十八條第五項若しくは第七十九條第五項(これらの規定を第百十三條、	第九十五條第一項、第九十六條第一項、第九十七條、第百三條第五項、第百四條第五項若しくは附則第二十二條第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)
-------	---	--

	第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第九十二條第二項（同條第三項において準用する場合を含む。）、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項、第九十六條第一項、第九十七條、第九十三條第五項、第百四條第五項、第百七條第六項若しくは第百八條第五項	
第九十五條第三項第二号	保有欄	第九十一條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第百三條第一項	の発行総額	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び
第百三條第二項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第百四條第二項第二号	より当該	より当該口座における当該
第百四條第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第百十一條第一項	振替国債	附則第十九條に規定する特例国債

（特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録事項）
 第二十條 振替受入簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 一 特例国債の銘柄（第九十一條第三項第二号に規定する銘柄をいう。附則第二十二條及び第二十五條において同じ。）及び金額
- 二 特例国債の国債証券の番号（附則第二十

- 二 条第二項に規定する登録国債にあつては、登録の番号）
 - 三 その他主務省令で定める事項
 - 第九十一條第六項の規定は、振替受入簿について準用する。
- （特例国債に係る振替受入簿の閲覧等）
 第二十一條 特例国債の債権者及び国は、次に掲げる請求をすることができる。
- 一 振替受入簿が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
 - 二 振替受入簿が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- （特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録手続）
 第二十二條 特例国債の債権者は、その有する特例国債について、振替受入簿の記載又は記録を申請することができる。
- 2 前項の申請をする特例国債の債権者（以下この条において「申請人」という。）は、国が第十三條第一項の同意を与えた振替機関に対し、当該特例国債の国債証券（并済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）を添えて、申請人のために開設された当該特例国債の振替を行うための口座を示さなければならない。ただし、当該特例国債が国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）の規定により登録されているもの（処分の制限に係る登録、質権（転質の場合を含む。）の設定の登録又は担保権の登録がされているものを除く。以下「登録国債」という。）である場合には、当該特例国債に係る次項の証明をもつて、国債証券の提出に代えることができる。
 - 3 特例国債（登録国債である場合に限る。）の債権者は、当該特例国債について、国に対し、次に掲げる事項の証明を請求することができる。この場合においては、当該特例国債の登録の除却の請求と同時にしなければならない。
- 一 特例国債の銘柄及び金額
 - 二 特例国債の登録の番号
 - 三 証明の請求をした者が特例国債の登録名義人であること。
- 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、直ちに、当該申請に係る特例国債について、振替受入簿に附則第二十二條第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
 - 5 振替機関は、前項の規定により振替受入簿に記載し、又は記録したときは、直ちに、当該記載又は記録に係る特例国債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 国に対する振替受入簿に記載し、又は記録した旨の通知
 - 二 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものである場合には、当該口座の第九十一條第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における当該特例国債の金額の増額の記載又は記録
 - 三 当該振替機関が第二項の規定により示された口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて申請人の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該特例国債の金額の増額の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する次に掲げる事項の通知
- イ 当該特例国債の銘柄及び金額
 - ロ 申請人の氏名又は名称
- ハ 第二項の規定により示された口座
- 6 前項（第一号を除く。）の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
 - 7 国は、第五項第一号の通知を受けたときは、直ちに、第三項に規定する除却の請求に

係る登録を削除しなければならない。

(国債証券の無効)

第二十三条 前条第二項本文の規定により振替機関に提出された国債証券は、同条第四項の規定により振替受入簿に記載され、又は記録された時において、無効とする。

(国債証券の発行の特例)

第二十四条 特例国債について、附則第二十二條第一項の申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿の記載又は記録がされた場合であつて、当該特例国債について第九十六條第一項の抹消の申請が行われているときには、当該特例国債の債権者は、振替機関に對し、当該特例国債に係る振替受入簿の記載又は記録の抹消の申請をすることが出来る。

2 振替機関は、前項の規定による抹消の申請を受けたときは、直ちに、当該申請に係る特例国債について、振替受入簿の記載又は記録を抹消しなければならない。

3 振替機関は、前項の規定により振替受入簿の記載又は記録を抹消したときは、直ちに、国に對し、その旨を通知しなければならない。

4 第二項の規定により振替受入簿の記載又は記録が抹消されたときは、当該記載又は記録に係る特例国債の債権者は、第八十九條第一項の規定にかかわらず、国に對し、国債証券の発行を請求することが出来る。

(特例国債の内容の通知)

第二十五条 国は、特例国債について第十三條第一項の同意を振替機関に對し与えた場合に

は、直ちに、当該振替機関に對し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該同意に係る特例国債の銘柄
二 当該特例国債の総額その他の主務省令で定める事項

(特例国債に係る発行者の同意に関する公告)

第二十六条 振替機関は、特例国債について第十三條第一項の国の同意を得た場合には、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(振替地方債の特例)

第二十七条 受入終了日までに発行の決定がされた地方債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例地方債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替地方債(第九十三條において準用する第六十六條(第一号を除く。))に規定する振替地方債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第九十三條において準用する第六十六條第二号、第六十九條及び第八十七條並びに第九十四條から第九十七條まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九條から前条まで及び次条から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八條	(これらの規定を第九十三條、第九十五條、第九十七條、第九十八條、第二百一十條、第二百一十一條、第二百一十二條、第二百一十五條及び第二百一十七條
第九十三條において	保有欄

準用する第七十條第三項第一号		条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
第九十三條において準用する第七十八條第一項	の発行総額	に於いて振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び
第九十三條において準用する第七十八條第二項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第九十三條において準用する第七十九條第二項第二号	より当該	より当該口座における当該
第九十三條において準用する第八十二條第一項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第九十三條において準用する第八十二條第一項	振替地方債	附則第二十七條第一項に規定する特例地方債

2 附則第十二條から第十八條までの規定は、特例地方債について準用する。この場合において、附則第十二條第一項第二号中「社債券(商法第三百六條第一項に規定する債券」とあるのは「証券(地方財政法(昭和二十三年法律第九十九號)第五條の五第一項に規定する証券」と、附則第十四條第二項及び第三項第二号、第十五條並びに第十六條第四項中「社債券」とあるのは「証券」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替投資法人債の特例)

第二十八條 受入終了日までに発行の決定がされた投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例投資法人債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資法人債(第九十五條において準用する第六十六條第一号を除く。)に規定する振替投資法人債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第九十三條、第九十四條、第九十五條において準用する第六十六條第二号、第六十九條、第八十四條第一項本文及び第三項並びに第八十七條並びに第九十七條から第九十七條まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九條から前条まで及び次条から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条	(これらの規定を第百十三 条、第百十五条、第百十七 条、第百十八条、第百二十 条、第百二十一、条、第百二 十三条、第百二十五条及び 第百二十七条	若しくは附則第二十八条第二項におい て準用する附則第十四条第五項(同条 第六項
第百十五条において 準用する第七十条第 三項第二号	保有欄	第百十五条において準用する第六十八 条第三項第三号に掲げる事項を記載し、 若しくは記録する欄(以下この章にお いて「保有欄」という。)
第百十五条において 準用する第七十八 条第一項	の発行総額)	について振替受入簿に記載され、又は 記録された金額の合計額(当該記載又 は記録の効力が生じなかった場合にお ける当該記載又は記録に係る金額及び
第百十五条において 準用する第七十八 条第二項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効 力の発生を含む。)、移転又は消滅、振 替受入簿の記載又は記録の効力の消滅 を含む。)
第百十五条において 準用する第七十九 条第二項第二号	より当該	より当該口座における当該
第百十五条において 準用する第八十二 条第一項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効 力の発生を含む。)、移転又は消滅(振 替受入簿の記載又は記録の効力の消滅 を含む。)
第百十五条において 準用する第八十五 条第一項	振替社債	附則第二十八条第一項に規定する特例 投資法人債
第百十五条において 準用する第八十五 条第二項	おいては、	おいては、附則第二十八条第一項に規 定する特例投資法人債の
第百四十五条第二号	の規定により	及び附則第二十八条第二項において読 み替えて準用する附則第十六条第四項 の規定により

第五十八条	(これらの規定を第百十三 条、第百十五条、第百十七 条、第百十八条、第百二十 条、第百二十一、条、第百二 十三条、第百二十五条及び第 百二十七条	若しくは附則第二十九条第二項におい て準用する附則第十四条第五項(同条 第六項
第百十七條において 準用する第七十八 条第一項	の発行総額)	について振替受入簿に記載され、又は 記録された金額の合計額(当該記載又 は記録の効力が生じなかった場合にお ける当該記載又は記録に係る金額及び
第百十七條において 準用する第七十八 条第二項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効 力の発生を含む。)、移転又は消滅(振 替受入簿の記載又は記録の効力の消滅 を含む。)
第百十七條において 準用する第七十九 条	より当該	より当該口座における当該
第百十七條において 準用する第七十九 条	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効 力の発生を含む。)、移転又は消滅(振 替受入簿の記載又は記録の効力の消滅 を含む。)

において準用する商法第三百六条第一項に規定する投資法人債券」と、附則第十四条第二項及び第三項第二号、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「投資法人債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十九条 受入終了日までに発行の決議がされた保険業法に規定する相互会社の社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの(次項において「特例社債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、相互会社の振替社債(第百十七條において準用する第六十六条(第一号イからホまでを除く。))に規定する振替社債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三條から第百十六條まで、第百十七條において準用する第六十六條各号、第六十九條、第八十四條第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七條並びに第百十八條から第百二十七條まで並びに附則第一条から第十條まで、第十九條から前条まで及び次条から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二項第二号		替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。
第百十七條において準用する第八十二條第一項	振替社債	附則第二十九條第一項に規定する特例社債
第百十七條において準用する第八十五條第一項	おいては、	おいては、附則第二十九條第一項に規定する特例社債の
第百四十五條第二号	の規定により	及び附則第二十九條第二項において準用する附則第十六條第四項の規定により

2 附則第十二條から第十八條までの規定は、特例社債について準用する。この場合において、附則第十二條第一項第二号中「商法第三百六十六條第一項」とあるのは、「保険業法第六十一條第二項において準用する商法第三百六十六條第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替特定社債の特例)

第三十條 受入終了日までに発行の決定(資産の流動化に関する法律第百八條の決定、旧資産流動化法第百八條の決定を含む。)をいう。がされた資産の流動化に関する法律に規定する特定社債であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例特定社債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特

定社債(第百十八條において準用する第六十六條第一号イからホまでを除く。)に規定する振替特定社債をいう。とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百三十三條から第百七十七條まで、第百十八條において準用する第六十六條各号、第六十九條、第八十四條第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十七條並びに第百二十條から第百二十七條まで並びに附則第一條から第十條まで、第十九條から前条まで及び次条から第三十六條までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八條	(これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條	若しくは附則第三十條第二項において準用する附則第十四條第五項(同条第六項
第百十八條において	保有欄	第百十八條において準用する第六十八

準用する第七十條第三項第二号	の発行総額)	条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
第百十八條において準用する第七十八條第一項	発生、移転又は消滅	に於いて振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び
第百十八條において準用する第七十八條第二項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第百十八條において準用する第七十九條第二項第二号	より当該	より当該口座における当該
第百十八條において準用する第八十二條第一項	振替社債	附則第三十條第一項に規定する特例特定社債
第百十八條において準用する第八十五條第一項	おいては、	おいては、附則第三十條第一項に規定する特例特定社債の
第百四十五條第二号	の規定により	及び附則第三十條第二項において読み替えて準用する附則第十六條第四項の規定により

2 附則第十二條から第十八條までの規定は、

特例特定社債について準用する。この場合において、附則第十二條第一項第二号中「社債券(商法第三百六十六條第一項に規定する債券」とあるのは、「特定社債券(資産の流動化に関する法律第百十三條第一項において準用する商法第三百六十六條第一項に規定する特定社債券(旧資産流動化法第百十三條第一項において準用する商法第三百六十六條第一項に規定する特定社債券を含む。)」と、附則第十四條第二項及び第三項第一号、第十五條並びに第十六條

第四項中「社債券」とあるのは「特定社債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替特別法人債の特例)

第三十一條 受入終了日までに発行の決定がされた特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例特別法人債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについて

は、振替特別法人債(第百二十条において準用する第六十六条(第一号イからホまでを除く。))に規定する振替特別法人債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三条から第百十九号まで、第百二十条において準用する第六十六条各号、第六十九条、第八十七号及び第百十四号並びに第百二十一条から第百二十七号まで並びに附

則第一条から第十条まで、第十九号から前条まで及び次条から第三十六号までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十八号	(これらの規定を第百十三号、第百十五号、第百十七号、第百十八号、第百二十号、第百二十一号、第百二十三号、第百二十五号及び第百二十七号	若しくは附則第三十一条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項
第百二十条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
第百二十条において準用する第七十八号第一項	の発行総額(	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び
第百二十条において準用する第七十八号第二項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第百二十条において準用する第七十九号第二項第二号	より当該	より当該口座における当該
第百二十条において準用する第八十二号第一項	振替社債	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第百四十五号第二号	の規定により	附則第三十一条第一項に規定する特例特別法人債
		及び附則第三十一条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項

2 附則第十二号から第十八号までの規定は、特例特別法人債について準用する。この場合において、附則第十二号第一項第二号中「社債券(商法第百六条第一項に規定する債券をいう。附則第十四号から第十六号までにおいて同じ。)」とあるのは「債券」と、附則第十四号第二項及び第三項第二号、第十五号並びに第十六号第四項中「社債券」とあるのは「債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(振替投資信託受益権の特例)
第三十二条 受人終了日までに設定された投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの(次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。)のうち、振替受入簿に記載

第五十八号	(これらの規定を第百十三号、第百十五号、第百十七号、第百十八号、第百二十号、第百二十一号、第百二十三号、第百二十五号及び第百二十七号	若しくは附則第三十二条第二項において読み替えて準用する附則第十四条第五項(同条第六項
第百二十一条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十一条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)
第百二十一条において準用する第七十八号第一項	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第百二十一条において準用する第七十九号第二項第二号	より当該	より当該口座における当該
第百二十一条において準用する第八十二号第一項	振替社債	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第百四十五号第二号	の規定により	附則第三十一条第一項に規定する特例特別法人債
		及び附則第三十一条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項

一の規定により

載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権(第百二十一条において準用する第六十六条(第一号を除く。))に規定する振替投資信託受益権をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第百十三号から第百二十号まで、第百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九号、第八十七号及び第百十四号第二項並びに第百二十三号から第百二十七号まで並びに附則第一条から第十号まで、第十九号から前条まで及び第三十四号から第三十六号までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

条第二項	て準用する第七十八	
	より当該	力の発生を含む。、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第二百一十一條において準用する第七十九條第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)
第二百一十一條において準用する第八十二條第一項	振替社債	附則第三十二條第一項に規定する特例投資信託受益権
第四百四十五條第二号	の規定により	及び附則第三十二條第二項において読み替えて準用する附則第十六條第四項の規定により

2 附則第十二條、第十三條、第十四條第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五條から第十八條までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二條第一項第一号中「金額」とあるのは「口数」と、同項第二号中「社債券(商法第三百六條第一項に規定する債券をいう。とあるのは「受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律第五條第一項及び第四十九條の五第一項に規定する受益証券をいう。これに類する外国投資信託の受益証券を含む。と、附則第十四條第二項本文中「社債券(弁済期が到来していない利が欠けていないものに限る。とあるのは「受益証券」と、同条第五項第二号及び第三号中「金額の増額」とあるのは「口数の増加」と、同号イ中「金額」とあるのは「口数」と、附則第十五條及び第十六條第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と、附則第十七條第一項第二号中「総額」とあるのは「総口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三十三條 委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二條第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者(同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。以下この条において同じ。が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行うおとずる場合に係る同法第三十條の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者(その特例投資信託受益権(社債券等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)附則第三十二條に規定する特例投資信託受益権をいう。について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。とする。委託者

非指図型投資信託(同法第二條第二項に規定する委託者非指図型投資信託をいう。の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することとができる旨の変更を行うおとずる場合に係る同法第四十九條の十一において準用する同法第三十條の規定の適用についても、同様とする。

(振替貸付信託受益権の特例)

第三十四條 受人終了日までに設定された貸付信託法に規定する貸付信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行ったもの(次項において「特例貸付信託受益権」

という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権(第二百二十三條において準用する第六十六條(第一号を除く。))に規定する振替貸付信託受益権をいう。とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第二百二十三條から第二百二十二條まで、第二百二十三條において準用する第六十六條第二号、第六十九條、第八十七條及び第二百四十四條並びに第二百二十四條から第二百二十七條まで並びに附則第一條から第十條まで、第十九條から前条まで、次条及び第三十六條の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十八條	(これらの規定を第二百十三條、第二百十五條、第二百十七條、第二百十八條、第二百二十條、第二百二十一條、第二百二十三條、第二百二十五條及び第二百二十七條	第二百二十三條において準用する第七十條第三項第二号	第二百二十三條において準用する第七十八條第一項	第二百二十三條において準用する第七十八條第二項	より当該
保有欄	の発行総額)	発生、移転又は消滅	より当該	より当該口座における当該	より当該
第二百二十三條において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)	第二百二十三條において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)	発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。)	より当該	より当該	より当該

第百二十三条において準用する第七十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第百二十三条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権
第百四十五条第二号	の規定により	及び附則第三十四条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券）」とあるのは「受益証券（貸付信託法第八十四条第二項本文中「社債券（弁済期が到来していない利が欠けていないものに限る。）」とあるのは「受益証券」と、附則第十五条及び第十六条第四項中「社債券」とあるのは「受益証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（振替特定目的信託受益権の特例）

第三十五条 受人終了日までに設定された資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権であつて、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目

的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権（第百二十五条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替特定目的信託受益権をいう。）とみなして、この法律の規定第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十四条まで、第百二十五条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七條及び第百四十四条第二項、第百二十七条並びに附則第一条から第十條まで、第十九条から前条まで及び次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五十八条	（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條	若しくは附則第三十五条第二項において読み替えて準用する附則第十四条第五項（同条第六項
第百二十五条の表第	発行総額（償還済みの額	の発行総額（償還済みの額

七十八条第一項の項	総発行持分の数（償還済みの持分の数	について振替受入簿に記載され、又は記録された持分の数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る持分の数及び償還済みの持分の数
第百二十五条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十五条において準用する第六十八條第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第百二十五条において準用する第七十八條第二項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第百二十五条において準用する第七十九條第二項第二号	より当該	より当該口座における当該
第百二十五条において準用する第七十九條第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第百二十五条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権
第百二十五条において準用する第八十五条第一項	おいては、	おいては、附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権の
第百四十五条第二号	の規定により	及び附則第三十五条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第一号中「金額」とあるのは「持分の数」と、同項第二号中「社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券）」とあるのは「受益証券（資産

の流動化に関する法律第七十三条第一項に規定する受益証券」と、附則第十四条第二項本文中「社債券（弁済期が到来していない利が欠けていないものに限る。）」とあるのは「受益証券」と、同条第五項第二号及び第三号中「金額の増額」とあるのは「持分の数の増加」と、同号イ中「金額」とあるのは「持分の数」と、附則第十五条及び第十六条第四

項中「社債券」とあるのは「受益証券」と、附則第十七条第一項第二号中「総額」とあるのは「持分の総数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(振替外債の特例)

第三十六条 受入終了日までに発行の決定がされた外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利であつて、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの(次項において「特例外債」という。)のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替外

債(第二百二十七条において準用する第六十六条第一号を除く。)に規定する振替外債をいう。)とみなして、この法律の規定(第二章第八節、第五章、第二百三十三条から第二百六十六条並びに第二百七条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第九十四条並びに附則第一条から第十条までの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条	(これらの規定を第二百十三条、第二百十五条、第二百七条、第二百八条、第二百二十条、第二百三十一条、第二百三十三条、第二百二十五条及び第二百二十七条
第二百二十七条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄
第二百二十七条において準用する第七十八条第一項	の発行総額)
第二百二十七条において準用する第七十八条第二項	発生、移転又は消滅
第二百二十七条において準用する第七十九条第二項第二号	より当該

若しくは附則第三十六条第二項において準用する附則第十四条第五項(同条第六項

第二百二十七条において準用する第六十六条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄(以下この章において「保有欄」という。)

第二百二十七条において記載され、又は記録された金額の合計額(当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。))

より当該口座における当該

発生(振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。)、移転又は消滅(振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。))

第二百二十七条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第三十六条第一項に規定する特例外債
第二百四十五条第二号	の規定により	及び附則第三十六条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2 附則第十二条から第十八条までの規定は、特例外債について準用する。この場合において、附則第十二条第一項第二号中「社債券(商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。附則第十四条から第十六条までにおいて同じ。)」とあるのは「債券」と、附則第十四条第二項及び第三項、第十五条並びに第十六条第四項中「社債券」とあるのは「債券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(主務省令)

第三十七条 附則第十二条第一項第三号、第十三条第二号、第十七条第一項第一号及び第十八条(これらの規定を附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十三条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。)並びに附則第十二条第二項(附則第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十二条第二項、第三十三条第二項、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び前条第二項において準用する場合を含む。)において準用する第六十六条第六項における主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

(罰則)

第三十八条 第四十八条の規定による読替え後の附則第二十二條第九項、附則第十四条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)(附則第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。又は第二十二條第五項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかった者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十九条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に關し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金を科する。

第四十条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 第四十八条の規定による読替え後の附則第二十二條第九項第一号、附則第十四条第五項第一号若しくは第三号(同条第六項において準用する場合を含む。若しくは第三十六條第三項(これらの規定を附則第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。))

項、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。)、第十七條第一項(附則第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。)、第二十二條第五項第一号若しくは第三号(同條第六項において準用する場合を含む。)、第二十四條第三項又は第二十五條の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

二 附則第十三條(附則第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。)(又は第二十一條の規定に違反して、正当な理由がないのに書面又は電磁的記録に記録された情報の内容を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写を拒んだとき。

三 附則第十四條第四項(附則第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。)(若しくは第二十二條第四項の規定に違反して、振替受入簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれに虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

四 附則第十六條第二項(附則第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。)(又は第二十四條第二項の規定に違反して、振替受入簿の記

載又は記録の抹消をしなかつたとき。

五 正当な理由がないのに附則第十六條第四項(附則第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。)(の規定による請求を拒んだとき。

六 附則第十七條第二項において準用する第八十七條第一号若しくは附則第十八條(これらの規定を附則第二十七條第二項、第二十八條第二項、第二十九條第二項、第三十條第二項、第三十一條第二項、第三十二條第二項、第三十三條第二項、第三十四條第二項、第三十五條第二項及び第三十六條第二項において準用する場合を含む。)(又は第二十六條の規定に違反したとき。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正)
第二条 株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九條・第三十九條の二」を「第三十九條―第三十九條の十」に、「第三十九條の二の二」を「第三十九條の十一」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「株券等」とは、次に掲げる有価証券をいう。

一 株券、新株引受権証券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券

二 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)以下「投資信託法」という。に規定する投資証券

三 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)以下「優先出資法」という。に規定する優先出資証券及び優先出資引受権証券

四 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)以下「資産流動化法」という。に規定する優先出資証券(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)以下「旧資産流動化法」という。に規定する優先出資証券を含む。以下同じ。)、新優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券

五 次に掲げる有価証券のうち、前各号に掲げる有価証券をもつて償還されるもの
イ 社債券
ロ 投資信託法に規定する投資法人債券
ハ 保険業法(平成七年法律第五号)第六十一条第一項の規定による相互会社の社債券

ニ 資産流動化法に規定する特定社債券(旧資産流動化法に規定する特定社債券を含む。)
ホ その他特別の法律により法人の発行する債券

六 外国又は外国法人の発行する債券で新株予約権付社債券及び前号(二)に掲げるものを除く。に掲げるものの性質を有するもの
第三条第一項第二号中「短期社債券等の振替に関する法律」を「社債券等の振替に関する法律」に、「短期社債券法」を「社債券等振替法」に改め、同項第三号二及びホ中「短期社債券法」を「社債券等振替法」に改める。

第三条の四第四項中「及びこれらの規定を準用する第三十九條」を「並びにこれらの規定を準用する第三十九條、第三十九條の二、第三十九條の五、第三十九條の七、第三十九條の九及び第三十九條の十」に改める。

第四条第一項中「この法律」の下に「及び業務規程」を加え、同条第二項及び第三項中「短期社債券法」を「社債券等振替法」に改める。

第五条第三号を次のように改める。

三 参加者が第十五條第一項の参加者である場合における次に掲げる事項

イ 顧客の口座に関する事項

ロ 参加者が法令、法令に基づく行政官庁の処分又は業務規程に違反した場合の措置に関する事項

ハ 参加者において預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生じた場合の報告に関する事項

第五条第九号中「第三十九條第二項から第八項まで」を「第三十九條、第三十九條の二、第三十九條の五及び第三十九條の七」に改める。

第六条第一項第三号中「第二条第二十五項」を「第二条第二十八項」に改め、同項第九号中「第十条第一項第二号」を「第十条第一項第三号」に改め、同項第十四号中「(平成七年法律第五号)」を削り、同項第十五号中「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)」を「投資信託法」に改める。

第七条の五中「保管振替機関は、」の下に「自己又は第十五條第一項の参加者において」を加える。

第十条の二第三項中「第三十九條第一項」を「第三十九條、第三十九條の二、第三十九條の五、第三十九條の七、第三十九條の九及び第三十九條の十」に改める。

第十条の三第一項中「第三十九條第一項」を「第三十九條、第三十九條の二、第三十九條の五、第三十九條の七、第三十九條の九及び第三十九條の十」に改め、同条第二項中「第三十九條第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十九條の二、第三十九條の五第一項及び第三十九條の七第一項」に改める。

第十二條の三第三項を次のように改める。

3 保管振替業の全部の譲渡を受けた譲受会社

は、前項において準用する第十条の第三第二項の規定により当該譲受会社に係る保管振替機関名義株式等とみなされる株式、投資信託法に規定する投資口、優先出資法に規定する優先出資及び資産流動化法に規定する優先出資について、商法第二百二十六条ノ二第四項（投資信託法第八十三条第五項、優先出資法第三十条及び資産流動化法第四十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による株券等の発行又は返還の請求をすることができ。

第三十九条の四を第三十九条の十三とし、第三十九条の三を第三十九条の十二とし、第三十九条の二を第三十九条の十一とする。

第四章 株券以外の有価証券の保管及び振替

（新株引受権証書等に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条 第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八條第一項及び第三項並びに前三条の規定は新株引受権証書、新株予約権証書及び新株予約権付株券について、第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は新株予約権又は新株の引受権の行使により預託することとなるべき株券について、それぞれ準用する。この場合において、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新株引受権証書、新株予約権証書又は新株予約権付株券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「新株の発行価額又は新株予約権の行使に際して払込むべき額の全額を提出してする申出」と、「転換の請求」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使」と、同条第三項中「転換の請求により発行された株式」とあるのは「新株予約権又は新株の引受権の行使により発行された株式」と、第三

十一条第二項中「第二十條若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二條」とあるのは「第二十條」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（投資証券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の二 第十四条から第十九条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八條第一項及び第三項、第二十九條、第三十条、第三十一条（第一項第三号及び第二項を除く。）、第三十二条（第六項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、投資信託法に規定する投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質投資主」及び「実質投資主名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証書が発行された場合を除く。）」とあるのは「投資口の併合若しくは分割又は投資法人の合併による投資口の発行」と、第二十九條第二項中「商法第二百二十六条ノ二第一項」とあるのは「投資信託法第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項又は投資信託法第八十四条第二項」と、第三十一条第一項第一号中「商法第二百九條第一項、第二百八十條ノ四第三項（同法第二百八十條ノ二第五第三項及び第三百四十一條ノ十五第三項において準用する場合を含む。）及び第三百七十四條ノ七第一項（同法第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「投資信託法第八十八条第一項の規定により規約をもつて同条第二項第一号に掲げる分割の時期を定めるとき、又は投資信託法第八十七条第三項」

と、「その日」とあるのは「その時期又はその日」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託することとなるべき」とあるのは「預託する」と、第三十二条第八項中「親会社（商法第二百一十一條ノ二第一項（有限会社法第二百四條第一項において準用する場合を含む。）に規定する親会社をいう。）の株主又は社員」とあるのは「親法人（他の投資法人の発行済投資口の総口数の過半数に当たる投資口を有する投資法人をいう。）の投資主」と、「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（実質投資主名簿の記載事項等）

第三十九条の三 投資法人は、実質投資主名簿について投資信託法第七十九条第二項に規定する記載事項を置かなければならない。

2 投資法人は、実質投資主名簿を前項の記載事項を置かなければならない。

（実質投資主名簿の投資口の口数を超える保管振替機関名義投資口に関する取扱い）

第三十九条の四 投資信託法に規定する投資証券が保管振替機関に預託されている場合においては、発行済投資口の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる投資口を有する投資主の権利の行使についての規定の適用及び投資主総会の決議については、実質投資主名簿に記載され、又は記録された投資口の合計口数を超える保管振替機関名義投資口の口数は、発行済投資口の総口数に算入しない。

（協同組織金融機関が発行する優先出資証券等に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の五 第十四条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八條第一項及び第三項、第二十九条から第三十一条まで、第三十二条（第八項

を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、優先出資法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割」とあるのは「優先出資の分割、協同組織金融機関（商工組合中央金庫を除く。）の合併」と、「新株引受権証書」とあるのは「優先出資引受権証書」と、第二十一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「優先出資引受権証書及び優先出資の発行価額の全額」と、「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、同条第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「優先出資引受権証書」と、同条第三項中「株券」とあるのは「優先出資引受権証書」と、同条第四項中「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、第三十一条第一項第二号中「商法第二百九條第一項、第二百八十條ノ四第三項（同法第二百八十條ノ二第五第三項及び第三百四十一條ノ十五第三項において準用する場合を含む。）及び第三百七十四條ノ七第一項（同法第三百七十四條ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）」とあるのは「優先出資法第六條第五項において準用する商法第二百八十條ノ四第三項及び優先出資法第六條第五項において準用する商法第二百九條第一項」と、同条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十二條の規定による新株の引受権若しくは新株予約権」とあるのは「第二十一条の規定による優先出資引受権」と、第三十二条第七項中「株主」とあるのは「普通出資者、優先出資者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定め

る。

2 第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は優先出資法に規定する優先出資引受権証券について、第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は優先出資法に規定する優先出資引受権の行使により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「優先出資引受権証券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「優先出資の発行価額の全額を提出して申出」と、「株式の転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、同条第三項中「転換の請求」とあるのは「優先出資引受権の行使」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十一条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権」とあるのは「第二十条の規定による優先出資引受権」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（実質優先出資者名簿の優先出資口数を超える保管振替機関名義優先出資に関する取扱）

第三十九条の六 第三十九条の四の規定は、優先出資法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、同条中「百分の一、百分の三又は十分の一」とあるのは、「百分の三」と読み替えるものとする。

（特定目的会社が発行する優先出資証券等に

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号

平成十四年五月十七日

関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の七 第十四条から第十九条まで、第二十一条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第二十九条、第三十条、第三十一条（第一項第二号を除く。）、第三十二条（第八項を除く。）、第三十三条並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第十九条中「株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証券が発行された場合を除く。）」とあるのは「優先出資の併合による優先出資の発行」と、第二十一条第一項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券若しくは新優先出資引受権付特定社債券及び新優先出資の発行価額の全額を提出し、又は転換特定社債券」と、「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、同条第二項中「転換予約権付株式に係る株券」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券」と、同条第四項中「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、第三十条第二項中「商法第二百六十三条第三項」とあるのは「資産流動化法第七十条第三項又は旧資産流動化法第七十条第三項」と、第三十一条第一項第三号中「商法第二百九十三条ノ五第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二条第一項又は旧資産流動化法第二百二条

第一項」と、同条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十一条の規定による新株の引受権若しくは新株予約権の行使」とあるのは「第二十一条の規定による優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、第三十二条第七項中「株主」とあるのは「特定社員、優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2 第十四条から第十八条まで、第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は資産流動化法に規定する優先出資引受権証券、転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券について、第三十一条（第一項を除く。）並びに第三十二条第四項及び第五項の規定は資産流動化法に規定する優先出資の引受権の行使又は転換の請求により預託することとなるべき優先出資証券について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのはそれぞれ「実質優先出資社員」及び「実質優先出資社員名簿」と、第二十条第一項中「預託株券が転換予約権付株式に係るものである」とあるのは「新優先出資引受権証券、転換特定社債券又は新優先出資引受権付特定社債券の預託を受けている」と、「申出」とあるのは「申出（預託を受けている新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券にあつては、新優先出資の発行価額の全額を提出して申出）」と、「株式の転換の請求」とあるのは「新優先出資引受権の行使又は転換の請求」と、同条第三項中「転換の請求」とあるのは「新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、第三十一条第二項中「第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十一条の規定による新株の引受権若しくは新株予約

権の行使」とあるのは「第二十条の規定による新優先出資の引受権の行使又は転換の請求」と、同条第三項及び第四項中「預託し、又は預託する」とあるのは「預託する」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（実質優先出資社員名簿の優先出資口数を超える保管振替機関名義優先出資に関する取扱）

第三十九条の八 第三十九条の四の規定は、資産流動化法に規定する優先出資証券について準用する。この場合において、同条中「及び投資主総会の決議」とあるのは、「並びに社員総会の決議及び優先出資社員を構成員とする総会の決議」と読み替えるものとする。

（株券等をもつて償還される有価証券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の九 第十四条から第十八条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、第二十条第一項第五号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（新株予約権付社債券等の性質を有する外国又は外国法人の発行する債券に関する株券に係る規定の準用）

第三十九条の十 第十四条から第十八条まで、第二十三条から第二十七条まで、第二十八条第一項及び第三項並びに第三十六条から第三十八条までの規定は、第二十条第一項第六号に掲げる有価証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第四十二条中「第三十九条第一項」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十」に改める。

第四十三条第二号中「第三十一条第一項（第

三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十一 条第一項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項)に、第三十九条第二項、第四項及び第八項」を「第三十九条、第三十九条の五及び第三十九条の七」に、「第三十九条第二項から第八項まで」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七」に、「第三十一 条第一項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項)に、第三十九条第二項、第四項及び第八項」を「第三十九条、第三十九条の五及び第三十九条の七」に改め、同条第三号中「第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十一 条第一項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項)に、第三十九条第二項、第四項及び第八項」を「第三十九条、第三十九条の五及び第三十九条の七」に改め、同条に次の一号を加える。

第四十八条第五号から第七号までの規定中「第三十九条第一項」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十」に改め、同条第八号中「第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項」に改め、同条第九号中「第三十九条第一項」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十」に、「この号」を「以下この号」に改める。

第四十九条中「資産の流動化に関する法律」を「資産流動化法」に、「投資信託及び投資法人に関する法律」を「投資信託法」に、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」を「優先出資法」に改め、同条第一号中「又は第六項(これらの規定を第三十九条第三項及び第五項から第七項まで)」を「(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項において準用する場合を含む)又は第三十二 条第六項(第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項)に改め、「実質権利者名簿」を削り、同条第二号中「第三十二 条第二項(第三十九条第三項及び第五項から第七項まで)」を「第三十二 条第二項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項)に、

第三十九条第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで」を「第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五及び第三十九条の七」に、「第三十二 条第五項(第三十九条第三項及び第五項から第七項まで)」を「第三十二 条第五項(第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項)に改め、同条第三号中「第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項」に、「第三十九条第六項」を「第三十九条の二」に改め、同条に次の一号を加える。

「第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項」に改め、同条第三号中「第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」を「第三十九条の二、第三十九条の五第一項及び第三十九条の七第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第三十九条の三第一項の規定に違反したとき。

(社債等登録法の廃止)

第三条 社債等登録法(昭和十七年法律第十二号)は、廃止する。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第四条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五号第十一号中「商工債券」の下に「(第三十三条ノ二規定スル短期商工債券ヲ除ク第三章ニ於テ同ジ)」を加える。

第二十八条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六ノ二 振替業ヲ為スコト

第二十八条第六項を次のように改める。

第一項第十九号ノ「短期社債等」トハ次ニ掲グルモノヲ謂フ

一 社債等の振替に関する法律第六十六条第一号ニ掲グル短期社債

二 第三十三条ノ二規定スル短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項ニ掲グル短期債券

四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第六十一条の二第二項ニ掲グル短期社債

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二十一条第八項ニ掲グル特定短

期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項ノ規定ニ依リ仍其ノ効力ヲ有スルモノトサレタル同法第一条ノ規定ニ依リ改正前ノ特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第六項ニ掲グル特定短期社債(第二十八条ノ六第二項ニ於テ「旧特定短期社債」ト謂フヲ含ム)

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項ニ掲グル短期農林債券

第二十八条第二項の次に次の一項を加える。

第一項第六号ノ二「振替業」トハ社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一条第四項ニ掲グル口座管理機関トシテ行フ振替業ヲ謂フ

第二十八条ノ六第二項中「(平成十年法律第五十五号)」を削り、「掲グル特定短期社債」の下に「(旧特定短期社債ヲ含ム)」を加える。

第三十一 条中「商工債券」の下に「(第三十三条ノ二規定スル短期商工債券ヲ除ク第三十三条及第三十四条ニ於テ同ジ)」を加える。

第三十二 条第一項中「券面金額五十円以上トシ」及び「利札附」を削る。

第三十三 条の次に次の一項を加える。

第三十三 条ノ二 商工組合中央金庫ハ短期商工債券(次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スル商工債券ヲ謂フ)ヲ発行スルコトヲ得

一 契約ニ依リ商工債券ノ総額ガ引受ケラルルモノタルコト

二 各商工債券ノ金額ガ一億円ヲ下ラザルコト

三 元本ノ償還ニ付商工債券ノ総額ノ払込アリタル日ヨリ一年未満ノ日トスル確定期限ノ定アリ且分割払ノ定ナキコト

四 利息支払ノ期限ニ付前号ノ元本ノ償還ノ期限ト同一ノ日トスル旨ノ定アルコト

(信用金庫法の一部改正)

第五条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三 条第三項第二号中「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項(定義に規定する短期社債等)をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 振替業

第五十三 条第五項中「第三項に」を「前二項に」に改め、同項第一号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次のように加える。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二(短期商工債券の発行)に規定する短期商工債券

ハ 第五十四 条の三の二第一項に規定する短期債券

ニ 保険業法(平成七年法律第五十五号)第六十一条の二第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第六項(定義に規定する特定短期社債)第二号の二において「旧特定短期社債」という。を含む。)

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林

債券の発行)に規定する短期農林債券

第五十三条第五項第二号の二(平成十年法律第五号)を削り、「特定短期社債を」を「特定短期社債(旧特定短期社債を含む)」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項(定義)の口座管理機関として行う振替業をいう。

第五十四条第四項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 振替業

第五十四条第十三項中「第三項」を「前二項」に、「次条第四項」を「前項及び次条第四項」に改める。

第五十四条の二第二項中「債券」の下に「(第五十四条の三の二に規定する短期債券を除く。以下この条及び次条において同じ。)」を加える。

第五十四条の三の次に次の一条を加える。

(全国連合会の短期債券の発行)

第五十四条の三の二 全国連合会は、次に掲げる要件のすべてに該当する債券(次項及び第三項において「短期債券」という。)を発行することができる。

一 契約により債券の総額が引き受けられるものであること。

二 各債券の券面金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、債券の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

2 短期債券については、全国連合会の発行する債券の原簿を作成することを要しない。

3 短期債券については、次条の規定は、適用しない。

第五十四条の十七第一項第三号中「平成七

年法律第五号)を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第六条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二十條第十号中「農林債券」の下に「(第六十二條の二第二項に規定する短期農林債券を除く。第六十條、第六十二條及び第六十三條において同じ。)」を加える。

第五十四条第四項第二号中「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 振替業
第五十四条第六項中「第四項に」を「前二項に」に改め、同項第一号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次のように加える。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。
イ 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六條第一号に規定する短期社債
ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三條ノ二に規定する短期商工債券
ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四條の三の二第二項に規定する短期債券
ニ 保険業法(平成七年法律第五十五号)第六十一條の二第二項に規定する短期社債
ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第六項に規定す

る特定短期社債を含む。)

へ 第六十二條の二第二項に規定する短期農林債券

第五十四条第六項第三号中「(平成十年法律第五十五号)」を削り、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

第六十二條の次に次の一条を加える。
(短期農林債券の発行)

第六十二條の二 農林中央金庫は、次に掲げる要件のすべてに該当する農林債券(次項において「短期農林債券」という。)を発行することができる。

一 契約により農林債券の総額が引き受けられるものであること。

二 各農林債券の金額が一億円を下回らないこと。

三 元本の償還について、農林債券の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

2 短期農林債券については、農林債券原簿を作成することを要しない。

(信託業法の一部改正)

第七條 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一ノ二 社債等の振替に関する法律第二条第四項ノ口座管理機関トシテ行フ振替業

第七條中「国債」の下に「(其ノ權利ノ帰屬ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依ル振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレルモノヲ含ム次条ニ於テ同ジ)」を加える。

第九條にただし書として次のように加える。

但シ信託財産トシテ所有スル社債等の振替に

関する法律第二百九條第一項ニ規定スル振替社債等ニ付テ当該振替社債等ニ係ル当該信託会社ノ口座ガ弁済義務(同法第八十條第二項若ハ第八十一條第二項(此等ノ規定ヲ同法

第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及第百二十七條ニ於テ

準用スル場合並ニ同法附則第十條、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一

項、第三十條第一項、第三十一條第一項、第三十二條第一項、第三十四條第一項、第三十五條第一項及第三十六條第一項ニ於テ適用

スル場合ヲ含ム)又ハ第百五條第二項、第百六條第二項、第百九條第三項若ハ第百十條第三項(此等ノ規定ヲ同法附則第十九條(同法第

四十八條ニ於テ適用スル場合ヲ含ム)ニ於テ適用スル場合ヲ含ム)ノ義務ヲ謂フ以下本条ニ於テ同ジ)ヲ負フ同法第二条第五項ニ規定

スル振替機關等又ハ当該振替機關等ノ下位機關(同法第二条第九項ニ規定スル下位機關ヲ謂フ)ニ依リ開設サレタルモノデアル場合ニ

於テ当該振替機關等又ハ当該下位機關ノ弁済義務ノ不履行ニ因リ信託財産ニ生ジタル損失ヲ補填スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條の次に次の一条を加える。

第十條ノ二 信託会社ハ信託法第十七條ノ規定ニ拘ラス信託財産ニ属スル債權ニシテ清算機

関(証券取引法第二条第二十七項ニ規定スル証券取引清算機關又ハ金融先物取引法第二条

第十三項ニ規定スル金融先物清算機關ヲ謂フ以下本項ニ於テ同ジ)ヲ債務者トスルモノ(清

引受ノ対価トシテ負担シタルモノニ限ル)ト相殺ヲ為スコトヲ得但シ信託行為ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ規定ニ依リ相殺ヲ為ス信託会社ハ当該相殺ニ因リ信託財産ニ損害ヲ生ゼシメタルトキハ其ノ損害ヲ填補スル責ニ任ズ
(証券取引法の一部改正)

第八条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章の二 証券金融会社」(第百五

十六条の二―第百五十六条の十六)を

第 第 第五

章の二 証券取引清算機関等

一節 証券取引清算機関(第百五十六条の二―二節 雑則(第百五十六条の二十一・第百五十三章の三 証券金融会社(第百五十六条の二十三

第百五十六条の二十)に改める。

―第百五十六条の三十七)―

第二条第八項第二号中「外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ」の下に「(有価証券等清算取次ぎを除く。)」を加え、同項第三号の二中「取次ぎ」の下に「(有価証券等清算取次ぎを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の三 有価証券等清算取次ぎ

第二条第二十五項中「第百五十六条の三」を「第百五十六条の二十四」に改め、同条第二十四項の次に次の三項を加える。

この法律において「有価証券等清算取次ぎ」とは、証券会社、外国証券会社(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。)(又は登録金融機関(第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下第六十四条の七第五項までにおいて同じ。))が証券取引清算機関の業務方法書の定

めるところにより顧客の委託を受けてその計算において行う対象取引(次項に規定する「対象取引」をいう。以下この項において同じ。))であつて、対象取引に基づく債務を当該証券取引清算機関に引き受けさせることを条件とし、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

一 当該顧客が当該証券会社、外国証券会社又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。

二 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他内閣府令で定める事項を特定するものであること。

この法律において「有価証券債務引受業」とは、証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券金融会社(以下この項において「証券会社等」という。)を相手方として、証券会社等が行う対象取引(有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引をいう。)に基づく債務の引受けを行う営業をいう。

この法律において「証券取引清算機関」とは、第百五十六条の二又は第百五十六条の十九の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けた者をいう。

第十五条第一項中「(外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。)」を削り、「第五章の二」を「第五章の三」に改め、「第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下この章及び第三章(第六十五条の二を除く。))において同じ。」を削る。

第二十三条の八第二項中「短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する短期社債等」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等のうち同法第六十六条第一号に規定する短期社債その他政令で定めるもの」に、「同条第三項」を

「同法第二条第二項」に改める。
第三十四条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 社債等の振替に関する法律第二条第四項の口座管理機関として行う振替業

第三十四条第一項第三号及び第四十四条第三号中「第百五十六条の三第一項」を「第百五十六条の二十四第一項」に改める。

第六十五条第二項第三号中「から第三号まで、第五号」を「第二号、第五号」に、「同項第三号の二」を「同項第三号に掲げる有価証券(商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。)、第二条第一項第三号の二」に改め、同項に次の一号を加える。

八 有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引その他政令で定める取引 有価証券等清算取次ぎ
第六十五条の二第三項中「この条、第六十八条第三項、第八十条第二項、第七十七条の二第一項、第七十七条の三第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十六条第二項及び第三項、第六十九條、第九十四條の五第二項並びに第二百八条において」を削る。
第八十三条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。))に処せられ、その刑の執行を終わつた日から五年を経過するまでの者であるとき。

二 免許申請者が第百五十一条、第百五十五条第一項、第百五十六條の十七第一項若しくは第二項、第百五十六條の二十六において準用する第百五十一条若しくは第百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第百五十六條第一項若しくは第百五十六條の二第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過するまでの者であるとき。

第八十三条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 免許申請者の役員のうち次のイからハまでのいずれかに該当する者があるとき。

イ 第二十八條の四第九号イからハまでに掲げる者

ロ 証券取引所が第百五十一条又は第百五十五條第一項の規定により免許を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該証券取引所の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過するまでの者

ハ 第百五十三條、第百五十五條第一項、第百五十六條の十四第三項、第百五十六條の十七第二項又は第百五十六條の三十一第三項の規定により解任を命ぜられた役員で当該処分を受けた日から五年を経過するまでの者

第八十七條中「売買等」の下に「若しくはその有価証券等清算取次ぎの委託」を加える。

第百七條に次の一項を加える。

前項の規定は、同項の会員等から有価証券等清算取次ぎの委託を受けて第百五十六條の七第二項第三号に規定する清算参加者が内閣府令で定める取引を行う場合には、適用しない。

第百七條の四第一項中「及び第三項並びに第百七條の六第一項」を「第三項、次条第一項(第百八條の三第六項において準用する場合を含む。)、第百七條の六第一項(第百二十四條において準用する場合を含む。))及び第百八條の三

第一項」に改める。

第百七条の五第一項を次のように改める。

会員等が取引所有価証券市場における有価証券の売買等に基づく債務の不履行により他の会員等、証券取引所又は証券取引清算機関（証券取引所の定款において定めたものに限る。）に対し損害を与えたときは、その損害を受けた会員等、証券取引所又は証券取引清算機関は、その損害を与えた会員等の信託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

第百八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 取引証拠金に関する事項

第百八条の三第一項中「証券取引所は、証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）を「証券取引所（その取引所有価証券市場における証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部に關し、他の証券取引清算機関に有価証券債務引受業を行わせる旨を定款で定めた場合に於ては、当該証券先物取引等について有価証券債務引受業を行う証券取引清算機関。第四項において同じ。）は、証券先物取引等」に改める。

第百三十条第一項中「売買等」の下に「（有価証券等清算取次ぎを除く。）」を加える。

第百五十二條第二項中「及び受託契約準則」を「受託契約準則及び第百五十六條の十九の承認を受けて行う有価証券債務引受業に係る業務方法書」に改める。

第百五十六條の十六中「第百五十六條の二」を「第百五十六條の二十三」に改め、同条を第百五十六條の三十七とする。

第百五十六條の十五第一号中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同条を第百五十六條の三十六とする。

第百五十六條の十四を第百五十六條の三十五とし、第百五十六條の十三を第百五十六條の三十四とする。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号

第百五十六條の十二第一項中「第百五十六條の八」を「第百五十六條の二十九」に改め、同条を第百五十六條の三十三とする。

第百五十六條の十一を第百五十六條の三十二とする。

第百五十六條の十第一項中「第百五十六條の四第二項第四号イ」を「第百五十六條の二十五第二項第四号イ」に改め、同条を第百五十六條の三十一とする。

第百五十六條の九を第百五十六條の三十とする。

第百五十六條の八中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同条を第百五十六條の二十九とする。

第百五十六條の七第一項及び第二項中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同条を第百五十六條の二十九とする。

第百五十六條の六中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同条を第百五十六條の二十七とする。

第百五十六條の五中「第百五十六條の四第二項各号」を「第百五十六條の二十五第二項各号」に改め、同条を第百五十六條の二十六とする。

第百五十六條の四第二項第一号中「第百五十六條の二」を「第百五十六條の二十三」に改め、同条を第百五十六條の三十一とする。

第百五十六條の三十七第一項若しくは第二項、次条において準用する第百五十一條若しくは第百五十六條の三十二第二項に改め、同項第四号口中「第百五十六條の十一第一項」を「第百五十六條の三十二第一項」に改め、同号ハ中「又は第百五十六條の十第三項」を「第百五十五條第一項、第百五十六條の十四第三項、第百五十六條の十七第二項、次条において準用する第

百五十一條又は第百五十六條の三十一第三項」に改め、同条を第百五十六條の二十五とする。

第百五十六條の三を第百五十六條の二十四とし、第百五十六條の二を第百五十六條の二十三とする。

第五章の二を第五章の三とし、第五章の次に次の一章を加える。

第五節 証券取引清算機関等

第百五十六條の二 有価証券債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。

第百五十六條の三 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 資本の額
- 三 本店その他の営業所の名称及び所在地
- 四 取締役及び監査役の氏名
- 五 有価証券債務引受業及び第百五十六條の六第一項の業務（以下「有価証券債務引受業等」という。）並びにこれらに附帯する業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

容

免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 一次条第二項第二号及び第四号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面
- 二 定款
- 三 会社登記簿の謄本
- 四 業務方法書
- 五 貸借対照表及び損益計算書
- 六 収支の見込みを記載した書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記

録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第百五十六條の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、有価証券債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。
- 二 有価証券債務引受業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、有価証券債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。
- 三 その人的構成に照らして、有価証券債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合したと認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

- 一 免許申請者が株式会社でないとき。
- 二 免許申請者がこの法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わつた日から五年を経過するまでの会社であるとき。
- 三 免許申請者が第百五十一條、第百五十五條第一項、第百五十六條の十七第一項若しくは第二項、第百五十六條の二十六において準用する第百五十一條若しくは第百五十六條の三十二第一項の規定により免許を取り消され、又は第百五十六條第一項若しくは第百五十六條の二三第三項の規定によりその受けている登録を取り消され、その取消しの

平成十四年五月十七日

日から五年を経過するまでの会社であると
き。

四 免許申請者の取締役又は監査役のうちに
次のイからハまでのいずれかに該当する者
のある会社であるとき。

イ 第二十八条の四第九号イからハまでに
掲げる者

ロ 証券取引清算機関が第百五十六条の十
七第一項又は第二項の規定により免許を
取り消された場合において、その取消し
の日前三十日以内に当該証券取引清算機
関の取締役又は監査役であつた者でその
取消しの日から五年を経過するまでの者
ハ 第百五十三條、第百五十五條第一項、
第百五十六條の十四第三項、第百五十六
條の十七第二項又は第百五十六條の三十
一第三項の規定により解任を命ぜられた
役員で当該処分を受けた日から五年を経
過するまでの者

五 免許申請書又はその添付書類若しくは電
磁的記録のうちに重要な事項について虚偽
の記載又は記録があるとき。

第百五十六條の五 内閣総理大臣は、第百五十
六條の三第一項の規定による免許の申請があ
つた場合において、その免許を与えることが
適当でないと認めるときは、免許申請者に通
知して、当該職員をして審問を行わせなけれ
ばならない。

内閣総理大臣が、第百五十六條の二の規定
による免許を与えることとし、又はこれを与
えないこととした場合においては、遅滞な
く、その旨を書面により免許申請者に通知し
なければならない。

第百五十六條の六 証券取引清算機関は、業務
方法書の定めるところにより、証券会社等
(第二條第二十六項に規定する証券会社等を
いう。以下この項において同じ。)以外の者を
相手方として、証券会社等以外の者が行う対
象取引(同條第二十六項に規定する対象取引

をいう。)に基づく債務の引受けを業として行
うことができる。

証券取引清算機関(証券取引清算機関が証
券取引所である場合を除く。以下この条、第
百五十六條の十三、第百五十六條の十四及び
第百五十六條の十七第一項において同じ。)
は、有価証券債務引受業等及びこれに附帯す
る業務のほか、他の業務を営むことができな
い。ただし、有価証券債務引受業に関連する
業務で、当該証券取引清算機関が有価証券債
務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を
生ずるおそれがないと認められるものについ
て、内閣府令で定めるところにより、内閣総
理大臣の承認を受けたときは、この限りでな
い。

証券取引清算機関は、前項ただし書の承認
を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で
定めるところにより、その旨を内閣総理大臣
に届け出なければならない。

第百五十六條の七 証券取引清算機関は、業務
方法書の定めるところにより、その業務を行
わなければならない。

業務方法書には、次に掲げる事項を定めな
ければならない。

- 一 前条第一項の業務を行う場合にあつて
は、その旨
- 二 有価証券債務引受業(前条第一項の業務
を行う場合にあつては、有価証券債務引受
業等。以下この項及び第百五十六條の十に
おいて同じ。)の対象とする債務の起因とな
る取引及び当該取引の対象とする有価証券
の種類
- 三 有価証券債務引受業の相手方とする者
(以下「清算参加者」という。)の要件に関
する事項
- 四 有価証券債務引受業として行う債務の引
受け及びその履行に関する事項
- 五 清算参加者の債務の履行の確保に関する
事項

六 有価証券等清算取次ぎに関する事項

七 その他内閣府令で定める事項

第百五十六條の八 証券取引清算機関の役員若
しくは職員又はこれらの職にあつた者は、そ
の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は
盗用してはならない。

第百五十六條の九 証券取引清算機関は、特定
の清算参加者に対し不当な差別的取扱いをし
てはならない。

第百五十六條の十 証券取引清算機関は、有価
証券債務引受業により損失が生じた場合に清
算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業
務方法書において定めることその他の有価証
券債務引受業の適切な遂行を確保するための
措置を講じなければならない。

第百五十六條の十一 証券取引清算機関が業務
方法書で清算預託金(清算参加者が証券取引
清算機関に対し債務の履行を担保するために
預託する金銭その他の財産)内閣府令で定め
るものに限り、をいう。以下この条において
同じ。を定めている場合において、清算参加
者が債務の不履行により証券取引清算機関に
対し損害を与えたときは、その損害を受けた
証券取引清算機関は、その損害を与えた清算
参加者の清算預託金について、他の債権者に
先立ち弁済を受ける権利を有する。

第百五十六條の十二 証券取引清算機関は、定
款又は業務方法書を変更しようとするとき
は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
ない。

第百五十六條の十三 証券取引清算機関は、第
百五十六條の三第一項第二号から第四号まで
に掲げる事項のいずれかに変更があつたとき
は、内閣府令で定めるところにより、同條第
二項第一号又は第三号に掲げる書類を添え
て、その旨を内閣総理大臣に届け出なければ
ならない。

第百五十六條の十四 第百五十六條の四第二項
第四号イからハまでのいずれかに該当する者

は、証券取引清算機関の取締役又は監査役と
なることができる。

証券取引清算機関の取締役又は監査役が前
項に規定する者に該当することとなつたとき
は、その職を失う。

内閣総理大臣は、不正の手段により証券取
引清算機関の取締役若しくは監査役となつた
者のあることを発見したとき、又は証券取引
清算機関の取締役若しくは監査役が法令若し
くは法令に基づく行政官庁の処分違反した
ときは、当該証券取引清算機関に対し、当該
取締役又は監査役の解任を命ずることができ
る。

第百五十六條の十五 内閣総理大臣は、有価証
券債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必
要があると認めるときは、証券取引清算機関
に対し、その業務若しくは財産に関して報告
若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員
に、証券取引清算機関の営業所に立ち入り、
その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書
類その他の物件を検査させ、若しくは関係者
に質問させることができる。

第百五十六條の十六 内閣総理大臣は、有価証
券債務引受業の適正かつ確実な遂行のため必
要があると認めるときは、その必要の限度に
おいて、証券取引清算機関に対し、業務の運
営又は財産の状況の改善に必要な措置をとる
べきことを命ずることができる。

第百五十六條の十七 内閣総理大臣は、証券取
引清算機関がその免許を受けた当時第百五十
六條の四第二項各号のいずれかに該当してい
たことを発見したときは、その免許を取り消
すことができる。

内閣総理大臣は、証券取引清算機関が法令
又は法令に基づく行政官庁の処分違反した
ときは、第百五十六條の二の免許若しくは第
百五十六條の六第二項ただし書若しくは第百
五十六條の十九の承認を取り消し、六月以内
の期間を定めてその業務の全部若しくは一部

の停止を命じ、又はその役員の解任を命ずることが出来る。

第百五十六條の十八 証券取引清算機関の有価証券債務引受業の廃止又は解散の決議は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第百五十六條の十九 証券取引所は、第八十七條の二及び第百五十六條の二の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けて有価証券債務引受業等及びこれに附帯する業務を営むことができる。

第百五十六條の二十 内閣総理大臣は、前條の承認を受けた証券取引所が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 不正の手段により前條の承認を受けたとき。

二 第八十條第一項の免許を取り消されたとき。

三 第百三十四條第一項各号のいずれかに該当するとき。

第二節 雜則

第百五十六條の二十一 有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該有価証券等清算取次ぎに係る対象取引(第二條第二十六項に規定する対象取引をいう)を行う者とみなして、第百七條の六(第百二十四條において準用する場合を含む。)及び第百八條の三第一項から第三項までの規定を適用する。

証券先物取引等に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託した顧客を当該証券先物取引等の取次ぎを行う者とみなして、第百八條の三第一項から第三項までの規定を適用する。第百五十六條の二十二 第百五十六條の二から前條までの規定を実施するための手続その他その執行について必要な事項は、内閣府令で定める。

第一類第五号

財務金融委員會議録第十六号

平成十四年五月十七日

定める。
第百八十八條中「(會員等)」の下に「証券取引清算機関若しくはその清算参加者」を加える。

第百九十九條第一項中「第百五十六條の十三」を「第百五十六條の十五、第百五十六條の三十四」に改める。

第百九十四條の三「証券取引所」の下に「証券取引清算機関」を加え、同條第九号中「第百五十六條の十一第一項」を「第百五十六條の三十二第一項」に改め、同條第八号中「第百五十六條の五」とし、同條第八号中「第百五十六條の五」を「第百五十六條の二十六」に、「第百五十六條の十一第一項」を「第百五十六條の三十二第一項」に、「第百五十六條の三十一第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同條第十号とし、同條第七号の次に次の二号を加える。

八 第百五十六條の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六條の二の免許の取消し又は第百五十六條の十七第二項若しくは第百五十六條の二十の規定による第百五十六條の十九の承認の取消し

九 第百五十六條の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

第百九十四條の四第一項第二号中「第百五十六條の十五」を「第百五十六條の三十六」に改め、同號を同項第二十五号とし、同項第二十号中「第百五十六條の十一第一項」を「第百五十六條の三十二第一項」に改め、同號を同項第二十四号とし、同項第十九号中「第百五十六條の五」を「第百五十六條の二十六」に、「第百五十六條の十一第一項」を「第百五十六條の三十二第一項」に、「第百五十六條の三十一第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同號を同項第二十三号とし、同項第十八号中「第百五十六條の三十一第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同號を同項第二十二号とし、同項第十七号の次に次の四号を加える。

十八 第百五十六條の二の規定による免許又は第百五十六條の十九の規定による承認
十九 第百五十六條の十七第一項若しくは第二項の規定による第百五十六條の二の免許の取消し又は第百五十六條の十七第二項若しくは第百五十六條の二十の規定による第百五十六條の十九の承認の取消し

二十 第百五十六條の十七第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令

二十一 第百五十六條の十八の規定による認可

第百九十四條の五第二項中「証券取引所」の下に「証券取引清算機関」を加える。
第百九十八條第十九号を同條第二十号とし、同條第十八号を同條第十九号とし、同條第十七号中「第百五十六條の三十一第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改め、同號を同條第十八号とし、同條第十六号の次に次の一号を加える。

十七 第百五十六條の二の規定に違反して有価証券債務引受業を営んだ者

第百九十八條の四「証券取引所」の下に「証券取引清算機関」を加え、同條第三号中「又は第百五十六條の十一第一項」を「第百五十六條の三十二第一項」に改め、同條第二号中「第百五十六條の十四」を「第百五十六條の三十五」に改め、同條第八号中「第百五十六條の十三」を「第百五十六條の三十四」に改め、同條第六條の十五、第百五十六條の三十四」に改める。

第百九十九條中「又は第百五十六條の十三」を「第百五十六條の十五又は第百五十六條の三十四」に改め、「証券取引所」の下に「証券取引清算機関」を加える。

第百九十九條の三第九号中「第百五十六條の六第三項」を「第百五十六條の二十七第三項」に、「第百五十六條の三十一第一項及び第百五十六條の三十一第二項」を「第百五十六條の三十一第一項」に改め、同條第十号中「第百五十六條の七第二項」を「第百五十六條の二十八第一項」に改める。
第百九十七條の六又は第百五十六條の八」に改める。

三項」を「第百五十六條の二十七第三項」に、「第百五十六條の三十一第一項及び第百五十六條の三十一第二項」を「第百五十六條の三十一第一項」に改め、同條第十号中「第百五十六條の七第二項」を「第百五十六條の二十八第一項」に改める。
第百九十四條中「又は第百五十六條の六」を「第百五十六條の六又は第百五十六條の八」に改める。

第百九十六條中「証券取引所」の下に「証券取引清算機関」を加え、同條第十号中「第百五十六條の六第二項又は第百五十六條の七第二項」を「第百五十六條の二十七第二項又は第百五十六條の二十八第二項」に改め、同號を同條第十二号とし、同條第九号の次に次の二号を加える。

十 第百五十六條の六第三項又は第百五十六條の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第百五十六條の十二の規定に違反したとき。

第百七十七條第一項第二号中「第十八号」を「第十九号」に改め、同項第五号中「若しくは第十九号」を「第十九号若しくは第十八号」に改める。

第百八十八條中「代表者であつた者若しくは清算人」の下に「証券取引清算機関の代表者若しくは役員」を加え、同條第四号中「又は第百五十六條の十二第一項」を「第百五十六條の十六又は第百五十六條の三十三第一項」に改める。

(金融先物取引法の一部改正)

第九條 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則(第九十一條—第九十三條)」を「第四章 金融先物清算機関(第九十三條—第九十條)」に改め、第五章 雜則(第九十一條—第九十條)の二—第九十條の二十二」に、「第五章」を

「第六章」に、「第七章」を「第七章」に改める。
 第二条に次の二項を加える。

12 この法律において「金融先物債務引受業」とは、金融先物取引業者を相手方として、金融先物取引業者が行う金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引に基づく債務の引受けを行う営業をいう。

13 この法律において「金融先物清算機関」とは、第九十条の二又は第九十条の二十一第一項の規定により内閣総理大臣の免許又は承認を受けた者をいう。

第十九条第二号中「第七十九条第一項」を

「第五十三条第一項若しくは第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第三項の免許若しくは第九十条の二の免許を取り消され、若しくは第七十九条第一項に、「許可（当該許可）を「免許若しくは許可（当該免許又は許可）」に、「許可等」を「免許等」に改め、同条第五号ホ中「金融先物取引業者が第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可」を「金融先物取引所が第五十一条若しくは第五十三条第一項の規定により第三項の免許を取り消された場合、金融先物取引業者が第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消された場合又は金融先物清算機関が第九十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第九十条の二の免許に、「当該金融先物取引業者」を「当該金融先物取引所、金融先物取引業者又は金融先物清算機関」に改め、同号へ中「第五十六条」を「第三条若しくは第九十条の二の免許又は第五十六條」に、「許可等」を「免許等」に改め、同号ト中「第五十三条第二項、第五十四條第二項若しくは第七十九条第二項」を「第五十三條第一項若しくは第二項、第五十四條第二項、第七十九条第二項若しくは第九十条の十九第二項」に改める。

第二十條第三項中「第四十條第二項の規定により」を「第九十條の二十一第一項の承認を受けた金融先物清算機関に係る同条第二項」に改める。
 第二十一條中「ただし」の下に、「第九十條の二十一第一項の承認を受けた金融先物清算機関に係る同条第二項」に改める。
 第三十一條中「ただし」の下に、「第九十條の二十一第一項の承認を受けた金融先物清算機関に係る同条第二項」に改める。
 第三十五條の三第一項中「及び次条第一項」を「次条第一項、第三十七條第一項及び第四十一條第一項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。
 第三十六條第二号の次に次の一号を加える。
 第三十七條第一項中「金融先物取引所は、取引所金融先物取引（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）を「金融先物取引所（その金融先物市場における取引所金融先物取引（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部に關し、他の金融先物清算機関に金融先物債務引受業等（金融先物債務引受業及び第九十條の六第一項の業務をいう。以下同じ。）を行わせる旨を定款で定めた場合にあつては、当該取引所金融先物取引について金融先物債務引受業等を行う金融先物清算機関。第四項において同じ。）は、取引所金融先物取引」に改める。
 第四十條を次のように改める。
 第四十條 削除
 第四十一條第一項中「又は金融先物取引所に」を「金融先物取引所又は金融先物清算機関金融先物取引所の定款において定める金融先物清算機関に限る。以下この条において同じ。）に」に、「又は金融先物取引所は」を「金融先物取引所又は金融先物清算機関は」に改め、同条第二項中「又は金融先物取引所」を「金融先物取引所又は金融先物清算機関」に改め、同条第三項中「又は金融先物取引所」に改める。
 第五十一條の二第二項中「受託契約準則」の

下に「並びに第九十條の二十一第一項の承認を受けて行う金融先物債務引受業に係る業務方法書」を加える。
 第六章を第七章とする。
 第九十四條の二に次の一号を加える。
 七 第九十條の二の規定に違反して金融先物債務引受業を営んだ者
 第九十四條の三に次の一号を加える。
 四 第九十條の十九第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者
 第九十四條の四第一号中「又は第五十八條第一項若しくは第二項」を「第五十八條第一項若しくは第二項又は第九十條の三第一項若しくは第二項」に改め、同条第二号中「又は第九十條の十七第一項」を「第九十條第一項又は第九十條の十七第一項」に改め、同条第三号中「若しくは第九十條第一項」を「第九十條第一項若しくは第九十條の十七第一項」に改め、同条第四号中「第七十五條」の下に「若しくは第九十條の十五」を、「帳簿書類」の下に「その他の記録」を加え、同条第五号中「第七十六條」の下に「若しくは第九十條の十六第一項」を加える。

第一百條中「又は第八十八條の四」を「第八十八條の四又は第九十條の八」に改める。
 第一百一條に次の一号を加える。
 十 第九十條の六第三項若しくは第九十條の十三の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 第一百四條に次の一号を加える。
 十七 第九十條の十八の規定による命令に違反した者
 第五章を第六章とする。
 第九十一條中「第五十三條、第五十四條又は第七十九條」を「第五十一條、第五十三條、第五十四條、第七十九條又は第九十條の十九第一項若しくは第二項」に改める。
 第九十一條の三の二中「金融先物取引所」の下に「又は金融先物清算機関」を加え、同条に

次の二号を加える。
 三 第九十條の十九第一項若しくは第二項の規定による第九十條の二の免許の取消し又は第九十條の十九第二項若しくは第九十條の二十二の規定による第九十條の二十一第一項の承認の取消し
 四 第九十條の十九第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
 第九十一條の三の三第一項に次の四号を加える。
 八 第九十條の二の規定による免許又は第九十條の二十一の規定による承認
 九 第九十條の十九第一項若しくは第二項の規定による第九十條の二の免許の取消し又は第九十條の十九第二項若しくは第九十條の二十二の規定による第九十條の二十一第一項の承認の取消し
 第十 第九十條の十九第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令
 第十一 第九十條の二十の規定による認可
 第九十一條の四第二項中「又は金融先物取引業協会」を「金融先物取引業協会又は金融先物清算機関」に改める。
 第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 金融先物清算機関
 （免許）
 第九十條の二 金融先物債務引受業は、内閣総理大臣の免許を受けた株式会社でなければ、営んではならない。
 （免許の申請）
 第九十條の三 前条の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。
 一 商号
 二 資本の額
 三 本店その他の営業所の名称及び所在地
 四 取締役及び監査役の氏名
 五 金融先物債務引受業等及びこれに附帯す

る業務以外の業務を営むときは、その業務の内容

2 免許申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 次条第二項第二号及び第三号に掲げる要件に該当しない旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務方法書

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 前項の場合において、定款若しくは貸借対照表が電磁的記録で作成されているとき、又は損益計算書について書面に代えて電磁的記録の作成がされているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる。

(免許審査基準)

第九十条の四 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による免許の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定款及び業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、金融先物債務引受業を適正かつ確実に遂行するために十分であること。

二 金融先物債務引受業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、金融先物債務引受業に係る収支の見込みが良好であること。

三 その人的構成に照らして、金融先物債務引受業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合したと認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その免許を与えなければならない。

一 免許申請者が株式会社でないとき。

二 免許申請者が第十九条第二号から第四号までのいずれかに該当するとき。

三 免許申請者の取締役又は監査役のうちに第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者があるとき。

四 免許申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(免許の拒否等)

第九十条の五 内閣総理大臣は、第九十条の三第一項の規定による免許の申請があつた場合において、その免許を与えることが適当でないとき、その免許申請者に通知して、当該職員をして審問を行わせなければならない。

2 内閣総理大臣が、第九十条の二の規定による免許を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により免許申請者に通知しなければならない。

(業務の制限)

第九十条の六 金融先物清算機関は、業務方法書の定めるところにより、金融先物取引業者以外の者を相手方として、金融先物業者以外の者が行う金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引に基づく債務の引受けを業として行うことができる。

2 金融先物清算機関(金融先物清算機関が金融先物取引所である場合を除く。以下この条、第九十条の十三、第九十条の十四及び第九十条の十九第一項において同じ。)は、金融先物債務引受業等及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができる。ただし、金融先物債務引受業に関連する業務で、当該金融先物清算機関が金融先物債務引受業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、内閣

府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3 金融先物清算機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(業務方法書)

第九十条の七 金融先物清算機関は、業務方法書の定めるところにより、その業務を行わなければならない。

2 業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 前条第一項の業務を行う場合にあっては、その旨

二 金融先物債務引受業(前条第一項の業務を行う場合にあつては、金融先物債務引受業等。以下この項及び第九十条の十において同じ。)の対象とする債務の起因となる取引の種類

三 金融先物債務引受業の相手方とする者(以下「清算参加者」という。)の要件に関する事項

四 金融先物債務引受業として行う債務の引受け及びその履行に関する事項

五 清算参加者の債務の履行の確保に関する事項

六 その他内閣府令で定める事項

(秘密保持義務)

第九十条の八 金融先物清算機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第九十条の九 金融先物清算機関は、特定の清算参加者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

(金融先物債務引受業の適切な遂行を確保するための措置)

債務引受業により損失が生じた場合に清算参加者が当該損失の全部を負担する旨を業務方法書において定めることその他の金融先物債務引受業の適切な遂行を確保するための措置を講じなければならない。

(清算預託金)

第九十条の十一 金融先物清算機関が業務方法書で清算預託金(清算参加者が金融先物清算機関に対し債務の履行を担保するために預託する金銭その他の財産(内閣府令で定めるものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を定めている場合において、清算参加者が債務の不履行により金融先物清算機関に対し損害を与えたときは、その損害を受けた金融先物清算機関は、その損害を与えた清算参加者の清算預託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

(定款又は業務方法書の変更の認可)

第九十条の十二 金融先物清算機関の定款又は業務方法書の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(資本の額等の変更の届出)

第九十条の十三 金融先物清算機関は、第九十条の三第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を添えて、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(役員欠格事由等)

第九十条の十四 第十九条第五号イからリまでのいずれかに該当する者は、金融先物清算機関の取締役又は監査役となることができな

い。

2 金融先物清算機関の取締役又は監査役が前項に規定する者に該当することとなつたときは、その職を失う。

3 内閣総理大臣は、不正の手段により金融先物清算機関の取締役若しくは監査役となつた者のあることを発見したとき、又は金融先物

清算機関の取締役若しくは監査役が法令若しくは法令に基づく行政官庁の処分違反したときは、当該金融先物清算機関に対し、当該取締役又は監査役の解任を命ずることができ

る。

(業務に関する帳簿書類)

第九十条の十五 金融先物清算機関は、内閣府令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第九十条の十六 金融先物清算機関は、決算期ごとに、事業報告書を作成し、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、提出しなければならない。

2 前項の事業報告書に関する記載事項、提出期日その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(立入検査等)

第九十条の十七 内閣府令で定めるところにより、金融先物債権引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、金融先物清算機関に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、金融先物清算機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第五十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(業務改善命令)

第九十条の十八 内閣府令で定めるところにより、金融先物債権引受業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、金融先物清算機関に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(免許の取消し等)

第九十条の十九 内閣府令で定めるところにより、金融先物清

算機関がその免許を受けた当時第九十条の四第二項各号のいずれかに該当していたことを発見したときは、その免許を取り消すことができる。

2 内閣府令で定めるところにより、金融先物清算機関が法令又は法令に基づいて行政官庁の処分違反したときは、第九十条の二の免許若しくは第九十条の六第二項ただし書若しくは第九十条の二十一第一項の承認を取り消し、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその役員員の解任を命ずることができる。

(解散等の認可)

第九十条の二十 金融先物清算機関の金融先物債権引受業の廃止又は解散の決議は、内閣府令で定めるところにより、その効力を生じない。

(金融先物取引所による金融先物債権引受業等)

第九十条の二十一 金融先物取引所は、第九条及び第九十条の二の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣府令で定めるところにより、金融先物債権引受業等及びこれに附帯する業務を営むことができる。

2 会員金融先物取引所は、前項の規定による金融先物債権引受業等により損失が生じた場合において、定款の定めるところにより、一部の会員等に当該損失の全部又は一部を負担させることができる。

第九十条の二十二 内閣府令で定めるところにより、金融先物取引所が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。

二 第三条の免許を取り消されたとき。

三 第四十八条の二第一項各号のいずれかに該当するとき。

(国債証券買入売却法の一部改正)

第十條 国債証券買入売却法(明治二十九年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一條 第二項を次のように改める。

前項買入ハ計算上利益アリト認ムルトキ其ノ他国債ノ整理ノ円滑ナル実施ノため必要アリト認ムルトキニ限り之ヲ為スコトヲ得

(国債整理基金特別会計法の一部改正)

第十一條 国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六條を次のように改める。

第六條 政府ハ国債ノ円滑ナル償還發行ノ為國債ノ利子額(割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ニ付テハ發行価格差減額ニ相当スル金額)ヲ基準トシテ財務大臣ガ定ムル金額ヲ政府ニ支払フコトヲ約スル者ニ対シ當該金額ニ相応スルモノトシテ當該國債ノ元金償還ノ金額(割引ノ方法ヲ以テ發行シタル國債ニ付テハ發行價格ヲ以テ計算シタル金額)ニ付一定ノ方法ニ依リ計算シタル金額ノ支払ヲ約スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル収入金ハ之ヲ國債整理基金特別会計ニ編入スベシ

第一項ノ規定ニ係ル事務ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム

(国債に関する法律の一部改正)

第十二條 国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二條 第二項を次のように改める。

国債ノ登録ヲ為ス場合ニ於テハ証券ヲ發行セズ

第二條の次に次の一條を加える。

第二條ノ二 財務大臣ノ定ムル国債ハ財務大臣ノ定ムル者ニ譲渡ス場合ヲ除クノ外之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得ズ

(所得税法の一部改正)

第十三條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十條 第一項第二号中「無記名の受益証券に係る」を削り、「政令で定めるところにより保

管の委託をして」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されて」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第十一條 第四項中「政令で定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第二十三條 第一項中「預貯金の利子」の下に「社債等の振替に関する法律第九十条第三項(定義)に規定する分離利息振替国債(財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。)に係るものを除く。」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四條 第一項第一号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第四條の二 第二項第一号中「無記名の受益証券に係る」を削り、「政令で定めるところにより保管の委託をして」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第十條 第一項第二号中「無記名の受益証券に係る」を削り、「政令で定めるところにより保

管の委託をして」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されて」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第十一條 第四項中「政令で定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第二十三條 第一項中「預貯金の利子」の下に「社債等の振替に関する法律第九十条第三項(定義)に規定する分離利息振替国債(財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。)に係るものを除く。」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四條 第一項第一号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第四條の二 第二項第一号中「無記名の受益証券に係る」を削り、「政令で定めるところにより保管の委託をして」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第十條 第一項第二号中「無記名の受益証券に係る」を削り、「政令で定めるところにより保

管の委託をして」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されて」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第十一條 第四項中「政令で定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第二十三條 第一項中「預貯金の利子」の下に「社債等の振替に関する法律第九十条第三項(定義)に規定する分離利息振替国債(財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。)に係るものを除く。」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四條 第一項第一号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第四條の二 第二項第一号中「無記名の受益証券に係る」を削り、「政令で定めるところにより保管の委託をして」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第十條 第一項第二号中「無記名の受益証券に係る」を削り、「政令で定めるところにより保

管の委託をして」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されて」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第十一條 第四項中「政令で定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第二十三條 第一項中「預貯金の利子」の下に「社債等の振替に関する法律第九十条第三項(定義)に規定する分離利息振替国債(財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われたものに限る。)に係るものを除く。」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四條 第一項第一号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第四條の二 第二項第一号中「無記名の受益証券に係る」を削り、「政令で定めるところにより保管の委託をして」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第十條 第一項第二号中「無記名の受益証券に係る」を削り、「政令で定めるところにより保

管の委託をして」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されて」に改め、同項第三号中「政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けて」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定めるところにより管理されて」に改める。

第五条の二の見出しを「(振替国債の利子の

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号

一 特定振替機関 社債等の振替に関する法

平成十四年五月十七日

第五条の二第五項第五号を削り、同項第四号

特定間接口座管理機関の

第五条の二第五項第六号から第八号までを次

振替記載等 社債等の振替に関する法律

七 外国再間接口座管理機関 社債等の振替

号において「外国口座管理機関」という。）

外国間接口座管理機関 外国口座管理機

第五条の二第六項中「前項第三号」を「前項

12. *Journal of the American Medical Association*, 2000; 284: 2689-2694.

三三

に改め、同条第十三項中「適格外国仲介業者が、受寄金融機関等に対し、当該適格外国仲介業者に対し非課税適用申告書を提出して混蔵寄託がされた一括登録国債及び当該非課税適用申告書の提出をした者からその提出後混蔵寄託がされた一括登録国債の混蔵寄託をする場合(当該適格外国仲介業者が外国再間接寄託者である場合にあつては、これらの一括登録国債に係る外国間接寄託者が当該受寄金融機関等に対し、これらの一括登録国債の混蔵寄託をする場合)」を「(非居住者又は外国法人が適格外国仲介業者の特定外国営業所等を通じて、非課税適用申告書を提出して振替国債の振替記載等を受ける場合及び当該非課税適用申告書の提出後振替国債の振替記載等を受ける場合)」に、「一括登録国債につき」を「振替国債につき」に、「一括登録国債の混蔵寄託がされた」を「振替国債につき振替記載等がされた」に、「により当該振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等」に、「受寄金融機関等」を「特定振替機関等」に改め、同条第十四項中「一括登録国債」を「振替国債」に、「の当該一括登録国債に係る受寄金融機関等」を「が当該振替国債の振替記載等を受けた特定振替機関等」に、「一括登録国債が適格外国仲介業者に対し混蔵寄託をされた」を「振替国債が適格外国仲介業者から振替記載等を受けた」に、「一括登録国債に係る外国間接寄託者が当該一括登録国債につき混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「振替国債の振替記載等に係る外国間接寄託機関が当該振替国債につき、振替記載等を受ける特定振替機関等」に、「一括登録国債の」を「振替国債の」に、「一括登録国債が」を「振替国債が」に、「一括登録がされていた」を「振替記載等を受けていた」に、「一括登録国債がその取得後引き続き一括登録がされている」を「振替国債がその取得後引き続き振替記載等を受けている」に、「一括登録国債に係る所有期間」を「振替

国債に係る所有期間」に改め、同条第十五項中「受寄金融機関等」を「特定振替機関等」に改める。
 第八条第一項第一号中「国債に関する法律第二十条第二項又は社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)第三条の規定により登録した公社債(国債にあつては、第五条の二第五項第六号に規定する一括登録がされているものに限る。)」を「社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿(第三号において「振替口座簿」という。))に記載又は記録された公社債」に、「金融機関の登録した」を「金融機関の当該記載又は記録がされた」に、「その登録した」を「その記載又は記録されていた」に改め、同項第三号中「受益証券が引き続き記名式であつた」を「受益証券(当該受益証券に表示されるべき権利を含む。が引き続き記名式であつた、又は振替口座簿に記載若しくは記録されていた)」に改め、同条第五項中「登録した期間」を「記載若しくは記録されていた期間」に改める。
 第三十七条の十六第一項第三号中「法人」を「者」に改め、同項第四号を削り、同条第二項中「前項第一号から第三号まで」を「前項各号」に改め、「又は同項第四号に規定する社債」を削る。
 第四十一条の十二の見出しを「(償還差益等に係る分離課税等)」に改め、同条第七項第三号を削り、同条第九項中「国債」を「公社債」に、「短期国債等」を「短期公社債」に改め、「(第五条の二第五項第五号に規定する銘柄をいう。)」を削り、「他の短期国債等」を「他の短期公社債」に、「特定一括登録(同項第六号に規定する一括登録(第十二項、第十五項及び第十八項において「一括登録」という。))」を「特定振替記載等(社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録(以下この条において「振替記載等」という。))」に、「当該特定一括登録」を「当該特定振替記載等」に、「短期国債

等(を「短期公社債(特定の者によつて所有されるものとして財務省令で定める要件を満たすものに限る。))」に、「特定短期国債等」を「特定短期公社債」に改め、同項に次の六号を加える。
 七 社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債
 八 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券
 九 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券
 十 保険業法(平成七年法律第五号)第六十六条の二第一項に規定する短期社債
 十一 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。)
 十二 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券
 第四十一条の十二第十項及び第十一項中「特定短期国債等」を「特定短期公社債」に改め、同条第十二項中「受寄金融機関等(第五条の二第一項に規定する受寄金融機関等)」を「特定振替記載等(社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替記載等及び同法第四十八条の二項に規定する振替記載等とみなされる者並びに規定により当該振替記載等とみなされる者を含む。))」に改め、同条第十三項中「業務規程の規定により口座の開設を受けた特定口座管理機関(第五条の二第五項第二号に規定する

特定口座管理機関をいう。及び特定間接口座管理機関(第五条の二第五項第三号に規定する特定間接口座管理機関をいう。))」に、「外国間接寄託者」を「外国間接口座管理機関」に、「外国再間接寄託者」を「外国再間接口座管理機関」に、「対し当該受寄金融機関等」を「開設され、又は開設されている口座において当該特定振替記載等」に、「特定短期国債等の第五条の二第五項第五号に規定する混蔵寄託」を「当該受寄金融機関等又は当該外国仲介業者に開設され、又は開設されている一括登録に係る口座においてされるものに限る。以下この条において「混蔵寄託」という。をする者」を「特定振替国債等(第九項第一号から第六号までに掲げる国債で特定短期公社債に該当するもの並びに社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び財務省令で定めるところにより同条第一項に規定する元利分離が行われた同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。以下この条において同じ。の振替記載等を受ける者」に、「受寄金融機関等」を「特定振替記載等」に、「混蔵寄託をする際」を「振替記載等(当該口座においてされるものに限る。以下この条において同じ。を受ける際」に、「混蔵寄託に係る受寄金融機関等」を「振替記載等を受ける特定振替記載等」に、「混蔵寄託に係る外国仲介業者」を「振替記載等を受ける外国仲介業者」に、「対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をする」を「おいて当該特定振替記載等の混蔵寄託をする」に、「特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「特定振替記載等を受ける特定振替記載等」に、「受寄金融機関等」を「受寄金融機関等」に、「受ける受寄金融機関等」を「受ける特定振替記載等」に、「受ける受寄金融機関等」を「受ける特定振替記載等」に改め、同条第十三項中「特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「特定振替記載等の振替記載等を受け

の特定振替機関等」に改め、同条第十四項中「混蔵寄託をする者」を「振替記載等を受ける者」に、「特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等」に、「外国再間接寄託者」を「外国再間接口座管理機関」に、「特定短期国債等」を「特定振替国債等」に改め、同条第十六項中「特定短期国債等の償還」を「特定振替国債等の償還」に、「」により「を」又は利息(第十二項に規定する分離利息振替国債に係るものに限る。以下この条において同じ。)の支払により」に、「の支払」を「又は利息の支払」に、「償還を」を「償還又は利息の支払を」に、「償還金の」を「償還金又は利息の」に、「外国再間接寄託者」を「外国再間接口座管理機関」に、「外国間接寄託者」を「外国間接口座管理機関」に、「対して当該特定短期国債等の混蔵寄託をする」を「において当該特定振替国債等の振替記載等を受ける」に、「特定短期国債等」を「特定振替国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等」に改め、同条第十八項中「第五条の二第九項」の下に「又は第六十八条の二第六項」を加え、「一括登録」を「振替記載等」に、「特定短期国債等」を「特定振替国債等」に、「混蔵寄託をする」を「振替記載等を受ける」に、「混蔵寄託が」を「振替記載等が」に改め、「償還金」の下に「及び利息」を加え、同条第十九項中「受寄金融機関等」を「特定振替機関等」に、「特定短期国債等」を「特定振替国債等」に改め、同条第二十項中「特定短期国債等の償還金の支

払の」を「特定振替国債等の償還金又は利息の支払の」に、「外国再間接寄託者」を「外国再間接口座管理機関」に、「特定短期国債等に」を「特定振替国債等の振替記載等に」に、「外国間接寄託者」を「外国間接口座管理機関」に、「特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等」を「特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等」に、「その償還金」を「その償還金又は利息」に、「特定短期国債等の償還金の額」を「特定振替国債等の償還金又は利息の額」に、「特定短期国債等の償還金の支払調書」を「特定振替国債等の償還金等の支払調書」に改め、同条第二十一項中「特定短期国債等の譲渡の」を「特定振替国債等の譲渡の」に、「特定短期国債等の償還金の支払の」を「特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の」に、「特定短期国債等の譲渡対価」を「特定振替国債等の譲渡対価」に、「特定短期国債等の償還金の支払調書」を「特定振替国債等の償還金等の支払調書」に改め、同条第二十二項中「特定短期国債等の譲渡対価」を「特定振替国債等の譲渡対価」に、「特定短期国債等の償還金」を「特定振替国債等の償還金等」に改め、同条第二十三項中「特定短期国債等の譲渡対価」を「特定振替国債等の譲渡対価」に、「特定短期国債等の償還金」を「特定振替国債等の償還金等」に改め、同条第二十三項中「特定短期国債等の譲渡対価」を「特定振替国債等の譲渡対価」に、「特定短期国債等の償還金」を「特定振替国債等の償還金等」に改め、同条第二十三項中「特定短期国債等の譲渡対価」を「特定振替国債等の償還金」に、「特定短期国債等の償還金」を「特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払の」に改める。

第四十二条の二第一項第一号を次のように改める。

一 社債等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債

第四十二条の三の見出しを「特定振替国債等の譲渡の対価等の支払調書等の提出等に係る罰則」に改め、同条第一項第一号中「混蔵寄託をする」を「振替記載等を受ける」に、「受

寄金融機關等」を「特定振替機關等」に、「償還」を「償還若しくは利息の支払」に改め、同項第二号及び同条第三項中「特定短期国債等」を「特定振替国債等」に、「償還金」を「償還金等」に改める。

第五十七条の五第一項第一号中「(平成七年法律第百五号)」を削る。

第六十七條の十四第九項中「(平成十二年法律第九十七号)」及び「平成十年法律第百五号」を削る。

第六十八條の見出しを「(振替国債の利子等の非課税)」に改め、同条第一項中「一括登録国債」を「振替国債」に改め、同条第二項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項中「特定短期国債等」を「特定短期公社債のうち同項第一号から第六号までに掲げるもの」に、「特定一括登録」を「特定振替記載等」に改める。

第六十八條の二を次のように改める。

(分離振替国債の課税の特例)

第六十八條の二 外国法人で次に掲げる要件を満たすものが特定振替機關等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機關等の国内にある營業所若しくは事務所郵便局を含む。以下この条において「營業所等」という。又は当該適格外国仲介業者の特定国外營業所等を通じて振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得(当該外国法人が当該分離振替国債につき振替記載等を受けていた期間(第二号において「所有期間」という。)に対応する部分に限る。)については、法人税を課さない。

一 当該外国法人が、その分離振替国債の保有につき、特定振替機關等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機關等の營業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外營業所等を通じて最初に振替記載等を受ける際、当該振替記載等を受ける分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得につきこ

の項の規定の適用を受けようとする旨、その者の名称及び本店又は主たる事務所所在地(国内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。)その他の財務省令で定める事項を記載した書類(以下この条において「非課税適用申告書」という。)を、当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が他の特定間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関)及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。)を経由し、又は当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関)及び当該分離振替国債の振替記載等に係る外国間接口座管理機関。次号において同じ。)及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して法人税法第十七条に規定する納税地(同法第十八条第一項の規定による指定があつた場合には、その指定をされた納税地)の所轄税務署長に提出していること。

二 当該外国法人が、各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日までに、その者の当該分離振替国債に係る所有期間その他の財務省令で定める事項を記載した書類

(第五項及び第十二項において「所有期間明細書」という。)を、当該特定振替機関等を経由し、又は当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定振替機関等を経由して前号に規定する税務署長に提出していること。 2 前項の規定を適用する場合において、分離振替国債の保有又は譲渡から生ずる損失の額その他の政令で定める金額は、法人税法の規定の適用については、ないものとみなす。 3 第一項の規定は、国内に恒久的施設を有する外国法人の分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得でその者の国内において行う事業に係るものについては、適用しない。 4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 分離振替国債 特定振替機関等又は適格外国仲介業者から当該特定振替機関等の営業所等又は当該適格外国仲介業者の特定国外営業所等を通じて振替記載等を受けている社債等の振替に関する法律第九十条第二項に規定する分離元本振替国債及び同条第三項に規定する分離利息振替国債をいう。 二 特定振替機関 社債等の振替に関する法律第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされるものを含む。第四号において「振替機関」という。)のうち、同法第十三条の規定に基づき分離振替国債を取り扱うことについて国から同意を得た者をいう。 三 特定振替機関等 特定振替機関、特定振替機関の社債等の振替に関する法律第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関をいう。 四 特定口座管理機関 社債等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機	関(次号において「口座管理機関」という。)のうち、振替機関が同法第十二条第一項の規定により口座を開設した者をいう。 五 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、特定口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者(それぞれ外国間接口座管理機関に該当する者を除く。)をいう。 六 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、次に掲げる要件を満たす者として政令で定めるところにより第五条の二第一項第一号に規定する税務署長の承認を受けた者をいう。 イ その者の業務として政令で定めるところにより他の者のために国債の振替を行うことができる者であること。 ロ 所得税法第六十二条に規定する条約(租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。)の我が国以外の締約国次号において「条約相手国」という。)の者であること。 七 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国に所在するものをいう。 八 振替記載等 社債等の振替に関する法律に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。 九 外国再間接口座管理機関 社債等の振替に関する法律第四十四条第一項第十五号に掲げる口座管理機関(内国法人を除く。次号において「外国口座管理機関」という。)のうち、外国間接口座管理機関が同項の規定により口座を開設した者及び当該者が同項の規定により口座を開設した者をいう。	十 外国間接口座管理機関 外国口座管理機関のうち、特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が社債等の振替に関する法律第四十四条第一項の規定により口座を開設した者をいう。 5 第一項第一号又は第二号の場合において、非課税適用申告書又は所有期間明細書が同項第一号に規定する税務署長に提出されたときは、当該非課税適用申告書又は所有期間明細書の提出をした者からその提出の際に經由すべき特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等が受け取った時に当該税務署長に提出があつたものとみなす。 6 非課税適用申告書の提出をする者は、その提出をする際、当該非課税適用申告書の提出をする特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長にその者の法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該非課税適用申告書の提出を受ける特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長は、当該非課税適用申告書に記載されている名称及び本店又は主たる事務所の所在地を当該書類により確認しなければならないものとする。 7 非課税適用申告書を提出した者が、当該非課税適用申告書を提出した後、名称又は本店若しくは主たる事務所の所在地の変更をした場合には、その者は、その変更をした日の属する事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日までに、その変更をした後のその者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地その他の財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該特定振替機関等(当該特定振替機関等が特定口座管理機関である場合には当該特定振替機関等及び特定振替機関とし、当該特定振替機関等が特定間接口座管理機関である場合には当該特定振替機関等)に提出するものとする。	機関等が他の特定間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該特定振替機関等及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の特定間接口座管理機関及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定口座管理機関並びに特定振替機関とする。以下この項において同じ。)を経由し、又は当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該適格外国仲介業者(当該適格外国仲介業者が他の外国再間接口座管理機関から当該分離振替国債の振替記載等を受ける場合には、当該適格外国仲介業者及び当該分離振替国債の振替記載等に係る他の外国再間接口座管理機関)及び当該分離振替国債の振替記載等に係る特定間接口座管理機関)を経由して第一項第一号に規定する税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書を提出しなかつたときは、その該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、当該特定振替機関等又は当該適格外国仲介業者から振替記載等を受けている分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、第一項の規定は、適用しない。 8 第六項の規定は、前項に規定する申告書を提出する者が当該申告書を提出する場合について準用する。この場合において、第六項中「非課税適用申告書の提出をする者」とあるのは「次項に規定する申告書の提出をする者」と、「当該非課税適用申告書」とあるのは「当該申告書」と、「名称」とあるのは「変更後の名称」と読み替へるものとする。 9 特定振替機関等及び適格外国仲介業者は、非課税適用申告書を提出して振替記載等を受けた分離振替国債及び当該非課税適用申告書の提出後振替記載等を受けた分離振替国債につき帳簿を備え、各人別に、政令で定めると
--	--	--	--

た者のあることを発見したとき、又は」とあるのは「内閣総理大臣は」と、新金融先物取引法第九十条の十九第二項中「第九十条の二の免許若しくは第九十条の六第二項ただし書若しくは第九十条の二十一第一項の承認を取り消し」とあるのは「金融先物債務引受業の廃止を命じ」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する新金融先物取引法第九十条の十九第二項の規定により金融先物債務引受業の廃止を命じられた場合における新金融先物取引法第九十条の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を新金融先物取引法第九十条の十九第二項の規定により新金融先物取引法第九十条の二の免許を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新金融先物取引法第九十条の十九第二項の規定による新金融先物取引法第九十条の二の免許の取消の日とみなす。

第七条 この法律の施行の際現に金融先物債務引受業を営んでいる金融先物取引所は、施行日において新金融先物取引法第九十条の二十一第一項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新金融先物取引法第九十条の二十一第一項の承認を受けたとみなされる金融先物取引所は、施行日から三十日以内に新金融先物取引法第九十条の七第一項に規定する業務方法書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(権限の委任)

第八条 内閣総理大臣は、附則第五条第二項及び前条第二項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

(所得税法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第十三条の規定による改正後の所得税法(以下この条において「新所得税法」という。)第十条第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、同項に規定する個人が施行日以後に支払を受けるべき同項第二号に規定する合同運用信託等又は同項第三号に規定する有価

証券の利子又は収益の分配(施行日以後五年を経過する日後に第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該合同運用信託等又は有価証券につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。)について適用し、第十三条の規定による改正前の所得税法(以下この条において「旧所得税法」という。)第十条第一項に規定する個人が、施行日前に支払を受けるべき同項第二号に規定する合同運用信託等又は同項第三号に規定する有価証券の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の社債等の振替に関する法律(以下「新社債等振替法」という。)附則第十条に規定する受入終了日(国債にあっては、新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日。以下この条及び次条において「振替移行期日」という。)までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十條第一項第二号に規定する合同運用信託等又は同項第三号に規定する有価証券の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの(新所得税法第十條第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間(利子又は収益の分配の計算期間で施行日以後五年を経過する日までにその期間が終了するものをいう。以下この条及び次条において同じ。)に対応するものに限り。)については、旧所得税法第十條(第一項第二号又は第三号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第一条第三号に定める日以後は、旧所得税法第十條第一項中「老人等」とあるのは「障害者等(所得税法第九條の二第一項「障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税」に規定する障害者等をいう。以下この条において同じ。)で」と、「老人等」とあるのは「障害者等」と、同

条第三項中「老人等」とあるのは「障害者等」と、同条第五項中「住民票の写し」とあるのは「身体障害者福祉法第十五條第四項(身体障害者手帳の交付)の規定により交付を受けた身体障害者手帳」と、「老人等」とあるのは「障害者等」とする。

3 その利子又は収益の分配の特例計算期間の開始の日(その有価証券(旧所得税法第十條第一項第三号に規定する有価証券をいう。)が当該特例計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日。以下この条及び次条において「開始日」という。)以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧所得税法第十條第一項第二号又は第三号に規定するところにより保管の委託をし、登録を受け、又は信託されている次の各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるものとみなされて新所得税法第十條第一項第二号又は第三号に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子又は収益の分配に係る当該各号に定めるものは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項第二号又は第三号に規定するところにより当該振替口座簿に記載又は記録されていたものとみなして、同項の規定を適用する。

一 新社債等振替法附則第十條に規定する特例社債 同条に規定する振替社債

二 新社債等振替法附則第十九條に規定する特例国債 同条に規定する振替国債

三 新社債等振替法附則第二十七條第一項に規定する特例地方債 同項に規定する振替地方債

四 新社債等振替法附則第二十八條第一項に規定する特例投資法人債 同項に規定する振替投資法人債

五 新社債等振替法附則第二十九條第一項に規定する特例社債 同項に規定する相互会社の

振替社債

六 新社債等振替法附則第三十條第一項に規定する特例特定社債 同項に規定する振替特定社債

七 新社債等振替法附則第三十一條第一項に規定する特例特別法人債 同項に規定する振替特別法人債

八 新社債等振替法附則第三十二條第一項に規定する特例投資信託受益権 同項に規定する振替投資信託受益権

九 新社債等振替法附則第三十四條第一項に規定する特例貸付信託受益権 同項に規定する振替貸付信託受益権

十 新社債等振替法附則第三十五條第一項に規定する特例特定目的信託受益権 同項に規定する振替特定目的信託受益権

十一 新社債等振替法附則第三十六條第一項に規定する特例外債 同項に規定する振替外債

4 新所得税法第十一條第四項の規定は、同項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託の受託者が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分(施行日以後五年を経過する日後に前項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該公社債等につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。)について適用し、旧所得税法第十一條第四項に規定する内国法人若しくは外国法人又は公益信託の受託者が、施行日前に支払を受けるべき同項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分については、なお従前の例による。

5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧所得税法第十一條第四項に規定する公社債等の同項に規定する利子等に係る部分で施行日以後に支払を受けるべきもの(新所得税法第十一條第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除く

ものとし、特例計算期間に対応するものに限る。については、旧所得税法第十一条第四項に係る部分に限る。の規定は、なおその効力を有する。

6 その利子等(旧所得税法第十一条第四項に規定する利子等をいう。)の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条第四項に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けている第三項各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるものとみなされて新所得税法第十一条第四項に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子等に係る当該各号に定めるものは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録されてきたものとみなして、同項の規定を適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第十四条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第四条第一項第一号に係る部分に限る。の規定は、同項に規定する個人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する公債の利子(施行日以後五年を経過する日後に第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該公債につき当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。)について適用し、第十四条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第四条第一項に規定する個人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する公債の利子については、なお従前の例による。

2 振替移行期日までにその起債又は発行の決定がされた旧租税特別措置法第四条第一項に規定する公債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの(新租税特別措置法第四条第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。)については、旧租税特別措置法第四条第一項第一号に係る部分に限る。の規定は、なおその効力を有する。この場合において、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第一条第三号に定める日以後は、旧租税特別措置法第四条第一項及び第三項中「老人等」とあるのは、「所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等」とする。

3 その利子の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条第一項第一号に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けている次の各号に掲げる国債又は地方債が、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定める国債又は地方債とみなされて新租税特別措置法第四条第一項第一号に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子に係る当該各号に定める国債又は地方債は当該特例計算期間の初日から引き続き同項第一号に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録されてきたものとみなして、同項の規定を適用する。

一 新社会債等振替法附則第十九条に規定する特例国債 同条に規定する振替国債

二 新社会債等振替法附則第二十七条第一項に規定する特例地方債 同項に規定する振替地方債

4 新租税特別措置法第四条の二第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する財産形成住宅貯蓄の利子又は収益の分配(施行日以後五年を経過する日後に前条第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲

るものに係る当該財産形成住宅貯蓄につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。)について適用し、個人が施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第四条の二第二項に規定する財産形成住宅貯蓄の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

5 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第四条の二第二項に規定する財産形成住宅貯蓄の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの(新租税特別措置法第四条の二第二項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。)については、旧租税特別措置法第四条の二(第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

6 その利子又は収益の分配の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条の二第二項第二号又は第三号に規定するところにより保管の委託をし、登録を受け、又は信託されている前条第三項各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録がされたものとみなされて新租税特別措置法第四条の二第二項第二号又は第三号に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子又は収益の分配に係る当該各号に定めるものは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項第二号又は第三号に規定するところにより当該振替口座簿に記載又は記録がされたものとみなして、同項の規定を適用する。

7 新租税特別措置法第四条の三第八項の規定は、個人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する財産形成年金貯蓄の利子又は収益の分配(施行日以後五年を経過する日後に前条第三項各号に規定する規定により当該規定に規定

する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該財産形成年金貯蓄につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。)について適用し、個人が施行日前に支払を受けるべき旧租税特別措置法第四条の三第八項に規定する財産形成年金貯蓄の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

8 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第四条の三第八項に規定する財産形成年金貯蓄の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの(新租税特別措置法第四条の三第一項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限る。)については、旧租税特別措置法第四条の三(第八項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

9 その利子又は収益の分配の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四条の三第八項に定めるところにより保管の委託をし、又は登録を受けている前条第三項各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録がされたものとみなされて新租税特別措置法第四条の三第八項に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子又は収益の分配に係る当該各号に定めるものは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録がされたものとみなして、同項の規定を適用する。

10 新租税特別措置法第五条の二第一項の規定は、同項に規定する非居住者又は外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子(施行日以後五年を経過する日後に新社会債等振替法附則第十九条に規定する振替

受入簿に記載又は記録がされた同条に規定する特例国債に係る当該振替国債につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。について適用し、旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する非居住者又は外国法人が、施行日前に支払を受けるべき同項に規定する一括登録国債の利子については、なお従前の例による。

11 振替移行期日までに発行された旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する一括登録国債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの（特例計算期間に対応するものに限り）については、同条の規定は、なおその効力を有する。

12 その利子の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第五条の二第一項に規定する一括登録国債である新社債等振替法附則第十九条に規定する特例国債が、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に同条の規定により同条に規定する振替国債とみなされて新租税特別措置法第五条の二第一項に規定する振替記載等を受けた場合には、当該特例計算期間については、当該利子に係る当該振替国債は当該特例計算期間の開始日から引き続き当該振替記載等を受けていたものとみなして、同条の規定を適用する。

13 旧租税特別措置法第五条の二第五項第三号に規定する適格外国仲介業者として承認を受けた者（施行日において当該承認を取り消されていない者に限り）が、新租税特別措置法第五条の二第一項又は新租税特別措置法第六十八条の二第一項に規定する特定振替機関（日本銀行が新社債等振替法第四十七条の規定に基づく指定を受け、かつ、新社債等振替法第十三条の規定に基づき国債を取り扱うことについて国から同意を得ている場合における日本銀行に限る。）の新社債等振替法第三条第一項第四号に規定する業務規程の定めるところにより口座の開設を受けた新租税特別措置法第五条の二第五項第七号若

しくは新租税特別措置法第六十八条の二第四項第九号に規定する外国再間接口座管理機関又は新租税特別措置法第五条の二第五項第八号若しくは新租税特別措置法第六十八条の二第四項第十号に規定する外国間接口座管理機関に該当する場合に、当該者は新租税特別措置法第五条の二第五項第四号又は新租税特別措置法第六十八条の二第四項第六号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けたものとみなして、新租税特別措置法第五条の二及び新租税特別措置法第六十八条の二の規定を適用する。

14 新租税特別措置法第八号第一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び同条第二項の規定は、同条第一項に規定する金融機関又は同条第二項に規定する証券業者等が施行日以後に支払を受けるべき同条第一項第一号に規定する公社債又は同項第三号に規定する受益証券の利子又は収益の分配（施行日以後五年を経過する日後に前条第三項各号に規定する規定により当該規定に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた当該各号に掲げるものに係る当該公社債又は受益証券につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。）について適用し、旧租税特別措置法第八号第一項に規定する金融機関又は同条第二項に規定する証券業者等が施行日前に支払を受けるべき同条第一項第一号に規定する公社債又は同項第三号に規定する受益証券の利子又は収益の分配については、なお従前の例による。

15 振替移行期日までにその発行の決議若しくは決定、起債又は信託の設定がされた旧租税特別措置法第八号第一項第一号に規定する公社債又は同項第三号に規定する受益証券の利子又は収益の分配で施行日以後に支払を受けるべきもの（新租税特別措置法第八号第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除くものとし、特例計算期間に対応するものに限り）については、旧租税特別措置法第八号（第一項第一号及び第三号並びに同条第二項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

16 その利子又は収益の分配の特例計算期間の開始日以後引き続き前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第八号第一項第一号又は第三号に定めるところにより登録を受け、又は委託されている前条第三項各号に掲げるものが、当該特例計算期間の開始日から当該特例計算期間の終了の日までの間に当該各号に規定する規定により当該各号に定めらるものとみなされて新租税特別措置法第八号第一項第一号又は第三号に規定する振替口座簿に記載又は記録された場合には、当該特例計算期間については、当該利子又は収益の分配に係る当該各号に定めるものは当該特例計算期間の開始日から引き続き同項第一号又は第三号に定めるところにより当該振替口座簿に記載又は記録されていたものとみなして、同項及び同条第二項の規定を適用する。

17 新租税特別措置法第四十一条の十二第九項から第十一項までの規定は、施行日以後に発行される同条第九項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期国債等については、なお従前の例による。

18 施行日から新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日までの間に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期国債等については、同項から同条第十一項までの規定は、なおその効力を有する。

19 新租税特別措置法第四十一条の十二第二項から第十四項までの規定は、施行日以後最初に同条第十二項に規定する特定振替機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等を受ける場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第二項に規定する受寄金融機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に

規定する特定短期国債等の同項に規定する混蔵寄託をする場合については、なお従前の例による。

20 新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日までに発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第二項に規定する特定短期国債等を施行日から当該政令で定める日までの間に、最初に同項に規定する受寄金融機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定短期国債等の同項に規定する混蔵寄託をする場合には、同条第十二項から第十四項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十二項中「受寄金融機関等（第五条の二第一項）とあるのは「受寄金融機関等（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第 号）第十四条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税特別措置法」という。）第五条の二第一項」と、「第五条の二第五項第八号」とあるのは「旧租税特別措置法第五条の二第五項第八号」と、「営業所等（第五条の二第一項）とあるのは「営業所等（旧租税特別措置法第五条の二第一項）」と、「（第五条の二第五項第五号）」とあるのは「旧租税特別措置法第五条の二第五項第五号」とする。

21 新租税特別措置法第四十一条の二十五項及び第十九項の規定は、施行日以後に同条第十五項に規定する特定振替国債等を譲渡した者及び当該譲渡を受けた法人並びに当該譲渡の対価を支払をする法人について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の二十五項に規定する特定短期国債等を譲渡した者及び当該譲渡を受けた法人並びに当該譲渡の対価を支払をする法人については、なお従前の例による。

22 新社債等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日までに発行された旧租税特別措置法第四十一条の二十五項に規定する特定短期国債等を施行日以後に譲渡した者及び当該譲渡

を受けた法人並びに当該譲渡の対価の支払をする法人については、同項及び同条第十九項の規定は、なおその効力を有する。

23 新租税特別措置法第四十一条の十二第十六項、第十七項及び第二十項の規定は、施行日以後に同条第十六項に規定する特定振替国債等の同項に規定する償還金又は利息の支払を受ける場合について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第十六項に規定する特定短期国債等の同項に規定する償還金の支払を受ける場合については、なお従前の例による。

24 新社会等振替法附則第十九条に規定する政令で定める日までに発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第十六項に規定する特定短期国債等につき、施行日以後に同項に規定する償還金の支払を受ける場合には、同条第十六項、第十七項及び第二十項の規定は、なおその効力を有する。

25 第二十二項又は前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧租税特別措置法第四十一条の十二第十九項又は第二十項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は特定短期国債等の償還金の支払調書については、同条第二十一項から第二十三項までの規定は、なおその効力を有する。

26 新租税特別措置法第四十二条の二第一項第一号に係る部分に限る。の規定は、施行日以後に開始する同項に規定する債券現先取引から生ずる同項に規定する特定利子について適用し、施行日前に開始した旧租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引(当該取引に係る同項第一号に規定する一括登録がされている国債が、当該取引の開始の日から終了の日までの間に、新社会等振替法附則第十九条の規定により同条に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた場合を含む。次項において同じ。)から生ずる旧租税特別措置法第四十二条の二第一項に規定する特定利子については、なお従前の例による。

27 旧租税特別措置法第四十二条の二第一項(第一号に係る部分に限る。の規定は、施行日から施行日以後五年を経過する日までの間に開始する同項に規定する債券現先取引から生ずる同項に規定する特定利子については、なおその効力を有する。)

28 新租税特別措置法第六十八条第一項の規定は、同項に規定する外国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する振替国債の利子(施行日以後五年を経過する日以後に新社会等振替法附則第十九条に規定する振替受入簿に記載又は記録がされた同条に規定する特例国債に係る当該振替国債につき、当該記載又は記録がされた日以後に支払を受けるべきものを除く。)について適用し、旧租税特別措置法第六十八条第一項に規定する外国法人が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する一括登録国債の利子については、なお従前の例による。

29 振替移行期日までに発行された旧租税特別措置法第六十八条第一項に規定する一括登録国債の利子で施行日以後に支払を受けるべきもの(特例計算期間に対応するものに限る。)については、同条の規定は、なおその効力を有する。

30 新租税特別措置法第六十八条第三項の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債につき支払を受ける同項に規定する償還差益について適用し、外国法人が施行日前に発行された旧租税特別措置法第六十八条第三項に規定する特定短期国債等につき支払を受ける同項に規定する償還差益については、なお従前の例による。

31 施行日から振替移行期日までの間に発行された旧租税特別措置法第六十八条第三項に規定する特定短期国債等につき支払を受ける同項に規定する償還差益については、同項の規定は、なおその効力を有する。
(鉄道抵当法の一部改正)
第十一条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項二規定スル振替債等ニシテ国土交通省令ノ定ムルモノヲ含ム以下同ジ)」を加える。

第十二条 次に掲げる法律の規定中「短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第一項」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号」に改める。

一 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)第六条
二 貿易保険法(昭和二十五年法律第六十七号)第二条第十七項
三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の九第一項
四 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第二十七條第一項
五 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第十九条第二号
六 信用保証協会法(昭和二十八年法律第九十六号)第二十条第一項第四号
七 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十七條第一項
八 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条第一項第五号
九 通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)第二十八條第一項第八号
十 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)第十八條第一項
十一 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十二年法律第四十五号)第十条第一項

十二 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十二年法律第七十七号)第四十条第一項第一号
十三 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第五條第一項

十四 新事業創出促進法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二百二十三号)附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)第六条第一号
十五 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)第六条第一項第一号
十六 電気通信基盤充実臨時措置法(平成三年法律第二十七号)第六条第一項第一号
十七 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)第十四条の三第一項第一号
十八 受信設備制御型放送番組の制作の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第七十七号)第六条第一号
十九 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成九年法律第二十八号)第十三条第一号
二十 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第十五条第一項
二十一 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第六条第一号
二十二 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二十二條第一号
二十三 新事業創出促進法(平成十年法律第二百二十三号)第三十二條第一号
二十四 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)第六条第一号
二十五 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第十四條第一号
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
第十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一

部を次のように改正する。

第六十二条第一項中「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百九条第一項に規定する振替社債等を含む。次条第一項及び第六十八条において同じ。)」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第十四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第一項第六号を次のように改める。

六 株式、社債(特別の法律により設立された法人の発行する債券を表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債及び国債その他これらに準ずる権利

第二百三十八条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第六号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第六十一条の二第二項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第六項に規定する特定短期社債(次項第五号において「旧特定短期社債」という。を含む。))を加え、同条第二十六項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同条第二十七項中「第二十三項ただし書及び第二十四項」を「第二十五項ただし書及び第二十六項」に改め、同条第十三項の次に次の一項を加える。

第六項第十号の二の「振替業」とは、社債

に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。)

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

第二百四十条第四項第三号中「社債等登録法」の下に「(昭和十七年法律第十一号)を、

「国債に関する法律」の下に「(明治三十九年法律第三十四号)を加え、

「短期社債等の振替に関する法律」を「社債等の振替に関する法律」に改め、

「振替口座簿」の下に「記載され、又は」を加える。

第二百六十三号の二第四項中「(平成七年法律第五十五号)」を削る。

(農業協同組合法の一部改正)

第十五条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第六項第六号の二中「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する短期社債等)をいう。以下この条において同じ。」を削り、

同項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 振替業

第十条第十二項中「又は特定短期社債」の下に「(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第六項に規定する特定短期社債(次項第五号において「旧特定短期社債」という。を含む。))を加え、

同条第二十六項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同条第二十七項中「第二十三項ただし書及び第二十四項」を「第二十五項ただし書及び第二十六項」に改め、

同条第十三項の次に次の一項を加える。

第六項第十号の二の「振替業」とは、社債

等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。

第十条第十二項の次に次の一項を加える。

第六項第六号の二、第六号の三及び第十五号並びに第十一項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第六十一条の二第二項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第八項に規定する特定短期社債(旧特定短期社債を含む。)

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

(郵便法の一部改正)

第十六条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「保護預り」の下に「、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い」を加える。

(国有財産法の一部改正)

第十七条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号を次のように改める。

六 株式、新株予約権、社債(特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。)、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるものと並びに出資による権利(国が資金又は積立

金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。)

第二条第一項第七号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項第六号の「短期社債等」とは次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三条ノ二に規定する短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券

四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第六十一条の二第二項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。)

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券

(水産業協同組合法の一部改正)

第十八条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 振替業(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。)

九の二 振替業(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第四項に規定する口座管理機関として行う振替業をいう。以下同じ。)

第八十七條第四項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 振替業

第九十三條第二項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 振替業

第九十七條第三項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 振替業

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第十九條 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「保護預り」の下に「、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第二十條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「保護預り」の下に「、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い」を加える。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第二十一條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の八第二項第七号中「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項(定義)に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 振替業

第九條の八第六項中「第二項に」を「第二項及び前項に」に改め、同項第一号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次のように加える。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。

イ 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六條第一号(権利の帰属)に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三條ノ二(短期商工債券の発行)に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四條の三の二(第一項全国連合会の短期債券の発行)に規定する短期債券

ニ 保険業法第六十一條の二(第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法

第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第六項(定義)に規定する特定短期社債(第二号の二において「旧特定短期社債」という。を含む。)

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二條の二(第一項(短期農林債券の発行)に規定する短期農林債券

第九條の八第六項第二号の二中「(平成十年法律第五号)」を削り、「特定短期社債」を「特定短期社債(旧特定短期社債を含む。)」に改め、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項(定義)の口座管理機関として行う振替業をいう。

(家畜商法の一部改正)

第二十二條 家畜商法(昭和二十四年法律第二百

八号)の一部を次のように改正する。

第十條の三第二項中「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九條第一項に規定する振替社債等を含む。)」を加える。

(外国為替及び外国貿易法の一部改正)

第二十三條 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十一号中「登録されて」を「券面が発行されて」に改める。

(相続税法の一部改正)

第二十四條 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項第三号中「短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する」を削り、同条第三項中「前項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第三号に規定する短期社債等とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六條第一号に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三條ノ二に規定する短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四條の三の二(第一項に規定する短期債券

四 保険業法(平成七年法律第五号)第六十一條の二(第一項に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律第二条第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一

の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第六項に規定する特定短期社債を含む。)

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二條の二(第一項に規定する短期農林債券

(公職選挙法の一部改正)

第二十五條 公職選挙法(昭和二十五年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第九十二條第一項中「国債証書」の下に「(その権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。)」を加える。

(放送法の一部改正)

第二十六條 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第八項中「及び非訟事件手続法」を「、非訟事件手続法及び社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第二十七條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十七條第三項中「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九條第一項に規定する振替社債等を含む。)」を加える。

(鉱業法の一部改正)

第二十八條 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)
第二十九条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十四条の七中「同条第二項中「顧客」とあるのは「投資法人」と、同項第三号を「同項第三号」に改める。

第三十九条の六第二項中「投資法人債は」の下に「担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)を加える。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第三十条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「その他」を「その他の」に改め、「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)」を加える。

(長期信用銀行法の一部改正)

第三十一条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二項(定義)に規定する」を削り、同条第三項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 振替業

第六条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前項第一号」を「第三項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第三項第七号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二條第四項(定義)の口座管理機関として行う振替業をいう。

4 第一項第二号の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六條第一号(権利の帰属)に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三條ノ二(短期商工債券の発行)に規定する短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四條の三の二第一項(全国連合会の短期債券の発行)に規定する短期債券

四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第六十一条の二第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二條第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二條第六項(定義)に規定する特定短期社債を含む。)

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二條の二第一項(短期農林債券の発行)に規定する短期農林債券

第十一條第五項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 社債等の振替に関する法律の規定によりその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる債券を発行しようとするときは、同法の適用がある旨(旅行業法の一部改正)

第三十二條 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第八條第六項中「その他」を「その他の」に改め、「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)」を加える。

九條第一項に規定する振替社債等を含む。を(労働金庫法の一部改正)

第三十三條 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項第八号中「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二條第二項(定義)に規定する短期社債等)」を削り、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 振替業

第五十八條第六項中「第二項に」を「第二項及び前項に」に改め、同項第一号を同項第一号の二とし、同項に第一号として次のように加える。

一 短期社債等 次に掲げるものをいう。
イ 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六條第一号(権利の帰属)に規定する短期社債

ロ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三條ノ二(短期商工債券の発行)に規定する短期商工債券

ハ 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四條の三の二第一項(全国連合会の短期債券の発行)に規定する短期債券

ニ 保険業法(平成七年法律第五十五号)第六十一条の二第一項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

ホ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二條第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律

(平成十年法律第五十五号)第二條第六項(定義)に規定する特定短期社債(第二号の二において「旧特定短期社債」という。)を含む。

ヘ 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二條の二第一項(短期農林債券の発行)に規定する短期農林債券

第五十八條第六項第二号の二中「(平成十年法律第五十五号)」を削り、「特定短期社債」を「特定短期社債(旧特定短期社債を含む。)」に改め、同項第三号の二を同項第三号の三とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二條第四項(定義)の口座管理機関として行う振替業をいう。

第五十八條の二第一項第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 振替業

第五十八條の二第十二項中「第二項」を「第二項及び前項」に、「次條第一項」を「前項及び次條第一項」に改める。

第五十八條の五第一項第三号中「(平成七年法律第五十五号)」を削る。
(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第三十四條 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第一百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「短期社債等の振替に関する法律」を「社債等の振替に関する法律」に改め、「振替口座簿」の下に「記載され、又は」を加える。

(国税徴収法の一部改正)
第三十五條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。
第六十二條の見出しを「(差押えの手続及び効力発生時期)」に改め、同條第一項中「債権の差押」を「債権(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二條第一項(定義)に規定する社債等のうちその権利の帰属が

振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの(次条において「振替社債等」という。)を除く。以下この条において同じ。の差押え」に改め、同条の次に次の一条を加える。
(振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期)

第六十二条の二 振替社債等の差押えは、第三債務者及び滞納者がその口座の開設を受けている振替機関等(社債等の振替に関する法律第二条第五項(定義)に規定する振替機関等をいう。以下この条において同じ。)に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、振替社債等を差し押さえるときは、第三債務者に対しその履行を、振替機関等に対し振替社債等の振替又は抹消を、滞納者に対し振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じなければならない。

3 第一項の差押えの効力は、債権差押通知書が振替機関等に送達された時に生ずる。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)
第三十六条 原子力損害の賠償に関する法律昭和三十六年法律第四十七号の一部を次のように改正する。

第十二条中「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。以下この節において同じ。)」を加える。
(割賦販売法の一部改正)

第三十七条 割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「その他」を「その他の」に改め、「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)」を加える。

(地方住宅供給公社法の一部改正)

第三十八条 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一類第五号 財務金融委員会議録第十六号

第三十三条の次に次の一条を加える。
(債券)

第三十三条の二 地方公社は、債券を発行することができる。

(地方道路公社法の一部改正)

第三十九条 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の次に次の一条を加える。
(債券)

第二十七條の二 道路公社は、債券を発行することができる。

(積立式宅地建物販売業法の一部改正)

第四十条 積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律第一百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「その他」を「その他の」に改め、「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)」を加える。

(公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正)
第四十一条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 土地開発公社は、債券を発行することができる。

第三十三条第五号中「から第六項まで」を「第五項又は第七項」に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)
第四十二条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「農林債券」の下に「農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十条の規定により発行されるものであつて、」を加える。

平成十四年五月十七日

第五条第三項中「(平成十三年法律第九十三号)」を削る。

(民事執行法の一部改正)

第四十三条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)」を加える。

(銀行法の一部改正)
第四十四条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第二項(定義)に規定する短期社債等をいう。以下この条において同じ。)」を削り、同項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 振替業
第十条第八項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第二項第十号の二の「振替業」とは、社債等の振替に関する法律第二条第四項(定義)の口座管理機関として行う振替業をいう。

第十条第六項中「(平成十三年法律第五十五号)」を削り、「又は特定短期社債」の下に「(旧特定短期社債を含む。)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第二号、第五号の三及び第十六号並びに第六項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号(権利の帰属)に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第

十四号)第三十三条ノ二(短期商工債券の発行)に規定する短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四条の三の二第一項(全国連合会の短期債券の発行)に規定する短期債券

四 保険業法(平成七年法律第五十五号)第六十一条の二第二項(短期社債に係る特例)に規定する短期社債

五 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第八項(定義)に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五十五号)第二条第六項(定義)に規定する特定短期社債(第七項において「旧特定短期社債」という。を含む。))

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二条の二第一項(短期農林債券の発行)に規定する短期農林債券

第十六条の二第一項第四号中「(平成七年法律第五十五号)」を削る。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)
第四十五条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「その他内閣府令で定める有価証券」を「その他の内閣府令で定める有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。)」に改める。

第二十二條第二項第一号中「過半数の株式を所有していること」を「総株主の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一

二第四項に規定する種類の株式に係る議決権を除き、同条第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式に係る議決権を含む。第三十条の三第二項において同じ。の過半数を保有していること」に改める。

第二十三条第四項中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改める。

第三十条中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第三十条の三第二項第一号中「過半数の株式を所有していること」を「総株主の議決権の過半数を保有していること」に改める。

第三十三条中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改める。

(郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律の一部改正)

第四十六條 郵政官署における国債等の募集の取扱い等に関する法律(昭和六十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)第二條第四項の口座管理機関として行う振替業(以下単に「振替業」という。)に係る取扱い

第九條の次に次の一条を加える。

(振替業に係る取扱い)
第九條の二 郵政事業庁長官は、社債等振替法第四十四條第一項の規定に基づき、他の者のために、その申出により国債等の振替を行うための口座(以下「国債等振替口座」という。)を開設する。

2 郵政事業庁は、この法律に定めるもののほか、社債等振替法の定めるところにより、振替業に係る取扱いを行う。

3 第五條第二項及び第三項並びに第六條から

第八條までの規定は、振替業に係る取扱いについて準用する。この場合において、第五條第二項中「前項」とあるのは「第九條の二第二項」と、「証券の保護預り」とあるのは「国債等振替口座の開設」と、「当該保護預りを請求した」とあるのは「同項の申出をした」と、同項及び同条第三項、第六條、第七條第一項及び第三項並びに第八條中「証券の寄託者」とあるのは「加入者」と、第五條第二項中「保護預り証書(保護預り通帳)」とあるのは「加入証書(加入通帳)」と、同条第三項及び第七條第二項中「保護預り証書」とあるのは「加入証書」と、第六條中「前條第一項の規定により国債等の証券の保護預り」とあり、及び第七條第一項中「保護預り」とあるのは「振替業に係る取扱い」と読み替えるものとする。

第十條第一項中「について、」を「及び国債等振替口座に係る国債等について、」に、「以外」を「及び国債等振替口座に係る国債等以外」に改める。

第十一條第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「一般承継人」の下に「又は加入者」を、「係る国債等」の下に「又は当該加入者の国債等振替口座に係る国債等」を加え、同条第五項中「保護預り証券」の下に「又は国債等振替口座に係る国債等」を加え、「第五條第五項中」を「同條第五項中」に改める。

第十二條中「郵政事業庁長官は」の下に「総務省令の定めるところにより」を加え、「又は」を「若しくは」に、「から請求があつたと」を「又は加入者に対し」に改め、「係る国債等」の下に「又は当該加入者の国債等振替口座に係る国債等」を加える。

第十三條第四項中「又は」を「若しくは」に、「買い取る」を「買い取り、又は元金の支払に関する事務を行う」に改め、「代金」の下に「又は元金」を加える。

項中「又は」を「若しくは」に、「その代金」を「又は元金の支払に関する事務を行い、その代金又は元金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第十二條の規定による貸付金の貸付期間内に当該貸付けの担保とされた国債等の元金の払渡しの請求があつたときは、郵政事業庁は、当該払い渡すべき元金に相当する金額からその時における当該貸付金及びその利子の合計額に相当する金額を控除した金額を払い渡す。この場合において、当該貸付金及びその利子に係る債務は、その時に弁済されたものとみなす。

第十七條中「第三條第一項第四号及び第五号」を「第三條第一項第五号及び第六号」に改める。

第十九條中「保護預り」の下に「振替業に係る取扱い」を加える。

(民事保全法の一部改正)

第四十七條 民事保全法(平成元年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「有価証券」の下に「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百二十九條第一項に規定する振替社債等を含む。」を加える。

(前払式証券の規制等に関する法律の一部改正)

第四十八條 前払式証券の規制等に関する法律(平成元年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第七項中「その他内閣府令で定める有価証券」を「その他の内閣府令で定める有価証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百二十九條第一項に規定する振替社債等を含む。)」に改める。

(保険業法の一部改正)

第四十九條 保険業法(平成七年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第九十八條第一項第四号の三中「(短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十

五号)第二條第二項(定義)に規定する短期社債等という。以下この条において同じ。」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とはそれぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二條第三項、第四項又は第七項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいい、「特定短期社債」とは同法第二條第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二條第六項(定義)に規定する特定短期社債を含む。)をいう。

第九十八條中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第四号の三、第五号及び第十号並びに第四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六條第一号(権利の帰属)に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三條ノ二(短期商工債券の発行)に規定する短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四條の三の二第一項(全国連合会の短期債券の発行)に規定する短期債券

四 第六十一條の二第一項に規定する短期社債

五 前項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二條の二第一項(短期農林債券

五号)第二條第二項(定義)に規定する短期社債等という。以下この条において同じ。」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とはそれぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二條第三項、第四項又は第七項(定義)に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいい、「特定短期社債」とは同法第二條第八項に規定する特定短期社債(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二條第六項(定義)に規定する特定短期社債を含む。)をいう。

第九十八條中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第四号の三、第五号及び第十号並びに第四項の「短期社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六條第一号(権利の帰属)に規定する短期社債

二 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十三條ノ二(短期商工債券の発行)に規定する短期商工債券

三 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四條の三の二第一項(全国連合会の短期債券の発行)に規定する短期債券

四 第六十一條の二第一項に規定する短期社債

五 前項に規定する特定短期社債

六 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第六十二條の二第一項(短期農林債券

の発行)に規定する短期農林債券

第百二十二条の二第二項中「第九十八条第七項」を「第九十八条第八項」に改める。

第百九十条第九項中「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。第二百二十三条第十項及び第二百九十一条第九項において同じ。)」を加える。

(民事訴訟法の一部改正)

第五十条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第七十六条中「有価証券」の下に「(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。次条において同じ。)」を加える。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)

第五十一条 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第百七十四条第一項中「受益証券の番号」を「受益権の種類」に改め、同条第三項中「受益証券ノ番号」を「受益権ノ種類」に改める。

第百七十五条第一項第三号中「各受益証券」を「各受益証券の権利者の有する受益証券」に改める。

第二百五十二条第一項第十五号中「社員総会、権利者集会若しくは種類権利者集会を招集せず」を「社員総会を招集せず」に改める。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 この法律の施行前に行われた特定目的信託(資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。)の受益権の移転の受託信託会社等(同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。)に対する対抗要件及び特定目的信託の権利者名簿の義書換については、なお従前の例による。

(総務省設置法の一部改正)

第五十三条 総務省設置法(平成十一年法律第九

十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十九号二中「保護預り」の下に「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第四項の口座管理機関として行う振替業に係る取扱い」を加える。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第五十四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第六十三号中「短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十九条第一項」を「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第百三十七条第一項」に改める。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十五条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五十条第二項中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改める。

(株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第五十六条 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第三十九条の三第二項」を「第三十九条の十二第二項」に改める。

(金融機関等による顧客等の本人確認に関する法律の一部改正)

第五十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十号中「第二条第二十五項」を「第二条二十八項」に改め、同条第三十六号を次のように改める。

三十六 社債等の振替に関する法律(平成十

三年法律第七十五号)第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)

第二条第三十八号を同条第三十九号とし、同条第三十七号を同条第三十八号とし、同条第三十六号の次に次の一号を加える。

三十七 同法第二条第四項に規定する口座管理機関(前各号に掲げる者及び郵政事業庁長官を除く。)

第九条に次の一項を加える。

4 前三項の規定は、日本銀行については、適用しない。

第十四条第一項第十一号中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、「金融機関等」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同項第十二号中「第二条第三十七号」を「第二条第三十八号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二 第二条第三十六号及び第三十七号に掲げる金融機関等のうち国債を取り扱うものの内閣総理大臣、法務大臣及び財務大臣

(信託業法の一部改正)

第五十八条 信託業法の一部を次のように改正する。

第十條第二項を削る。

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の信託業法第十条第二項の規定は、なおその効力を有する。

(金融機関再建整備法の一部改正)

第六十条 金融機関再建整備法(昭和二十二年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第七項中「社債等登録法による登録の抹消又は変更」を削る。

(地方自治法の一部改正)

第六十一条 地方自治法の一部を次のように改正

する。

第二百四十条第四項第三号中「社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)又は」を削る。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第六十二条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の地方自治法第二百四十条第四項第三号の規定は、なおその効力を有する。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正)

第六十三条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

第百三十九条の六第二項中「社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)」を削る。

第百九十六条第三項中「又は第百三十九条の六第二項の規定により適用される社債等登録法第四条の規定により投資法人が投資法人債券を発行しない場合」及び「当該投資法人債券に表示されるべき投資法人債は投資法人債券と、それぞれ」を削る。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十四条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の六第二項及び第百九十六条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(信用金庫法の一部改正)

第六十五条 信用金庫法の一部を次のように改正する。

第五十四条の十三を次のように改める。

第五十四条の十三 削除

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第六十六条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法の規定による登録社債等については、前条の規定による改正前の信用金庫法第五十四条の十三の規定

は、なおその効力を有する。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)
第六十七条 国の債権の管理等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定により登録されたもの及び」を削る。

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六十八条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定については、前条の規定による改正前の国の債権の管理等に関する法律第三條第一項第二号の規定は、なおその効力を有する。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第六十九条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第九項を削り、同条第十項を同条第九項とする。

附則第十六条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七十条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定については、前条の規定による改正前の民間都市開発の推進に関する特別措置法第八條第九項及び同法附則第十六條第二項の規定は、なおその効力を有する。

(保険業法の一部改正)

第七十一条 保険業法の一部を次のように改正する。
第六十一条第三項中「、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)」を削る。
(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第七十二条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定については、前条の規定による改正前の保険業法第六十一條第三項の規定は、なおその効力を有する。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)
第七十三条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

第百三十三條第二項中「、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)」を削る。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十四条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定については、前条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律第百三十三條第二項の規定は、なおその効力を有する。

(金融庁設置法の一部改正)
第七十五条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四條第十九号中「、振替及び登録」を「及び振替」に改める。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正)
第七十六条 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第百三十三條第二項中「、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)」を削る。

(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七十七条 附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)の規定については、前条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一條の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百三十三條第二項の規定は、なおその効力を有する。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)
第七十八条 社債等の振替に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十四條第二項中「社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)」を「証券決済制度等の改革に関する証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第三條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第三條の規定による廃止前の社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)次項において「旧社債等登録法」という。」に改め、同条第三項中「社債等登録法」を「旧社債等登録法」に改める。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)
第七十九条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中「第十條」を「第十條ノ二」に改める。

(法人税法の一部改正)
第八十条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一條の二第十項中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改める。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)
第八十一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の一部

を次のように改正する。
第九條第九号中「第百五十六條の三第一項」を「第百五十六條の二十四第一項」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)
第八十二条 金融庁設置法の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「からノまで」を「からクまで」に改め、同条第三号中ノをクとし、キをオとし、ウをノとし、ムをキとし、ラをウとし、ナをムとし、ネをラとし、ツをナとし、ソをネとし、レをツとし、タの次に次のように加える。

ソ 金融先物債務引受業を営む者
第四條第三号中タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、又をルとし、リの次に次のように加える。
又 有価証券債務引受業を営む者
(罰則の適用に関する経過措置)

第八十三条 この法律(附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第八十五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において新社債等振替法、新証券取引法及び新金融先物取引法の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新社債等振替法第二條第十一項に規定する加入者保護信託、新証券取引法第二條第二十七項に規定する証券取引清算機関及び新金融先物清算機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

る。

理由

内外の金融情勢の変化に即応し、諸外国の制度との調和を図りつつ、より安全で、効率性の高い証券決済制度等を構築していく必要性にかんがみ、社債、国債等について、券面を必要としない新たな振替制度の整備、より効率的な清算を可能とする清算機関制度の整備を行う等、決済の迅速化、確実化をはじめとする証券市場の整備のため、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案

証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第十一条中国債整理基金特別会計法第六条の改正規定を次のように改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

平成十四年五月三十日印刷

平成十四年五月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局